

こゝ第3病元の浸入を防ぐこゝの三大要項を適用すべきであるこゝ云ひ病元の浸入を防ぐ事に於て著者は小縣博士の方法を賞揚して居る即野菜並漬物に附着せる蛔蟲卵は化學的のものに對しては強い抵抗を有する卵も温度に對しては非常に弱きものである即攝氏50°の湯中で45秒以上同じく55°で50秒、60°で5秒以上65°で2秒以上70°以上の熱温には1秒間つけば發育力も感柔力も失れるこゝ云ふ。漬物に於ては普通水洗後湯の中に1—2分間投入して然る後に冷却の目的で更に冷水に投入して後に食すれば風味には變化なくして安全であるこゝ云つて居る。

小林晴治郎 朝鮮及滿洲に於ける十二指腸蟲の分布に就て (日本之醫界 第16卷第95號)

十二指腸蟲の地理的分布は朝鮮の南部及大連撫順には中々濃厚にして朝鮮の北部及南滿洲の大部分は少く後者に少い原因は明かでないが人糞の取扱法が内地と異つて居る事が或は原因ではないかと思像され十二指腸蟲の種類は *Ancylostoma duodenale* の方が多い様である。

Necator Americanus は中部で多少認められた。

コート。ランド。ストール。支那に於ける十二指腸蟲病(豫報)

(實驗醫學雜誌 第10卷第2號)

研究のプログラムは次の3項からなつて居る。

1. 支那に於ける十二指腸蟲の分布並意義に關し關係諸方面より通知を得ること。
2. 定型的狀況の下に流行學的の研究を行ひ本病の傳播に影響すべき要約的分析を試みること
3. 農作物の肥料として人糞を使用すること、本病の原因との間に於ける關係に就いて實驗的に研究すること。

以上のプログラムからして支那に於ける十二指腸蟲の分布は江蘇省を横をる揚子江の河口の稍北方の地點から北部安徽南部湖南北部湖北と四川省の北境を横斷する經過線の北方にある部分は通常北支那と呼ばれしより南方の地域を南支那と云ひ中央並に南清を包括する此の北部1帶の地は降雨少く冬季寒冷にして小麥稗の如き穀物を以てして肥料としては人糞を使用するに當り他方の如く液狀とせずして乾燥として用ひる故十二指腸蟲病の存在することの確證は得られなかつた故に臨床上並に公衆保健上には大なる意義なしと結論し中央並に南清には

十二指腸蟲感染並に同病廣く蔓延し本病に重大なる意義を有する地方にして明に區劃されたる多數の地域がある是等の地方に於ける播種が主として養蠶に伴ふ桑樹の栽培に密接の關係を有する事を述べて居る又野菜甘蔗或は果實の栽培も考慮してある、次には十二指腸蟲蔓延に影響すべき要約的分析として第1に氣候的の狀況の效果第2には人體排泄物を田畑に施肥する方法の關係を詳細に記述して居る。

桂田富士郎 日本住血吸蟲の地理的分布に就て (日本之醫界 第16卷第92號)

日本住血吸蟲が日本(臺灣を含む)及支那フィリッピンの一定の地方に於て地方病性に存在するこゝは今日周知のこゝであつて其の地理的分布を見るに次の3種類である。

- (1) 日本住血吸蟲病患者並同蟲の中間宿主たる巻貝の存在する地方。
- (2) 日本住血吸蟲病患者發生するも中間宿主の存在を證明せられざる地方之れは Faust 氏の報告により Mekong 流域に於て見る。
- (3) 日本住血吸蟲の中間宿主たる巻貝の存在を證明せられ豚及犬の如き家畜は自然的感染を受くるも人體の自然的に之に罹りたる場合實驗せられざる地方一著者は斯の如き地方を武上氏等によりて臺灣の一定の地方に見るこゝ云ふ。而して日本に於ける流行地方には患者の發生と同時に中間宿主たる巻貝の併存するを原則として凡そ四大流行區域を認める事が出来る。

A. 中部地方 代表的なるは山梨縣下の甲府盆地にして住民の60%は糞便中に蟲卵を有するこゝ記載して居る又静岡縣の一小區にして東は沼津西は鈴川を界として北方山に背ひ南方海に面せる低地に多し。

B. 中國地方 代表的なるは廣島縣の片山地方を中心として蘆田川及高屋川流域の低地である又岡山縣の一小流行區域(高屋町大江町)にも存在する。

C. 九州地方 代表的なるは筑後河に沿へる佐賀縣下三養基郡及福岡縣下三井郡の一定部落にして前者にありては小學兒童の55.1%後者に於ては特に久留米

市字長門石に59.8%の寄生者を證明した。

D. 關東地方 代表的なるは千葉縣茨城縣下の利根川の流域及び東京府下に於ける江戸川及荒川の沿岸に存在して居る。

藤浪 鑑 本邦に於ける住血吸蟲病の病理學的研究並に本病の豫防撲滅に關する史的考察 (日本之醫界 第16卷第88號)

本病を初めて記載したのは1874年であつた其後研究の結果1904年山梨縣並に廣島縣の流行地に於て初めて桂田藤浪兩博士により本體が明瞭になつた併し如何にして人に浸入するかにつき1909年藤浪中村兩氏が廣島縣下に於て續に就て試みる多數の系統的實驗によつて本蟲は皮膚から浸入するものであつて經口的經路を取るものでないことを證明するに至つたのであるが茲に解決すべく遺された最も重要な中間宿主の發見は1913年宮入鈴木兩氏によつて初めて行れ該中間宿主は一種の小なる巻貝であつて本流行地域の溝渠米圃或は雜草の叢生する濕地に生存するのである斯くして住血吸虫の生活史に關する知見は其最も重要な點に就て今や既に完成するに至つたが最後に尚必要な撲滅方法並に豫防方法に關しては次の事が必要條件である、(1)本寄生虫の侵襲に對して皮膚を保護すること(2)糞便中本蟲卵を破壊すること之れに關しては宮川博士は尿を混入することが實用的で而も簡單であること賞揚して居る (3)中間宿主の撲滅之れには種々な方法があるが實際の目的には次の性質が必要である即ち人及家畜に對し無害で且使用時餘り不快ならざること成るべく農作物を害せぬことその處置の容易なること價格低廉なること等にして以上の條件を有して頗る満足なる成績を得るものは石灰水法である

9 癩

四谷義行 本邦に於ける癩の救療事業(1—7) (日本の醫界 第16卷第58—65號)

最近に於ける癩患者數、療養所修容力、(官、民、)經費等について統計的に觀

察し、世界三大癩病國の一なる本邦の癩救療事業の未だ貧弱、不徹底なることを示し、官民協力之が撲滅の遂行の急務なることを唱へてゐる。

全國癩患者調

調査年月	方法	癩患者數	推計全國人口	人口萬に對する癩患者數
大正8年3月	警察官をして一齊に調査した	16,261	56,253,200	2.92
大正14年11月	"	15,400	59,736,704	2.58

壯丁癩患者調

年次	徴兵検査にて發見せる患者數	徴兵検査を受けたる總壯丁に對する發見患者千分比	入營後に於て發病せる患者數
明治41年	483	1.11	47
42	448	0.99	36
43	411	0.95	17
44	366	0.89	24
45(元年)	351	0.77	31
大正 2	313	0.70	18
3	389	0.92	33
4	316	0.73	30
5	331	0.76	44
6	325	0.74	22
7	292	0.57	25
8	266	0.62	29
9	269	0.59	24
10	301	0.59	23
11	324	0.63	28
12	255	0.50	23
13	255	0.52	12

道府縣癩療養所收容患者定員

療養所名	大正14年末現在	大正9年末現在
第1區 全生病院	750	500
第2區 北部保養院	160	110
第3區 外島保養院	400	400

第4區 大島保養院	270	270
第9區 九州保養院	500	250
合計	2080	1530

現在道府縣立療養所に收容中の患者にして所内の平和風紀を害するものに関する調査
(大正15年5月現在)

種別	第1區 (東京)	第2區 (青森)	第3區 (大阪)	第4區 (香川)	第5區 (熊本)	合計
逃走癖あるもの	198	24	249	33	113	617
1 回逃走又は之を企てたるもの	122	17	129	25	62	355
2 回逃走又は之を企てたるもの	52	4	69	5	27	157
3 回逃走又は之を企てたるもの	21	2	25	2	7	57
4 回逃走又は之を企てたるもの	3	1	26	1	17	48
賭博の常習あるもの	9	5	8	7	19	48
職員に反抗し又は患者に對し不穩なる煽動を爲す癖あるもの	19	4	11	—	5	39
盜癖あるもの	1	2	—	2	3	8
男女關係を起すもの	248	77	122	—	3	450
其他	1	61	1	—	3	69
合計	476	176	391	42	146	1231

大正13年度道府縣立療養所一人當り經常費調

第1區	337,625 ^円
第2區	399,675
第3區	353,320
第4區	355,510
第5區	405,880
平均	360,620

民間に於ける癩の救療事業

救療所名	收容患者定員	經費 ^円
好善社慰癩園	69	18,032,820

聖バルナバ醫院	108	35,219,240
神山復生病院	100	62,505,290
身延深敬病院	45	8,749,500
回春病院	66	68,774,150
待勞院	70	14,989,900

佐野正規 癩の血清學的診斷法 (大阪醫學會雜誌 第25卷第9號)

癩患者の血清は正常人血清に比して抗補體作用(即單獨補體結合力)の増加するものである。而して癩患者に就て重症なるものには普通「ワ」氏反應陽性であるから、著者は S.R.R 反應を「ワ」氏反應陰性なるが如き輕症癩患者に應用して見た。

血清用量	常人と癩との比		
0.1	S.R.R.力の差異著しからず		
0.5	7.0	25.7	1.7:3
1.0	18.1	48.1	1.2:5

即ち血清を0.5以上用ひて S.R.R.反應が正常血清の2倍以上を示す時は癩診斷の1補助となることを明にしたと報告してゐる。

青木大勇 癩の早期診斷並に其最近療法 (東京醫事新誌 2500號)

早期診斷法としては(a)著者の沃度診斷法であつて5%の沃那水を初回1c.c.を靜脈内に注入し約5日の間隔を置いて徐々増量する。反應は一般に數時間後に惡寒發熱(38°前後)倦怠疲勞著明で頭痛、頭重あらはれる。(b)は皮膚より穀粒大の切片を取り出して真皮層の組織液をデツキグラスに擦過塗抹して菌を證明する法であつて平均75%は適中する。

最近療法としてはアンチレブチン沃度レブリン、沃度レプロリン等あるが何れも著効なく、大凡子油の大量注射が最も有効である。初め10c.c.より數日1週分おきに5c.c.宛増加し1回30c.c.までに至り一ヶ月に100—200c.c.注射し終るものである。

上川 豊 癩に對する大凡子油製劑並に大凡子油の治療的効果に就いて (長崎醫學會雜誌 第4卷第3號)

著者は大凡子油の曹達劑並にエチールエステル剤を作り40例の患者に應用し七ヶ月に亘り治療し、他方純凡子油にて157例の患者を最長2年9ヶ月間に亘りて内服又は筋肉内注射を試み

て其効果を觀察したのである。それによると大凡子油製劑の治療的效果は大凡子油そのものに比して大差なく、大凡子油の効果は治療6-7ヶ月で最も著しく其以後甚だしき増減なく治療中止すれば再發する、其の治療による輕快例は約20-40%であると云つてゐる。

内田茂雄 岡山醫大統計より觀たる近縣癩患者の分布状態に就て

(皮膚科及泌尿器科雜誌 第26卷1號)

岡山醫大皮膚科泌尿器科教室の外來患者について大正三年より同十三年迄の十一年に亘り統計的觀察を行つたものである。先各年の患者数を示せば

年 度	外來患者數	癩患者			百分率
		男	女	計	
大正 3年	2836	8	5	13	0.45
4	2655	20	10	30	1.13
5	2708	8	3	11	0.45
6	3129	33	13	46	1.26
7	3882	26	11	37	0.95
8	4486	32	10	42	0.93
9	5210	12	6	18	0.34
10	4035	21	6	27	0.66
11	3853	25	8	33	0.85
12	4118	20	13	33	0.80
13	3115	20	10	30	0.96
計	40527	225	95	320	0.78

症狀別並に男女別に見れば

	斑紋癩	神經癩	節癩	混合癩
男	106	75	33	11
女	56	20	11	8
計	162	95	44	19
百 分 比	50.7	29.7	13.4	5.9

患者年齢を見るに最年少者は10歳最年長者は82歳であつて罹患者最も多いのは20-30歳であつて13.5%を示してゐる。尙患者の職業は地方的關係上 農業最も多く、縣別數に患者数を掲げば次の如くである。

縣 別	男	女	計
岡 山 縣	163	77	240
廣 島 縣	32	9	41
兵 庫 縣	4	3	7
愛 媛 縣	10	5	15
香 川 縣	13	0	13
島 根 縣	1	0	1
鳥 取 縣	1	1	2

志賀 潔 朝鮮に於ける癩治療の成績並癩患者隔離に對する意見

(中外醫事新報 第1097號)

大正10年末以來小島慈惠醫院に於て行つてゐる大凡子油(メチールエステル)の注射が相當効果をあげ大體次の様な成績を示してゐる。

大正10年-同13年までの患者については、

	結節癩	神經癩	斑紋癩	混合癩	計
患 者 數	129	55	11	16	211
治 癒 退 院	10	5	7	1	23
輕 快 退 院	11	13	6	1	31
退 院 合 計	21	18	13	2	54

次に大正6年-同13年までの同醫院の患者死亡率は

年 次	患者數	死亡數	死亡率%
大 正 6 年	99	26	26.2
7	93	8	8.6
8	96	7	7.3
9	104	7	6.7
10	134	8	6.0
11	187	2	1.1
12	223	5	2.2
13	217	4	1.8

著者はこの成績から癩撲滅上有益な教訓を得たと云つてゐる。

それは患者に幾分でも癩は治癒し得るものであると云ふ信念を起さしめること

は甚だ必要であつてかくすれば從來癩病院に来るこゝを嫌つた輕症患者も自から進んで治療を乞ふ様になり、希望をもつて在院するのであるから脱出や自暴自棄より起る種々なる罪惡も減少する。而して癩患者を隔離して一定程度まで治療して傳染の危険なきに至つて郷里に歸へらし、他の患者を收容する様にすれば初期治療も施しやすく成績は益々良好なる。近時我邦に於けるが如く傳染病たる癩を宣教師の手に委して顧みないのは大なる誤謬であるを云ふのである。

10 癌

山極勝三郎 外三氏 癌に對する抵抗力亢進に關する實驗的研究

(醫海時報 第1646及47號)

著者等は本實驗に於て(1)たる表皮癌は局所刺戟に由るを云ふ著者等の主張に反し、ソブシュツ氏バイエ氏等の考ふる如き全身中毒の一分現象を認むべきものなるや、否、(2)マレイ氏報告の如く、第二著たる塗擦及び第二著乳癌移植に際し抵抗力増加が認められるや否やの問題の解決を得んとして次の様な實驗を行つた。

(1) 四群の家兎に就いて一側兎耳内面に一週2—3回たる塗擦を施して、新生物發生の時期を確定した後該耳の塗擦を中止し、他側兎耳に第二著たる塗擦を行つた結果第一著たる塗擦の場合と同經過の後同様の新生物を發生したこゝから抵抗力増加を示さぬことを認めた。

(2) 二十日鼠頸部人工たる表皮癌竈附近に於て異種癌なる偶發乳癌の第二著移植を行ひたるに其の陽性率は、たる癌成長の強弱に反比例するが、此の反比例は抵抗力増加を同一視せられるかは明白でない。

(3) 多數のマウスに就いて陽性移植乳癌を諸期間に於て剔出後、たる塗擦を行ひたるに新生物發生に抵抗力増加を認めなかつた。

南 尙一 胃癌の「レントゲン」學的統計的觀察 (日本レントゲン學會雜誌 第4卷第2號)

著者は九大後藤外科に於て過去二ヶ年半にレントゲン學的検査を行つた後、開腹術により胃癌と確証されたもの80例に就きレントゲン學的統計的觀察を遂げた。即ち硫酸バリウムの造影食を用ひ、最小二十八歳から最高六十八歳迄の80例に就き検索した結果を摘録すると次の各項である。(1)胃癌の發生部位は幽門部 57.7%、小彎之に次ぎ大彎、前壁、後壁は比較的少ない。(2)胃癌切除率は40.0%で、又レントゲン陽性率86.3%、普通陽性率68.8%にして前者は後者に優る。(3)胃癌の壓痛は診斷上意味少く、腫瘍の移動性大なるものは小なるものより切除可能性が多い。(4)胃擴張を伴へるもの58.7%にして、多くは幽門狹窄に因する代償性胃擴張である。(5)レントゲン學的診斷上胃癌にして開腹術及び組織學的に確証せられないものは12.5%である。其中5%は現代醫學に於ては避け難い誤診である。(6)胃癌のレントゲン學的診斷の價値を向上せしむるには常に精細なる他の臨床的所見が參考となる。等

阿部修三郎 子宮癌の統計的觀察 (愛知醫學會雜誌 第30卷第3號)

著者は子宮癌患者531例(頸部癌514例、體部癌17例)に就て其の地方別、子宮癌の發生頻度遺傳的關係、發生年齢、生殖作用との關係即ち子宮癌患者の未産婦、一回經産婦、數産婦、多産婦の別、流産との關係、最終分娩後發病迄の期間及び子宮癌患者の妊娠合併頻稀等に就て述べ、帶下、出血及び疼痛などの患者自覺的症狀並に著者の教室に於ける治療成績を統計的に觀察し其の成績を記述し、猶ほそれを内外諸家の統計的調査成績と比較對照してゐる。

11 助産及婦人病

藤橋善太郎 父母の年齢より觀たる出産 (統計集誌 第534號)

人の生産力に關し、殊に妊孕力の旺盛なる年齢については屢々論議せられる所であるが我國の人口動態統計書では之の數字は得難いから2.3の外國統計書に依り出産時に於ける父母の年齢について述べてゐる。

總數100中父の年齢別出生(公生)

父の年齢	佛蘭西 (1919年)	北米合衆國 (1921年)	加奈陀 (1922年)
總數	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.4	1.0	0.4

日本社會衛生年鑑

20 - 24	6.3	15.3	9.7
25 - 29	18.5	25.6	22.5
30 - 34	25.7	21.8	24.7
35 - 39	21.9	16.5	20.3
40 - 44	15.7	8.9	11.8
45 - 49	7.3	4.3	5.5
50 歳以上	3.2	2.1	2.6
不詳	1.0	4.5	2.5

總數100中母の年齢別出生

母の年齢	佛國 (1919)	諾威 (1918)	サクソニア (1922)	北米 (1921)	加奈陀 (1922)	新西蘭 (1923)
總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15 未滿	0.0	2.3	4.8	0.1	0.0	—
15 - 19	3.8			9.2	6.1	2.6
20 - 24	20.4	19.4	28.8	26.9	23.8	20.6
25 - 29	27.7	26.9	31.0	26.8	26.8	30.4
30 - 34	23.4	23.4	20.5	18.2	20.8	24.2
35 - 39	16.1	17.1	10.9	11.5	14.1	15.8
40 - 44	6.2	9.3	3.7	3.8	5.1	6.0
45 - 49	0.6	1.4	0.3	0.4	0.5	0.4
50-以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
不詳	1.8	0.2	0.0	3.1	2.8	—

即最も多産の年齢級は父に於ては30歳乃至34歳であるが母に於ては25歳乃至29歳である。但し北米合衆國に於ては父母共に一年齡階級だけ若いのである。

次に身分別出生及死産の統計を示す

佛國に於ける母の年齢及出生及死産 (1919年)

母の年齢	出生		死産	
	公生	私生	公生	私生
總數	100.0	100.0	100.0	100.0
15歳未滿	—	0.1	—	0.1
15 - 19	2.0	15.3	1.9	11.3
20 - 24	18.2	35.4	15.5	32.7

第四章 社會衛生に関する文献の抄録

25 - 29	28.7	21.3	25.0	20.5
30 - 34	25.1	11.9	24.8	12.4
35 - 39	17.5	6.4	19.6	7.8
40 - 44	6.9	2.0	9.6	3.1
45 - 49	0.6	0.2	1.1	0.4
50-以上	0.0	0.0	0.0	—
不詳	1.0	7.4	2.5	11.7

之に依つて私生兒を生むに至る行爲は女に在つては20歳前後に多いことが推察される。

吉永元三郎 女子の月經初潮と初性交 (現代の醫學 第8卷第8號)

警視廳州崎病院に於て娼妓1111名に就て月經初潮を検し、又初性交に就て調査し確實なる者1185名を得た。即ち

(1) 娼妓1111名の月經初潮の年齢は平均15年10ヶ月であるが地方的に多少相異がある。

地 方	調査數	平均初經年月
北海道	515	15年11ヶ月
關東地方	397	15年10ヶ月
東京府	132	15年4ヶ月

(2) 同娼妓の月經初潮月表

月 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
調査數	80	79	153	124	111	114	125	79	97	61	55	63

(3) 娼妓1185名の初性交に就き調査すれば、最も早きは10年最遅きは24年であつて18年のものが最多數を占める。初性交當時の境遇より見れば家事手傳が最多く、酌婦、女中、娼妓、女工之れに次ぐ。初性交の月は4月に於て最も多く8, 3, 7, 11, 12月等の順序となつてゐる。

吉田 稔 結核菌毒素の妊孕能力に及ぼす影響 第1 結核菌毒素の精蟲

に對する作用について (近畿婦人科學會雜誌 第9卷第4號)

結核菌毒素の精蟲生活力に對する影響を知らんとして、白鼠の副睪丸を摘出して、之を0.7%の食鹽水にてエムルヂオンとし、28—23°Cの下に、ツベルクリン、結核海狸血清、同人血清、ヒヨレストリン等を作用さして精蟲の活動力を毎5分に檢鏡して大體次の結果を得た。即ち(1)結核菌毒素は精蟲の生活力を障害する。然し其の運動を刺激興奮さし或は生活持續

時間を延引せしめることはない。(2)結核海狸血清は精蟲に對して健康血清よりも有害に作用する。

第2 同毒素の雌性生殖器に及ぼす影響に關する實驗的研究。

幼若及び成熟家兎にツベルクリン及菌液を種々なる量に於て注射して起る影響を病理組織學的に檢索し同時に妊孕實驗を行つて、次の如き結論を得てゐる。

(1) 結核死菌浮游液或は屠ツベルクリンの一定量を家兎の皮下に連續注射すれば卵巣、子宮に病理組織學的變化を惹起する。然し輸卵管腔には著變なし。而して屠ツベルクリンに因て起る變化の度は比較的微弱である。(2) 同毒素に因る卵巣並に子宮の所見は他の諸種の細菌毒素に因るものに比して弱度に發現するものである。(3) 成熟家兎卵巣の中等大濾胞の變性狀態は之を結核毒素に因る唯一の著しき特種變化と見做すことが出来る。(4) 同毒素は妊孕能力に障礙を及ぼすが之は主として卵巣の組織學的變化によるものである。

望月寛一著 實驗產婆學(上、下) (大正15年4月3日 芙蓉會出版部)

組織的に記述せられ主要術語には原語を附し、圖又鮮明であつて產婆書として充實したものである。上卷には解剖生理に筆を起し一般の豫備知識に備へ次で正規の妊娠、分娩、産褥、初生兒の各編に分ち、下卷に於ては此等の異常の場合を論じ、最後に產婆に必要な法令、試験問題等を採録してゐる。

12 眼病、耳病、鼻病及び盲啞

蓮見喜一郎 森 忠男 盲人の體育並に衛生狀態に就て (醫事新聞 第1178—1181號)

千葉及成田盲學校の生徒29名について行ひたるもので、年齢は14—26年、檢査事項は身長、體重、胸圍、視力、脈搏、眼、耳、鼻、口腔、内臟、反射、血液、尿等である。

既往症に於て先天性盲は13名(44.8%)生後間もなく失明せるもの3名(10.3%)殘る44%は3歳—10才の間に失明してゐる。檢査の結果は次の如くである。

(1) 身長一般に低く、體重も亦邦人標準體重より劣る。(2) 62%に於て脊柱彎曲し、胸圍も少く、體格小、骨格柔弱、榮養不良。(3) トラホームは44.8%に達し、實質性角膜炎17%、兎眼症17%、眼球癆38%、視力は51.7%に於て全く失はれ、他は明暗乃至手指運動(30種)を辨じ得る。ザツテルナーゼ62.1%あつた。(4) 齒牙の發育は不良で、ハツチンソン氏齒は24.13%、出齦未完成齒を有するもの13.89%、末期出齒を有するもの24.13%、乳齒の晩期殘存は6.89%、齒間離開せるもの75.86%、齶を有するもの96.55%の多數を占め一人平均齶齒

數5.1となり、齒齦炎、齒槽膿漏は97.31%になつてゐる。(5) 内臟に於ては肺炎に於て呼氣延長、呼吸音微弱、短音を呈するもの10名、心臓に病變あるもの8名、肝臟濁音界幾分増大せるもの6名、頸、頸下、淋巴腺の腫脹のもの18名、手指の鼓撥狀となるもの8名、(6)「ワ」氏血清反應強陽性なるもの31%、即失明學生の體育は一般に不良である。之は運動不足に因て來る所もあるが先天性齶毒も重大なる意義を有するものゝ如くである。而して著者はこれら不幸なる盲人の衛生並に保健に向つて益々惠多き施設の講ぜられんことを切望してゐる。

小口忠太 入浴と眼病傳染 (東京醫事新誌 第2452號)

Koch-Weeks 桿菌結膜炎は生活力も弱く家族的傳染をなすものであつて浴湯傳染の機會は少いと思ふ。トラホームの病毒は未だ不明であるが、容易に死滅せぬものらしい。殊にトラホームと泌尿生殖器との關係が段々注意せられるに至つた即ち prowazek 小體は男子尿道にも婦人生殖器にも居て、それより生れた初生兒に一種の膿漏眼が起り、その分泌物に小體を多數見る。又 Engelking 氏は20餘例の脉絡結膜炎には小體を分泌物中に証明し Klimich には急性トラホームと酷似してゐると云ふ。若し Schwinumfad-Konjunktivitis の源泉が生殖器であつたら入浴の危険は豫想外に大きい。本邦の如きトラホーム國に混浴法を行ふところでは大いに研究を要する。

橋本 野地 盲人の統計的觀察 (日本眼科學會雜誌 第30卷第11號)

著者等は佛眼協會患者744名中より兩眼全く光覺なき者、光覺を辨するもの、手動を辨する者、1米指數以内の者の4類を、之にブリユックネル氏よりも盲人認定の視力範圍を廣くして5米指數以内の者をも加へて甲乙丙丁戊の5類に分ち其の失明の原因、年齢、失明眼に於ける現在症、職業別、性別、重なる合併症等について統計的觀察を試みてゐる。即ち失明原因としては角膜軟化症、膿漏眼「トラホーム」は最大原因を爲して8—9%を占め先天性異常齶毒(各6%)緑内障、腦膜炎、網膜色素變性症(各約4%)癩疹白内障(各3%)の順序である。

膿漏眼、角膜軟化症、緑内障、腦膜炎に因る盲は甲、乙兩類に屬する者多く、「トラホーム」網膜色素變性症並びに白内障にて失明せる者は丙丁戊類を順次輕度

なる盲程其の数が多し。

失明年齢は1-5歳のもの最多数を占め11-20歳の者之に次ぎ漸次年齢の増加と共に減じ51-60歳に於て軽度の増加を示してゐる。失明眼の現在疾患(盲の原因となつた)の数の多きものより列挙するに眼球癆、視神経萎縮症、癒著性、白斑緑内障、「トラホーム」等である。盲人の職業中按摩業は半数を占めてゐるが他方無職業者の多いのは注意すべきことである。性別に於ては男に多い。重なる合併症としては、「トラホーム」が22%の罹患率を示してゐる。

13 齒科的疾患

福島尙純 女性と口腔齒牙 (載陽書堂 大正14年5月1日)

女性の生殖器機能現象は身體各種の臓器に影響を及ぼすものなることは多數の學者によつて研究報告せられてゐるが、女性生殖器と齒牙との相互關係に就ての綜合的記載の邦文は未だ乏しい。本書は著者が十七年間の研究に依つて獲得した結果の記載であつて、月經、月經閉止期、妊娠、分娩、産褥及授乳に就いて産婦人科學的の説明を加へ、且つ女性の身體が此等の状態に置かれる場合いかなる影響を蒙るか、又かゝる状態に於て女性の口腔齒牙にいかなる障礙が起るかを述べてゐる。

川上爲次郎 口腔衛生十二講 (齒苑社 大正14年12月25日)

「口腔衛生の發達」より講を始め、口腔腐敗の講に於て中心感染説(The theory of Local infection)を紹介し齒と全身病との密接なる關係について説き、更に本講の中心である齲蝕について病原論、罹患率、其の蔓延状態について論じ、次で口腔衛生用具、藥品、食物と齒牙との關係にまで論及してゐる。而して學校、工場、齒科治療所、兒童齒科病院等歐米の社會的齒科施設を紹介し、本邦に於てもこれ等の施設急務なるを主張してゐる。

14 疾病の雜

刀山萬造 南京蟲とワイル氏病との關係に就て (國民衛生 第3卷第8號)

ワイル氏病の流行状態は人より人に直接傳染せりと認められるもの極めて少く本病の流行

機轉が稻田、井戸、法貴氏等の稱ふるが如く消化器系傳染のみに由來するものとは斷じ難い。本病の流行は夏秋の候で諸種吸血性昆虫類の繁殖旺盛なる時期に一致し南京蟲の如きも此の時期に於て繁殖著しい。然るに南京蟲と本病との關係につきては未だ研究報告を見ない。著者は此の理由のもとに本研究に着手して次の様な結果を得てゐる。即ち南京蟲を以てワイル氏病獸と健康獸との病原媒介實驗に於て得た成績は陰性であつた。之によると南京蟲とワイル氏病との關係はベストに於ける蚤との關係等と全く趣を異にするものゝ如くである。又南京蟲の糞便中に於けるスピロヘータの檢索も陰性であつた。然しながら吸血と共に南京蟲の體内に侵入したスピロヘータは該蟲體内に於て六十分間以内に於ては生活力を保有し、海浜に對する毒性を保全する。暗視野鏡下に於ては二十四時間以内は確にスピロヘータと認むべきものを證明し得たけれども吸血後一時間以後に於けるものは形骸のみで生活力はない。如斯實績によつて著者は南京蟲がワイル氏病の媒介をするとは考へない。然しながら南京蟲が吸血した後一定時間其の體内に於て生存し動物に對する毒力を保有する點から、若し南京蟲の吸血(病獸から)したものが他の健康體に移行し、匍行による搔痒、或は穿刺による搔痒を感じて、これを擦り潰す様な機械的作用を受けると、蟲體内のスピロヘータが皮膚に附着し、更に皮膚の損傷を経て體内に移行し以て傳染の危険なきにしもあらずと述べてゐる。

佐伯義久 長野縣下の佝僂病に就て (兒科雜誌 第316號)

著者は長野縣下に於て、大正9年から同14年に至る間に九例の佝僂病患者を観察した。然し其の症状は石川、富山兩縣のもの様に重症ではない。又散在的に現はれ、地勢上の關係を見ない、9人中男が3人、女が6人で年齢は1年5月から3年6月、榮養は9例とも天然榮養であつた。其中1例は養育方法によつて、即ち蝨居(ドメスチカチオン)によつて佝僂病の發生した好適例があつた。一般に佝僂病の發生する土地には動物にも佝僂病様の骨軟化症があると云はれて居るが二、三獸醫が此の方面の調査に着手せるも未だ調査未了である。

竹林平一郎 喫煙と胃障礙 (現代の醫學 第8卷第11號)

煙草の作用は大體ニコチンであつて、煙草葉は約0.6-6%のニコチンを含有する。ニコチンの藥物學的作用は諸多神經中樞及び植物性神經の經過中に介在する神經節を初め昂進せしめ後麻痺せしめる。煙草の胃機能に及ぼす自覺的症狀としては胃部の温感、胃部の壓感、悪心及び嘔吐、吃逆、灼熱感、食慾不進、胃部の持續性異常を發する。他覺的症狀としては胃酸過多症、胃酸減少症、消化酸素の減少、舌苔、蠕動異常等を發見する。

著者は此等の諸症候に其々説明を加へ、尙ほニコチンが胃潰瘍や癌の原因ともなり得ると述べてゐる。

岡村龍彦 皮膚と毛髪の新しき衛生 (實業の日本社 大正15年9月5日)

皮膚と毛髪は構造、生理及び衛生に就いて説明し、尚ほ皮膚、毛髪に起る病名を挙げ、之に就て各々療法が致へてあるから素人にもよく理解せられる。一般家庭向きの良書である。

志田信男、李鐘綸類宦官症殊に其血液像に就て (朝鮮醫學會雜誌 第60號)

類宦官とは生殖腺を剔出せずして生殖腺を剔出せる印象を表現するもので本症に関する文獻は我國に於ては少ない。著者は年齢二十七歳の一朝鮮人の類宦官症一例を観察することを得、此に就て其の病歴、臨床的記載をなし、又一般朝鮮人男子の體格と比較し、レントゲン線検査植物神経機能検査を行ひ、最後に其の血液所見を述べてゐる。これによると、赤血球の減少、淋巴球並に「エオジン」嗜好細胞の増加等を認める。

15 藥劑、藥店

16 看護學

碓居龍太監修 (新撰看護學全書上、下) (南山堂書店 大正15年)

東京市養育院醫局員數氏が各分擔執筆したもので、特に看護法を各科目別に懇切に記載してあるのが特徴である。尚ほ下巻に附篇として産婆學の一般が記載せられてあるのは讀者の爲め便利である。蓋し看護學教科書としては完璧に近いものであらふ。

近世看護婦學(上、中、下) (金原書店 大正15年2月10日)

各科専門家の分擔執筆になれるもので上中下の三巻を通じて懇切、平易を主として詳述してある。看護學に貢献するところが多い。

篠原昌治 巡回看護婦の利用をのぞむ (醫事公論 第753號)

簡易保險局が其の被保險者に対する福祉増進の一施設として開いた健康相談所の巡回看護

婦に就いて説明を與へ、現今未だ一般被保險者の理解なき爲め此が利用の少ないことを論じ最後に開業醫師諸氏の諒解を得て若し必要なる場合は此の巡回看護婦を有益に利用せられたらば一般國民保健上裨益する所少なくないと云つて居る。

築田多吉著 家庭に於ける實際的看護の秘訣 (南江堂 大正14年7月)

著者は海軍に於て實地看護に従事すること實に三十五年の長きに及び、其の間の経験から家庭看護の知識普及の必要なることを痛感して本書を出版したのである。其の説く所徒らに理論にとらはれず、直に何れの家庭にても實際に行ひ得られる様、平易懇切に記述した看護書である。

井口乘海 看護學教科書(上、下) (文光堂 大正15年1月20日)

著者が多年看護婦教育に従事した實地経験の結果で、先づ傳染病學に筆を起し、寄生蟲病學、衛生學、細菌學、消毒方法、一般看護法、治療介輔の各編を上巻におさめ、更に下巻に於て解剖生理學、救急療法、外科的介輔、醫療器械、繃帶學等に就いて述べてゐる。

17 病院

紀本參次郎 東京市内施療入院患者の分布状態と病院の位置に就て (濟生第3年9號)

大正15年2月現在にて東京市内施療病院に收容中の患者は總數1523名であつて其の分布状態は次の如くである。

人口萬に對する各區收容患者數

四谷	10.14	小石川	8.12	麻布	8.07	芝	7.87
京橋	7.39	深川	7.32	麴町	7.28	赤坂	6.55
本所	6.37	牛込	4.93	本郷	4.66	神田	4.59
下谷	3.88	淺草	3.88	日本橋	2.09		

即ち救療機關の分布状態の如何により下谷、淺草に收容患者少く、小石川、麻布、芝、京橋、麴町に却つて多くなつてゐる様な状態であるから施療を必要とする患者の分布状態に應じて設備を擴張しなければならない。

實費診療所 第16 (大正15年度) 回報告書 自大正14年11月1日 至大正15年10月31日

芝口本部及び横濱、淺草、神田、大阪の支部に於て大正8年度乃至同15年度の取扱患者數(延人員)は

大正8年	1,012,252	大正11年	1,575,281	大正14年	1,817,447
大正9年	1,077,851	大正12年	1,408,101	大正15年	2,066,574
大正10年	1,332,920	大正13年	1,255,328		

大正15年度取扱患者職業別

職業別	實人員	全員に對する割合	職業別	實人員	全員に對する割合
官公吏	8,883	2%	無職	42,403	12
銀行會社員	27,064	9	船員	4,390	1
學生	17,941	5	藝人	815	—
商人	110,367	32	軍人	173	—
職人職工	76,447	22	雜業	4,474	1
労働者	15,985	4	雇人	16,790	5
事務員	9,647	3	技術者	4,392	1
自由業者	2,791	1	外國人	74	—
農業	5,617	2			

こなつてゐる。

18 犯罪及自殺

司法省 第一審刑法犯有罪被告人の犯罪月別 第十五刑事統計年報(大正13年度)

第一審に於ける刑法犯有罪被告人の犯罪月別は下の通りである。

		男	女	計
刑法犯有罪總人員		82,631	6,019	88,650
1 月	初犯者	5,528	508	6,036
	前科者	2,533	109	2,642

月	初犯者	前科者	計
2 月	6,257	619	6,876
	2,782	112	2,894
3 月	5,583	547	6,135
	2,391	93	2,487
4 月	4,529	387	4,916
	1,887	49	1,936
5 月	4,380	394	4,774
	1,784	84	1,868
6 月	4,170	329	4,499
	1,870	77	1,947
7 月	4,099	300	4,399
	1,831	71	1,902
8 月	4,666	415	5,081
	2,201	81	2,282
9 月	4,629	375	5,004
	2,061	92	2,153
10 月	4,278	338	4,616
	2,044	99	2,143
11 月	4,467	381	4,848
	2,197	76	2,273
12 月	4,460	397	4,857
	1,935	86	2,081

司法省 第一審刑法犯有罪被告人の累犯關係及刑の減輕 (同上 大正13年度)

刑總 法 犯 人 有 罪 員	初再 犯 者 及 重 者	法律上ノ累犯					減輕	
		累 犯					法 律 上	酌 量
		再 犯	三 犯	四 以 上	計	計		
男	82,631	73,972	6,287	1,539	833	8,659	497	793
女	6,019	5,883	112	—	24	136	114	235
計	88,650	79,855	6,399	1,539	857	8,795	611	1,028

初 犯 者	一 度	事實上ノ前科					計
		前 科					
		二 度	三 五 度	六 十 度	十 以 上	計	
男	57,053	11,419	6,114	6,034	1,647	364	25,578

女	4,990	578	240	174	29	8	1,029
計	62,043	11,997	6,354	6,208	1,676	372	26,607

小南又一郎 法醫學と犯罪研究 (カニヤ書店 大正14年6月)

浅田 一 法醫學教室の窓から (春陽堂 大正15年3月)

金子準二 現代犯罪の精神病學的的研究 (白揚社 大正15年12月)

犯罪の問題を精神病學上から考察するに至つたことは、正に近代の最も大なる人類への貢献の一である。而して本書は日本語を以つて書かれた犯罪精神病學の魁をなせるもの、先づ總論として現代社會問題としての犯罪精神病學的的研究の章下に、斯學の可能問題及び方法を論じ、次に各論として、政治的の革命、暗殺、放火、毒殺、墮胎、萬引、自殺の各項について、幾多の例證を擧げて、精神病學的考察が試みられてある。

警視廳 自殺者手段別 警視廳統計書 (大正14年度)

	自殺者手段別			自殺者100人中 既遂者
	男	女	計	
總計	844	634	1,478	66.04
総れて	192	72	264	96.21
入水して	130	146	276	71.74
自刃して	87	32	119	49.58
毒にて	286	314	600	45.17
汽車に轢れて	100	36	136	95.58
電車に轢れて	38	29	67	83.58
銃ニテ	2	1	3	160.00
其他	9	4	13	38.46

	自殺既遂			自殺未遂		
	男	女	計	男	女	計
總計	593	383	976	251	251	502
総れて	186	68	254	6	4	10

入水して	95	103	198	35	43	78
自刃して	44	15	59	43	17	60
毒にて	132	139	271	154	175	329
汽車に轢れて	96	34	130	04	2	6
電車に轢れて	34	22	56	4	7	11
銃にて	2	1	3	0	0	0
其他	4	1	5	5	3	8

根本仙三郎 減食罰なき一箇年 (刑政 第39卷第1號)

減食罰なき一箇年の統計は受刑者の健康上非常に異りたる良好の成績を擧げて居り然も他の成績に不良の結果を興へた事は認められぬのである。

第一に顯著なるは病死者の減退して、従前一年一〇人を下らなかつたのが此の一年間は僅かに二人である、又休養患者の減少著しい。

作業の方には如何なる影響を興へたかと云ふに決して不良の成績を興へなかつた。

受刑者	大正13年9月-14年8月		12年9月-13年8月		比較減
收容總延人員	239,519	100,00	260,613	100,02	1,094
不就業總人員	33,136	13,36	39,020	14,97	5,884
内懲罰ニヨルモノ	,333	0,14	,422	0,16	89
疾病ニヨルモノ	4,590	1,95	7,054	2,73	2,454

減食罰の廢止の爲め懲罰が如何なる變化を來したかと云ふに懲罰人員が前年の219人に對して226人、7人の増加であるが別に重要な事犯は増加した譯ではない。

叱責に附したるものは前年の34人に對し今年59人で此の輕微な犯則を取り除いて減食罰以上の事犯を観察すれば其率に於て本年は減少して居る。

以上の點より減食罰の廢止は行刑に善良の結果を興ふるかもしれぬが、不良の影響を興ふるものではないことを知る。唯々注意すべき事は減食罰に代へて賞與金計算高の減削又は圖書閱覽禁止を申し渡す場合に懲罰が以前より深刻になつた事を餘り感ぜしめない様にすべき事である。

泉二新熊 刑事政策と性格主義 (刑政 第39卷第10號)

近來の刑事政策に於ては犯罪そのものに對する應報を云ふ古い觀念を棄て、犯

罪人の性格に依つて適當な處遇を與へる而して此の手段に依つて社會防衛の任務を全うする……云ふ事を主眼として居る（刑の分量は犯罪の性質動機人格を標準として決定すべき處の危険性の大小に依る即ち事實と性格とを合せて考慮すべきである）。

かかる事は何人も承認して居るのであるがその程度迄此の性格主義が刑事制度の上に採用され實現されて居るかを諸外國の例を以つて説き特に新しい行刑改良運動の趨勢とその將來の進むべき路を示しそれと少年法との關係より受刑者の改善は Good Citizen を造ることにあらねばならぬ事を該博なり例と理論より歸納されて居る。

尙諸外國の進歩した制度もその周圍の進歩と相待つて始めて意義を有し且つ又効果あるもので、國情國民の生活狀態の異なる我國で直ちに採用することの可否は俄かに斷じ難い。唯その一部を取り漸次改良の歩を進めることが合理的である。

勝水淳行 青年の心理と犯罪附死刑囚（總業社 大正15年10月）

兒童青年の不良行爲に關する各方面の統計的資料から、不良性の原因、不良行爲と遺傳、不良兒の性格、發育不完全と犯罪、生育と犯罪、嗜慾と犯罪、交友と犯罪、性慾と犯罪、教育と犯罪、宗教と犯罪、模倣と犯罪に就いて説き、少年の心理的特徴と犯罪との關係を考察して以上を概括し、進んでその保護と救治に關して、これら社會惡に對する社會の責務を明にし、最後に死刑囚の實例からその心理を説いてゐる。

大阪府警察部刑事課教護係 不良青少年少女に對する參考表（同係 大正15年6月）

1. 既往五年間の増減

大阪府下に於ける最近五年間に警察署の手にかかつた不良青少年少女の数は下記の通り、殊

に大正14年來劇増し、15年には男女共に10年來の二倍になつてゐる。

	男	女	計	前年に比して増
大正10年末	1163	103	1266	
大正11年末	1596	117	1713	447
大正12年末	1933	140	2073	360
大正13年末	2285	166	2451	378
大正14年末	2863	193	3056	605
大正15年6月	2919	287	3117	61

2. 犯罪行爲調査表

犯 罪 行 爲	男		女		男女合計
	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	
殺 人	14	2	—	—	16
傷 害	54	9	—	—	63
放 火	6	4	1	1	12
脅 迫 及 脅 喝	47	3	—	—	50
強 盜	26	2	1	—	29
窃 盜	766	457	27	84	1,334
詐 欺	51	8	1	1	61
横 領	53	9	—	—	62
賭 博	185	36	3	—	224
猥 褻	76	21	9	4	110
暴 行	196	17	—	—	213
騷 擾 罪	2	—	—	—	2
過 失 致 死	1	—	—	—	1
誘 拐	7	—	—	1	8
有 價 證 券 偽 造	1	—	—	—	1
強 姦	1	1	—	—	2
其 他	107	30	9	5	151
犯罪に關係なきもの	446	281	18	33	778
合 計	2,039	880	65	129	3,117

以上は、すべて刑法犯を標準としたものであつて、各々未遂罪をも包含してゐる

るが、警察犯及び輕微な不良行爲は含んでない。

3. 不良青少年少女が不良性を有するに至りたる當時の居所は次の通りである。

不良性を有するに至りたる當時の居所	男		女		合計
	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	
自 活 中	68	3	—	—	71
家庭内に在つて	983	600	34	85	1,702
親族に在りて	124	46	7	8	185
他家に奉公中	404	132	22	26	584
徒弟として職に雇はれる中	288	57	6	8	359
他府縣より來阪して職を探中	37	11	—	—	48
浮浪生活中	132	30	—	2	164
保護團體より逃走	3	1	—	—	4
合 計	2,039	880	69	129	3,117

文部省普通學務局 不良少年に關する調査 (社會教育協會)

少年犯罪者の數 大正13年度男子は33,027人 女子4,089人 大正12年度に比し男子1,945人多い。女子は112人少い。一般に不良青少年は増加の傾向を示す。

犯罪少年の環境、都會の悪影響—慾望を刺戟す、精神欠陥者多い、經濟逼迫、又礦業地、工業地等に多い。而して家庭上に於ては庶子私生兒に不良者が多い。又片親特に繼母の下には不良者の出づる割合が極めて多い。

家庭に在らざるものは全不良少年の約24%に達す。

少年犯罪の傾向、(男)最多いのは出來心に基くもので31%、次は交友の不良11% 習癖10%、利慾10%等である。(女)は虚榮31%が特に著しい動機となつて居る。

少年犯罪の種別、強窃盜39%、賭博に關するもの20%(成人では57%である)

少年犯罪者の性向—知能の低劣なものが多く38%を超ゆ、(普通人のそれは2%)要するに不良少年の數は意外に多く年々増加の傾向あり而して諸外國の統計

に比し他の犯罪に於ける様に我國の方が多し而して環境、家庭の不完全、親切な生活規定者なき事以外に知能の低きもの多し及娛樂の種類に不良者の大體の傾向ある事等は青少年教養の上に参考すべきことたるを失はぬと思ふ。

太田秀穂 不良少年の發生及救治策 (丁酉倫理會倫理講演集 第280輯)

著者は不良少年の發生を(1)文明進むに従ひその暗黒方面に生ず或ひは自然に親しめぬ爲め。(2)家なきもの多く輩出し家庭の暖味なき所に。(3)都會生活者の經濟上の變動に依る失業は子弟を介意する暇を得せしめずその子弟は相争ふて墮落す。(4)遺傳的に精神方面にも身體方面にも缺陷を有するものは素質的に不良である。(5)家庭内の不幸、或ひは過度の情愛に依り不良少年が生れる。(6)學校制度の不完全なる爲めに、そこに無理や矛盾を生ず、その犠牲として不良少年が生れる。と觀て、その救治策としては、

眼前の方法としては、つまめて閑暇なからしむる爲めに種々の實務を課するは勿論あらゆる機會を捉へて道德上の注意を與ふると共にその靈性を開拓す、又情操を豊ならしめ少年の改善後は社會もそれを充分認めて虚心平氣に同情を以て誘導せねばならぬ。

今日の人情は人々互ひに他を責めるに急にして自己の責任を盡さず人情枯渴して油を與へざる車軸の如きものがある。詮する所我日本の進むべき道は政策を産業本位に轉じ國民氣風を勤勉本位ならしめ互ひに融和し缺を補ひ助けあひ以つて淳風を養成し惡の正當な罰を誤るこなき様に努むる事であるを論じてゐる。

村島歸之 少年及び學生の自殺 (社會事業研究 第14卷第12號)

最近一ケ年の新聞記事中より16歳未満の少年少女の自殺を拾ひ上げて觀察したもので、年齢を見るに小學程度の少年が多く、その自殺の原因の多くは叱責を恐れた爲めであつた、而して考へねばならぬ事は自殺迄するに至つた痛手、衝擊等

を受ける當人が所謂思慮分別のついた成年ではなく全く世間知らずの少年であること云ふ事實である、又此の純な感情の他に生命に對する無評價が與つて力がある自殺の方法は他から教へられたか或ひは活動寫眞等で暗示されたものである。

次に青年學生の自殺を見るに近來青年期に入り思慮分別が具り中等若くは高等の教育を受けた學生の自殺を遂ぐるものが多くなつて來た。年齢は18—19歳が多く女は16.7歳が多い。即ち所謂思春期であるその原因の多くは失戀である。次いで神經衰弱、叱責・厭世、即ち剛健なる精神の缺けて居るを憾みせざるを得ない。

自殺者の書置を見ても、少年自殺者のものは單純である。學生のは思想的煩悶や失戀に關したものが多く、書置の文章もその人の人格教養環境思想等を物語て居る。

山本育太郎 最近10ヶ年に於ける知力盜及被害者 (社會事業研究 第14卷第1號)

大正2年以來10ヶ年間に於ける知力盜及其の被害者の統計を基として考察されたものである、先づその表を示す。

大正	年	詐罪定實 偽有被數 恐罪告 喝決人	初と 年し て百	今者 右實 被數 害	初と 年し て百	犯人害 行に者 者付 一被
2	年	9,964	100	55,084	100	5.5人
3		8,986	90	63,945	117	6.1
4		8,480	85	63,708	116	7.5
5		8,205	82	67,541	123	8.2
6		6,821	68	65,704	119	9.6
7		6,856	69	67,308	122	9.8
8		6,120	61	61,351	111	10.2
9		4,849	48	65,599	118	13.5
10		4,442	44	77,917	411	17.5
11		4,111	41	90,314	164	21.9

即ち詐偽恐喝の被告人は10ヶ年の間1年の休みもなく減退し行くにも拘はらず其の被害者の方は年々増進して居り之を地方的に集計しても一二の例外を除けば殆んど同一趨勢を示して居る。

之の原因は蓋し、知力盜の主體が個人的から組織的に進んだ爲である。即ち社會上百般の行動は個人單位から組織單位に移つて來たから反社會的犯罪行爲も亦之に連れて推移した故であると思ふ。地方別に見ると全國第一の東京は犯行者1人に對する被害者の數少なく邊陲地にして犯罪稀少地の福井、富山縣は東京に比し却つて多數を示してゐる。

第四節 産業及び労働の衛生

1 同 上 一 般

社會局 大正十三年工場監督年報 (其局 大正15年6月)

商工省鑛山局 大正十四年本邦鑛業の趨勢 (商工省 大正15年11月)

同 上 本邦重要鑛山要覽 (商工省 大正15年7月)

大原社會問題研究所 日本労働年鑑 (同人社 大正15年8月)

大正14年は經濟界事業界共に極度の不況に陥つた事である。而してその當然の結果たる事業の縮小休止から來る結果に軍縮及び行政整理の行はれたこと、相俟つて失業者續出となり、一方労働運動は益々現實的となり右翼と左翼との分裂が明確に進み、農村に於ける小作爭議は益々深刻擴大し思想的には社會主義的運動が労働運動組合と再び握手せんとする傾向が見えて來た。かくの如くあらゆる方面に於いて前年(大正13年)に生じた諸傾向が徹底し深刻化したこの年度の労働界並に關係方面の事實を労働者状態一般、工、鑛、交通業労働者状態、農業労働者状態、其の他の労働者状態、中間階級者、婦人労働者、職業婦人並に少年労働者状

態、労働移民状態の六篇に分ちて、詳細に輯録せられ、更らに附録として發布せられた法令規則及び關係文献が網羅せられてある。

大阪地方職業紹介事務局 筑豊炭山労働事情 (大阪地方職業紹介局)

労働者の取扱ひについては統轄の方法は直轄になすべき事は當然な事であり労働は重要條件であるが他の労働に比して好遇されて居るとは云へない、これが爲め種々の福利施設を施し生活費の遞減を行ひ或は女子労働を歓迎して其等の家族に生活費の負擔をなましむる状態である。かく筑豊炭山労働の労働は生活費の低廉であると云ふ事を前提として考へられて居る様であるが、貧民生活以上の生活は到底望むべくもない、稼働時間は英國の7時間に比し10時間である尤も請負制度であるから黙認されて居るのであらうが仕事の能率を上げて坑時間を短縮する事は急務である、坑夫出身地は九州、愛媛、廣島、島根等で従來坑夫であつたもの農業労働者等で15歳—30歳、教育程度は小学校卒業者、勤続年數1年未満で是等の異動は激しく5,6,10,11の月が特に激しい而して都會の失業者が炭山労働者として適當しない事一定の職業技術を有したりしものも不向であること又智識階級が、到底從事し能はざること等は注意すべきことで、轉近農村より都會に出稼するもの多く従つて都市の失業状態を益々深淵に陥らしむるの風顯著なる時に當り炭山の利用が特に考慮さるべきであり、而して堅實なる報酬を以て之れが解決を計るべきである、かゝる意味で職業紹介事業に依つ所愈々大なるものがある。

馬場敬治 産業經營の職能と其の分化 (大體閣 大正15年4月)

所謂科學的經營法は今やその範圍を擴大して、産業的企業全體の諸活動に及んで來て、産業經營學なる科學も成立せんとする勢にある。本書はこれに理論的基礎を與へんとして書かれたものであつて、産業經營に於ける分化の過程を産業に於ける諸職能について Church Deuning 及び Sheldon の職能論が學說史的に考察せられてある。

永井 享 労働問題と失業問題 (巖松堂 大正15年6月四版)

労働問題及び労働運動の本質に出發して、労働者の地位を中心として、所謂労働問題を概論したものであつて、前篇に労働問題と労働運動とについて、問題の本質から労働能率、職業

保障、産業管理問題を論じて、労働運動の特色、機能、労働組合等について考察し、後篇に於いては、戦後の歐洲諸國の失業についてその状態對策措置及びその將來について論評せられてある。

協調會調査課 一九二五年に於ける各國労働界の情勢 (協調會 大正15年8月)

1925年の一ケ年間に於ける歐米各國の労働組合、労働運動、労働法制及び國際労働運動の一般を各國に分ちて説明し、並に1925年度の各國の労働日誌が収録せられてあつて、最近の各國労働界の情勢を簡略に知るに便利である。

内閣統計局 失業統計調査結果概要 (統計學雜誌 第475號)

大正14年10月1日現在、主要工業都市21箇所、重要鑛山所在地等16府縣、調査人口11,585,669人中2,355,096人その内約、63萬人は給料生活者、150萬人は労働者、22萬人は日傭労働者である。失業者數は105,595人 最も多きは東京市附近の約4萬人 大阪附近の2萬人 横濱附近9千人 神戸附近8千人 名古屋附近5千人 京都附近3千人である。給料生活者の失業數2萬人 労働者4萬4千人 日傭労働者4萬人 (地方別は略す)失業率(失業者の調査人口に對する割合)給料生活者3分2厘(佐世保、吳、八幡等は5分6厘乃至5分) 労働者は2分9厘、(横濱、長崎、佐世保、7分4厘乃至5分5厘)日傭労働者は1割9分、(岡山市附近横須賀等は3割以上、佐世保、横濱、神戸、長崎等は2割以上)1924年9月末日の状態を見るに洪牙利の失業率1割9分(労働組合)英(強制保險)獨(労働組合)は各1割1分濠洲(労働組合)1割、和蘭(失業保險)9分、瑞典(失業保險)7分、加奈陀及丁抹各6分(労働組合)諾威(労働組合)5分、白(失業保險)7厘に該り概ね我國に於ける失業率よりも高率なるが如し。

大阪市社會部調査課 大阪市に於ける失業統計調査 (大阪市社會部調査課 大正15年4月)

本失業統計調査は大正14年10月1日國勢調査と同時に同一調査員の手によつて爲された、その項目は失業者に就いては、(1)氏名、(2)男女別、(3)出生の年月日、(4)配偶の有無、(5)世帯主なるや否や、(6)世帯員の數、(7)失業當時の職業、(8)失業當時の勤務先、(9)失業の原因、(10)失業當時の年月日、(11)失業當時の賃銀又は給料、有業者に就いては(1)-(4)迄は同じ、(5)現在の職業、(6)現在の勤務先、尙現に有業者中最近一ケ年内に失業した事のある者に就いては此の他に、(イ)失業當時の職業、(ロ)失業當時の勤務先、(ハ)失業の原因、(ニ)失業の年月日、(ホ)失業當時の賃銀又は給料(ヘ)失業後就職したる年月日(ト)就業當時の賃銀又は給料等である。その結果は種別、區別、性別、原因別、年齢別、期間別、世帯員別、賃銀別、職業別(細別)等に表示されて居る種別につき見るに、

被調査者種別	有職	失業	總數
給料生活者	126,958	3,617	130,575
労働者	325,872	10,310	336,182
日傭労働者	30,250	4,263	34,513
總數	483,080	18,190	501,270

失業者の數は思つたより少いしかし所謂失業者の意義が如何なるものかを考ふるならば決して少くはない即ち茲に所謂失業とは労働者又は給料生活者たるもので就業の能力意志を有するも就業の機會を得ない状態を謂ふのである。

従つて今回の調査に於いては(1)失業當時の業務に比して不満足なるも兎に角就業して居るもの(2)自營業者の失敗したもの(3)行政整理に依るもの(4)學校卒業後未だ就職せざるもの等は失業者として取扱はなかつたが之等の數は極めて多數に上るべき事は容易に想像される、即ち失業者の叫びに之等の人々の叫びが相合して今日の所謂失業問題となつたのである斯くの如く觀察すれば本市に於ける失業問題は極めて深刻なるものであつて數の少きを語るものではない(因に本調査は150年前スエーデンで全國工業中心地に限つて行つた前例ある位で殆んど他に類例のない大規模なものである)

2 労働の生理學及び心理學

(生理學、心理學、適性考査並に工場管理法)

兼子周吉 眼筋平衡障礙と筋性眼精疲労との統計的觀察 (日本眼科學會雜誌 第30卷第1號 大正15年1月)

東京幼年學校生徒、學習院生徒、東京第一衛戍病院看護卒同入院患者、陸軍軍醫學校眼科外來患者等總計1143名に對して検査を行ひ次の如き成績を得た。(1)眼筋平衡障礙を5米突の距離より、Maddox氏硝子小桿を用る検査するに、検査人員1143名中、轉向度正切度目1度以上のもの、324名、即ち検査人員の28.3%を證明し、潜伏性外斜視237名(検査人員の20.7%)を最も多しとし、潜伏性内斜視87名(検査人員の7.6%)是に次ぎ、潜伏性上斜視僅に3名(検査人員の0.3%)にして、而も潜伏性外斜視を有するものに存在せり。其の他の潜伏斜視は認めざりき。(2)潜伏性外斜視、同内斜視の何れに於ても、轉向度1度前後のもの殆んど異常者の半數を占め、轉向度2度前後のものは、1度前後のもの半數に減じ、3度以上は漸次に其の數を減少するものなり。(3)身體の疲労と發熱とは、1時的に眼筋平衡障礙を誘發し、又は其の平衡障礙の程度を増加するものにして、潜伏性外斜視に於て著しきを認む。(4)潜伏性外斜視を有するもの28.6%は筋性眼精疲労を訴へ、其の轉向度目に比例して増加す。即ち1度に於ては約1/10、2度に於ては約1/4、3度に於ては約1/2.5、4度に於ては約1/2、なり。(5)筋性眼精疲労と調節性眼精疲労とは密接なる關係を有し、潜伏性内斜視のものに調節性眼精疲労を證明する%は、潜伏性外斜視のものに筋性眼精疲労を證明する%と、殆んど同様の關係にあり。

渡邊 展 潜函内作業者に於ける氣泡尿及び尿蛋白の出沒に就て

(日本內科學會雜誌 第14卷第4號)

隅田川の永代清洲兩橋基礎工事に際し従業員の身體的諸検査の結果、就中氣泡尿並に蛋白尿が氣壓の増減と相關して出沒する現象に就て記述したものである。氏による約九封度の壓を境界として、それ以上の壓の下にありし人には殆どその總てに尿氣泡の現象を認むと云ふ。また尿内蛋白の出現は高壓下にて長時間作業し體内に飽和せられたる窒素が減壓に際し小氣泡となりて腎臟内に現はれ其の結果血液循環障礙を惹起し蛋白を排出するに至るものならんを説明してゐる。

石川憲夫 守口武次 和田 強 潜水病の不可抗的發生と再壓療法
及び施設の緊急問題に就て (日本内科學會雜誌 第14卷第1號 大正15年4月)

潜水病患者の實例をあけその治療法として再壓療法の有効なることを説き、更に我邦に於て本病に關する知識施設等の上に遺憾甚しきことを高唱して一般の注意を促してゐる。

緒方益雄 照明の衛生學的考察 (勞働科學研究 第3卷第1號 大正15年5月)

衛生學上就中産業衛生學に於て照明は重要な一研究事項なり、本論は照明に關する概念並に最近の研究の趨勢を紹介せる一論にして、著者は先づ必要なる明さ其の測定方法の一般、ホットメーターに關する器械就中最も精密なるフリンメルホットメーターを詳細に紹介し、更にトビヤスマイヤー氏によつて1754年に照度と視力との關係を數理的に現さんとして照度の立方根が視角に相當するを説きし以來、之に關する研究が如何に推移しつゝあるかに就いて著者は詳細に之を解説し、次に照度と疲労に關する研究として、フィックの1889年に發表したる所により、著者の實驗によれば、眼に來たる疲労は(1)網膜の疲労、(2)調節の努力、(3)輻輳の努力、(4)結膜の充血によるものにして、實驗に際しては、白晝光も人工燈による場合も、熱に對して注意するを必要とし、疲労の測定に瞬目の度數を以てする事を得べしと述べ、著者の實驗によれば10燭光或は12燭光の電燈には物體迄の距離を30種とし、照射時間を10分間として測定したるに、最初の5分には5回瞬目であり、次の5分には13回瞬目の平均1分間に就き18回なりしに對し、瓦斯燈にては平均28回、更に16乃至17種に近けたるに、平均6.8回なり。更に著者は色光との關係及び光波と視力との關係に就いて述べたり。

大西清治 温度及び湿度の身體的精神的機能に及ぼす影響(二)がす

代謝に及ぼす環境温度の影響に就いて (勞働科學研究第3卷第3號 大正15年11月)

環境温度を攝氏 10、20、30、40度の4階段に變じ且作業量を固定自轉車によるペダル廻轉數として毎分90、110、130回の3種に變じて20分間作業を課し、其作業前作業中及作業後の全期間95分間に亘つてがす代謝を測定し其變化を考究したる研究なり主なる結論は最小なるがす代謝は凡そ20度及30度の中間に位し、之より環境温度の上下するに従つて一般がす代謝は亢進す、作業の營爲は直ちに一般新陳代謝を亢進せしむる事著明にして、すべて低温度に劇しく、高温度に於て緩に増加す、作業中のがす代謝は一般に作業量の大小に比例して増減す、作業後に來る恢復過程は原則として作業量の大小に比例するも速度に於ても著明なる optimal speed 存在するものゝ如し、且恢復過程は環境温度の影響を被り、概して低温度及中等温度に於ては速なるも高温度にては甚だしく遅延す、此事實は從業過劇なる作業後に於てのみ恢復過程が遅延し、或は甚しき酸素缺乏状態に陥るべしと見做せる A. V. Hill の見解は此環境温度による影響を云ふ事實によつて補足するを要す。作業中に現はるゝ熱發生量は30度に最小値にして以下温度の上下するに従つて增高す。之に應じて機械的効率も亦30度を最大としてそれより温度の上下するに従つて減退するものなり。

八木高次 生産曲線に關する研究(其三) 日時曲線に就いて(一) (勞働科學研究第3卷第3號 大正15年11月)

本篇は著者により曩に公表せられたる生産曲線に關する年曲線及び週曲線に續く一篇にして同じく勞働科學上特に重要な慢性疲労に就いて検討せしものなり。著者は本研究の目的として其序言にも云ふ如く、週的疲労の證明と共に漸次其根源なる日時的疲労の研究に入り、從來甚だしく等閑に附せられたる慢性疲労の組

織的豫防——職業的過度努力防止の途へ進む必要を感じたり、此目的の爲めに行へる實驗は大正14年3月1日より35日間に亘り紡績の紐部作業に於ける生産高並に損失時間の調査なり、特にこの報告は避け難き食事時間を除き全然他に休憩時間を與へざる制度の下に疲勞なるものが總じて如何なる経過を以て現るゝものなるかを推究せん企てられたるものなり。先づ熟練工の夜業曲線と晝業曲線とを比較するに、夜業第一回は比較的能率(87.6%)を以て始まるも、次の弛緩程度も甚しく、80.0%となり、次の2時間は85.6%、90.9%と著明に上昇を示し、第一スベルの最終には多少低下せり。斯くの如きは夜業期の多くの日に於ても殆んど相似たる變化なり。第二スベル即ち食後は初頭より稍々低く(82.3%)以後第9時間目まで多少の高下を示しながら僅に下降の趨勢を現し、最終に於て3%餘増進して85.6%に終れり。

晝業期に於ても概して夜業より能率が高し、第1スベルに於ける變化は第1時は夜業より多少高率で始まり、次に來る低下は夜業より軽く、第5時には反對に躍進せり、第2スベルにては殆んど夜業に等し、未熟練工にありては夜業は第2時目よりの上昇が熟練工に比して甚だ緩徐なること、第2スベルにては既に低き能率にて始りながら尙次第に下降を示し、第9時には遂に76.0%を示せり又晝業期にありては夜業期が著しく生産能率劣れるに反し熟練工の場合よりも更に良好なる能率を示せり。

次に調査したる損失時間は其總計に於ても亦機台掃除、停電等の不可抗的原因によるものを除きたる場合に於ても、甚だ僅少にして更に實際作業中に於ける損失時間は一層驚べき微細を示せり。是等の結果より總括して、著者の示す所は晝業期と夜業期の差が特に未熟練工に於て甚しかりし事實は如何に夜業廢止に對する有力なる化學的論據なるかは更に贅言を要せず。尙工場管理上此生産曲線に表はれたる生産能率の日時的變化によつて教へられる所が多かるべし云々。

石川知福 温度及び湿度の身體的精神的機能に及ぼす影響 第1回報告

1. 生理學的方面—温度湿度の身體的機能に及ぼす影響 (勞働科學研究第3卷第2號)

此報告は勞働科學研究所に於て同所同人協同的研究のうち、該題目に就ての第1回報告である。被檢者は1人の青年男子であつて、特に設備されたる温湿度實驗室内に於てなされたる實驗成績であつて次の如き結果を示してゐる。

- (1) 作業場の乾濕球温度が高度なるに従つて、呼吸數、體温、脈搏數及び脈壓は次第に增高する。最大血壓と最小血壓とは攝氏30度内外に於て壓最も低く、その上下の温度に於て高壓を示す。
- (2) 高温湿度中にありて精神作業を行ふ際には、脈搏數、體温、血壓等の増加度著しく、従つて低温湿度中に於て作業を營む場合に比して、エネルギーを浪費さるる程度が大である。攝氏40度以上の作業場温度は殊に不良なる影響を身體的機能の上にもたらす。
- (3) 今度の如き實驗條件に於ては、一般に高温は身體的機能を亢進せしむるが如き作用を呈する。而して攝氏30度以下に於ては高温と低温との間に著しき差異を認めないが、攝氏40度以上の如き高温時には、僅かなる湿度の增高も重要な作用因子となつて、身體的諸機能の過度努力を促進せしめる。高温なるに従つて、此湿度の及ぼす影響度の増大すこと云ふ此事實は、温湿度の主觀に及ぼす具合に相似して居る。

八木高次 榮養體力評價方式に關する批判的研究 其一 榮養の部

(勞働科學研究第2卷第4號 大正15年3月)

本論は數年前より著者によつて試みられて居る研究の漸く其一部分の結果の報告せられたるものであつて、著者は第1章にて茲に用ひられたる體力なる語の意義に關

して、著者の見解を叙し、第2章にては本問題に關する史的考察を述べて居る、遠く古代希臘に於ける幾多の美術工藝品に現れたる人體の表現に今日も尙ほ貴重なる研究資料である人體測定に關する一定の規準のあつたここから説き起し、近代に至る迄の此種學問の發達の概要を述べ、更に近時體力並に榮養状態を或る數理的指數で以て表現せんとして試みられた多くの學者によつて案出したる諸種の算式について其優劣を論じて居る、第3章にては標式の目的及び意義に關する叙説の外更に著者によつて企圖せられた本篇の主旨を論じて居る、氏の云ふ所は從來公表せられた多數の標式について少くも現在の如き個人の榮養評價法の殆んど歸一する所を知らず或は全然主觀的、定性的に自安せる現状に對して之が諸法を批判し、正確なる評價法の既にあるあらば之を確證し、之なしとすれば新に檢索を期する如きことも、決して徒爾なこゝではないと、之即ち本篇の主旨である。第四章にては方法及材料に就いて記述し第1著者は此問題の最も困難なる比較の標尺を何に求むべきかに苦心を重ね、研究の結果、頸圍、頸長、腹圍、胸長、上膊圍、上膊長、最大下腿圍、最小下腿圍、膝關節高の9つの測度を選定した。而して是等の測度を綜合するにき身體全般の榮養状態をほぼ公正に表現し得るを見做し、先づ1500の被験者(女子)について、18歳未満と18歳以上の二部に分ち各測度に於ける標準偏倚(δ)を算出し、之を基準として75點(0.0-+0.5 δ)を起點として $\pm 0.5\delta$ 毎に5點づつ加減する方法を案じ、點數を以て之を表示することに成功したのである。最後に各測度に關する精密なる相關係數を算出して之を表して掲げてある。但し未だ本論は其結論に到達して居ない。

八木高次 榮養及び體力の數量的評價に就て (勞働科學研究第2卷第4號

大正15年3月)

本論は著者の別論文「榮養體力評價方式に關する批判的研究」に對する補足的の意

味で、且つ此方面に關する思想の大體の趨向と其應用方面に關して平易に論述せられたる一論文である。

大西清治 作業面高問題に就いて (勞働科學研究第2卷第4號 大正15年3月)

著者の研究主題は曩に公表せられた野村禎一氏の「日本人の體格と其作業能率に關する研究」に對する批判的研究報告である、即ち野村氏の實驗が其方法に於て先づ重大なる誤をなしてゐることを指摘し其方法によつて得た結果で以て日本人の總ゆる作業に對する好適作業面高を極めて簡單に見出さんとした野村氏の結論は誤であることを立證したものである。著者は勞働階級婦人より被験者を選定し實驗心理學にて用ひらるるエーミングテストを以て種々な作業面高(各身長に應じて2種の差を有する様な階級に對する作業確度を檢し、それによつて作業の好適なる高さを求めた。著者によつて示された重要な結論は

- (1) 作業確度は著しく作業面高によつて變すべきであつて、作業面高と作業確度の關係は大凡作業確度の最大なる所を頂點としたる拋物線の關係にある。
- (2) 好適作業面高は身長と略々一定の比率を有する。
- (3) 好適作業面高は亦肘關節高さも密接なる關係を有し、兩者は略々相平行せる直線上にある。
- (4) 少くも立作業時に際し眼と好適作業面に至る垂直距離が身長に如何に拘らず略々一定であつた一事實は最も慎重に考慮せらるべき問題であつて、作業面に關する視覺の重大さを語るものである以上の實驗によつて最後に著者は、好適作業面高を、身長或は肘關節高を以てしては、容易に合理的なる標示方法を發見することが不可能であるを見做し、野村氏によつて示された單に臍高を以てせんとする標示方法は何等の價値なく、むしろ俗間の人々をして誤らしむるものであると論じて居る。

大西清治 工場の換氣に関する研究(其二)結論 (勞働科學研究 第3卷 第1號 大正15年5月)

著者が同一標題の下に曩に公表したる冬季に於ける第一回の實驗と、第二回たる今度の實驗とを我相對照して考察するに、カタ寒暖計によつて得たる多くの結果の内最も重要な點を摘録すれば

- (1) 紡績業に於ける各作業に伴ふ室内氣温は普通梳綿、粗紡、精紡、織布工程の進むに従つて氣温は上昇し、其逐時的變化は著しく外氣温に一致すれど、一般に夜間其下降度極めて緩慢なるを特徴とし、更に一日中に於ける變化は午前七時午後七時及午前四時を三頂點とするW字型を描くものにして其中間頂點は全く外氣温に見ざる變化にして、二交替制度の下に行はるゝ作業組織に於ける一特徴なり、而して一般に其中間隆起微弱なることは、交替時に於ける換氣充分に原因するものにして、之に對し交替時の短時間を利用し技術上許される範圍内に充分なる換氣を行ふ時は夜間に於ける作業を幾分にも容易ならしむることを得べし。
- (2) 各作業を通じて夏季は冷却力甚だしく不足を告げ、之を畫の示したる標準に比較するも及ばざるこゝろ遙かに遠く、晝夜共高度なる鬱熱の状態を呈せり。
- (3) 是等に對する最善の方策は適當なる風速を加ふるこゝろの一途あるのみなるも今直に其の規範を示さんとするも不可能にして、今後各異なれる温度湿度の下に各種の勞働量とエネルギー代謝についての完全なる研究が完成せられたる後、初めて示し得る問題なるべし。

淺川賢一郎 所謂實驗的ケイソン病を惹起せられたる家兎の血液酸素容量の消長に就て (愛知醫學會雜誌第33卷第4號 大正15年7月)

家兎を一定装置内に入れて過重氣壓のもとにあらしめ次いで急激に壓の低下を惹起せる場合、末梢血液酸素容量は個々により差違あるも、加壓前に比して一般に其の容量の減少を認め得。特に壓低下後5分乃至10分に於て著明の減少があること。而るに對照として過重氣壓

の下に長時間放置せるものに就て除々に減壓する時は其の酸素容量の減少を見ないことに就て報告してゐる。

刀山萬造 酸素分壓の低下並に炭酸瓦斯分壓の増加が妊娠試獸に及ぼす影響に就て (國民衛生 第3卷第11號)

モルモットを試獸として酸素分壓の低下の場合と酸素分壓の低下と同時に炭酸分壓増加せる場合との二つの場合に於てそれ等の條件が妊娠に及ぼす影響を観察したのである。實驗結果によると、前者の場合には試獸17頭中9頭は流産した。後者即ち酸素分壓低下炭酸分壓増加の場合には試獸12頭中6頭に流産をみた。而して前者の場合には産後母獸の死亡せるは僅かに2頭であるが、後者の場合には産兒は死産なるは勿論母獸も亦産後全部死亡したと云ふ。尙ほ此際これ等の空氣の條件が及ぼす影響度は母體に對してよりも胎兒に對して著明であるとのことである。

正井保良 産業醫學講話 (大阪能率研究會誌 第1卷第1號及第2號)

産業的生産の原動力として、人間の要素は機械的要素と相對峙して或は後者にも増して重要視さるべきは勿論である。産業の合理化も結局は醫學殊に生理學の立場からの考慮が取り入れられてこそ始めて完成を期し得るのである。著者は産業醫學中最も重要問題たるエネルギー代謝の問題並に産業疲勞の問題に就て講述して居る。此方面の研究の範圍並にその方法等に就て簡明に説明して居る。

田中肥後太郎 航空機の進歩と人體の生理的性能 (軍醫團雜誌 第157號)

航空の人體に及ぼす影響に就て、これを氣壓、氣温、飛行速度、同加速度等の方面から理論的説明を試みたものである。

石川知福 晝夜轉倒作業の生理學的研究 (勞働科學研究 第3卷第1號)

體温の逐時的経過が、(1) 夜業晝眠時と晝業夜眠時と、(2) 筋肉重労働者と椅坐對机作業者と、(3) 冬季と夏季とで各如何なる相違を惹起するものであるかに就て實驗した成績の報告である。被験者は合計4人の青年男子、實驗日数は冬季は晝業時4晝夜、夜業時6晝夜に亘り夏季は晝業時夜業時共に各3晝夜に亘り連続的に電氣的に檢温したのである。尙ほ作業中には瓦斯代謝の逐時的経過を観察した。實驗成績中主なる事項を抄記すると次の通りである。

(1) 正常生活時即ち晝業夜眠時の肛門内體温は晝夜の逐時的経過は晝間作業中には漸次上昇し、夜間休眠中には漸次降下する。然るに夜業時には夜間作業中も晝間休眠中も共に漸降的

逐時経過をとる。

(2) 晝夜轉倒の生活を営む時は體温の逐時的経過も晝夜轉倒の傾向を呈するのであるが檢温部位、作業並に環境諸条件の相違することによつて一律的に論定することは出来ない。

(3) 體温の逐時的経過の大勢は筋的重労働者と輕易作業者とに著しき差異を認めない。尙ほ又冬季と夏季との間に於ても體温曲線の形に著しき差異を呈しない。

(4) 呼吸商は晝業中には逐時的に上昇し、夜業時には逐時的に降下する。而して該経過の大勢は體温の逐時的経過と並行してゐる。

桐原葆見 婦人に於ける生理的週期と作業能(その三)延長の目側

(労働科學研究 第3巻第1號)

掌握力及び反應時間の検査に於けると同一の被験者につきて、モエーデ氏オプトメーターを使用して、横に100「ミリメートル」の直線を中心に於いて二等分せしめ其の眞中心よりの平均脱逸度及びその平均位置に於ける平均脱逸によりて、視空間表象に於ける比較判断の確度及び動揺度を檢した。検査は約二ヶ月に亘りて毎日の工場作業の終了後に、掌握力及び反應時間測定の後これをを行った。(本実験に入る前約20乃至30日の期間毎日練習なされた)これらの結果について、その中心点よりの平均脱逸の分別すべき線に對する百分比を平均誤差(Average Error)とし二等分点の平均位置の一方よりの距離に對する、百分比を變位誤差(Variable Error)として、更らに各々の總實驗期間の平均値を、晝夜業期各別に求め、これに對する各日の値を百分比として、兩者の逐日的消長に就いて、その實驗期間に來れる30回の月經を中心に觀察した所は下の通りである。

- (1) 長さの目測は練習によつてその正確度を増し、其の判断の動揺度を減ずる。
- (2) 一定の練習を得て、ブラトウに達したる後に於いて、平均誤差、變異誤差いづれもその値には個人的差異があるが、一般にこの種の労働せる女子は學術研究の助手たる男子に比して大にして、又月經のある女子は、月經未潮の女子に於けるよりも大である。
- (3) その日差も亦、女子は男子に比して大にして、又月經ある女子は月經未潮の女子のそれに比して大である。
- (4) 晝夜交代作業にありては、その平均誤差は一般に晝業期に比して夜業期に大なる傾向があるが變異誤差にはかゝることが認められない。
- (5) 以上2.3.4項の結果並にウォルフの研究より見れば工場労働者は一般に誤差大にして、しかも作業による疲勞の影響は寧ろ平均誤差の上に現はれるものゝ様である。
- (6) 十分なる練習を経た後であるけれども平均誤差及び變異誤差共に逐日的變化には個人的差異が著しくして、その一月經週期間に於ける波動についても、一般に共通な形を認め難いしかし乍ら13名の順調なる月經ある被験者に於いて、9名は中間期に於いて、平均誤差も變異誤差も共に小であること、又一般に月經前5日乃至7日前後よりは最も増大すること、及び

月經後は中間期に比して一般に(2名を除く)稍々大であることは共通な事實である。

(7) 月經中の平均誤差及び變異誤差は平均よりも大なるものと、小なるものと相半してゐるけれども、一般に平均を去ること大ならず。

(8) 一月經週期毎に略々同一の逐日的経過を週期的に反覆すると認められるものは實驗の2月經週期以上に亘つた12名の被験者中、平均誤差に於いて6名變異誤差に於いて6名ある。その他の被験者にありては、この實驗の範圍内にありては、週期的變化は認められなかつた。

(9) 週期的變化の現はれてゐる者にありて、その1週期に於ける曲線の形狀は個人によりて相違してゐるけれども、月經中は平均より脱逸すること大ならず、月經出血の止みて後5日乃至7日間は大に中間期は小にして、次の月經前5日乃至7日頃より最大の山をなす場合が多い。(F1及F5の2名にあつては中間却つて大となつてゐる)。

(10) 平均誤差と變異誤差とに於ける變化を比較するに、兩者は大體に於いて、類似の経過をとり又、その週期的變化の12名中兩者に共に現はれてゐるもの4名、いづれか一方に現れてゐるもの4名兩者いづれにも認められざるものは4名である。

(11) 又これを掌握力に於ける消長と比較すると、2名を除く外はいづれも彼れに於いて週期的變化の現はれてゐるものは、此に於いて、殊に變異誤差に於いて週期的變化が現はれてゐる。更らに反應時間の變化と比較すれば、これ亦その週期的變化の現はれること並にその一週期間に於ける傾向較換の時期は畧々一致してゐるがしかし、その経過即ち曲線の形相に於いては必ずしも一致或は相反の形關係を保つてゐない。

(12) 以上の結果は吾々に理論的研究、例へば精神物理的法則の檢索その他視空間認識の諸問題を實驗的に檢索する場合に於いて、又、實際の方面に於いて、視空間知覺を用ゐる諸種の作業に於いて、婦人に關しては、少くともその生理的週期を顧慮するを要することを示唆してゐる。

桐原葆見 婦人に於ける生理的週期と作業能(その四)紡績仕上作業

(労働科學研究 第3巻第2號)

紡績作業中、人的要素を最も多分に含める作業の1たる仕上部の総取作業に従事せる労働婦人に就いて、その作業能率と生理的週期との關係を觀察する目的で、先づ作業能率に影響を及ぼすべき諸条件を出來得る限り一定にするために、被験者としては經驗を積みたる所謂熟練工にして且つ晝間のみ作業に従事せるものを35名選んだ、その年齢は調査開始時に於いて最長24歳6ヶ月最少13歳9ヶ月平均18歳9ヶ月あつて、中等度の健康を保ち、調査期間中疾病に因る休業の3日以上繼續したことはないもののみである。調査期間は大正14年11月15日に初まり4月27日までの間に於いて、1人につき27日乃至150日、通計2620日被験者の内月經のなかつた7名を除いてはこの間に1回乃至5回月經があつて、その回数通計58回である。而して請負作業(Piece Work)の日のみについて10時間就業した場合に於ける正味仕上高を

とりて、これを調査期間中の總平均仕上高に對する百分比として、逐日的消長を觀察した。被檢者には毎日起床時就床時氣分及び身心上の異常、作業成績に對する感想及び月經の有無その他の作業に關する偶發的事故を記さしめ、一面工場の係員に就いて、工程上は變異就業時間、機械の故障等作業能率に影響すべき條件の變動を訊し、是等と、各々の毎日の仕上高とを對照して、苟も常態にあらざる内外の條件下に於いてした場合はこれを悉く捨てた。かくの如くして觀察した結果は次の通りである。

1. 一般に作業能率曲線は、一定の週間的經過をとりて、これを反覆してゐる。
2. この週間經過を顧慮し乍ら一月經週期の作業曲線を觀察すると、28名の月經ある被檢者中21名に於いて月經に伴ふ變化を認め、その變化なきもの2名他の5名に於いては偶發的事故の多かつた爲めとその曲線の不規則なためにかゝる波動が見られなかつた。
3. 月經を中心とする波動は各個性によつてそれぞれ相異なるけれども、一般に月經前期或は月經期に低下し後期から中間期にかけては高調するものが多い。即ち21名中18名に於いてその7名は前者に11名は後者に屬す。他の3名にあつては反對に月經前より高調し、頂點に於いて月經があつて、後期に低下してゐる。更らに他の變化を認めない、2名に於いては、その作業曲線は常に週間的經過を反覆してゐる。
4. さればこれらを假りに、(A)月經前期低下型、(B)月經期低下型、(C)月經期上騰型及び(D)不變型の四型に分つことができる。而してA及びBは更らに各々これを後期に上騰して中間期漸次遞落するものと、後期中間期略々水平に進めるものと2種に分つことができる。
5. 波動の程度及び緩急は個性によつて一様ではないが、概ね平均日差の範圍を出ること大ならず、そのこれを超えたものは少數に過ぎない。而して一定の週間經過の型をそのまま、唯深刻にしてゐる場合が多い。
6. 2回以上月經のあつたものについて見るに、13名中10名はそれぞれ同一型の波動を、各週期毎に反覆してゐることを認める。
7. これらの波動は一般に年齢と關係はないやうである。但し、A型に屬するものが年長者に多く、C型は最年少者のみでその他は相混つてゐたのであるが、これが一般的傾向であるか否かはこの調査のみからは遽に斷定できない。
8. 如上の波動と、上記排除した諸條件の外被檢者の通勤距離、前夜の睡眠時間作業場の温湿度配偶の有無等との間にはこの調査の範圍に於いては、關係が認められない。
9. 調査中月經を見なかつた7名の被檢者にあつては、その作業能率は概ね一定の週間經過を反覆してゐるのであるが、その中1名にあつてはその上に又約4週間を1週期として同一の波動を反覆せるものを認めた。全體の平均日差は7名共に必ずしも月經のあるものに比して小ではない。
10. 以上の事實から月經ある女子の作業能率には多くの場合に於いて、その週期に一致する所の波動のあることをしかもそれは各週期に同様に反覆せられる場合が多いことを云ひ得るしかもかゝる週期的變化は月經を見ざる婦人にありてもこれある場合がある。

11. かくの如く一般に作業能率の低下する場が多い所の月經前後及び月經中にはその上に一般に缺勤が多くして、全體の作業能率に於いては更らに低下の度を加へるのである。
12. この低下にはその日に於ける損失時間の増加も一因をなせるものであらう。

桐原葆見 温度及湿度と心的機能 (勞働科學研究 第3卷第2號)

種々の温度及び湿度が作業能率に如何なる關係にあるか、又種々の温度及湿度の下に一定の作業をした場合に身心機能の上に如何なる影響があるかを實驗的に検討するために、温度及び湿度を變化して一定時間不變に保ち得る小室を作り、その中で、大正13年3月から12月迄の間に於いて、隨時順序を不定にして攝氏16度以上49度までの間に於いて種々の湿度に於いて30分間一字抹消及び計數作業をなさしめ同時にその前後及び中間に於ける身心諸機能の變化を見た。被檢者は塚峻博士一人である。その作業能率に於ける變化を作業前後の簡單反應時間及び觸空間國の變化について下の結果を得た。

1. 作業能率については(イ)作業の量及び(ロ)その形式、作業の質に就いては(イ)誤脱率(ロ)均整度及び(ハ)計數の誤謬について温度及び湿度との關係を考察したその量は全體として20度から53.5度までの間は最も能率高くそれ以上は漸次低下する傾向が見ゆるが湿度の少い場合には45度まではこの30分間の短期作業能率は低下を示さない。又形式は湿度の70%以上なる場合には33度以上に於いては下降式が主に出現する。しかし湿度の低い場合にはこの温度に於いて他の形式が多く現はれてゐる。高濕低温の場合低濕低温の場合及び低濕高温の場合にあつては凸狀式上昇式凹狀式均衡式いづれも出現してゐる。質について(イ)高濕の場合にあつては35度以上になると誤脱率を増大し40度以上では甚しく増加するが低濕の場合にあつては高温に於いても低温に於けるに大差ない。(ロ)作業結果の正整度は高濕にあつては30度以上に於いては次第に悪くなり、40度以上になつて益々悪く45度以上に到ればその極に達す。その惡化の時間的關係も温度の昇る程次第に早

くから亂れて来る。しかし低濕の場合にあつては30度以上になる30分の後半に於いて多少亂れるがその程度は甚しくない。而してその亂れ初める時期も晩い。(ハ)計數の誤謬は高濕では32度頃から出現し初めて温度の上るに従つて多くなり低濕の場合には40度以上になつて出現し初める。

2. 作業前後の簡單反應時間は温度及び濕度との間には何等の關係が認められないしかし乍ら作業前後を比較するに、シグナル有る反應時間は作業後が前に比して長くなり、シグナルなき反應時間はこれに反する傾向が見られる。

3. 觸空間國は、温度及び濕度の高くなる程2點距離が1となる傾向があるが、作業前後を比較するに作業後に小くなれる場合が多い。

4. 以上の結果は、未だ最後の結論を導くに足るものでないこと勿論である。

暉峻義等譯 産業能率の研究 (同人社 大正15年9月)

F. S. Lee 教授の Human Machine and Industrial Efficiency と D. R. Wilson の英國に於ける産業疲勞研究軌近の進歩と、同氏の北米合衆國印象記とを翻譯したものである。著者はいづれも當代の權威者を以つて目されてゐるもの、その所論には幾多傾聴すべきものがあり、且つその概括の方法も如何にも大家らしい所がある。但その生理學者たる Lee 教授の立場としては仕方がないけれども、教授にしても、Wilson 氏の報告にしても、産業能率又は廣義に人間の能率を見るに、あまりに器械觀に偏し、概括に過ぎ、機能的見方に倚り過ぎてゐる點に於いて少からず物足なさを感じる。産業能率に於ける人間要素を考察するに、これをその物質要素、或は機械要素を考察すると同一方法、同一態度に於いてすることの不完全なるは云ふ迄もなく、又、これを全く概括的に及び機能的にのみ觀ることも未だ十分とは云へないと、そこに記述的、現象的見方を以つてしなければ、到底眞實の捉めない幾多の事象の存すること、及び個別的に見て初めて正しい結論に達せらるべき多くのもの存することを、吾々は認めてゐる。

田中寛一 學習に於ける根本的法則 (教育心理研究 第1卷第8號)

ソーングイクの學習の法則は次の3つに總括することが出来る。

1. 興奮に對する用意不用意の法則

2 練習の法則 (イ)使用の法則 (ロ)廢棄の法則

3 効果の法則

要するにソーングイクの説は第1に動物の學習の基礎は試錯法にあるとする點、第2には聯合の強度を左右する條件として反復の度數即ち頻繁の法則と効可の法則を立てた事にある。此點を形態學者は如何に評するかは興味ある問題である。

千輪 浩 作業能發展中の心理學的段階 (心理學研究 第1卷第4輯)

逓信省貯金課員約800人につき傳票算入(珠算)時間の練習経過より心理學的段階の有無を研究されたもので實驗結果は次の三種に取扱はれて居る。

1 練習初期及終期の算入時間分配狀態の比較

2 練習効果程度の分配範圍から見た段階

3 中心的傾向から見た各段階の意義

以上の結果より若し心理學的に有意義な作業能發展中の共通的停滯段階(高原)がありとすれば、其段階に於ける進歩度は自然他の段階のそれよりも明に小さいものでなければならぬ、總てが一致して示す段階は最高特別段階である、此の段階には他の人々が容易に進み得ない(4分—4分20秒)之れを最高として4段階を認め得、要するに作業能發展上に心理學的に意義ある區別がある、而も明かな停滯段階と、不明瞭な停滯地帯とによつて特別なる作業者を區別確定すべき一種の客觀的標準を求め得ることのみは肯定し得ることを考へる。

是等の事實は頗る興味あることで素質及練習其他の個人差の問題、統一的精神作用の全體の性質などの考究上重要なものである、又特殊段階確定として知識思想などの進歩と比較的に獨立した作業能に關するとは客觀的標準として意義深い。

寺澤巖男 練習休止期に於ける進歩 (教育心理研究 第1卷第5號)

可成り長き練習休止の期間に於ても進歩が起り得るかの疑問に對する説明には

當然種々の理由が考へられ得る。

第1には此休止期間に於て吾人の精神物理的機制に眞の進歩があつたを考へる。

第2には斯かる休止期間に於ては眞の進歩がある可きではなくして唯それは長く繼續せる練習中に生じた能率低下の種々の原因が此休止中に除き去られた、等に考へられる、之れを種々の事實及他の文献に依り考察するに

練習休止期の進歩は第2の問題ではなく吾人の精神物理的機制中に内在せる、烈々たる生命の力が練習に依つて刺衝興奮せられたが爲めに其練習休止中に於ても依然としてみづから一定の方向に進展發達し行く結果であるを見るのが至當であらうと思ふ。

凡そ練習なるものは實に之れに依つて其身心内部の生命力を覺醒興奮せしめ且つ之に其力が進展す可き一定の方向形式を附與し以て其生命力の自發的發展活動を期待するにありと觀る可きものであらうと思ふ。

寺澤巖男 教科と疲勞 (教育心理研究 第1卷第1號)

教科に依る疲勞度が種々なる條件に依つて左右せらるゝ事の大きな事實が常識上のみならず實驗的にも極めて明白に且つ極めて顯著に現はれるものであると云ふ事を知り得た教科本來の疲勞度を決定し得る事よりも教育上更に一層重要な意義を有するものである。

一般に午前よりも午後の方疲勞大に、午前の第一時間目は元より普通は疲勞最も少なき状態にはあるが作業に對する身心の順應及び習熟がいくら不十分である事を免れないから第二時間目邊りに最も困難な教科を持つて行き第一時間目第三時間目に次いで困難なものを置く四時間目は極めて輕易なものを置く事が合理的である。

午後は晝の休に餘りに劇しい運動さへしなければ朝の第一時間目の取つゝきよりも一層疲勞が少なくなつて居る事さへある。しかし午後は疲勞の進み方が午前よりも著しいと云ふ點に留意せねばならぬ。

斯くは云ふものゝ一週間に幾時間も繰返さるゝ如き教科は毎日一定の時間順位にのみ置く事は却つてよろしくないかもしれぬ、何んとなれば一定の教科も時に難易を異にし教へらるべきものであるからである。

中央職業紹介事務局 職業指導論 (同局 大正15年2月)

Douglas, P.H. の American Apprenticeship and Industrial Education 1921 の一章を譯出したもの、職業指導の理論は一々首肯出来るが、問題は其の實行上の方法にある。しかもその實際に至りては、多分の研究を要するもののあることを感ぜしめる。

名古屋地方職業紹介事務局 職業指導と性能検査 (同局 大正15年3月)

丸山良二氏の執筆になる小冊子であつて、斯の方面に關する現下の状態を略述したものであるが、その職業分析及び指導の内容についての諸觀念が未だ常識的範圍を脱せず、いづれも甚だ不明確である。これは獨り本書にのみついて感ずる所ではなく、本書を通じて、斯の方面の一般に對して感ずる所の不滿である。

田中寛一 一般智能と職業 (教育心理研究 第一卷第四號)

大戦中米國陸軍で行つた智能検査を職業に關係せしめて整理した結果 36,500人職業の種類72種に依るゝ、智能検査の得點中間数が各職業に成功するに必要な智能の水準を示すものとして相隣れる職業間の差は極めて少ないし、更に分配の範圍を考察するならば次表の如く全體を五群に總括しても尙重り合ひの度が著しいから、之れに據つてノルムを決める譯けには行かない。

職業群	中間數	中央5%の得點範圍
1. 非熟練勞働	35	21—63
2. 半熟練勞働	42	23—70
3. 熟練勞働	61	26—95
4. 事務及書記	96	58—145
5. 専門的職業	140	98—184

即ちこれは一般的の範圍を決定するに役立つ丈けでそれ以上に出ることは出来ない。

かく云へば一般知能測定は職業指導上効果の極めて少いものゝ様に思はれるが實際は然らず、或る個人が選擇すべき一定の範圍を決定する丈けでも大した効果である。それ以上は各個人の興味と家庭の經濟的關係及教師父兄の視察に基づく情

意的特徴を一定の目的で選定された特殊性能検査の成績に依つて決定せらるべきである。

通信局電話課 電話交換に適當なる年齢 (逓信省通信局 大正13年9月)

寺澤巖男、濱中濱太郎兩氏によりて調査されたもので、電話交換作業の實際に最も親熟せる主事、書記、書記補、主事補等の人々より其の監督下にある電話交換手に關する視察を基礎とせる各自の率直なる意見を徴し之れを心理學的生理學的見地より整理統計して次の結論に到達してゐる。

- (1) 交換作業中最も疲勞し易き年齢は13歳(以下)である。
 - (2) 身長は4尺5寸を以つて適當とする。
 - (3) 交換取扱ひを會得する丈の知識を有するは少くとも15歳以後である。
 - (4) 技兩進歩の上より考ふれば14歳が最好都合である。但市外課にては16歳を以て最も適當なりとする説も存有である。
 - (5) 加入者に對する應答上より考へて最も適當なるは15歳—16歳である。
- 由之觀之、交換手採用上最適當なる年齢は15歳である。されど凡そ1ヶ年間を其の練習の期間と爲し然る後初めて實務に就かしむるを得ば技兩進歩の點より見て14歳に於て採用するを以つて可とすべし。

中央職業紹介事務局 職業表解 (同局 昭和元年12月)

名古屋地方職業紹介事務局 職業解説第1—4 (同局 大正15年9月)

上野陽一 産業能率講義要領 (日本産業能率研究所 大正15年10月)

産業能率について、第一總論に於いて産業そのものの意義から能率の意義を明にし、第二史論に於いて産業能率研究の史的考察を試み、その淵原を心理學的に考察し並に歴史的に觀察して次に標準論、組織論を試み、最後に結論として能率方法實施上の注意を擧げてゐる。殊に附録として産業能率に關する参考書目並にその解題を擧げたるは、その道の人々を裨益する所が大であらう。

電務局業務課 電信従業員の適性検査 (研究報告 第38號)

淡路重治郎氏の實驗心理學的研究である。(1)一般知能(國民知能検査)45分 (2)聽覺記憶 Gates氏法 5分 (3)抹消(片假名二字抹消) 3分 (4)比較辨別(8字の數列比較) 2分 (5)打叩 1分 (6)置換(符號を數字に置換) 4分等のテストを行ひ全員の成績分布、内外兩通信部員の検査成績、各作業別一般知能成績、實務經驗の長短による成績、教育程度に依る検査成

績の差異、男女の検査成績を調査し更に音響通信吏員の適性検査を實務成績と検査成績(聽力、視覺的記憶、單一音聲反應時、單一運動反應時、選擇反應時、打叩速度、順應運動、律的運動)との比較關係度を調べ、送信作業と相關大なる検査は律的運動確度、打叩速度、順應運動で、受信作業とは選擇反應順應反應が關係度が高いことを立証され最後に適材配置の方針として、各作業の心理的分析と、かかる必要性能に關する検査方法が十分信頼するに足る様なものを設定すること、又従業員の仕事に對する好惡希望をも參酌し好きこそ物の上手なれと云ふ事を念頭に入れねばならぬ、故に吾人の採るべき選抜配置の方法は正に消極的なべきである、而して従業員の意志は十分尊重すべきであらう……と述べられて居る。

海軍技術研究所 大正十五年度掌電信志願兵適性検査に就て (海軍技術研究所報告 第148號大正15年11月)

大正15年度掌電信志願者適性検査の計畫及び成績に關する報告であつて、検査法として書字法、補字法、置換法、推理法、制約動作法、符合法(音響)の六種を課し、別に普通學科の試験をしてゐる。その検査成績の信頼度は大にして、その分布から見ると、年齢の多き程又電信經驗のあるもの程良好である。これらの結果は次年度の標準成績を豫想する資料となるであらう。

若林米吉 逓信省に於けるメンタルテスト (勞働科學研究 第3卷第2號)

逓信講習所の入所試験に於いて數年間に試みられ種々のテストの總括的記録である。調査に用られたテストは合計18種であつて、學業成績、年齢、テスト所要時間等について考察した結果、電信技術員の選抜法としては、學科試験よりもテストの方が缺陷が少ないこと、テストは一二種行ふよりも、數種類行ふべきこと、しかもその併用するテストは出來得るだけ性質の異なるものを用ゐること、長時間を要するテストは、短時間のものよりも學科成績に對して高い關係にあることを結論してゐる。

愛知縣能率研究會 能率展覽會誌 (同會 大正15年8月)

協調會 工業保健及能率 (同會 大正13年5月)

北米合衆國勞働統計局に於いて英國軍需品工應勞働者保健及び福利狀態調査委員の報告を集成したるものの第五篇の報告書を翻譯したものである。

根岸正一 工場管理概論 (寶文館 大正15年7月)

賃金制度より工具管理に至るまで、全體を十二章に分ちて、工場管理に關する

理論的概観を叙説したものであつて、憾むらくば、殊に本邦の工場についての具體的の實際については言及せられてゐない。

中川房吉 製絲業に於ける適性考査法の構成 (能率研究 IV. 4)

製絲業はその性質上、機械の應用の範圍甚だしく、作業能率は主として工女の技能に依つて支配されるのである。故に今後は合理的な考査法に依り適性な工女を採用すると共に採用後は各種の作業に於て適材を適所に配置するを必要とする。それには先づ製絲業の作業解剖を行はねばならぬ、即ち吾人の精神的身體的機能を調査分類し、製絲業と全く無關係の機能は除外したものを必要性能とする。それには次の種類に作業を分けて考へた方がよい。繰絲作業、索緒作業、揚返作業、仕上作業、検査作業、調査計算、選繭作業、煮繭作業、運搬作業等。此等作業と關係深い性能検査を行ひ「身體検査」、一般知能検査、特殊知能検査、參考事項の調査(履歴、家庭等)採否配分の決定は、(1) 特殊の欠陥あるものを除く事(不具者、一般知能の低きもの) (2) 採用決定後の配分の決定は各作業の必要性能と検査成績、參考事項とを對照して決定する。その際各被検査者の特に優秀なる特徴を重要視し、又製絲作業中最重要にして職工を多く要する作業の適性を考査し順次従事せしむる作業を決定して行くを可とする。かくして採否配分の決定を終らば更に實務と検査の各々、成績の相關々係を求め次回の検査に資すべきである。

太田欽吾 能率増進の原理と其應用 (良書刊行會 大正15年6月)

能率といふことの梗概を平易に説いたものであつて、著考によれば能率に精神的と科學的との兩方面あり、前者は即ち宗教的能率であつて、後者は物理的、技術的、生理的、心理的及び事務的能率であるとなし、これらの綜合に初めて眞の能率の實現が可能であるとなし、その基本觀念として、宗教としての能率及び人的要素について説き、Taylor 及び Emerson の科學的管理法を説き、最後に本邦に於ける能率的施設の實例を紹介してゐる。

國松 豊 科學的管理法綱要 (巖松堂 大正7年2月)

科學的管理法について、能率法則の研究、能率法則の維持及び實施、能率監査及び原價計算に編を分ちて、歐米の資料に據りて主として理論的の説明を試みてゐる。

上中甲堂 能率讀本 (中外産業調査會 大正15年4月)

神田孝一 工場管理論 (フィニックス出版社 大正15年4月)

工場管理について、編を分つこと六、即ち經營形態、作業設備、編制、職工及び勞銀について、詳細に通俗的の敘述が試みられてゐる。

3 社會統計及勞働統計

鑛山局編纂 本邦重要鑛山要覽 (商工省鑛山局 大正15年7月)

本書は日本内地に於ける重要鑛山、即ち金屬山、石炭山、亞炭山、石油山その附屬製油所の個々につきて、その沿革、地理、地質及鑛床、採鑛の状態、その方法、衛生的施設、住宅、その他の福利施設、鑛産額等について詳細に叙説してゐる。本邦の鑛業の概況、その個々の特長なきを見る上には絶好の參考資料である。

鑛山局編纂 大正14年本邦鑛業の趨勢 (商工省鑛山局 大正15年11月)

本書は鑛山局編纂の他の書即ち「本邦の重要鑛山要覽」(大正15年7月)と並に本邦の鑛業の情勢に關する近來の重要な發表である、この二卷に於て吾々は十分に日本鑛業に關する全般を窺ひ知るこゝが出来る。重要鑛山要覽に於ては個々の鑛山に關する叙説を主とせざるが、本書に於ては鑛區、鑛産額、事業の概況、製鐵業の概況、鑛夫(別に抄録してある)鑛山變災事故、死傷病者等につきて全體的統計的の叙説を試みてゐる。尙朝鮮、臺灣及樺太に於ける鑛業の大勢をも併せ收めてゐる。

内閣統計局 勞働統計要覽 (大正15年版)

本書記載の統計は主として各所管廳の原材料に據りて之に比例又は指數を附したものである。大正13年10月10日施行の勞働統計實地調査並同14年10月1日施行の失業統計調査を除き未だ全國的組織的なる勞働統計調査なき我國の現在に於ては是等の數字は孰れも我國の勞働狀態に關する重要な參考資料である。

抽出方法に依る第1回國勢調査の結果職業別人口は次の表である。

	職業別人口							
	總數	本業者及無職業者	從屬者			比例		
			總數	本業なき從屬者	家事使用人	總數	本業者及從屬無職業者	
總數	55,846,000	27,089,000	28,760,000	28,032,000	728,000	100.0	100.0	100.0
農業	26,943,000	14,140,000	12,803,000	13,625,000	178,000	48.2	52.2	44.5

水産業	1,492,006	597,000	895,000	888,000	7,000	2.7	2.2	3.1
鑛業	1,021,000	496,000	525,000	511,000	14,000	1.8	1.8	1.8
工業	10,865,000	5,278,000	5,587,000	5,462,000	125,000	19.5	19.5	19.5
商業	7,646,000	3,290,000	4,356,000	4,149,000	207,000	13.7	12.2	15.1
交通業	2,516,000	1,033,000	1,483,000	1,466,000	17,000	4.5	3.8	5.2
公務自由業	2,992,000	1,158,000	1,834,000	1,734,000	100,000	5.4	4.3	6.4
其他有業者	1,010,000	491,000	519,000	510,000	9,000	1.8	1.8	1.8
家事使用人	68,000	25,000	43,000	38,000	5,000	0.1	0.1	0.2
無職業	1,296,000	581,000	715,000	649,000	66,000	2.3	2.1	2.5

尙本業者の職業上の地位に付き分類すれば次の如し。

本業者の職業上の地位 (第1回抽出方法に依る)
國勢調査結果の概観

	總數	業主	職員	勞務者	比例			
					總數	業主	職員	勞務者
總數	27,089,000	9,513,000	1,566,000	15,970,000	100.0	35.3	5.8	38.9
農業	14,140,000	5,105,000	15,000	9,020,000	100.0	36.1	0.1	63.8
水産業	597,000	199,000	8,000	390,000	100.0	33.3	1.4	65.3
鑛業	493,000	15,000	35,000	446,000	100.0	3.0	7.1	89.9
工業	5,778,000	1,340,000	308,000	3,630,000	100.0	25.4	5.8	68.8
商業	3,290,000	1,740,000	441,000	1,109,000	100.0	52.9	13.4	33.7
交通業	1,033,000	244,000	142,000	647,000	100.0	23.6	13.8	62.6
公務自由業	1,158,000	287,000	608,000	263,000	100.0	24.8	52.5	22.7
其他有業者	491,000	17,000	9,000	465,000	100.0	3.5	1.8	94.7
家事使用人	25,000	25,000	—	—	100.0	100.0	—	—
無職業	581,000	581,000	—	—	100.0	100.0	—	—

勞働者の體性職業及年齢

	總數	男	女	總數	勞務者 比例	
					勞務者	比例
總數	15,970,000	780,300	8,167,000	15,970,000	100.0	
農業	9,020,000	3,125,000	5,895,000	14歳以下	1,150,000	7.2
水産業	390,000	350,000	40,000	15-19歳	3,447,000	21.6
鑛業	446,000	348,000	98,000	20-24歳	2,599,000	16.3
工業	3,630,000	2,431,000	1,199,000	25-29歳	1,953,000	12.2
商業	1,109,000	523,000	586,000	30-34歳	1,548,000	9.7

交通業	647,000	594,000	53,000	35-39歳	1,243,000	7.8
公務自由業	263,000	141,000	122,000	40-44歳	1,050,000	6.6
其他有業者	465,000	291,000	174,000	45-49歳	867,000	5.4
家事使用人	—	—	—	50-54歳	640,000	4.0
無職業	—	—	—	53-59歳	496,000	3.1
				60歳以上	977,000	6.1

生産年齢者

	總數	男	女	比例		
				總數	男	女
總數	55,849,000	27,952,000	27,897,000	100.00	50.05	49.95
生産年齢者	30,748,000	15,427,000	15,321,000	55.06	27.62	27.44
15歳-19歳	5,324,000	2,672,000	2,652,000	9.53	4.78	4.75
20歳-24歳	4,505,000	2,216,000	2,289,000	8.07	3.97	4.10
25歳-29歳	3,911,000	1,991,000	1,920,000	7.00	3.56	3.44
30歳-34歳	3,721,000	1,899,000	1,822,000	6.66	3.40	3.26
35歳-39歳	3,410,000	1,687,000	1,723,000	6.11	3.02	3.09
40歳-44歳	3,152,000	1,624,000	1,528,000	5.65	2.91	2.74
45歳-49歳	2,591,000	1,290,000	1,301,000	4.64	2.31	2.33
50歳-54歳	2,257,000	1,134,000	1,230,000	4.04	2.03	2.01
55歳-59歳	1,877,000	914,000	963,000	3.36	1.64	1.72
不生産年齢者	25,101,000	12,525,000	12,576,000	44.94	22.43	22.51

勞働者

	總數	男	女	
總數	10,109,585	—	—	
I 工場勞働者	1,987,295	1,057,759	929,536	大正13年12月末社會局調
(1) 官營工場	151,304	114,377	36,927	
工場法適用工場	68,528	50,058	18,470	
非適用工場	82,776	64,319	18,457	
(2) 民營工場	1,835,991	643,382	892,609	
工場法適用工場	1,435,688	676,670	759,018	
非適用工場	400,303	266,712	133,591	
II 鑛山勞働者	308,178	232,431	75,447	同
III 農業勞働者	3,117,782	—	—	同9年10月1日農商務省農務局調
純勞働者	373,024	—	—	

其 他	2,744,558	—	—	
IV 漁業労働者	789,236	—	—	同9年12月末農商務省農務局調
V 林業労働者	715,709	—	—	同10年3月末農商務省農務局調
VI 商業労働者	1,109,000	抽出方法に依る	第1回国勢調査結果に依る	
VII 交通労働者	1,226,613	—	—	
(1) 鐵道従業者	185,885	—	—	同13年3月鐵道省調
(イ) 國有鐵道	164,502	—	—	
(ロ) 私設鐵道	21,383	—	—	
(2) 船舶労働者	492,396 (概數)			同13年末逓信省調
(イ) 船舶法適用船	66,296	—	—	
(ロ) 官廳船	4,600	—	—	
(ハ) 自分持のもの	6,500	—	—	
(ニ) 其他の船員	415,000 (概數)			
(3) 馬車挽	376,687	—	—	同12年末現在内務省調
(4) 自動車運轉手	20,439	—	—	同
(5) 乗合馬車馭者	6,299	—	—	同
(6) 人力車夫	89,183 推計			同
(7) 通信従業者	55,724			同13年末逓信省調
VIII 自由労働者	810,647	—	—	同11年末内務省調
(1) 大工左官等労働者	688,262	—	—	
(2) 人夫仲仕	122,385	—	—	
IX 鹽田従業者	45,325	—	—	同13年末大藏省專賣局調

次に職工住宅調査は協同會が大正11年より13年に亘り全國各地方に於て調査したものである(1)1戸平均収入 月收50圓未満乃至250圓未満の被調査戸數中50圓以上100圓未満の収入階級に屬する者多數なるを以て全國平均1戸収入は73圓乃至79圓である之を地方別に見るに平均収入最も多きは大阪地方の83圓乃至91圓にして東京及中國地方之に亞ぎ最も少きは九州地方の57圓乃至67圓である、(2)1戸平均世帯人員 4人2分乃至4人5分にして概して各地方とも累計4人臺である、(3)1戸平均室數 2室餘數は11室餘である、(4)1戸平均家賃 9圓乃至12圓で地方別に見るに最高は東京地方の11圓乃至16圓にして大阪地方の11圓乃至14圓之れに亞ぎ最も低きは東北地方の4圓乃至8圓中國地方の6圓乃至8圓である、(5)1戸平均敷金 全國平均10圓乃至24圓にして東京地方の24圓乃至39圓を最高として大阪地方の11圓乃至34圓之れに亞ぎ最低は中國地方の1圓乃至2圓である、(6)家賃の1疊當 全國平均83錢乃至1圓9錢にして東京地方の1圓5錢乃至1圓59錢、大阪地方の1圓8錢乃至1圓29錢を最高として東北地方の30錢乃至65錢を最低とする、(7)1人當疊數 全國平均2疊6分にして東北地方の2疊3分乃至3疊9分名古屋地方の3疊乃至3疊2分を最多として東京地方の2疊4分乃至2疊5分九州地方の2疊1分

乃至2疊至6分を最少とする、(ハ)収入に對する家賃の割合 全國平均1割2分乃至1割6分にして東京地方の1割3分乃至2割1分大阪地方の1割4分乃至1割6分を最高として東北地方の7分乃至1割2分名古屋地方の8分乃至1割3分を最低とする、(9)家賃に對する敷金 全國平均12割乃至20割就中東京地方22割乃至25割最も高く大阪地方の9割乃至23割之に亞ぎ最も低きは中國地方の1割7分乃至3割4分である、(10)家賃に對する造作 全國平均1割乃至2割にして大阪地方の7割乃至50割を最高として中國地方の9分乃至3割6分を最低とする。而して家賃敷金造作代等は各2.3.の例外を除けば年を追ふて増加し特に収入に對する家賃の割合の如きは10年には1割1分11年には1割3分12年には1割5分13年は1割6分と累次増進し敷金及造作亦之に準じて昂騰する勢を示して居る。尙職工生活費調査は大正14年3月協同會刊行俸給生活者及職工生計調査報告中より輯録したものである、該調査は大正10年6月より同11年5月に至る1箇年2府10縣に亘つて給料生活者1022世帯職工884世帯を調査したのであるが是等の中記入を全部完了した世帯は俸給生活者397職工295であつた、次に職工の生計費のみに就き表示する。

全國職工世帯月收入階級別收入の内容 (比例)

調査世帯數	合計	收入							
		世帯主	家族	借入	入賃	實物	貯蓄引出	其他	
50圓迄	7	100.0	84.61	6.13	1.96	—	2.35	3.78	1.17
100圓迄	132	100.0	75.25	9.71	1.86	0.18	3.01	5.99	4.00
150圓迄	109	100.0	69.04	10.80	2.00	0.06	3.14	10.08	4.88
200圓迄	32	100.0	64.11	9.76	1.99	—	3.94	14.89	5.31
250圓迄	7	100.0	69.11	6.74	2.44	0.48	3.33	11.34	6.56
300圓迄	4	100.0	51.56	23.49	—	—	5.45	17.07	2.43
平均	291	100.0	69.82	10.45	1.60	0.11	3.31	9.78	4.63

同支出内容 (比例)

	合計	食費	住居費	衣服費	清潔費	公課費	教養費	保健費	交際費	其他
50圓迄	100.0	47.10	17.95	6.97	1.57	1.93	2.66	2.16	6.23	13.43
100圓迄	100.0	35.61	18.03	13.05	2.21	0.56	2.92	3.20	7.03	17.39
150圓迄	100.0	31.82	17.68	14.42	2.53	0.45	3.85	3.42	7.70	18.13
200圓迄	100.0	26.48	17.02	15.20	2.75	0.43	2.79	3.73	9.52	22.08
250圓迄	100.0	24.14	14.33	16.51	2.79	0.31	4.52	6.04	9.32	22.04
300圓迄	100.0	24.80	17.12	13.49	2.22	0.65	1.82	4.67	10.78	24.48
平均	100.0	31.91	17.52	14.05	2.45	0.50	3.32	3.53	7.90	18.82

内務省社會局 工場職工並に徒弟 (大正13年工場監督年報第3章) (大正15年6月刊行)

内務省社會局の調査によれば大正13年末に於て、工場法の適用を受くる工場の總數は官立工場を除いて27037を算し、前年度より1938工場の増加を見た、又その職工數は1,491,303人で前年度より76423人の増加である、今工場法第一條第一項に示された職工常時15人以上を使用する工場總數19,200を業務別に分類すれば次表の如くである。

順位	業務別	工場數	百分比	順位	業務別	工場數	百分比
1	染織工場	9,278	48.2	5	飲食物工場	1,553	8.1
2	雜工場	2,905	15.1	6	特別工場	132	0.7
3	機械及器具工場	2,749	14.3	合計		19,200	100
4	化學工場	2,584	13.5				

工場法施行令第三條に示された事業の性質危険又は衛生上有害の處ある工場總數は10,142にして前年度より851工場の増加である、このうち常時15人未満の職工を使用する工場數は7,873にして、増加したのは殆んどこの種の小工場である。

次に工場法の適用を受ける總工場27,073を職工の多寡により下記の7種に區分して百分比を示す、總工場數に於て大正13年末は大正十二年末より1,983工場の増加を見たが、そのうちの7,807工場は職工15人乃至30人の小工場(事業の性質危険又は衛生上有害の處ある工場を含む)であるは注意を要する。

我國は未だ小工業が多く職工30人以下工場は全數の68.5%を占め、職工500人以上の大工場は僅かに1.8%である、之を表示すれば次の様である。

區分別	工場數	百分比
(1) 職工15人乃至30人	10,722 (8,097)	39.6
(2) 職工15人未満(事業の性質危険又は衛生上有害の處あるもの)	7,873 (—)	29.1
(3) 30人乃至50人	3,369 (3,540)	12.7
(4) 50人乃至100人	2,676 (2,585)	9.9
(5) 100人乃至500人	1,962 (1,953)	7.2

(6) 500人乃至1000人	263 (268)	1.0
(7) 1000人以上	208 (227)	0.8
合計	27,073	100

(註) 括弧内數字は同年度商工省による。

(尙商工省調査によれば大正13年末に於ける5人乃至15人の職工を使用する工場數は31,720に及ぶと)

又この社會局調査の總工場19,200を地方別に見ると大阪の2,598を筆頭とし東京の2,364、愛知の1,700、兵庫の1,314、長野の774これに次ぎ、静岡、京都、群馬、埼玉は略670乃至600位である。

(商工省の調査によれば賃銀別による工場數は下表の如くである、これは常時5人以上の職工を使用する總工場44,935に於て調査されたものであり、又賃銀は一日の實収入を云ふことに注意を要す)

	區分別	工場數	百分比
男	1圓50錢乃至2圓	14,112	31.1%
	1圓20錢乃至1圓50錢	8,781	19.5
	2圓乃至2圓50錢	7,520	16.7
	2圓50錢以上	5,027	11.2
	1圓以下	3,886	8.6
女	80錢乃至1圓	9,131	34
	60錢乃至80錢	7,691	27
	1圓乃至1圓20錢	4,888	17
	1圓20錢以上	3,304	11
	60錢以下		10

即ち男工にありては1圓50錢乃至2圓のもの最も多くして31%を占め、1圓20錢乃至1圓50錢の19%がこれについて居る、女工に於ては80錢乃至のもの最も多く34%を占め60錢乃至80錢の27%がこれに次いで居る、これを前年度と比較するに男工に於ては1圓20錢以上に屬するもの増加し、それ以下のものは減少して居る、女工に於ては80錢以上に屬するもの増加し、60錢以下又は60錢乃至80錢のものが減少して居る、一般に男女を通じて低級賃銀のものは減少し高級賃銀のものは年々増加して居る、例へば2圓50錢以上の男工は前年より15%増加し、1圓20錢乃至1圓50錢の女工は19%増加して居る。

職工數

職工數は如何にと云ふに常時職工15人以上を使用する總工場數19,200に於ける職工總數145438に於て業務別に分類すれば次表の如くである。

順位	區分別	職工數	百分比
1	染織工場	907,311 (935,093)	62 (52)

	製絲工場	338,697	—
	紡績工場	267,165	—
	織物工場	233,051	—
2	機械及器具工場	200,743 (263,619)	13.8 (13)
3	化学工場	159,756 (111,530)	11.0 (6)
4	雑工場	118,083	8.1
5	飲食物工場	59,374	4.1
6	特別工場	9,130	0.6
	合計	1,454,387	100

(註) 括弧内数字は商工省の調査にかゝるものである。

このうち最も多きは染織工場1907,301人にして總數の62%を占め、機械及器具工場の200,743人13.8%此れに次ぎ更に化学、飲食物工場これに次いで居る、最も少きは特別工場の9,130人にして僅かに0.6%に過ぎない。

又工場法施行令第三條列記の事業の性質危険或は有害の處ある工場に於ける職工數を業務別に分類すれば、

順位	區分別	職工數	百分比
1	金属の熔融又は精練	77,588 (12,170)	40.0 (33.0)
2	硝子の製造腐蝕砂吹き又は粉碎	27,347 (2,058)	14.1 (5.6)
3	金属骨角又は貝殻の乾燥研磨	19,559 (7,249)	10.1 (19.6)
4	製綿	13,522 (7,829)	7.0 (21.2)
5	溶劑を用ひるゴム製品の製造	12,946 (1,335)	6.7 (3.6)
6	燐寸の製造	11,688 (274)	6.0 (0.7)
7	毒劇物又は毒劇薬の製造	8,857 (274)	4.6 (4.6)
8	雨傘の13種の製造工場	22,269 (4,321)	2.5 (11.7)
	合計	193,776 (36,916)	100.0 (100.0)

(註) 括弧内の数字は15人未満の工場に於ける職工數を示す。

内金属の熔融又は精練に属するもの大部分を占め、その人員77,588人總數の40%に當る、今

これ等を前年度の調査と比較すれば次表の如くである。

業務別	區分	大正12年	大正13年	増減	増減の歩合
染織工場		885,222	907,301	+22,079	+0.02
機械及器具工場		182,342	200,743	+18,400	+0.16
化学工場		151,987	159,756	+7,769	+0.05
雑工場		97,781	118,083	+21,302	+0.22
飲食物工場		56,332	59,374	+3,042	+0.05
特別工場		8,803	9,130	+327	+0.04
15人未満の危険有害の工場		33,412	38,916	+5,504	+0.11
合計		1,414,880	1,491,303	+76,423	+0.05

染織工場は工場數に於て増減なきも、職工數に於て2,2079人の増加がある、これを見るに染色工業は現今のまゝにては或は飽和の域に達せるに非ずやと考へらる、増加の最も著しきは雑工場にして、機械器具工場化学工場等も相當の増加を示してゐる。

次に前記工場適用工場の職工1,491,303人を男女に別ちて見るに、素より男工よりも女工多きを常態とするが、男工は635,445人にして前年度より44,834人の増加、女工は855,858人にして總數156%強を占め前年度より31,589人の増加である、一般に近年の傾向を見るに、その増加率は男工に多く女工に少き現象を示して居る、今常時15人以上の職工を有する工場に付き、男女の數を示せば次表の通りである。

染織工場	男女	170,802 736,499	飲食物工場	男女	44,244 15,130
機械器具工場	男女	185,204 15,539	雑工場	男女	83,804 34,279
化学工場	男女	111,518 48,238	特別工場	男女	8,844 286

女工は染織工場に最も多く、特別工場には極めて少く、男工は機械器具工場、化学工場に多い。

更らにこれ等職工を年齢別に見るに總數1,491,303人中15歳未満の職工は128,591人にして職工總數19%強に相當し、15歳以上の職工數は1,362,712人にして總數の91%に當る、之を前年と比較する時は15歳未満のものに於ては1,797人、15歳以上の職工數に於ては74,026人の増加を示してゐる。

15歳未満の職工に付き男女の比を見れば男工9.9%なるに女工は90.1%の多數を占め、15歳以上に付ては男工44.7%、女工54.3%である、これを表示すれば次の如くである。

年齢別	男工	女工	計	百分比
15歳未満	12,705	115,886	128,591	8.6
15歳以上	622,740	739,972	1,362,712	91.4
合計	635,445	855,858	1,491,303	100.0

女工が15歳以下に多きは製絲業に従ふ年少女子の多き結果である、更らにこれを適用工場の種類によつて見るに、男工の年少者を使用する工場は染織工場の5,164人を最高とし、化学工場の12,833人、雑工場の2,385人之に次ぐ、男工の年長者を多く使用する工場は機械器具工場の83,521人を最高とし染織工場の165,638人、化学工場の108,685人之に次ぐ、女工の年少者を使用する工場は染織工場の107,675人を最高とし、化学工場の3,631人、雑工場の2,903人位である、女工の年長者を多く使用する工場は染織工場の628,824人を最高とし、化学工場の44,036人、雑工場の31,376人が之に次ぐ。

本邦工場の中堅をなす染織工業に於ては女工總數の855,858人の86%、736,499人が之に従事し、且つその25.5%が15歳以下のものなることに注意を要す。

保護職工

工場法の適用を受くる工場の保護職工(女子及15歳未満の男工)の總數は868,563人にして、内女工は前記の如く855,858人、15歳未満の男工は12,705人である、兩者の比率は、98.5%に對する1.5%である、更らにこれを全職工數1,491,303人と對比すれば、保護職工はその58.3%に該當する、之を前年度と比較する時は女工に於て31,589人、15歳未満の男工に於ては439人の増加である。

工場増減の原因

第一、震災被害後の回復

大正12年9月關東大震災に基く工場の休止は大正12年中に既に幾分回復せられたのであるが、13年に入つてその回復顯著なるものがあり、東京府に於ては殆んど全部回復し更らに新設工場を加へて13年末現在數は震災前の夫れを超へ、神奈川縣に於ても3分の2は回復する様になつた。

第二、其他の原因による増減

大正13年は大體に於て不景氣が一層深刻を加へた爲め、各地に於て事業は休止縮小相次いだ、他面時世の要求による工場の新設擴張が行はれた爲め前記の如く總數に於て増加するに到つた、各地各種の事業に於て増減の原因を細説するの煩を避けて、特に注意を惹くは醸造業その他工場法の適用を除外せられてゐたものが近時原動機使用の結果、工場法の適用を受ける様になつたことである。

商工省鑛山局 鑛夫 (大正14年本邦鑛業の趨勢第8章) (大正15年11月)

本邦鑛産物として主要の地位を占むるは石炭と銅である、之に従事する鑛夫は鑛山労働者大部分を占めてゐる、商工省鑛山局の調査によれば大正14年六月末現在に於ける鑛夫總人員

は310,426人にして内男238,105人(總人員の76.7%)女72,321人(總人員の23.3%)である、之を鑛山の種別に依つて大別すると石炭山は252,898人(總人員の81.5%)を最高とし、金屬山は44,861人(14.4%)石油山は7,320人(2.4%)其他の非金屬山は5,347人(1.7%)である、更らに此れを年齢別に區分すると14歳未満468人、14歳乃至15歳が2,297人、15歳乃至20歳が43,992人(總人員の14.2%)20歳以上は263,669人(總人員の84.9%)である、このうち14歳及15歳乃至20歳のもは殆んど石炭山に屬するものである、このうち注意を惹くは14歳未満の女子が石炭山の坑内外共に多い事である、金屬山に於ては20歳未満及び20歳以上の男女坑外作業に多く、坑内作業の約二倍に當る。

石油山に働くもの多くは、20歳以上であるがその作業の性質上すべて坑外作業である。

前記鑛夫人員を前年に比するに、男は8,023人増加し、女は2,847人減じてゐるが總數に於て5,174人の増加を示して居る、之を鑛種別に見るに金屬山2,500人、石炭山1,829人、石油山380人、其他の非金屬山465人を何れも増加した。

年齢別では14歳未満101人、15歳未満383人、20歳未満1034人の各減少を見たが、20歳以上に於ては6,692人を増加して居る、こゝに注意を惹くは女及び20歳未満の男の減少せることである。

神戸高商商業研究所編 重要經濟統計第3輯 (大正2年乃至大正14年)

中央職業紹介事務局 職業紹介年報大正14年 (昭和元年12月28日)

大正14年中の一般紹介に於ける取扱數は求人數853950人内男682392人女171648人求職者登録數877982人内男785826人女92156人再來數263172人内男240769人女22403人紹介件數585972人内男507101人女78871人就職者數283598人内男240772人女428026人にして之を大正13年中の取扱數と比較するに求人數に於て2141617人求職者數に於て101364人紹介件數に於て142100件就職者數に於て160784人各減少を示して居る、之の主なる原因は關東大震災の復興事業一時落付き且又經濟界が依然として沈滞したのみに基因して居る。

右取扱數を月別に就て概観するに求人數に於ては9月の82287人首位を占め3月、10月、5月4月、7月、1月、6月、2月、8月、11月、12月の順序である、勞務需給關係を觀るに供給の需要を超過すること24032人にして求職者に對する就職者の割合は32%である、之を地方別について概観するに東京府の求人數366262人求職登録數351798人紹介件數238,894件就職者數100515人最高位を占め大阪府神奈川縣兵庫縣相次いで取扱多數である、尙職業別に見るときは工業及鑛業の就職者數68010人を取扱業態中最大にして商業土木建築鑛業通信運輸戸内使用人水産業の順序である。

求職者年齢は20歳以上25歳未満のもの315573人を最多として年齢の低きもの高きものに至るに従つて漸次減少して居る、私育程度は高等小學校同程度卒業の318842人最も多數を占め總

數の3割6分に相當し尋常小學校卒業、中等程度學校高等學校專門學校の順序である、最後に就職者の給料につきて見るに日給者に於ては1圓以上2圓未満のもの72607人首位を占め2圓以上3圓未満の23409人1圓未満8127人5圓以上40人等の順序である 次に月給者に於ては10圓以上20圓未満の住込53876人首位を占め5圓以上10圓未満の住込6111人30圓以上4圓未満の通勤6011人の順序である、女子に於ては日給者は1圓未満の8730人首位を占め2圓未満の1554人にして3圓以上は皆無である、月給者に於ては10圓以上の住込19804人最高を占め30圓以上の通勤2000人10圓以上30圓以上の順序である、次に日傭労働紹介に於ては求人數1282026人内男1250737人女31289人求職者162438人男1587095人女33343人紹介件數1270571人内男1239478人女3193人で之れを大正14年に比較すれば求人數に於ては3647人減少し求職者數に於ては84942人増加し紹介件數に於ては6859人増加を示して居る、之れを月別にするとときは3、4月を除きては月の進むにつれて大體に於て遞増し12月の1672224人を最高として居る、尙需給關係を觀るに供給超過338412人にして求職者數に對する紹介件數の割合は78%である。

東京市社會局 學校卒業生就職狀況調査 (大正14年12月)

今回の調査對象としたのは東京市を中心とする官公私立大學中新大學令によるもの16校專門學校令による專門學校43校及中等實業學校45校又之れに準ずべき商業夜學校11校工業夜學校9校の大正14年3月卒業生總數約18000に付きてあるが實際本調査の材料としたのは大學13校專門學校38校及中等程度實業諸學校38校の其卒業生總數13300に付きてある、その内求人數は8701人にして卒業生に對する求人百分比に53.3である、之れを程度別による求人比率は中等程度實業學校55.3%專門學校68.2%各種大學56.8%大學專門部13.3%である、前記凡て卒業後實際職業に就くものゝみの調査であるが中等程度の諸實業學校、實業專門學校、專門學校にありては上級學校に入學するもの大學にありては大學院に入り或は受験又は研究の目的により就職せざるものあるべく其等の差及學校側に卒業後不明なるものを未就職者と看做す時は其百分比は次の如し。

程度別による就職率

程度別	摘要	卒業生に對する就職者%	卒業生に對する上級學校入學%	卒業生に對する未就職者%	計
中等實業學校		75.0	11.6	13.4	100
專門學校		72.5	6.4	21.1	100
大學		55.8	4.2	40.0	100
大學專門部		17.2	—	82.8	100
平均		59.4	6.4	34.3	100

以下詳細に中等學校、專門學校、大學校に區別して就職狀態及收入を記述してある。

社會局第一部 東京府下の自由労働者に關する調査 (内務時報 第326號)

號)

(1) 自由労働者總數調 (公設簡易宿泊所を除く 11月20日現在)

		人 數	
木賃宿	市部	4,236	}
	郡部	356	
人夫部屋	市部	2,283	}
	郡部	1,510	
散在戸數	市部	13,283	計
	郡部	10,400	

(2) 自由労働市場に於ける失業狀況

集團場所	集合人員	就業人員	失業人員	集合人員に對する失業率の率
元坂本公園跡	400	133	267	66
深川小松町千鳥橋附近	56	41	15	27
深川伊勢崎町海邊橋附近	75	75	—	—
神田三河町3の15番地先道路	180	157	23	13
四谷區旭町	120	98	22	19
本所區小梅葉平町	531	452	79	14
淺草公園傳法院前道路	18	10	8	44
本郷切通し坂附近	12	12	—	—
本所林町204電車通	126	102	24	11
世田ヶ谷町代田橋水道部前	6	6	—	—
千住町千住中組	160	132	28	17
品川町南品川宿	27	11	16	59
上野三橋町	180	100	80	44
王子町大日本人造肥料會社前	46	44	2	5
合計	1,937	1,373	564	29

内閣統計局 賃銀物價統計月報 第13號 (大正15年上半期分)

(1) 産業別鑛夫作業日數

	總數		金屬鑛業		石炭鑛業		石油鑛業		其他鑛業	
	鑛山數	作業日數	鑛山數	作業日數	鑛山數	作業日數	鑛山數	作業日數	鑛山數	作業日數
平均	83	26,6	23	28,0	48	25,6	9	27,9	3	28,1

1	月	85	26,2	24	27,7	49	25,0	9	27,6	3	28,3
2	月	83	25,1	23	26,7	48	23,6	9	28,0	3	26,0
3	月	84	27,2	23	28,3	49	26,7	9	26,3	3	29,0
4	月	84	27,1	23	28,3	49	26,1	9	29,0	3	28,0
5	月	82	27,0	23	28,6	47	26,0	9	27,2	3	29,0
6	月	81	27,1	23	28,2	46	26,0	9	29,1	3	28,0

(2) 産業別職工1人1日平均賃額諸手當賞與額

(大正15年6月分)

	工場 數	總 平 均	男		女		總指 平 均數		
			平均	16歲 未滿	16歲 以上	平均		16歲 未滿	16歲 以上
總數	706	179,9	251,9	84,8	257,5	99,4	75,4	107,9	103
窯業	51	217,4	240,8	86,3	250,3	97,4	63,9	106,0	101
金屬工業	59	309,8	332,1	96,8	324,2	125,6	71,2	129,9	102
機械器具製造業	116	294,2	303,1	85,6	310,0	144,9	109,9	148,9	103
化學工業	61	165,5	198,9	87,9	201,0	94,0	81,0	96,8	99
纖維工業	213	117,2	162,1	74,1	165,8	97,9	74,5	106,7	106
紙工業	30	173,2	190,0	89,5	191,6	93,3	77,6	95,4	101
羽毛品、皮革、骨、角、甲	5	325,1	330,2	100,0	331,1	140,6	—	140,6	100
木竹に關する製造業	25	187,4	197,7	71,8	200,6	91,3	81,7	91,7	103
飲食料品、嗜好品製造	81	195,8	232,0	136,1	234,4	100,6	81,2	104,0	110
被服身の廻り品製造業	18	124,1	188,2	100,4	199,3	99,2	84,4	107,6	100
土木建築業	1	328,1	344,4	74,4	350,5	89,0	—	89,0	100
製版印刷製本業	30	192,3	208,2	78,4	225,2	119,8	73,0	134,5	98
學藝娛樂裝飾品製造	5	214,3	232,4	86,1	236,5	100,6	72,3	105,3	107
瓦斯電氣天然力利用に關する業	7	244,0	244,8	—	244,8	128,5	—	128,5	103
其他の工業	4	166,7	174,0	76,0	174,4	77,7	52,9	78,0	100

(3) 職工、作業時間休憩時間及作業日數平均

(大正15年上半期分)

總數	工場數	698	金屬工業	工場數	59	化學工業	工場數	60
	作業時間	10,38		作業時間	9,59		作業時間	10,23
	休憩時間	1,03		休憩時間	0,53		休憩時間	0,57
	作業日數	26,6		作業日數	26,2		作業日數	26,7
窯業	工場數	51	機械器具製造	工場數	111	纖維工業	工場數	215
	作業時間	10,08		作業時間	9,52		作業時間	11,28
	休憩時間	1,03		休憩時間	0,43		休憩時間	1,11
	作業日數	27,0		作業日數	25,9		作業日數	26,2
紙工業	工場數	31	皮革羽毛骨角類甲	工場數	6	木竹に關する業	工場數	24
	作業時間	11,34		作業時間	9,23		作業時間	10,22
	休憩時間	1,07		休憩時間	1,06		休憩時間	0,59
	作業日數	27,2		作業日數	26,5		作業日數	26,7
嗜好食品嗜好品製造業	工場數	79	被服身の廻り品の製造	工場數	19	土木建築業	工場數	1
	作業時間	10,39		作業時間	10,30		作業時間	10,00
	休憩時間	1,24		休憩時間	1,02		休憩時間	1,00
	作業日數	27,6		作業日數	26,0		作業日數	28,5
製版印刷	工場數	29	學藝娛樂裝飾品製造	工場數	4	瓦斯電氣天然力利用に關する業	工場數	7
	作業時間	9,45		作業時間	9,55		作業時間	10,30
	休憩時間	0,51		休憩時間	1,00		休憩時間	10,9
	作業日數	27,0		作業日數	24,6		作業日數	29,0

東京府社會課 行路病人並に行路死亡人に就て (東京府社會事業協會會報 第28號)

經費等に關する諸調査を除ける行路病人及行路死亡人に對する諸調査は大正13年度及大正14年度前半期に本府に於て取扱ひたる「ケース」につき本府及東京市養育院の資料により1人毎にカードを作製し之を集計整理せしものである。調査の結果大正12年末全國行路病人現在數2,288人其内東京府現在數1,124同年全國行路死亡人數4,557人其内東京府1,587人を算し行路病人の如きは全國の約半數を占めて居る、尙經費の點につき之を6大都市に於て見るときは次の表の通りである。

府縣別	人口數(14年國勢調査による)	大正14年度行旅病人及行旅死亡人費	1人當り行旅病人及行旅死亡人費
東京府	4,484,845	283,209,330	0,063
大阪府	3,059,502	50,147,000	0,016
京都府	1,405,507	7,001,000	0,005
神奈川縣	1,420,684	19,700,000	0,014
愛知縣	2,319,248	7,700,000	0,003
兵庫縣	2,454,784	11,658,000	0,005

行旅病人及行旅死亡人費累計豫算決算表

年 度	決算額	豫算高		
		本豫算	追加豫算	計
大正7年度	117,129,04	130,252,09	—	130,252,09
大正8年度	143,009,53	134,165,79	—	134,165,79
大正9年度	162,665,49	182,779,60	—	182,779,60
大正10年度	176,728,14	178,491,01	—	178,491,02
大正11年度	222,026,02	193,903,16	28,123,53	222,026,69
大正12年度	283,801,12	193,882,63	90,230,56	284,113,19
大正13年度	254,844,86	257,768,00	—	257,768,00
大正14年度	—	257,768,00	25,441,00	283,209,00

行旅病人862人の在京期間、年齢、及體性別調査

在京期間	性別	年齢												計	
		10歳以下	15歳以下	20歳以下	25歳以下	30歳以下	35歳以下	40歳以下	45歳以下	50歳以下	55歳以下	60歳以下	61歳以上		
1年以下	男	3	6	8	7	6	4	4	3	9	3	1	21	—	75
	女	—	—	1	1	3	2	1	2	2	1	2	12	—	27
2年以下	男	—	1	2	2	—	1	4	—	1	1	—	2	—	14
	女	—	1	—	—	—	—	—	2	1	—	—	3	—	7
3年以下	男	—	1	—	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—	6
	女	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	—	3
4年以下	男	—	—	2	3	1	—	3	1	—	1	1	—	13	
	女	—	—	—	—	2	—	—	—	—	1	2	—	5	
5年以下	男	—	1	—	—	2	1	3	—	1	—	—	—	8	
	女	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	4	
10年以下	男	—	1	1	2	2	3	1	1	2	—	—	4	—	17
	女	—	1	1	—	1	2	—	2	1	—	1	2	—	11

15年以下	男	—	1	—	2	1	3	1	2	2	1	1	2	—	16
	女	—	—	—	1	—	2	1	—	1	—	—	2	—	7
15年以上	男	—	—	—	2	2	3	2	9	13	23	19	74	—	147
	女	—	—	—	2	2	2	2	1	2	4	5	22	—	42
東京居住の者	男	4	1	1	—	1	2	4	4	4	5	11	36	—	73
	女	2	2	2	1	1	—	—	4	1	3	6	30	—	52
不詳	男	25	14	3	7	11	1	12	14	12	19	15	11	8	202
	女	13	7	6	9	5	2	5	2	12	5	10	49	8	133
計	男	32	26	17	26	27	19	34	35	44	54	48	201	8	571
	女	15	11	11	14	14	12	9	13	20	14	26	124	8	291
計		47	37	28	40	41	31	43	48	64	68	74	325	16	862

上京目的別調査表

求職の爲	男 182	父母其他に伴はれて	男 7	病氣の治療の爲	男 14	修學の爲	男 4
	女 10		女 4		女 11		女 1
移住の爲	男 31	親戚又は知人を使りて	男 8	病氣にて歸國の途次	男 3	無斷家出	男 3
	女 43		女 8		女 1		女 1
廻國巡禮の途次	男 1	養子となりて	男 1	出稼	男 12	奉公の爲	男 32
	女 1		女 4		女 3		女 28
流浪して	男 2	見物の爲	男 1	行商の爲	男 3	東京居住の者	男 73
	女 1		女 1		女 1		女 52
不詳	男 195	計	男 571				
	女 126		女 291				

行旅病人發見當時の疾病

神経系疾患	男 118	循環器疾患	男 60	泌尿生殖器疾患	男 23
	女 41		女 21		女 18
呼吸器病	男 65	全身病	男 36	消化器疾患	男 29
	女 21		女 10		女 12
微毒	男 28	關節疾患	男 17	眼疾患	男 6
	女 9		女 10		女 10
外傷	男 25	カリエス	男 21	皮膚病	男 8
	女 6		女 1		女 4
骨疾患	男 6	妊娠	男 1	饑餓	男 49
	女 1		女 7		女 59
藥品中毒	男 3	其他	男 5	老衰	男 9
	女 1		女 4		女 12
健康	男 21	不明	男 37	計	男 566
	女 13		女 25		女 284

4 生計費問題

内務省社會局 最近三ヶ年間に於ける賃金及物價比較 (滋賀縣)

(大正13年工場監督年報第九章 大正15年6月)

大正9年6月より大正13年6月に至る最近3ヶ年間に於ける職工200名以上を有する織物業7、製絲業5、紡績業3計15工場に於ける職工賃銀を計上し、一方同期間各年6月及12月末に於ける大津市、彦根町の小賣市場に於て米、大麥、砂糖、塩味噌、醬油及日本酒の七種の小賣市價を採り之を平均し、兩者何れも大正13年6月を100として兩者の指數を比較して次の如き關係を呈示したものである。

職工賃金と食料品價格との變動對照表

年次	職工賃金	食料品價格	年次	職工賃金	食料品價格
大正13年6月	120	79.5	大正11年12月	115	71.0
大正12年12月	117	76.3	大正11年6月	110	81.6
大正12年6月	118	75.3	大正9年6月	100	100.0

本表に現はれたる計數によれば大正9年6月に於ては職工所得金は100なりしも漸次所得の増加を示し大正13年6月には120になり、大正4年6月に比し2割の増加となりたるを見る、而して之に對し大正4年6月の物價指數100なりしに對し大正11年12月には71に低落し爾來漸次若干宛騰貴の趨勢を示しつつあり、雖も大正13年6月には大正9年6月に比し尙約2割強の下落にして總て職工の生活は比較的良好に向ひつつあることを推知し得べく尤も社會一般に生活の程度漸次向上しつつあるに依り之を以て直に職工の生活に餘裕ありきは連斷を許さざるも亦その一般を窺知するを得べきか。

南滿鐵道株式會社庶務部調査課 滿鐵中國人生計費調査第一編

(鐵道關係従事員) (大正15年6月)

滿鐵調査課の事業は既に定評ある所である。本調査は滿鐵に使用せらるる中國人の生活狀

態に關するものである。多くの資本家的企業家が自己の打算から割り出し漫然たる想像の下に其の使用人に對する報酬を決定し或は福利施設、人事施設をなす通弊に墜してゐる際に、正確なる科學的に基いて諸々の政策を行はんとする滿鐵の態度にはいつも乍ら感服の至りに耐へない。本調査が最初の試として注意事項を次の如く擧げてゐる。

1. 調査を有家族者と獨身者とに分ち又之を家賃を支拂ふ者と支拂はざる者とに分ちしこと
2. 獨身者と云ふも家族と別居せる者も之を含むこと。
3. 家族數とあるも世帯主を含むものとす。
4. 實數極めて少く從つて統計的價値少なしと認めらるるものもあるが參考として擧げておいた。
5. 物價家賃に關する調査もしたが材料が餘りに區々で確實なる表が出来なかつた爲之に關する精確なる調査は更に將來に譲ることとした。

調査期間は大正14年7月より9月にかけて之を施行し、調査方法は尋問式調査方法に依りたるものである。

本調査の結論として擧げられたる收支狀態は次の通りである。

	實數	平均 家族數	基本 收入	基本收入 と總支出 との差	附隨 收入	世帯主收 入と總支 出との差	家族そ の他收 入	總收入と 總支出と の差
家族なき 有家族者	129	4.20	20.81	△5.68	4.44	△0.74	1.41	1.71
家族なき 獨身者	42	1.00	17.89	△1.01	3.90	2.89	—	2.89
家賃ある 有家族者	173	4.26	20.14	△11.89	7.19	△4.70	3.54	△1.16
家賃ある 獨身者	55	1.00	17.35	△2.68	3.57	0.89	—	0.89

以上に依て基本収入に依て生活し得るものなく、家賃の有無に依て収入と支出との關係に多大の差異のあることが知れる。則ち獨身者にあつては家賃ある獨身者は收支僅に償ひ、家賃なき獨身者は2圓39錢の殘高あり。有家族者にありては家賃ある有家族者が1圓16錢の不足あるに對し、家賃なき有家族者は1圓17錢の餘裕が表はれてゐる。猶ほ有家族者にありては世帯主収入丈では生活費に不足し家族其他収入に依て之を補つてゐる。

南滿鐵道株式會社庶務部調査課 滿鐵中國人生計費調査 (工場關係従

事員) (大正15年9月12日)

本調査は既に紹介せる鐵道關係中國人生計費調査と殆ど同時に施行したものである。調査

目的、調査期間及調査方法等鐵道關係従事員の調査全然同様である。本調査の結論として擧げられたる支出項目を第一生活費（食費、住居費、被服費）第二生活費（教養費、保健衛生費、交際費）第三生活費（貯蓄保健、嗜好娛樂、その他）に分類すれば次の如くである。

		世帯者	平均 家族數	第一 生活費	第二 生活費	第三 生活費	合計	總收入と 總支出との 差	
實 數	有族 家者	無家賃者	54	5.73	28.89	2.73	1.69	33.31	4.26
		有家賃者	128	5.01	29.30	2.27	1.16	32.82	0.12
	獨者 身	無家賃者	16	1.01	11.22	0.94	1.12	13.28	4.21
		有家賃者	38	1.00	15.12	2.06	2.88	20.09	6.16
百分 比	有族 家者	無家賃者	59	5.73	86.73	8.19	5.07	100.00	—
		有家賃者	128	5.01	89.55	6.92	3.54	100.00	—
	獨者 身	無家賃者	16	1.00	84.49	7.08	8.43	100.00	—
		有家賃者	38	1.00	75.38	10.27	14.35	100.00	—

鑛業勞働事情調査會 炭礦々夫家計調査 (大正15年10月25日)

從來鑛夫の生計状態を調査せるもの極めて少く一二事業主がその使用せる勞働者に就て試みたるものあるに止まり一般的に施行せられ公表せられたるもの未だ之を見ず。かゝる際に本調査の如き出現を見たるは一般の喜でなければならぬ。本調査の目的として述ぶる所に依れば「本調査の特に目的とする所は鑛夫家族たる女子の勞働の家計に及ぼす影響を知らんこゝに努力した點にある。蓋し地下勞働は人道上衛生上將た風紀上女子の就業に適せず、女子の地下勞働禁止は文明國通有の現象たるに我國は現時(大正14年6月調)尙 4萬 7千の女子の石炭々坑内に於て地下勞働に従事するあり而もその大部分は鑛夫の家族たるを以て女子の地下勞働の問題を論究するに當りては其の家計に及ぼす影響を考慮するの要あり。是今回の調査目的の二なり」と云ふ。調査期間は、大正14年4月乃至6月の3ヶ月間を選び下記の地方に於ける炭鑛鑛夫の世帯に就き施行したものである。

札幌鑛山監督局内
夕張炭鑛、奔別炭鑛、芦別炭坑、美吹鑛業所、砂川鑛業所

仙臺鑛山監督局管内
湯本鑛業所、入山炭鑛第五坑、内郷炭坑

福岡鑛山監督局管内
明治炭鑛、目尾炭鑛、田川鑛業所、大之浦炭鑛、大瀬炭鑛、海軍燃料廠探炭部、杵島炭鑛、相知炭鑛、芳雄炭鑛、二瀬炭鑛、沖ノ山炭鑛、三池炭鑛、東見炭鑛、鯉田炭鑛

調査様式は家計簿式に依つたものである。調査の結果は巻尾に添附しある統計表に依り之を知るを便にするも今その結論も見るべき収入支出の關係を採れば下記の如くである。

収入階級別收支對照

収入階級	収入合計	支出合計	収入過	支出合計 百中収入過
六十圓未満	51.33	47.21	4.12	8.7
六十圓以上九十圓	74.68	64.79	9.89	15.3
九十圓以上	119.69	95.62	24.07	25.2
計	92.89	77.08	15.01	20.5

収入の過剩も亦収入階級の進むに随つて遞増するこゝに支出合計に於けるも同じ茲に注意すべきは世帯主の賃金のみを以てしては何れの階級にありても第一生活費を充たして多少の殘額あるに過ぎずして生計費の全額に達するには未だ甚だ遠きものあり。然も之に家族の賃金を加ふるも尙全生計費に對する不足を補ふに足らず。

賃金支出の對照

収入階級	賃金		支出合計に 對する世帯 主賃金不足	支出合計に對 する賃金(世 帯家族)不足
	世帯主	家族		
六十圓未満	38.42	3.24	8.79	5.55
六十圓以上九十圓	49.01	7.44	15.78	8.34
九十圓以上	67.23	17.05	28.39	11.34
計	56.24	11.42	20.84	9.42

収入階級	第一生活費中世帯主賃金	支出合計百中世帯主賃金	支出合計百中家族賃金	支出合計百中賃金(世帯主家族)不足
六十圓未満	120.6	81.4	6.9	11.7
六十圓以上九十圓	121.9	75.6	11.5	12.9
九十圓以上	134.7	70.3	17.8	11.9
計	128.6	73.9	14.8	12.2

要するに家族の賃金は甚だ少額なりと雖も世帯主以外に家族中に稼働者の存するこは世帯主の生活費に對する負擔を輕からしめ生活難を多少たりとも緩和しつゝあり。今稼働者狀況別に世帯主並に家族の賃金を全支出と比較するときは之を首肯し得べし。

業務	稼働者狀況	賃金		支出合計	支出合計に對する賃金不足	支出合計百中賃金不足
		世帯主	家族			
採炭夫	世帯主のみ稼働するもの	63.23	—	73.70	10.47	14.2
	家族中の女子一人が稼働するもの	54.55	27.98	89.88	7.35	8.2
運搬夫	世帯主のみ稼働するもの	49.66	—	60.91	11.25	18.2
	家族中の女子一人が稼働するもの	47.04	18.51	73.05	7.50	10.3
職工	世帯主のみ稼働するもの	61.83	—	73.29	11.46	15.6
	家族中の女子一人が稼働するもの	53.87	18.29	80.98	8.82	10.9

即ち世帯主のみ稼働する場合に於ては支出合計に對し賃金の不足の割合甚だしく高きに反し世帯主以外に家族中に女子一人の稼働する場合に於ては稍々低きを見る。

稼働せざる家族數別收支對照

稼働せざる家族數	収入階級	収入合計	支出合計	収入過	支出合計百中収入過
一人	六十圓未満	43.96	40.36	3.60	8.9
	六十圓以上九十圓	75.13	63.75	11.38	17.9
	九十圓以上	112.18	88.89	23.29	26.2
	計	87.41	71.69	15.72	21.9

二人以上四人	六十圓未満	51.57	46.74	4.83	10.3
	六十圓以上九十圓	74.55	64.64	9.91	15.3
	九十圓以上計	119.29	95.43	23.86	25.0
五人以上	六十圓未満	54.90	54.48	0.42	0.8
	六十圓以上九十圓	75.64	66.99	8.65	12.9
	九十圓以上計	124.51	99.30	25.21	25.4
	計	101.50	84.21	17.29	20.5

即ち稼働せざる家族數の増加するに伴ひ收入共に増加せり。但し收入の過剩に至りては一高一低にして秩序を見出し難きも概して被扶養者の増加するに隨ひ遞減するものを見て不可なるべし。以上は世帯、收入、支出狀況及收入對支出の關係に就き其の要點を摘記したるものにして未だ盡せりと言ひ難し。更に詳細に就ては統計表に依り之を得られんことを望む。

森 數 樹 賃銀調査に就て(1—2) (統計集誌 541.542號)

近時勞働問題の論議せらるゝもの益々多きを加へ、勞働問題發生の由來を見るに之が二つ原因を知る事が出来る。一は階級的偏見の反動も見るべき勞働階級の階級意識の急激なる發達と二は環境の經濟的變遷である。即ち戦後に於ける經濟恐慌、産業不振に歸因する勞働需要の減退より來る失業の不安乃至物價騰貴に依る生活苦等、更に進んでは一般生活の文化に隨從する生活様式の向上等をも擧げ得る。勞働問題の發生には間接直接に甚だ複雑せる事由の存在するこは肯定し得るも其の最も強烈なる欲求として、本問題の核心をなすものは生活の安定、換言すれば賃銀問題である。

斯くして一國の勞働事情殊に勞働賃銀及勞働時間の實際を明かにすることは、勞働問題對策の根幹をなすものであるが、之がためには一に統計的調査に待たねば確實なる内容を鮮明するこは出来ない。本文は此の賃銀調査の統計的調査様

式數種を擧げて之を説明したものである。

5 労働者保護及工場監督

河原田稼吉 産業癡人の保護 (人と人 第六卷第三號)

健康の危険に日々直面しつゝ、産業労働に従事して其の精力と生命とを之に捧ぐるものゝ疲勞の防止及産業災害の防止は産業政策上亦極めて重大なる事柄である。大正九年工場法布かれて以來之が適用を受くる工場に於ける労働者の傷病統計に依れば工場内に於て一年平均三十六萬五千の傷病者を出し此の休業日數は一年平均四百五十七萬日に上り、業務上の災害に因る死傷者を數ふるならば工場に於ては平均毎年461人の死者と55139人の負傷者を出し、鑛山に於ては平均毎年440人の死者と55,145人の負傷者を出してゐる。業務上の死傷及び疾病に對する工場法又は鑛業法に基く事業主の扶助額は年々増加し大正六年以降十三年迄八年間に支出したる額は工場に於ては16,790,000圓、鑛山に於ては30,710,000圓、通計47,507,346圓餘の巨額に達する。身體を以て唯一の資本とする筋肉労働者に對しては其手をさり足を奪ふ事は眞に生活の糧道そのものを絶つに外ならぬことを考へねばならぬ。且又不具者に對しては不具者の心理に就て考察せねばならない。營々として勞務に従事し一旦不幸にして業務上の災厄のため勞働不能に陥りたる産業の犠牲者が殆んどその餘生を貧苦と戦ふの慘狀は眞に萬斛の涙に價する。殊に一家の柱石たる労働者が重傷を負ひたる場合最も同情に價するものである。産業癡人の九割は男子であつて其の年齢よりいふときは二十歳以上三十歳未満の者が最も多數を占めてゐるのであつて國家的に云へば最も生産力に富む國民の中堅分子である。之が救治策は最も注意を要すべきものである。之が爲に先づ第一に必

要であるのは工場法又は鑛夫勞役扶助規則に依る扶助金額の改正である。

第二は癡疾保險制度の樹立である。

第三は職業再教育の施設である。再教育とは手を失ひ足を失ひ或は眼を失ふ等身體の一部又は機能に障害を來して従來の職業に復歸する能はざる労働者の爲に不具者が不具者なりに或は不具に打勝つて適當なる職業に従事し得る様新なる職業教育を行ふことを云ふのである。

工場鑛山は労働者最後の墳墓の地に非ずして愉快にして安全なる生産の場所であらねばならぬ。少くも我が國に於ける大多數の災害は設備と注意とに依つて之を回避し得るものである。

永井 亨 産業立憲と産業福利 (巖松堂 大正13年7月20日)

專制的資本主義も、將た又革命的、鬭争的、獨裁的の社會主義乃至勞働主義も其の他一切の不合理な不道徳な矛盾した偏重した主義や運動や制度や思想は之を排除して、その認むべき眞理と探るべき法則とは之を棄てず、統一され歸一した普遍的な調和的な眞理の原則の下に社會問題、勞働問題、産業問題を解決せんとするには社會政策と階級協調と産業立憲の同じ觀念、主義、對案の外に何ものがあるであらうか。大戰後の新世界に人類の幸福と社會の平和と産業の進展と勞働の安定とを期するの一途は政治上及産業上の眞の立憲そのものであらう。社會政策の哲理と階級協調の主義とに産業進化の法則と政治立憲の沿革とに、立業立憲の觀念とその形態とに、殊に戦後各國が實際上に施設した立憲化の過程及事例に最も力を致して研究を試みんことを願ふ。

松田泰二郎 我國失業者の失業原因 (統計集誌 第五四五號)

大正14年10月1日内閣統計局に依り内地16府縣に於ける主要工業都市21ヶ所及重要鑛山所在地三箇所並に其の附近の地域に亘り、實施せられたる失業調査報告第二卷結果表に依り本

邦に於ける失業原因に就て觀察したものである。

失業原因は主觀的原因及客觀的原因に二大別することが出来る。主觀的原因とは其の人自身に存する原因で、例へば不熟練、疾病、老齡等である。客觀的原因とは其の人自身より發生するものに非ずして、外部より發生する原因で、例へば季節の變化、産業界の不況、生産方法の變化、天候及労働の需要に對する供給過剩等である。而して客觀的原因は現代産業組織に特有なるものと云ひ得べく、社會問題としての失業問題に對し根本的原因を爲すものである。斯かる方面より見たる失業原因は失業對策上の目的の爲價值を有するものであるから、我國に於ける失業原因を失業調査の結果に依り、此の方面から少しく觀察して見る。試みに我國失業者の失業原因を主觀的及客觀的に分類すれば次の如くなる。

第一表 給料生活者の失業原因

總數	34,285人	—%	業務の廢止、休止及縮少	11,968	72.7
主觀的原因	17,825	100.0	仕事なき爲	141	0.9
傷 疾、疾病	5,645	31.7	生産方法の變化	9	0.1
自己の都合	12,180	68.3	災 厄	731	4.4
客觀的原因	16,460	100.0	兵 役 關 係	235	1.4
行政整理及軍縮	3,364	20.4	天 候	12	0.1

第二表 勞働者の失業原因

總數	18,011人	—%	業務の廢止、休止及縮少	48,569	80.5
主觀的原因	47,914	100.0	仕事なき爲	2,794	4.7
傷 疾、疾病	14,129	29.5	生産方法の變化	37	0.1
自己の都合	33,785	70.5	災 厄	1,159	1.9
客觀的原因	60,097	100.0	兵 役 關 係	413	0.7
行政整理及軍縮	3,320	5.5	天 候	3,805	6.3

第三表 日傭労働者の失業原因

總數	87,908人	—%	業務の廢止、休止及縮少	15,760	24.3
主觀的原因	23,055	100.0	仕事なき爲	26,070	40.2
傷 病、疾病	7,155	31.0	生産方法の變化	27	0.1
自己の都合	15,900	69.0	災 厄	218	0.3
客觀的原因	64,853	100.0	兵 役 關 係	51	0.1
行政整理及軍縮	75	0.1	天 候	22,652	34.9

前掲の表より推論し得べき點が二つある。一つは客觀的原因に依る失業が給料生活者及勞働者に在りては何れも約五割に達し、日傭労働者に在りては七割以上を占めてゐることは仕事を與ふべき人の割合が調査したる失業者中如何に大であるかを示してゐる點である。殊に主觀的原因中自己の都合に依る失業者中にも高年齢に達せず就業の能力を有する者を含む點を考ふれば上記の割合は更に大となるのである。實に是等の人は就業の意思及能力を有するに拘らず、失業の慘苦を嘗めてゐる者で、カーライルの「人が働かんと欲して職を得ざるは天下に於て不權衡なる運命」の人の如何に多きかを知る。二は客觀的原因中業務の廢止、休止及縮少に依る失業が給料生活者に在りては七割餘、勞働者に在りては八割を占めてゐることは經濟界の不況が如何に深刻を極めたかを語ることである。

守屋榮夫 知識階級の失業問題 (大正15年10月5日)

失業問題が一國の産業と密接の關係を有する社會問題として重視せられ、政治、經濟、社會の各方面に亘り複雑なる意義を有するに至つた現時に於て殊に知識階級に屬する者の失業は民衆の思想を悪化せしめ、社會不安を増大するの虞れがあるがため事態は益々重大に又其の解決は至難の業となつてゐる。本文は曩に東京、大阪の各地方職業組合委員會に對し又中央職業紹介委員會に對して諮問せし所より得た成案である。その救濟案として東京及大阪地方職業紹介委員會の答申せる所に依れば、(1)職業輔導機關、技術學校等の設置、(2)俸給生活者専門職業紹介所の設置、(3)俸給生活者の雇傭に關し公營職業紹介所を利用せしむる爲に官公衙、學校、會社、工場及商店の代表者を以て協議會を組織すること。此の三者が知識階級の失業救濟上に裨益する所は尠くないと思ふが併し之のみでは到底所期の目的を達する事は出來さうもない。

次いで中央職業紹介委員會に於ても之が對策に關して慎重審議の結果答申成案を得たるがその要領は次の通りである。

1. 將來適當な時期に於て、國立知識階級専門職業紹介所を設くるを理想とするも差當り主要都市をして知識階級専門職業紹介所を設置せしむること
2. 海外職業紹介に努むること
3. 知識階級専門職業紹介所の活動を助成する爲に職業紹介委員を設置せしむる外、商業會議所及各種實業團體、學校、官公署其他求人、求職關係者を網羅せる委員會を組織せしむること
4. 青少年の職業選導指導の制度を設くること
5. 知識階級に失業者多き現在の狀態は、現行の教育制度及び方針に基因するもの尠からず之が改善を講究することは刻下の急務なりと認むるを以て、政府は高等教育制度の根本方針並に職業教育の完備に就て慎重調査を遂げ、適當の具體的改善方法を講ぜられたき

こと

等にあるのである。

職業紹介本来の機能は、勞務需給の調節を圖り、其の過不足を適當に按配するものであつて、職業を創造するものではない。失業者救済の爲に新に仕事を作成することは、不可能といつていい。此際に當つて中央職業紹介委員會答申通り知識階級専門紹介所の設置、知識階級紹介の爲めの委員會、協議會組織、青少年の職業選擇指導の制度設置等を企つることは、當面の問題としては極めて有効なる施設に相違はないが、それは現にとり殘された小許の仕事を發見して適當に分配する位の効果をあぐるに止まり、決して根本的の救済とならぬ。根本の救済策としては、いかにして仕事を創造するかの問題に歸着する。これが現時の状況から不可能なりとすれば、教育制度の改善を加へて、これをもつと職業化することも必要であらう。一方海外の發展策を講じ新なる勞働市場を國外に開いて、知識階級の發展を促すことなども好ましいことである。私共は委員會答申の趣旨に基いて、更に一段の努力を知識階級失業問題に捧げたいと思ふ。

村本福松 再び福利施設に就いて (商業及經濟研究 第43冊)

福利施設の種類、量及び質に於て最も合理的に行はれ、勞働者、企業經營者及び社會の三方面に對し豫期せらるゝ所の効果が十二分に發揮せらるゝ爲には、福利施設を実施するものが如何なる立場に立ち、如何なる態度を採つて福利施設に對すべきかに就き筆者は私經濟的利益増進、家長的愛撫及社會的實利又は効用進展の三立場を研究し、前二者を採らば福利施設の種類の量及び質に關し打算又は無智の結果として或程度の制限を加へらるゝ事を免れないが、第三の立場を採れば純理として最も合理的な施設を期待する事が出來又施設を通じて又施設の道程に於て勞働者の人間としての完成の機會を供する事が出來、福利施設の據つて立つべき立場として唯一最良のものである事を主張したものである。實際問題としては福利施設の理財を究明する必要があるが此の點が合理的に解決せらるゝとき筆者の主張は始めて實際的價値を有するに至るであらう。筆者の此の方面の研究こそ一般に期待すべき問題であらう。

社會局勞働部 工場に於ける寄宿舎の現況に關する調査 (大正15年5月12日)

大正14年7月工場法適用工場中常時10人以上を收容する寄宿舎に付き調査したるものである。調査内容は次の如く、1. 寢室の收團人員の割合、2. 寢室の室面積別寢室數、3. 寢室の窓及寢室に接する廊下外側の雨戸又は硝子戸、4. 木造建築物の三階以上に在る寢室、5. 天井なき寢室及天井高さ、6. 寢室の押入戸棚の

有無、7. 2人1床の工場數及職工數、8. 寢室の採光面積別寢室數、9. 食堂の設備、10. 食器の消毒、11. 食堂及炊事場の床、12. 採光面積別食堂數、13. 採光面積別炊事場數、14. 寄宿舎附屬浴場、15. 寄宿舎の便所三十五項目に互つてゐる。

6 勞働者教育

中島半次郎 公民教育要領 (文明協會 大正15年10月)

公民教育は國家社會の進運につれて起つて來た教育上の實際運動であり、立憲國民の養成、社會公人の陶冶を主眼として各國に盛になつて來た。しかし乍らその學理に至つては未だ定説が極めて少い。著者は本書に於いてその理論及び實際の要領を示すべく、先づ公民教育の國民教育と異なる點を擧げて「國民教育と言ふ場合には下より上に服従する縦の法治關係を強く意味し、その基調は國家主義なるに對し、公民教育と言ふ場合には、主權の統治には十分に服従し乍らその服従は何處までも自由の服従であり、自治的の協力であり、同時に公民相互の間に於ける連帶責任の感をもつて立つ所の横の關係を意味し、その基調は個人主義でありこれを社會的に見れば民主主義である」と。この見地から公民教育發達の史的回顧よりその本質を説き、目的及び方法を示し、その教育の場所を考察してある。

大阪工業會 工業教育の研究 (同會 大正15年)

協 調 會 成人勞働者教者と輔導學級 勞働者教育資料 No.5 (協調會 大正15年4月)

協 調 會 工場鑛山圖書閱覽施設並教科書概況 (同會大正15年10月)

佐野利器 工業教育問題に就いて (工政 第75號)

工業教育の改善について、その高等教育に於いては現在の専門に偏したる教育に社會、經濟方面の知見を附加することによりて、高級技術者の經營上の才能を

暢達するこの必要を説き、職工殊に職長教育に於いては、實務的技術の教育のみならず、常に最新の學理を教授するこの緊要なることを述べ、最後に社會教育として公民教育と共に科學的知識の普及を圖り、社會全體の空氣を科學的、工業的にするこの必要を説いてゐる。

佐久間虎雄 都市産業教育論 (都市問題 第3巻第3號)

東京市を基抵として、都市産業教育を論じたものであつて、商工業の發達のために、part-time-system による一年以上三年の實業教育を施すこと、殊に、校外の工場、商店と聯絡を保ちて、専ら實地補導をなすべきことを説き、更らにその學校を以つて職業補導及び選擇、紹介の事をなさしむべきことを具體的に提案してゐる。

工政會關西支部 歐米各國工業補習教育 (工政 第76. 77號)

協 調 會 英國に於ける成人教育 勞働者教育資料No.7 (大正15年10月)

7 勞働に関する法制

大正15年自七月至九月工場法令違反調 (勞働時報12月號)

大正十五年七月乃至九月に於ける三ヶ月間の工場法令違反事件を司法省刑事局回覽に基き調査したものである。被處罰者數四七名、違反事項五六件、之に課したる罰金1,470圓、科料40圓である。違反行爲の内容

15歳未満の者又は女子をして法定時間を超えて就業せしめたるもの

東京一(織物)、栃木一(印刷)、大阪九(織物)、兵庫一(織物)、愛知一(紡績)、石川三(織物)、富山一(織物)、愛媛二(製絲一、織物一)

職工名簿の調製又は備付を怠り又は違式の名簿を作用す

埼玉一(製綿)、茨城二(酒造一、貝卸一)、静岡一(金屬品)、大阪一(機械)、奈良一(莫大小)、和歌山一(石綿)、愛知二(製絲一、自轉車附屬品一)、廣島一(繅詰)、茨城一(製綿)。

就業時間休憩日に關する掲示を怠る

埼玉一(製綿)、大阪三(機械一、織物一、紡績一)、石川二(織物)、富山一(金屬品)

許可を受けずして學齡兒童を傭す	5
長野一(製絲)、和歌山一(石綿)、愛知一(織物)、愛媛二(製絲、一織物一)、	
十二歳未満の者を就業せしむ	2
大阪一(織物)、(愛媛一織物)	
一五歳未満の者又は女子をして危険又は衛生に有害なる業務に就かしむ	1
埼玉一(製綿)、熊本一(金屬品)	
工場法の適用事由發生したるも之が届出を怠る	1
山梨(織物)	
職工の健康診断を怠る	1
埼玉	
疾病負傷月報の提出を怠る	6
埼玉一(製綿)、群馬五(製絲四、織物一)	
許可を受けたる方法に依らずして貯蓄金を管理す	2
群馬一(織物)、長野一(製絲)	
計	56

日本工業俱樂部 勞働法案に關する意見書 (大正14年4月)

勞働組合法、勞働爭議調停法及治警十七條に關する資本家的立場に於ける意見書である。工業俱樂部が勞働法案調査委員會を設置して勞働法制の研究に眞面目な態度を持するは國家の爲大いに多きするも、本文に現はれたる意見書の如きは單に資本家の立場に立つてのみの意見であり主張あるかの觀あるを免るゝことが出来ない。但現下の資本家が勞働法制に對し如何なる程度に理解を有するかを知るには好箇の資料である。

勞働爭議調停法及工場法に對する吾等の態度 (勞働第181號)

勞働組合側より見たる勞働爭議調停法及改正工場法に對する意見である。即ち曰く「勞働爭議調停法を否認するものではないが組合法なき調停法は自ら不徹底に陥るものである。第十九條の存在が之を證明してゐる。のみならず罷業權の行動を制限せんとするならば一般刑法で澤山だ、我等は治警十七條の存在を攻撃したる同じ趣旨に於て第十九條の存在に對しては斷じて反對する。

更に工場法に對しては、その不徹底を微温的なるに憤慨する。今回の改正の如き幼年者及婦人労働者に改正點を集中し一般労働者に關しては僅に扶助料規定に手を入れたに過ぎない。而も未だ無過失賠償即ち災害そのものを直ちに賠償するさいふ所まで及んでゐない。婦人子供の問題の緊急事たること勿論である。然し乍ら一般重要問題を閑却して他を云ふが如き態度に關しては更に第二第三の改正を絶叫せねばならぬ」云。蓋し公正なる主張である。

長岡隆一郎 労働調停制度の精神と運用 (工場評論第12巻第7號)

労働調停法に對する立法當事者の意見である。曰く「本制度は國家が濫りに雇傭主、労働者間の私的關係に立ち入り干渉する譯のものに非ず、労働爭議には兎角誤解や感情の行違を生じ、動もすれば無用の鬭争を行ひ易く、従つて不必要な犠牲を拂ふことは珍しからず。依つて當事者双方の爲又國家社會の爲、是ら不祥事を出來得る限り減少せしむるのであつて決して當事者双方に不利益を及ぼす筈はない。然るに本法の制定せられんことを、各方面に有力な反對説起り事業主側及労働者側より相當反對意見があつた。今其要點を擧ぐれば、資本家は本法を以て労働爭議を益々滋からしめ、反つて産業界の不安を招致する様になり殊に調停の結果に對し強制力を與へざるは法の大なる缺陷なりと労働者は又以て本法は唯資本家擁護を事とするものであると、共に非難反對してゐる。然し乍ら國家社會の立場から勞資相互の利益の爲め、中正公平、平穩無事に事を捌くべく望むならば、本制度を運用する外に道がないので、本問題は内務省も政府もかの微々たる問題でなく、國民悉くの双肩に懸る重大問題であつて、若し本調停制度が失敗に終る様な事があれば、我々は國民として肌粟起る感ずる次第で、將來の労働問題は本法に依つて善導されねばならぬから、充分本法の精神を諒解し信用を以て利用する事を切望する」云々。労働組合側の本制度に對する意見の

端的にして公正なるに反し立法當局の説明は聊か徹せざるの憾あるを免れない。蓋し資本家の臭味のまだぬけきれない政府の辯明としては止むを得ない所であらう。

上田貞次郎 労働立法に關する國際的壓迫 (企業と社會 第6號)

大正九年のワシントン労働會議に於て女子の徹夜業廢止が決議された時に此の徹夜業を實行しつゝある主要産業國は日本のみであつたから他の事項に就ては暫く措き、此の問題だけは早く片づけねばならぬ問題であつた。それを今まで遷延せしめた事は何か云つても日本政府及傭主の均しく責任を負ふべきものであると共に労働者の怠慢なりしことも亦免れざる所である。なほ又新工場法の規定はワシントン條約の九時間半を超過するこゝ半時間にして正に十二時間にしてその上日曜休日を勵行しようとしなから之を一週間にすれば六十時間を超過するこゝになつてゐる。故に此の問題に就ても我が國は今後各國の攻撃を免れないだらうと云ふのである。本年六月の國際労働會議に於て英國及印度の代表が猛烈に日本の労働状態の劣悪なるを攻撃した事は此の方面の消息を物語るものである。

松永義雄 英國労働組合法論 (世界文献刊行會 大正15年1月26日)

労働問題が政治、經濟、社會に關する中心問題となり來りつゝある事は識者の夙に認むる所であつて今更贅言を要せざる所である。我國に於ても労働立法の問題が喧しくなつてゐる現下の状態に於て本書の如き出版物の出現は最もその時を得たものと言はねばならぬ。

労働組合の事實竝に立法に關し、長き歴史と豊富な資料とを有するものは英國を外にしては之を求めることが出來ぬ。從來英國労働組合の活動的方面の紹介は少くなかつたがその立法の紹介に至つては比較的僅少である。本書は英國労働組合に關する法律問題を比較的詳細に説明したものである。且つ又本書の特異點は純粹に法律問題のみを取扱つたものでなくして英國の労働組合が如何に發達し、之に關し如何なる立法が爲され、それが時代の推移と共に如何に變遷して、其等の立法の内容は如何なるものであるかに就て詳細なる事實の叙述と法律の註釋を施した點に在る。必要に應じての判例の引用は著者の研究的態度の眞摯な所が著はれて嬉ばしい。

8 婦人及少年の労働

内務省社會局 職業婦人に關する調査 (社會教育パンフレット 第7輯大正15年5月)

東京、大阪兩市の主なる官公署、會社商店、銀行等に雇はれたる事務員、タイピスト、交換手、店員合計8280人に關する調査である。之による年齢は13歳より53歳に亘るが19歳最も多く、18歳、17歳、20歳、21歳、16歳の順に遞減する。殆ど全部(95%)は未婚者である。又3分の1は高等小學校卒業、4分の1は尋常小學卒業で、女學校程度の半途若くは卒業程度以上のものは3分の1である。一般にタイピスト最も教育程度高く、店員、事務員、交換手の順なる。勤続年数は皆短く1年未滿最多く、2年未滿之につき、3年未滿は激減し、4年未滿以上は極少數なる。殊に店員最も短く、交換手は割合に長い。家計補助の爲めに就職するもの約半數を占め、殊に交換手は4分の3迄それであり、之に次ぐは自活の道を得るを目的とするものであるが、それはタイピストに於て4分の1に達するのを最高とする。知人、友人の紹介によつて就職するもの最多く、タイピストは學校の紹介が約3分の1を占め、店員は募集廣告が3分の1を占め、職業紹介所を通じてのものは全體を通じて僅に1%にすぎない。給料は普通タイピスト40圓前後、交換手35圓前後、事務員、店員30圓前後である。最後にその支出について他を扶養又は扶養費の一部を負擔せるものが338人あり、毎月家計補助をしてゐるものが5058人、反對に補助をうけてゐるものが748人ある。

主婦の友社編 現代婦人職業案内 (大正15年3月)

現代我國の婦人の主な職業五十餘種について、綿密な指針を與へてゐる。

吉阪俊藏 少年労働保護問題 (社會事業 第9卷第12號 第10卷第1—2號)

著者は先づ少年労働の古代における文献を一瞥し、埃及から羅馬時代を通じて少年労働保護の痕跡を見ず、中世のギルドの規約が後年における少年労働保護法の先祖をなすこゝをのべ、産業革命當時における工場少年労働の慘狀を述べて、これ工場制度や機械發明の結果でなくしてその責任は常に人にあるこゝ、即ち當時の自由思想と重商主義、少年生活に對する無關心、救貧法の逆用等にあるこゝを説き、かの1796年のマンチエスターの工場における熱病流行後の輿論の激昂とその結果生れたる1802年の有名なる「徒弟の健康及道徳法」について述べ、その後の改正を略叙し、次に鑛山における少年労働の狀況及び之に對する保護法の歴史を描き、次いで少年労働保護の最初の法律を制定せしめた煙突掃除夫における事情を記し、更に、農業労働及び興行物労働について論じ、最後に少年路上労働の惡弊及びその保護の沿革について細叙する。

生江考之 職業兒童に對する時代の要求 (社會事業 第10卷第9號)

小學校の年々の卒業者は大體150萬人補習學校は25萬人兩方で180萬人中等學校に行くもの約20萬人残る160萬人は何かの業務に従事する、國家としては工場法、健康保險等に依り少年労働者を約30萬人法規に依り保護をして居る。

米國に於ては1910—1920の間に労働兒童數が46%減じたと云はれて居る。

今日の世界の文明國に於て兒童に8時間以上の労働を許すのは我國だけである。

職業指導についても心理學的に研究し出した事は推賞すべき傾向であるが職業教育はより重要ではあるまいか即ち實業補習學校が最効可あり米國にては之れを金科玉條として全國に宣傳して居る。

		弗(一週)											
賃銀(補習)		12	12.25	15	17	20	23	25	30				
年齢		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
賃銀	(弗一週)	8	8.5	9	10	11	12	13	13.51	15.57	1	16	16.75

廣島市社會課 夜間通學青少年勞務者生活狀態 (大正15年7月)

大正15年夜間通學青少年勞務者の生活狀態を調査し勞資問題の解決的考察、失業保護施設、特殊教育方面に對し参考に資せんとして試みられたもので、調査項目は、住家、家族、職業、生計、體格、讀物、嗜好、崇拜する人物、希望と感想等である。調査結果の概観として、年齢16-19が最も多い住居は自宅49.6%、親戚の家12.3%知人の家9.5%、勤め先の家14.7%等である。兩親のあるもの65.3%、父なきもの16.9%等で普通學生に比し兩親揃はぬものが多い。(職業動先)官公署20.9%、新開者18.4%、商店13.6%、會社12.4%等、(自家親戚の手傳ひをするもの579人中225人である)。(就職の徑路)知人の紹介50.8%、自らの交渉29.7%、募集により6.8%、口入屋より1.1%、公私設職業紹介所より2.0%、職業は給仕11.7%、新聞配達10.4%、店員8.3%、職工7.9%、書生6.7%、自宅の手傳27.0%、親戚の手傳11.9%(讀物)雜誌45.8%、書簡25.7%、新聞18.6%、講義録1.6%、無しとせるもの4.0%、不記入4.3%、娛樂、運動及遊戯58.9%、音樂13.1%、演藝8.5%、その他7.3%、無しとせるもの6.7%、不記入5.5%等を擧げることが出来る。

9 産業衛生及び職業的疾患

静岡縣工業懇話會 工場災害豫防参考資料第壹編

工場災害が工場内如何なる場面に於て、如何なる機會に發起するものであるかと云ふこと、並にこれが對策としては如何なる注意と設備とを必要とするものであるかと云ふことを、多數の實例を擧げ、然も各々に寫眞を掲げて要領よき説明を加へて居る。工場災害の豫防上好參資料たることを疑はない。

大阪市役所産業部 大阪市工場分布狀態 (大阪市商工時報 第60號)

この調査は農商務省令に基きて調査せる大正15年末現在の工場票により常時5人以上の職工を使用せる市内工場に就て觀察したものである。分類は工業種類別、職工人員別、原動力有無別の三種類とし、官營以外の工場に就て統計的に觀察し、これ等の分布狀態を圖表を以て明細に表示してゐる。

社會局勞働部 工場に於ける寄宿舍の現況に關する調査 (勞働保護

資料第21輯 大正15年5月)

大正14年7月適用工場中常時10人以上を收容する寄宿舍に付き調査した結果の報告であつて工場寄宿舍寢室の建築並にその設備、食堂の設備、便所の設備等に就て記述したものである。この統計報告中寢室に關するもの1,2を抄記すると次の通りである。

寢室の室面積別寢室數調

Table with columns for industry type (e.g., 染織工場, 機械及器具工場), room area (e.g., 十以下, 十以上), and number of rooms. Includes a total row at the bottom.

註 此表に於て各區分欄中左は寄宿舍數右は室數

寢室の收容人員割合(一人當り量數)割合に關する調

Table showing the ratio of accommodation personnel per room across different industries and room area categories. Columns include industry type, room area, and personnel ratios.

小松茂樹 上越南線清水隧道土合口開鑿坑夫病研究 (第1回報告) (日本鐵道醫協會雜誌 第12卷第4號)

清水隧道土合口に於て坑内作業中に於て突發的頭痛、耳鳴、惡心嘔吐等の急性症を以て發病するもの並に頭朦朧症狀、食慾不進等の慢性症を以て發病する者は酸化炭素中毒による一種の坑夫病なることを (1)被檢者及び坑内飼養家兎血液のスペクトロスコープ所見に於てヘモグロビン吸収線を呈すること (2)罹患時に壓搾酸素を吸入せしむることにより治癒を速かならしむること (3)坑内空氣試験の結果に於てCOは何れも其有害限度を超過し、坑奥正常時にありても尚ほ0.422 mg.を検出し得ること等によつて證明した調査の報告である。

加藤直吉 坑夫眼球震盪症の統計的觀察 (大日本耳鼻咽喉科會々報 第32卷第1號)

撫順炭礦採炭坑夫に就て聽器機能に就て検査を行ひ統計的に觀察して次の如き結論に達して居る。

- (1) 採炭礦夫2445人中その3.23%に於て坑夫眼球震盪症を發見した。
- (2) 該症罹患率は勤續年數増加と共に増加す。
- (3) 該震盪症は共調的振子運動にして眼震形は水平性又は半月狀のもの多く、眼震性質は多くは小である。震盪數は1分間120—174回のものが多い。
- (4) 該症は上方凝視の場合に症狀最も増悪し其他の凝視方面の場合は沈靜するものが多い。潜在性のものも雖も一定時間上方を凝視せしむれば眼球震盪を起す。
- (5) 迷路を刺戟すれば症狀増悪するも音叉の音響刺戟に因ては變化しない。
- (6) 該症患者の内耳には聽機能の變化ありきは思はれない。
- (7) 迷路反射機能は一般採炭坑夫のよりも充進してゐる。

加藤直吉 坑夫眼球震盪症の統計的觀察 (東京醫事新誌 第2469號)

(大正15年5月1日)

福岡縣田川炭礦に於て308名の炭礦夫に就て調査せる結果であつて次の如き結論を得てゐる。

- (1) 田川炭礦に於ては採炭坑夫6.1%が坑夫眼球震盪症に罹患するを見たり。
- (2) 坑夫眼球震盪症の罹患率は採炭坑夫の勤続年數の増加と共に増加す。
- (3) 坑夫眼球震盪症は兩眼共調的振子様運動にして眼震形は回轉性最も多く、垂直性之に次けり。眼震速度は1分間120—174回の震盪數のもの多く眼震性質は多くは小なり。
- (4) 坑夫眼球震盪症の聽力検査成績は内耳傷害を有するものと認むる能はず。

家原毅男 酸化炭素の中毒眼境界量に就て (國民衛生第三卷第四號 大正14

年12月20日)

氏の實驗的觀察の結果得られたる結論を抄記するに次の通りである。

- (1) CO 中毒量に對する在來の檢索には諸家の實驗成績に統一し難き異同あり。
- (2) Gruber 氏の CO 毒量實驗動物は偶然なりしも其選定適當ならず。
- (3) Gruber 氏の提示せし CO 中毒限と其恕限價とは、後來其意義を誤り恕限量を中毒量の如く解して記載せる成書少なからず。
- (4) 諸種の動物種族に CO 中毒量比較實驗の結果は種族の異なるにより、對 CO 鋭鈍の差異著しきものあるを明かにせり。
- (5) 實驗結果を綜合し CO に對する中毒の鋭敏なる種族に對する中毒量を Gruber 氏の中毒限と對比するに Gruber 氏の限度は低きに過ぐと考ふ。
- (6) Gruber 氏の CO 恕限價は急性中毒に對する恕限量と雖も、慢性中毒に對する考慮と雖も共に其意義乏し。
- (7) CO の中毒限量は急性中毒に對し、氣中 CO 濃度 0.1% を限量と指定するを

適當と考へ、永續生活條件としては CO 等に對し限度等の要なかるべしと考ふ。

- (8) 氣中 CO の諸濃度に對する血中 CO 對 O-Hb 分占率に關する從來の研究は諸家の成績一致せず、從つて CO の對 Hb 親和力は 100—130—150—200 倍等現時猶ほ併存す。
- (9) この諸説に對し動物實驗の成績を綜合對照するに 150 倍説大體に於て最もよく事實に適合す。
- (10) この如き研究結果の差異は血中 CO-Hb の分離或は血液瓦斯中の微量 CO の直接定量の比較的困難多きに由るが如し。
- (11) 動物種族の異なるに由る對 CO 鋭鈍の差は主として動物體本來の體質基礎代謝の酸素需要量の大小に基くものにして、犬の中毒量を人に移し考慮して誤なきものなりと信ず。

社會局労働部監督課 工場鑛山に於ける業務上の不具廢疾者の現狀に關する調査 (労働保護資料 第22輯大正15年8月)

工場法及鑛夫勞役扶助規則施行以來業務上災害に罹り扶助を受けたる者のうち大正13年末現在を以て其現狀を調査せる結果である。而して扶助件數、現存中の者の現在の職業、家族の生計狀態並に既に死亡せる者の遺族の生計狀態等に就て統計的に詳細に記述したものである。

田中七郎 造船工場に於ける眼外傷に就て (實驗眼科雜誌 第9年⁶² 大正

15年9月15日)

長崎三菱造船所に於て約半年間に診療せる眼外傷 341 例部署別21種に就て統計的觀察を行つたものである。次の如き事實を見出して居る。

- (1) 造船工の眼外傷は午前中に起る場合が午後に於けるものに比し約2倍弱多し就中午前は9時乃至10時に最も多く、午後は2時半より3時に至る間に最多である又夜間は従業員少き割合に外傷頻度比較的多數である。
- (2) 造船工の眼外傷は右眼は左眼より多く、左利の者と雖も右眼外傷は左眼より

頻多である。然し左利の者にして左眼を外傷する場合は右利にして左眼を外傷する者に比し約2倍半多い。而して2回以上の眼外傷患者は約半數を占むる事實は注目すべき現象である。

- (3) 寒冷の候よりも暑熱の候に眼外傷は頻發する。天候不良も外傷を頻發する。
- (4) 造船工に於ける眼外傷は鐵粉に因する場合最も多く。次は鑄鐵粉の場合である。外傷の部位は角膜最も多く、異物、火傷、擦過が最多數である。而してこれ等眼外傷の豫後は比較的良好である。

滿洲地方部衛生課 共濟社員殊に鐵道從業員の肺結核統計的觀察

(滿鐵衛生課勞働衛生資料第7輯 大正15年7月)

大正12、13の兩年度に於ける滿鐵の邦人共濟社員殊に鐵道從業員の肺結核に因り死亡又は退職せる者につき、其の當時の診斷書を基礎とし、退職後の状態は大正15年3月現在にて各自の原籍地又は寄留地の市町村役場へ依頼し調査したものである。詳細の説明は略して其結論を抄記すると次の通りである。

- (1) 結核性疾患による退職死亡の所屬的關係はその率の高きものより挙げると製鐵所(22.3%) 炭礦(14.7%) 鐵道(13.2%) 工場(9.8%)の順序である。
- (2) 肺結核發病の季節的關係をみると、1、2、3月の冬季に多く、夏季を中心とせる 4、5、6、7、8、9の諸月に少い。
- (3) 勤續年限と發生率との關係に於ては、5年以内が47%強を占め、殊に第4年が最高率(21.2%)であると云ふ。
- (4) 退職後1年乃至3年を経たる治癒率は33.6%であるが、在職中の死亡者を除いた退職者のみの治癒率は56.4%である。

遞信大臣官房保健課 地方遞信官署職員衛生統計第15時報告

大正13年3月1日より同年12月31日に至る調査期間中の衛生事項の報告であつて、その中より、非現業員並に現業員の疾病種類に就ての統計成績を抄記すると次表の通りである。これ等の表にみるが如く疾病人員及日數共に非現業現業員を通じて呼吸器病、神経系病、消化器病及急性傳染病が多數を占めて居る。而して更に細別的に觀察すると(表略す)非現業員は神經衰弱最も多く、之に次いで流行性感胃及び肋膜炎が多い。現業員に於ては神經衰弱最も多く、之に次いで脚氣及び流行性感胃である。而して神經衰弱及脚氣は電信現業員に多く流行性感胃は其の他の現業員に多數である。殊に注意を要するは電信現業員であつて他の事

務に比し各疾病を通じて不良の状態にある様である。

(1) 非現業員疾病類別

疾病種類	現在人員百人に對する疾病人員			現在人員百人に對する疾病日數		
	男	女	計	男	女	計
急性傳染病	1.56	4.04	5.60	.11	.26	.37
神經系病	5.35	4.55	9.90	.48	.43	.91
呼吸器病	6.07	5.05	11.72	.69	.73	1.42
循環器病	.36	—	.36	.04	—	.04
消化器病	3.76	4.04	7.80	.31	.27	.58
物質代謝病	.10	—	.10	.01	—	.01
結核性疾患	.21	—	.21	.06	—	.06
泌尿器及生殖器病	.20	.51	.71	.02	.05	.07
花柳病	—	—	—	—	—	—
眼病	.10	.51	.61	.01	.02	.03
耳病	.05	—	.05	.01	—	.01
外皮病	.07	—	.07	.01	—	.01
運動器病	.23	—	.23	.03	—	.03
外傷、損傷、不慮腫瘍及外科的疾患	.13	—	.13	.01	—	.01
爾餘の傷病	—	—	—	—	—	—

(2) 現業員疾病類別

疾病種類	現在人員百人に對する疾病人員			現在人員百人に對する疾病日數		
	男	女	計	男	女	計
急性傳染病	3.00	3.56	6.56	.13	.93	1.06
神經系病	10.80	6.58	17.38	.69	.40	1.09
呼吸器病	8.70	8.69	17.39	.73	.53	1.26
循環器病	.44	.50	.94	.03	.03	.06
消化器病	4.56	4.58	9.14	.26	.27	.53
物質代謝病	.04	.07	.11	.01	.01	.02
結核性疾患	.49	.11	.60	.07	.01	.08
泌尿器及生殖器病	.40	.63	1.03	.03	.05	.08
花柳病	.03	—	.03	.01	—	.01
眼病	.31	.42	.73	.02	.03	.05

耳病	.21	.19	.40	.02	.01	.03
外皮病	.29	.16	.45	.02	.01	.03
運動器病	.37	.36	.73	.03	.02	.05
外傷、損傷、不慮腫瘍及外科的疾患	.34	.17	.51	.02	.01	.03
爾餘の傷病	—	—	—	—	—	—

家原毅男 氣中酸化炭素殊に其微量の精密測定法と概測法とに就て

(國民衛生 第3卷第11號 大正15年7月)

論者の論旨總括を摘記するに次の通りである。

- (1) 生物的檢測方法に由り小鼠を中毒せしめて、其血中 CO-Hb 量より氣中の CO 濃度を測定するは其成績精密なり。
- (2) 血中 CO-Hb 量の測定には之れを妨害する O-Hb を褪色せしむることによりて比色的に精密に測定するを得るものなり。
- (3) 小禽は氣中の CO 濃度を觀測するに好適の標示物なり。
- (4) 小禽鑑識法を他の化學的鑑識法に比するに化學法の遙かに及び難き有利の所あり。

伊藤哲一 工場に於ける創傷と油との關係 (中外醫事新報 第1115號)

工場に於ける創傷殊に手指に於けるものは機械油にて汚染せられるも細菌感染尠なく治癒機轉速なる事實に留意し研究せる結果油の殺菌力は微弱であるが、油中に於ける細菌はその生活條件の缺乏せるが爲に生存し難き故に油の附着せる指の創傷に於て菌の手指附着を困難ならしめ、同時に菌の發育を阻害するものなることを推斷して居る。

石原 修 勞働衛生 (杉山書店 大正15年10月25日)

390頁の大冊である。衛生の意義、勞働衛生の意義、生存と營養、勞働と空氣等勞働と密接なる關係のある内外諸條件、並に勞働に關する現行法規、社會保險等に就てあつさり記述したものである。著者の序文にもある通り學究的記述と云

ふよりも平易に通俗的に書かれてある。産業的實務の衝にある人々にまつては參考となるどころ尠ならずと思はれる。更に勞働衛生學として學究的に記述されたものがこの著の姉妹編として續いて刊行されるに至らんことを著者石原博士に對して切望する次第である。

10 社會保險、勞働保險及保險醫學

日本醫師會の健康保險診療報酬點數計算規程

日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程は、過般の第四回同會總會の決議に依て役員會に其の決定を一任したるも、爾後道府醫師會の意見をも參照して、數度の役員會を開き、審議を重ね、十一月十七日の役員會を以て下の如く決定し、直ちに社會局に申請し其の認可を得た。

日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程

- 第一條 診療報酬點數は別表の如く之を定む
道府縣醫師會土地の情況に依り別表の點數に依り難きときは理由を付して其の變更を本會に請求することを得
- 第二條 道府縣醫師會は保險醫の提出したる報酬請求書を審査し公正に點數を定むるものとす
- 第三條 別表中百點を超ゆる處置又は手術は二十圓を超ゆるものとして緊急の場合を除くの外道府縣醫師會を経て所轄健康保險署長の承認を受くるものとす
- 第四條 入院に付ては緊急の場合を除くの外道府縣醫師會を経て所轄健康保險署長の承認を受くるものとす
- 第五條 別表に記事せざる處置又は手術を爲したるものに付ては道府縣醫師會に於て其の點數を査定するものとす

別表

診察料

初診料	3
往診料(半里以内)	3
半里を超ゆる場合は半里又は其の端數を増す毎に2點を加ふ	
(半里を超ゆる往診の場合に於ける車馬賃は患者の負擔とす)	
同一家屋に二人以上の患者ある場合は其の人數に應じ1點宛を加算す	
初診の場合は別に3點を加算す	
夜間(自午後十時至午前六時)往診は五割増とす	

藥治料

内服藥(一劑一日分)	1
頓服藥(一回分)	0.5
外用藥	
含嗽藥(一劑)	1
洗滌藥(同)	1
電法藥(同)	1

浴 藥(同)	1	カネビ	15
塗 布 藥(同)	1	八ツ切	20
撒 布 藥(同)	1	六ツ切	25
膏 藥(同)	1	四ツ切	30
坐 藥(同)	1	食道ブジー検査	3
點 眼 藥(同)	1	食道鏡検査	10
點 耳 藥(同)	1	直腸鏡検査	5
(藥品容器代を含む)		尿道鏡検査	10
文 書 料		膀胱鏡検査	25
診断書料(疾病診断書死亡診断書)二(健康		視力検査	5
保険事務に関する証明書、意見書は之に		注射料(薬液の價を含む)	
含まず)		皮下注射	2
(生命保険、訴訟、徴兵事務に関する特		リンゲル氏液、生理的食鹽水注射	10
別の診断書類は請求者より別に支拂を受		葡萄糖液注射	15
くるものとす)		筋肉内注射	2
處 方 箋	2	静脈内注射	5
死體檢案料	10	サルバルサン注射	20
檢案場所の里程に應じ往診料の例に依て		狂犬病豫防注射(十八回)	75
點數を加算す		デフテリア血清注射	15
夜間檢案は五割増とす		連鎖状球菌血清注射	25
檢 査 料		破傷風血清注射	30
ワツセルマン氏反應	10	治療用ワクチン注射	2
採血料	2	處 置 料	
ウイダール氏反應	2	外科繃帶交換料	甲6 乙3 丙1
腰椎穿刺検査	10	産科婦人科處置料	甲5 乙2
尿糞便、喀痰、血液顯微鏡的検査	2	膿洗滌料	1
尿化學的検査		皮膚科處置料	甲7 乙3 丙1
定性	1	泌尿器科處置料	甲5 乙2
定量	2	尿道洗滌料	1
胃竝に十二指腸液検査	10	眼科處置料	甲5 乙2
細菌學的培養検査	10	點眼洗眼料	1
レントゲン検査		耳鼻咽喉科處置料	甲5 乙2
單純検査	10	塗布料	1
造影藥使用	20	胃洗滌料	4
撮影		浣腸料	2

洗腸料	4	トラホーム手術	10
導尿料	4	眼球内異物摘出	甲20 乙5
瀉血法	3	他瞳孔形成手術	40
輸血法	100	鼻中隔粘膜炎手術	80
應急的人工呼吸	10	アデノイド根治手術	30
小切開	5	鼻咽喉ファイブROOM根治手術	50
中切開(皮下組織に達するもの)	10	扁桃腺周囲炎手術	10
大切開(局所麻酔にて行ひ廣汎なるもの)	25	鼓膜切開術	10
(全身麻酔又は腰椎麻酔にて行ひ深部に達するもの)	40	扁桃腺切除術 (片側)15 (両側)25	
異物摘出		扁桃腺剔出術	80
表在し局所麻酔にて行ひ得るもの	5	ラヌラ手術	20
深部に在り局所麻酔にて行ふもの	20	齒槽突起腫瘍手術	50
全身麻酔にて行ふもの	50	拔牙術	2
外傷治療		劔血(ペロツク氏)止血法	5
小外傷	3	慢性筋骨峰窩織炎手術	100
中外傷	10	下顎骨脱臼整復	5
大外傷	甲40 乙25	アテローム、ファイブROOM摘出	20
物理的療法		下甲介、中甲介、切斷鼻茸手術	20
電氣療法	1	喉頭及氣管切開術	80
レントゲン治療	10	喉頭氣管枝食道鏡検査及手術	100
マツサージ	2	頸腺結核摘出術	50
熱氣浴	2	氣管縫合術	50
藥湯浴	3	頸椎伸展術	10
手術料		肋骨切除術	70
下顎骨折手術	80	肋膜穿刺術	15
耳後瘻孔縫合術	30	ビニューロー氏手術	20
眼窩手術	80	胸椎ギブス繃帶	50
眼球手術	80	鎖骨骨折固定術	20
白内障手術	80	肋骨骨折固定術	10
眼瞼手術	甲0 乙30	乳腺腫瘍摘出術(轉移なきもの)	100
眼筋手術	80	脊椎骨折脱血の手術	80
涙器手術	甲50 乙20	胸椎脱臼整復術	50
顔面整形術	甲100 乙50	腋窩淋巴腺腫瘍摘出術	50
		腹壁腫瘍摘出術	50
		腹水穿剌術	20

流注膿瘍穿刺排膿	15	膀胱穿刺	15
ギプス繙帶及ギプス床	50	包莖手術	20
腹壁腫瘍摘出術	100	陰莖切斷術	50
良性皮膚腫瘍摘出術	50	精系腫瘍摘出術	70
痔瘻手術	甲80 乙50	カテラン氏注射	5
痔核注射	3	臍縫合術	20
痔瘻根治手術	80	骨髓炎手術	80
直腸周圍膿瘍根治手術	80	骨折觀血の手術、複雑骨折手術	80
肛門周圍膿瘍手術	20	四肢ギプス繙帶	30
攝護腺膿瘍切開	20	骨折副木繙帶	10
會陰裂創縫合	甲20 乙10	指趾畸形手術	30
會陰成形術	50	風棘手術	30
陰會陰成形術	80	神經縫合術	30
人工妊娠中絶手術	50	癩痕整形術	50
鉗子分娩術	80	ガングリオン、ヒドローム、摘出術	25
内及雙合迴轉術	70	脱臼整復術	30
子宮陰部焼灼術	20	癩疽手術	10
骨盤位娩出術	80	指趾關節離斷術	20
胎盤用手剝離術	60	ギプス上腿固定繙帶	50
胎兒穿顱娩出術	80	鼠蹊腺炎切開	10
斷頭娩出術	80	鼠蹊腺摘出	50
截胎娩出術	80	アヒレス腱切斷術	20
子宮内膜搔爬	35	アヒレス腱縫合術	30
子宮筋腫性息肉腔式摘出術	30	股關節強直伸長術	10
子宮頸部成形手術	30	股關節脱臼整復術	50
子宮頸管擴張術	20	關節囊腫摘出	25
子宮腔タンポン	10	關節及關節囊穿刺	3
子宮筋腫腔式摘出術	80	植皮術	70
尿瘻手術	甲100 乙50	足關節離斷成形術	80
外尿道切開術	80	急性化膿性股關節炎切開	50
内尿道切開術	30	急性化膿性膝及足關節炎切開	25
辜丸摘出術	80	手足骨剔出術	30
陰囊水腫根治手術	50		
陰囊水腫穿刺	3		
尿道ブジー挿入術	甲5 乙2		

百點を超ゆる手術

穿顱術	180
硬腦膜血管結紮術	200

乳嘴突起鑿開術	200	胃造瘻術	250
眼球手術	150	胃腸吻合術	350
白内障手術	150	胃内異物摘出術	300
前額竇根治手術	120	胃潰瘍切開術	300
上顎骨切除術	120	胃切除術	400
下顎骨切除術	120	腸吻合術	350
慢性中耳炎根治術	200	破裂腸管縫合術	300
甲状腺摘出術	150	腸切除術	350
喉頭内手術	120	腸内異物摘出術	300
食道内手術	120	迴盲部腫瘍切除術	400
肺膿瘍手術	200	腸膿瘍手術	350
乳腺腫瘍摘出術(轉移を伴ふもの)	180	腸捻轉手術	350
シエデー氏胸廓整形術	120	腸絞扼手術	350
臍ヘルニヤ根治手術	120	直腸摘出(腹腔内)	400
癩痕ヘルニヤ根治手術	120	蟲様突起切除術	250
鼠蹊ヘルニヤ根治手術	120	蟲様突起炎性膿瘍手術	200
人工肛門造置術	150	急性穿孔性腹膜炎手術	350
結核性腹膜炎手術	120	腸間膜損傷手術	250
アレキサンダー氏手術	120	肝膿瘍手術	250
腎臓被膜剝離術	150	膽石手術	250
直腸瘻手術	120	膽嚢摘出術	400
四肢切斷術	150	膽嚢造瘻術	250
四肢關節離斷術	150	肝膿瘍腫手術	300
四肢關節切除術	170	膝膿腫摘出術	300
動脈瘤手術	180	腹式子宮後出矯正術	250
股關節離斷術	200	腹式子宮全摘出術	400
股ヘルニヤ根治手術	120	腔式子宮全摘出術	300
關節離動手術	200	耻骨切開術	250
腦腫瘍剔出術	250	子宮外妊娠手術	350
耳科的頭蓋腔内手術	250	子宮腔上部切斷術	350
眼窩手術	250	子宮又は其附屬 器腫瘍摘出術	甲350 乙200
上顎骨切除術	250	腹式及腔式、帝王切開術	350
舌癌根治手術	250	子宮血管結紮術	250
喉頭摘出術	250	膀胱全摘出術	400
肺膿腫摘出術	400		

膀胱結石腹式手術	200	直腸癌摘出術	250
輸尿管移植術	200	攝護腺摘出術	250
腎臓摘出術	350	膀胱結石會陰摘出術	120
腎臓結石摘出術	250		

内務省社會局の道府縣醫師會保健諸規程準則案(二) (内務省社會局保險部)

日本醫師會にては道府縣郡市區醫師會健康保險規程等の準則案を役員會に於て案を練り下の如く定め印刷に附し各府縣醫師會へ送付した。

郡市區醫師會健康保險規定(準則)案

第一章 總則

第一條 本會は(北海道)(府)(縣)醫師會健康保險規定の定むる所に依り健康保險の被保險者の診療に關する事務の取扱を爲すものとす

第二條 本會の取扱に係る健康保險に關する帳簿及書類は其の完結の日より拾貳年間保存するものとす

第二章 會員

第三條 會員は日本醫師會健康保險規定の定むる所に依り保險醫として健康保險の被保險者の疾病又は負傷の診療を擔當することを得るものとす

保險醫たることを辭せんとする者は遅滞なく其の旨を本會に届出づるものとす

第四條 保險醫たる會員(以下單に會員と稱す)の爲すべき診療の範圍下の如し

1. 診察(往診宅診及處方箋の交付を含む但し健康診断を含まず)
2. 藥劑又は治療材料の支給(治療材料中矯正眼鏡以外の眼鏡、松葉杖の類を含む)
3. 處置、手術其の他の治療(轉地療養を含まず)

第五條 會員は日本醫師會の交付したる一定の様式に依る表札を診療所に掲ぐるものとす

會員疾病其の他已むを得ざる事由に依り一時被保險者の診療に従事すること能はざる場合はその旨を本會に届けて前項の表札を掲げざる事を得

第六條 會員健康保險の被保險者の診療を擔當する時は健康保險法令、政府と日本醫師會との間に締結したる契約並に本規程其の他健康保險に關し日本醫師會、(北海道)(府)(縣)醫師會及本會の議決したる事項に従ひ診療に従事するものとす。

第七條 會員は所轄健康保險署長と日本醫師會と協議し別段の定を爲したる場合を除くの外診療所より四里を超ゆる里程に在る被保險者よりの往診の請求に應ぜざることを得。

第八條 會員は診療所より片道半里以内の往診の場合は被保險者に車馬賃を請求せざるものとす。

第九條 會員被保險者より診療を求められたる時は被保險者證又は療養證明書を提

出せしめ診療を受くる資格ある事を確めたる後診療するものとす

診療を受くるの資格あること明かなる被保險者にして已むを得ざる事由に由り被保險者證又は療養證明書の提出を爲すこと能はざる者に付ては事由止みし後遅滞なく被保險者證又は療養證明書を提出せしむるものとす。

第十條 會員前條の規定により被保險者の提出したる被保險者證の署名又は押印と對照する必要ありと認むるときは被保險者に對して診療受付簿に署名又は押印を求むることを得

第十一條 會員は一回の費用貳拾圓を越ゆる處置、手術其の他の治療を爲さんとするときは緊急の場合を除くの外北海道府縣醫師會を経て所轄健康保險署長の承認を受くるものとす

第十二條 會員診療上被保險者を病院に收容し若は之を移送し又は被保險者に看護婦を附する必要ありと認むるときは所轄健康保險署長の承認を受け其の取計ひを爲すものとす

會員は前項の移送又は看護に要したる費用に付き其の支拂ひを受くべき者に對し其の證明を爲すものとす

第十三條 會員被保險者の診療を爲すに當り健康保險法施行規則第四十五條第四項の事業主の證明書の提出なきも其の疾病又は負傷が業務上の事由に因るものと認めたる時は意見を附し其の旨を直に健康保險署長に通知するものとす

第十四條 會員健康保險法第四十七條第三項の規定に依り診療を受くるの資格ある被保險者より診療を求められたるときは

其の資格あることを證するに足る健康保險署長の書面の提示を求むることを得

第十五條 會員健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項の規定に依り療養證明書の交付を求められたるときは直に之を交付するものとす

第十六條 會員被保險者より保險給付の支給を受くるに必要な證明書又は意見書の交付を求めらるるときは直に之を交付するものとす

前項の證明書及意見書に關する料金は被保險者に對して之を請求せざるものとす

第十七條 會員被保險者に對し診療を爲さざるに至りたる時は自己の保管する被保險者に其の第二面に掲ぐる事項を記載して遅滞なく被保險者に返還するものとす、但しその被保險者死亡したるときは埋葬料又は健康保險法第四十九條第二項若は同法第五十六條第二項の埋葬費の支給を受くべき者に之を返還するものとす

第十八條 會員診療中の被保險者より保險醫變更の爲被保險者證又は療養證明書の返還を求められたるときは保險醫變更に付健康保險署長の承認ありたることを證する書面の提示を求むるものとす

第十九條 會員被保險者の診療上必要ありと認むるときは健康保險署長の承認を受け他の保險醫の診療を求むることを得緊急の必要ありと認むるときは前項の規定に拘らず直に保險醫の診療を求むることを得、此の場合に於ては其の診療後遅滞なく其の事由を健康保險署長に報告するものとす

第二十條 會員は左の場合に於ては遅滞なく之を所轄健康保險署長に通知するもの

とす

一 事故が被保険者の闘争又は泥酔に因り生じたるものなるとき

二 被保険者正當の理由なくして診療に關する指揮に従はざるとき

三 被保険者詐偽其の他不正の行爲に因り診療を受け又は受けむとしたるとき

第二十一條 會員は毎月一定の様式に依り診療報告書を調製し翌月十日迄に健康保険署長に報告するものとす

第二十二條 會員は毎月一定の様式に依り被保険者の診療に關する報酬請求書を翌月五日迄に本會を經由し(道)(府)(縣)醫師會に提出するものとす

前項の期日迄に提出なきものに付ては報酬の分配を受くるの權利を放棄したるものと見做す但し天災其の他已むを得ざる事由に因る場合は此の限に在らず

第二十三條 會員は一定の様式に依る健康保険被保険者診療簿を備へ付け必要なる事項を記入するものとす

第二十四條 會員被保険者に對し処方箋を交付する場合に於ては処方箋に其の使用期間の開始及終了の年月日を記載するものとす

第二十五條 會員は健康保険に關する帳簿及書類を其の完結の日より拾貳年間保存するものとす

第二十六條 會員は不必要なる診療を爲し又は不正なる書類を作成交付するが如き行爲を爲すことを得ず

第二十七條 會員報酬の査定に關し異議あるときは(道)(府)(縣)醫師會に事由を具して申出づることを得(道)(府)(縣)醫師會の決定に不服なきときは事由を具して

日本醫師會に申出づることを得

第二十八條 會員被保険者の診療に關し被保険者又は他の保険醫との間に争議を生じたるときは(道)(府)(縣)醫師會に事由を具して申出づることを得(道)(府)(縣)醫師會の裁定に不服なきときは事由を具して日本醫師會に申出づることを得

附則

第二十九條 本規程第三條第二項の規定に依る届出は本規程制度の際に於て保険醫たるべき者に付ては制定の日より十日以内に於て之を爲すものとす

第三十條 本規程の施行に關し必要なる規定は役員會の議決を経て會長之を定む

第三十一條 本規程は總會の議決を経るに非ざれば之を變更することを不得此の場合には會則第一條を適用す

道府縣醫師會健康保險特別會計規程案

第一條 日本醫師會の委託に依り政府の管掌する健康保險の醫療引請分擔の爲特別會計を設置し其の歳入を以て其の歳出に充つ

第二條 本會計に於ては日本醫師會交付金積立金の繰入金及積立金より生ずる利子借入金寄附金及雑收入を以て其の歳入とし郡市區醫師會分配金、借入金の償還金及其の利子、一時借入金の利子、事務所費其の他の諸費を以て其の歳出とす

第三條 本會計に於て決算上剩餘金を生じたるときは之を積立つべし
本會計に不足を生じたるときは積立金より之を補足すべし

第四條 本會計に屬する經費を支辨するため必要あるときは本會計は負擔に於て借

入を爲すことを得

第五條 本會計に於て支拂上現金に餘裕あるときは別に定むる所に依り一定の銀行に之を預入することを得

第六條 本會計に於て支拂上現金に不足あるときは本會計の負擔に於て一時借入金を爲すことを得

前項の規定に依る一時借入金は當該年度内に之を返還すへし

第七條 本會計に關する豫算及決算は毎年

日本醫師會定時總會に提出すへし

第八條 本會計の年度は毎年四月一日を以て始まり翌年三月三十一日を以て終る但し其の出納は翌年六月三十日を以て閉鎖す

第九條 前各條の外本規程の施行上必要なる事項に關しては本會々計規程を準用す

第十條 本規程は總會の議決を経るに非ざれば之を變更することを不得此の場合には會則第一條を適用す

森 莊三郎 現代の保險問題 (有斐閣 大正15年4月30日)

保險學研究者としての氏が嘗て各方面の紙上に發表せる所を纏めたものである。納むる所のもの十一編中一社會主義者の保險國營論、健康保險の療養給付問題、國債整理と生命保險官營論、失業保險制度の趨勢、農業勞働者の失業保險、瑞典に於ける社會保險の現状、勞働者災害補償制度の現状の如きは、保險問題が次第に公的性質を帯び來り、社會保險が政黨、勞働組合、その他諸方面に於て實際問題として取扱はれ來つた今日に於て社會一般人の一讀すべき論文である。

森 莊三郎 社會保險概論 (有斐閣 大正15年10月10日)

内外諸國の社會保險事情の最近の情勢を基調とし最も簡明直截に社會保險の概論を説明したものである。初學者の爲に一讀を薦める。

文部省學校衛生課 教員疾病治療料給與に關する調査 (學校衛生第6巻 第9號)

大正四年四月文部省令第八號公立小學校教員疾病治療料給與に關する準則に依る小學校教員結核豫防上の成績を調査したるものである。大正9年より大正13年に至る5ヶ年に於て療治料を給與せられたるは全國に於て休職者348人給與金額49,596圓にして一人平均100圓弱1ヶ年平均70人此の全額10,000圓弱、退職者1,761人此の金額125,486圓にして一人平均240圓餘1ヶ年平均352人此の金額85,097圓餘にして休職者を合計にし給與を受けたる人員2,109人此の金額175,082圓を算する狀況に在り、給與を受けたる

教員の数が漸次減少の傾向を示せるは結核患者減少せる爲ならんも未だ遽に首肯し難い。一人に給與せらるべき金額は社會の實情に照して療治料の上には甚だ小額に過ぎるの感あるも教員結核豫防上相當の成績を擧げつゝあつたことは疑を代入れない、此の狀況は次の通りである。

道府縣	休職者		退職者		人員計	金額計
	人員	金額	人員	金額		
北海道	—	—	13	2,558	13	2,558
東京	2	300	6	1,350	8	1,650
京都	—	—	4	1,390	4	1,390
大阪	2	275	9	2,415	11	2,690
神奈川	—	—	5	1,057	5	1,057
兵庫	2	270	2	555	4	825
長崎	1	120	5	1,146	6	1,266
新潟	—	—	13	3,495	13	3,495
埼玉	3	300	5	962	8	1,262
群馬	—	—	13	2,710	13	2,710
千葉	—	—	1	350	1	350
茨城	3	370	3	740	6	1,110
栃木	—	—	5	1,762	5	1,762
奈良	1	145	2	400	3	545
三重	—	—	13	2,900	13	2,900
愛知	—	—	29	8,235	29	8,235
静岡	—	—	4	620	4	620
山梨	—	—	4	880	4	880
滋賀	10	1,750	5	1,195	15	2,945
岐阜	1	130	5	1,249	6	1,379
長野	—	—	7	1,320	7	1,320
宮城	—	—	2	520	2	520
福島	1	100	13	2,950	24	3,050
岩手	—	—	7	1,550	7	1,550
青森	—	—	4	1,100	4	1,100
山形	1	130	18	4,396	19	4,520
秋田	—	—	5	1,060	5	1,060
福井	—	—	8	2,146	8	2,146

道府縣	休職者		退職者		人員計	金額計
	人員	金額	人員	金額		
石川	—	—	8	1,500	8	1,500
富山	—	—	8	1,800	8	1,800
鳥取	—	—	1	330	1	330
島根	—	—	3	720	3	720
岡山	6	730	2	325	9	1,055
広島	3	525	10	2,923	13	3,447
山口	—	—	8	1,815	8	1,815
和歌山	4	414	3	1,000	7	1,414
徳島	—	—	6	1,300	6	1,300
香川	—	—	5	1,279	5	1,279
愛媛	—	—	—	—	—	—
高知	—	—	4	950	4	950
福岡	5	570	18	4,105	23	4,675
大分	3	420	9	2,125	12	2,545
佐賀	—	—	11	3,210	11	3,210
熊本	6	1,023	15	4,723	21	5,745
宮崎	1	100	5	900	6	1,000
鹿児島	5	830	11	2,105	16	2,935
沖縄	—	—	2	400	2	400
計	60	8,502	339	82,618	399	91,120

大正	人員計	金額計
九年度	75	10,410
同	79	11,910
同	72	10,344
同	62	8,430

湯澤三千男 契約案の内容と成立の経過 (醫政 第2卷第3號)

政府對日本醫師會契約案の内容と成立の経過に就いて政府當路者の説明である
 大正13年日本醫師會が成立以後政府當局に對し建議せられたる所の條項は十一項の多きに互つてゐるが直接政府に關係ある事項を擧ぐるならば第1に療養の給付は團體自由選擇主義に依る云ふ點第2には此の選擇の範圍は道府縣醫師會の區域を範圍とする點第3には療養の給付の支拂は前月末現在の被保險者の員數に應ずる云ふ點であつて此の建議の大體の要點は契約案に採用してゐるのである此の契約案の主たる要點は第1は政府が直接官公立病院に委託するものゝ外は被保險者一切の醫療を日本醫師會に委託する。第2の點は日本醫師會が其の引受の條件として私法人の經營する醫療機關等に於て醫療に従事する醫師は勿論の事、凡ての開業醫師であつて凡て之を醫療擔當者とする。第3の點は醫療擔當者の擔當すべき被保險者の範圍は大體に於て府縣を單位とし、被保險者は其の範圍に於て自由に醫師を選擇し得る。又第4の點は日本醫師會の引受くる醫療の報酬は人頭割として被保險者は一人の年額を基本とし此の基本額を月割を以て拂ふ云ふ點である。

湯澤三千男 醫師諸君に對する挨拶並希望 (醫政 第1卷第11號)

健康保險法の制定は醫療經濟を脅かすものに非ずやとの懸念を抱く者多き醫師社會に對する政府當路者の辯明である。その要旨は、現在の下層階級或は勞働階級、それらの方面の人達は全然醫療を受くるの途がないものであるか、或は又多少の方法ありとするも其の支拂をなすべき十分の力がない。斯かる實狀にあるが故に醫療社會から云ふならば甚だ有り難くない御得意になつてゐる云ふべきである。然るに健康保險法の制定に依り仕拂能力のない所の階級から其の診療費を直接に請求する必要がなくなつて來る。仕拂の主體は政府若は健康保險組合であ

る。従つて醫療社會にまつては新に得意の開拓が出來てくる譯である。當局は決して醫業經濟の成立たない様な計畫をしてゐる次第ではない。今後細目に互つては醫師會と十分打合せをなし圓滿なる結果を得ようを考へてゐる。

森 莊三郎 健保醫と損賠問題 (日本の醫海 16卷第100號)

健保被保險者の醫療に對し日本醫師會が政府との契約對象となつてゐる關係上實施後當然起るであらうと豫想し得る保險醫に關する被保險者診療上の損害賠償事件の如きに於ては勿論保險醫個人が第一の責任者として之に當るべきではあるが若し負擔能力なき場合は第二の責任者として契約の當事者であるべき日本醫師會を之に當らしむべきや否や所謂保險醫の損賠問題に就ては之を政治問題より論ずれば契約の當事者たる日本醫師會を第二の責任者として差支なしと云ふ論文である。

山崎 佐 健康保險法に就て (日本醫事新報 第205號)

健康保險法の制定が開業醫に對する重大なる影響を及ぼすべきは勿論である。然るに開業醫が健康保險制度に對し頗る無關心の態度であるものゝ多きも否めない事實である。本論は如斯開業醫に對し最も懇切に健康保險法制定の精神及その開業醫に對する影響を論述したものである。内容は次の如き順序で頗る秩序だつてゐる。開業醫諸君の一讀を薦める。

1. 健康保險制度に對する世界の思想が如何なる段階を経て來たか。
2. 疾病に對する社會一般の考へが如何に變遷したか。
3. 醫師と患者との關係が如何なる變遷を經過したか。
4. 以上の理由よりして健康保險法が生れ來つたが本法は如何なる形をなしてゐるか。
5. 最後に之が實施せられた曉に於て醫師の地位及經濟狀態が如何に變化するか。

森 莊三郎 英國の醫師と健康保險 (國家學會雜誌 第40卷第9號)

健康保險制度運用に際し醫師の任務の重大なる事は勿論である。此の點に關し既に十餘年の歴史を有する英國の狀況が過去及現在に亘り如何に在り來つたかに就て本論文は種々なる教訓を與へてゐる。本論文は英國醫師會 (British Medical Association) の役員 Alfred Cox 氏が國際勞動雜誌第11卷第5號に掲げた「英國の醫師と健康保險」を題する論文の紹介である。英國の現行制度及び之に關して起れる諸問題を論じ將來の發達及改革に亘つて彼の私見及び英國醫師會の意見をも

知る事が出来る。本邦に於て健康保險制度の實施を見たる今日に於て保險制度運用の衡に當るもの竝に健康保險醫のまつて以て他山の石とするに足るであらう。

保 險 醫 學

日本醫師會 健康保險組合の醫療組織に就て (醫政 第2卷第4號)

團體自由選擇主義の制度のもに於ける健康保險組合に於ける醫療組織を如何にすべきかは相當注意されたところである。これに對する日本醫師會の意見を公表したのがこの一文である。即ち同會第4回定時總會の決議では、

1. 健康保險組合が團體自由選擇主義に依り療養の給付を爲さんとするときは政府と日本醫師會と協定せる事項に準じてこれを爲すこと一工場又は一作業場に多數の被保險者ある場合は醫師會に於て當直醫を置く等の便宜を計ること
2. 健康保險組合が直營の病院等を有する場合に於て其の被保險者に對して團體自由選擇主義を認むるときは其の診療費は醫師會報酬規定の2割乃至3割減を以てこれに應ずること。
前項の被保險者多數なる場合には健康保險と協定して一定の人頭手當式に依るを妨げざること。
3. 健康保險組合の被保險者中に通勤者と寄宿者とありて其の療養給付費を人頭手當式に依りて協立したる場合は醫師會に於て工場又は作業場に相當診療の施設を爲すこと。
4. 健康保險組合が土地の狀況に依り團體自由選擇主義に依る能はざるため囑託醫を置く場合は其の人選並に報酬に關しては醫師會之が協議の衡に當ること
5. 健康保險組合に於て診療施設を有し其の醫務を醫師會に委囑したる場合は之に應ずること其の經費に關しては醫師會これが協議の衡に當ること。

6. 健康保險組合の被保險者療養給付費は保險組合より日本醫師會又は道府縣醫師會を經由して支拂ふものとす。

と云ふのである、尙醫師會はこの決議の説明を試みてゐるが、その中に健康保險組合患者平均數を算出してゐる。即ち

人員	醫師拂一年療養給付費(圓)	治療延日數	入院患者平均數	入院延日數	外來患者一日平均數
300	2,228.01	5,190	14.2	311	13.37
500	3,713.35	8,650	23.7	519	22.28
700	5,198.66	12,110	33.1	726	31.18
1000	7,426.70	17,300	47.4	1,038	44.56
1500	11,149.05	25,950	71.0	1,537	66.82
2000	14,852.40	34,600	94.6	2,076	89.12

備考 1. 醫師拂療養給付費一人當年額7圓42錢67とす
2. 診療日數は1人一年平均17.3日とす
3. 入院率は100分の6とす

丹治善造 被保人の死因と血圧 (保險醫學雜誌 第25卷第6號)

高血圧が生命上の危險あることは臥床上又は生命保險會社被保人に就ての統計の示すところである。然し血壓異常の程度に就ては尙研究の餘地が存在する。著者は此の點から被保人の死亡證明書を根據として死因と血圧に就ての統計を作製した。調査の材料は日本生命に於ける大正13年1月以降14年末に至る滿2年間の死亡者13559人中血壓の記入ある者21人で其の中腎臟炎は男129人女34人計163人、腦溢血、狭心症、動脈硬化42人、脚氣、腦充血、肺結核、胃癌合計6人で其の大部分は腎臟炎である。此の調査の結果を抄録するに次の諸事實を得る。(1) 正常血圧は年齢と共に多少高騰するが高血圧は年齢との間に關係を見出し得ない。然し此の高血圧を年齢別に平均するに、年齢の影響が多少現はれるやうである。(2) 腦溢血、動脈硬化、狭心症にても此の高血圧と年齢との關係は見出し得ない(3) 高血圧死亡者を各病類に分けて平均血圧を見るに急性腎臟炎の平均價は低く

尿毒症、萎縮腎は高い。(4) 高血圧を狭長體、普通體及肥滿體に分けて觀察するに高血圧死亡者には肥滿體多く、又此等體格別平均血圧は狭長體は低く、肥滿體は高い。(5) 此等腎臟炎死亡者に就いて飲酒との關係を調査したるに一般死亡者(腎臟炎、腦溢血、動脈硬化、狭心症以外の死亡者)は男54%女は0.4%の割合に飲酒せるに對して、前者は男67.5%、女は11.7%の多きに及ぶ、又高血圧死亡者のみの飲酒者男75.2%、女は4.9%である。

篠原昌治 健康保險の醫療組織 (醫事公論 第744—748號)

論者は日本醫師會と保險官との間に決定せられたる健康保險の醫療組織即ち所謂團體自由選擇主義の制度について保險官の側から、被保險者の側から及び醫師社會自からの側からその利害得失を論じてゐる、その主要點は日本醫師會が醫師社會にとつてむしろ不利益であるところの團體自由選擇主義をとるところに決定したのは醫師會の社會的奉仕の精神に出づるものである、即ちこの組織のもとに於ては(1)多數の患者が少數の醫師に集中すること(2)醫療費の一部を割いて醫師會の費用に充つことは醫師に對する不利であること(3)この制度のもとでは疾病治療日數延長の危險があることなどをあげ、これを忍んでも醫師會は團體自由選擇主義を行ふてゐるのだと云ふにある。

丹治善造 實踐生命保險醫學 (南江堂 大正15年7月1日)

生命保險の診査は技術その者は臨床の場合と何等相違するものでないから第一編に於ては臨床診査上の諸事項を可なり詳しく述べてゐる。しかし被保險者は必ずしも正直ではなく、検査を嫌がるのを強て行ふ場合が多く従つて一種の制限検査の形となるのである。検査醫の方にしても正直なる被保險者の申出でを聞きそこねたり、症狀を看過したり、殊に勧誘員の募集熱の爲めに被保險者及其の周圍を善意にのみ解して第三者にあつて公平なる判断を下すべき職責を有する検査醫がその渦中に投ずることがある。これら日常相違する諸問題について一つ一つ例を引き裁判所の判決も添へて保險醫、主として診査醫(Vertrauensarzt)の参考に供してゐる。第二編に於ては診査醫の提出せる診査報狀其他の参考となる可き資料によつて「申込人が正常體なりや缺陷體なりや従つて申込人の選擇取捨並に保

險契約の程度を判定する」査定醫 (Revisionsprzt) に関して述べてゐる。それには先づ一般的に全國死亡統計と保險會社の死亡統計について年齢別性別死亡率の相違を揚げ、更に被保險者の主なる死因である肺結核、癌、脚氣、糖尿病、腦溢血、血栓、心臓病、腎臓炎等について帝國死因統計と會社の統計とを比較してゐる。次で氏は保險體を決定する要素として遺傳、體質、年齢、職業、生活法、住居地、性、資産状態等を考慮した後次の如く保險體を分類してゐる。

契約體 { 善良體
普通體
不確體(甲)

非契約體 { 不確體(乙)
不良體

(甲)は缺點著明にして其命数は之が爲めに短縮せらるべきも猶適當の條件をもつて普通體と伍せしめ得べきもの。

(乙)は缺點が不確或は動搖性で直ちに契約し難きものであつて、之には1. 現症、2. 一診にて診断の不明のもの、3. 配偶者、同居者の結核等の場合である。其他危險填補法、弱體保險、について簡単に述べ最後に査定標準として年齢、體質、職業遺傳、已住現在症等について氏の經驗と歐米の統計とを引用して不良の標準を丁寧に記載してゐる。

11 母性保護 (一般婦人問題を含む)

内務省衛生局 歐洲各國に於ける母性及小兒の保健施設 (大正13年7月)

本書は歐洲各國に於ける母性及小兒の保護事業を紹介せんために、各種の出版物より翻譯集成せられた斯方面の有益な資料であつて、獨逸乳兒保護事業の中

樞機關である Kaiserin Anguste Victoria Haus を始め、各國の事情を供示してゐる。

室伏高信 女性の創造 (批評社 大正14年5月初版)

著者の犀利な心眼に映じたる文明批評である。男は外部的であり、女は内部的である。男は客観的であり、女は主観的である。最後に男は知的であり、女は靈的である。文明は知の世界である。外的生活の統帥者は知である。知の中央に科學が立つ。科學は知を分析し、整理し、組織し、知の網によつて外的世界の秩序を築いた。文明の世界はかくして科學の國である。そこは都會の國であり、政治の國であり、金錢の國であり機械の國であり、そして科學の國であるのだ。幾千年の文明の歴史に於て性的區別は一つの階級的區別であつた。そこでは男は働き、女は三つの K-臺所、子供、教會——の生活に泣かねばならなかつたのだ。自由、解放の女權論は、女を男の帝國である家庭から脱せしめて、世界都市の街頭へと連れ出した。ここに職業婦人が生れた。だが家庭的専制政治が廢止されると共に、そこには新しい専制政治が始まつてきたのだ。人は之を自由と名づけ、解放と呼んだ。おゝ「往來を歩むことの自由、そして飢ゆることの自由！」家庭外奴隷たるの自由。だが女權運動は本來に於て女の肩巾を廣くする運動にすぎない。女性を男性に導く運動であつて、ゲエテの「永遠の女性」なるものを亡ぼすものだ。男性智から女性靈へと行け。我等の心靈をして自由に踊らしめよ。永遠に女性なるものをして支配せしめよ。然らば土はこゝに愛と平和と純粹法悦との故郷と化するであらう。

久布白落實 現代婦人の要求 (社會事業 第10卷第2號)

著者は現代婦人の要求と題して、1. 公娼制度の撤廢、2. 高等教育の門戶解放、3. 女子に對する職業の門戶解放、4. 女子財産權の確立、5. 婦人公民權の確立、6. 婦人參政權の獲得、7. 男女道徳標準の同一を列擧し、日常の熱心な主張を吐露してゐる。

金子直一 婦人向上の史的考案 (明治圖書株式會社 大正15年3月)

著書は本書に於て近世社會問題の重要な一半である婦人問題について、上古より現代に至る變遷のあとを辿り、歴史をして問題の歸趨を語らしめんとする態度を示してゐる。卷中收むるものは殆ど全部歐米の事情であつて、東洋特に日本の状態について論及されてゐないことは遺憾であるが、親しく女子教育の衝に當り、我國女性の現状について深き同情と理解とを有つてゐる著者が十年の蘊蓄を吐露した本書は之等の女性を深省に導くことを期待すべきであらう。

帆足理一郎 帆足みゆき 婦人解放と家庭の聖化 (博文館 大正15年8月)

社會生活の基礎は個人ではなく家庭にある。家庭は國民道徳の搖籃であり、公民教育の源である。されば家庭を清めないで個人を聖めることはできず、また社會を廓清することもできない。故に著者は性的生活の理想化、倫理化を高調すると同時に、家庭の神聖化、清淨化を主張する。従來の家庭制度におけるが如き制度本位の專制的家庭を斥け、人間本位の平等對策なる夫婦關係、親子關係を力説する。従來の功利主義的な親自身や祖先のために子を育てる親本位の家庭觀念を斥け、こゝに創造的人格主義の立場から、子女自身の向上と幸福のために子女を愛育する兒童本位の家庭理想を主張し、以つて家庭の靈化、神聖化を主張し同時にその民本化を期待すると。

大久保靜平 婦人の法律と經濟 (實文館 大正15年2月)

本書は一般婦人に政治、法律、經濟及び社會問題の各方面に亘つた常識を供給することを主なる目的として編纂されたもので、近年、婦人問題に關する著書の多いうちには既に同様な二三の著述もあるが、廣く新時代に處する婦人に必要なこの方面の全般の知識を説けるものとして、便益する所多いものと思ふ。「婦人と犯罪」「租税の一般知識」の如きものに至るまで、章節を分ちて細叙せる所、著者の用意の一端を窺ふに足るであらう。

宇野利右衛門 公平なる勞働報酬制度としての家族手当 (工業教育會 大正15年3月)

勞働賃金の外に、又はその一部として家族手当を支給することは、徳義上、社會政策上極めて重要な問題であり、各國漸次この風潮に則つてゐることは周知の事實である。本書は國際勞働事務局編纂の Family allowances を翻譯したもので、家族制度が國家の基本單位をなしてゐる我國に於て、廣く一般に讀まるべきものと思ふ。

氏原佐藏 賣笑婦及花柳病 (警察協會 大正15年7月)

十餘年來直接本問題に關與し來つた著者が、世界各國の資料を蒐集按配し、その現状をも目撃したる眼と心とを以て論述せられてゐる本書は、たゞにこの種論著の抄き我國に於て最もまとまつた良書として推奨するに憚らないばかりでなく、所謂婦人問題或は社會病理學的知識の漸く勃興しつつある我邦の現代に、恰當の資料を供するものといひたい。著書は本書に於て各國賣笑婦問題の歴史を説き、その真相を紹介し、花柳病と賣笑との關係を明かにし、更にその豫防事業に言及してゐる。

川崎正子 公娼制度撤廢の是非 (婦人新報社 大正15年6月)

諸種の記録によつて公娼制度撤廢の機運を論じ、實例を擧げて彼等の實狀を訴へ、各方面の資料を聚集してその斷行を主張してゐる。殊に本年5月に於ける警察部長會議の狀況及び公娼制度撤廢運動の現状を細説してゐる。

布施辰治 公娼自廢の戰術と法律 (厚生圖書店 大正15年10月)

解しがたい桎梏に悶ゆる幾萬の婦女のために、専門的立場より判例と法律とを通俗的に解説し、自由廢業の條件、系統について懇に説いてゐる。

12 社會事業及救貧事業

東京市役所 東京市社會局年報 (第六回 大正14年度)(其局 大正15年10月)

名古屋市教育部社會課 名古屋市社會事業概要 (其課 大正15年5月)

大原社會問題研究所 日本社會事業年鑑 (同人社 大正15年8月)

大正14年度の本邦社會事業及び關係各方面に於ける事實を(1)社會行政(2)社會教育(3)社會衛生(4)兒童保護(5)其他の施設及大會(6)社會事業關係法規及び(7)社會事業參考資料の七編に分ちて、詳細に記録したもの。大正14年は斯の方面に於いて「特筆すべき事項なく、平凡な行進の一年であつた」がいつれの方面に於いても、その足歩が確實になつて進歩した跡が窺はれるは慶ばしい事である

海野幸徳 社會事業概念の研究 (社會事業研究 第13卷第2號)(第14卷1及2號)

歐米學者の社會事業に關する所説を檢討して著者獨自の考察を試みてゐる。即ち著者によれば社會事業とは文化的基準に則り、人間の社會的生存を完成するために社會の缺陷を除去調整し、生存の合理的方案を目標とし、更らに、これらを統一して、綜合的生存原理による生活を實現することを目的とするものである。それ故に著者の社會事業概念に含まれる所のものは下の四の部分から成立するこ

になり、随つて社會事業をこの四の部分に相當する所の四種に分つこゝを得る。
即ち上記定義によりて、

- 1 社會事業とは社會の缺陷を除去調整するものである—消極的社會事業
- 2 社會事業とは生存の合理的方案を目標とするものである—積極的社會事業
- 3 社會事業とは生存の消極的積極的綜合を目標とするものである—綜合的社會事業
- 4 社會事業とは文化的基準に則り人類の完成生存の原理の實現を目標とするものである—超越的社會事業

而して學びし社會事業原理はこれらの社會事業に明確なる限定分析を加へるこゝを目的とするものである。

三好豊太郎 都市社會事業の根本方針 (社會事業 第10巻第6號)

其の始め比較的單純な事項に止まつて居た都市の社會事業は次第に膨脹して其の内容は極めて多岐となり従つて非常に雜多になつた。

統一された中心の一貫したる目的の下に雜多であるこゝは多々益々喜べきこゝであるが徒らに方法によつて複雑であるこゝは取るべき態度ではない。

都市に無數に散在する社會惡にして特に都市社會事業に於てのみ取扱ひ得べき事項を選んで之れを全く掌裡するこゝは出發の第一前提である。此點に於て都市に於ける貧困の問題は都市社會事業が對象すべき最重要な事項である。

然して貧困の減少云ふこゝが都市社會事業の根本方針であり絶滅する云ふ事ではない、即ち貧困の原因を能ふ限り豫防するこゝ、貧困者を能ふ限り向上せしむるこゝ、向上不可能なる貧困者に対しては慰安及保護の方法を講ずるこゝ。

東京市社會局 託兒場の榮 (同局 大正15年12月)

大阪府社會課大阪府方面委員事業年報 大正14年度 (大正15年10月)

社會局社會部 獨逸救貧制度の救貧統計 救貧資料第四輯

1. Diefenbach, F. Armengesetzgebung und Armenpolizei in Deutschland.
2. Bartsch, R.-Armengesetzgebung und Armenpolizei in Deutschland.
3. Feld, W. Armenstatistik
(以上 Elster, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4 Aufl, 21. u. 22 Lieferung)

を譯出したものである。

和田千松郎 細民の救恤表に就て (統計學雜誌 第482號)

大正12年の官府統計救恤表より國費救助と地方救助を比較しその本質を論じ且つ又救助を受けるもの、正常ならざるもの多きは當局の怠慢監督視察の缺陷に歸すべきとなし又地方に依りその程度を異にするべきを論じて救助其の宜を得るにあらざれば寧ろ情民の養成となり或は又其の法を呪ふ者を生じ社會政策の本義に戻る故、1. 救済の本體を市町村に置き次を地方とし國費は成るべく之れ等經費の不足を補助すること、2. 市町村に救済機關を設け徹底的に相愛救護の實を擧げしむること、(イ)就産、(ロ)救済基金の積立、(ハ)家庭隣保嚮黨の融和(ニ)窮民の資格調査、3. 窮民の條件及金額の制限廢止、4. 救助金下附の制を廢し不得止もの以外は窮民の實狀に應じ必要の物資供給及無料診察の制を採ること、5. 廢疾老衰疾病幼弱者にして其の家に看護義務者なき者は可成教育機關又は慈善家に委託する方法を採ること、6. 恤救は毎年更新の制を採用するか否らざれば年一回以上監督者は實狀調査を勵行すること、7. 年末の現況報告をなさしむこと。等が必要であると論じてゐる。

大林宗嗣 セツツルメントの研究 (同人社 大正15年2月)

社會事業が個別的事業から、大衆的事业に轉向せんとする傾向に従つて、セツツルメント社會教育的方面が特に高調せられるに至りて、同事業の始原の意義に形をかへて還つて來た狀勢にある。かくて廣義の社會教育事業としてのセツツルメントの意義と職業とは愈々重大なるものとなつて來る。本書は、セツツルメント事業そのものよりも、寧ろ、その思想的背景と、發達の歴史的、殊に思想史的過程に力を入れて説述せられ、後にその各國現狀に言及せられてある。従つて歐米に於ける社會運動史の一面とも見るこゝができる。

東京帝國大學セツルメント 年報第二號 (大正15年6月)

中央職業紹介事務局 藝娼妓酌婦紹介業に關する調査

本書は草間八十雄氏の東京市及附近に於ける上記紹介業の實情を調査されたもので賣笑婦の起原及制度、數的増程、需給的變革及其の制度、紹介機關、紹介業者數、分布、種類及紹介周旋の實際その終結、藝娼妓酌婦並びに私娼等になれる原因及生活事情、義務約束、健康狀態、等につき詳細に調査されて居る。

附録として紹介業者數累年比較、種別、紹介成績圖及藝娼妓酌婦數累年比較並に大正14年中1人當り前借金平均額比較等がある。

愛國婦人會本部社會部 農村託兒所設置要領並に實施參考 (同部 大正15年12月)

守屋榮夫 大正14年の社會事業を顧みて (社會事業 第10卷第1-3號)

大阪市社會部調査課 本市に於ける窮民

本調査は大正12年6月18日より同15年3月末に至る間の初回被救助者1000名及びその屬する世帯1000個に付いて見たものである被救助者の體性年齢は次の表に示す通りである。

	15歳以下		15-60歳		60歳以上		計	
	(實數)	(%)	(實數)	(%)	(實數)	(%)	(實數)	(%)
男	72	11.0	402	61.5	180	27.5	654	100.0
女	45	13.0	143	41.3	158	45.7	346	100.0
計	117	11.7	545	54.5	338	33.8	1,000	100.0

次に世帯に於ける地位としては一般に貧民には個人主義的傾向が残り濃厚な點があるものであつて一世帯に係屬する數は比較的少く例へば本市内の一細民地區の一世帯は平均3.9名である尙世帯人數に依り分ちたる世帯を表示すれば次の通りである。

單身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯
602	176	92	56	39	21	10	3	1

職業及生計に關しては被救助者の職業では男の被救助者 654名 中救助を受ける以

前に職業を有して居なかつたものは283名の多きに上る、そして男の無業者の中には活動に適する年齢の者が多いのを知る。救助前の職業から云へば日傭労働者が39%労働者が36%自家營業者が22%給料者が3%の割合となる又職業を持つてゐる者の年齢を見れば生産年齢以下の者が1%生産年齢に當る者が67%生産年齢以上の者が32%となる。次に家族の職業と収入は家族全員1878名の中職業を有する者は僅に14%に過ぎないそして有業者の中には女の數が多い。有業者の職業から見れば労働者が數も多く52%を占め次で自家營業者23%日傭労働者21%の順位となつて居る、では1家の最後の動員たる256名の有業者の1日の勞銀を見るに日收50錢以下の者27%1圓以下の者21%1圓50錢以下の者17%2圓以下の者10%2圓以上の者2%無収入の者23%となる、支出に付きては1人即單身世帯は一ヶ月平均13圓であるが2人世帯は18圓02錢3人世帯は26圓64錢4人世帯は29.09圓を要する。尙貧窮の原因及發生主體によりて分ちたる世帯を簡單に分類すれば次の通りである。

	世帯數	人員數	15歳以下の年少者	1世帯平均人員數
精神上の原因	21	53	18	2.5
身體上の原因	827	1,425	314	1.7
家族上の原因	63	165	70	2.6
職業上の原因	30	87	21	2.9
其他の原因	59	148	85	2.5
合計	1,000	1,878	508	1.9

最後に各都市に於ける窮民を表示すれば次の通りである。

各都市に於ける公費救助者數 (大正13年度)

	1日平均人數	人口1萬に對する比
大阪市	246	1.1
東京市	264	1.3

名古屋市	13	0.2
神戸市	22	0.3
横浜市	12	0.3

大阪市社會部調査課 公園内に於ける無宿者調査 (労働調査報告第50號)

大阪市社會部)

本報告は最近一二ケ年大阪に於ける失業者問題の白熱化に刺戟せられて行はれた中ノ島公園、天王寺公園なきを中心とする失業労働者浮浪人或は無宿者の調査を記述したものである。編者は無宿者その内には失業者も浮浪者が大部分を占めてゐるに對する取締並に救護方法の不整備をあけ、これに對する對策は都市の社會問題の大きなる分野をなすことを力説してゐる。

東京市統計課 浮浪者に關する調査 (東京市役所 大正15年3月)

大正14年10月1日施行せられた國勢調査並に失業統計調査に附加して東京市に於いて調査せられたものであつて、その人員はすべてで380名(内女10名)これを13年10月1日の市勢調査に於ける調査に比して、約100名(35%)の増加となつてゐるその分布は淺草、下谷及び江東二區等、下町方面に多く、山の手には少い。年齢について見れば、20歳乃至50歳の青年又は壯年者が最も多く、全體の67%を占めてゐる。就中21—30歳のものが最も多い。

健康状態では、69.4%は健康者で、現症あるものは4.5%、而して疾病は心臟病の3.4%を第一として脚氣、眼病、胃腸病の順になつてゐる。

この外、不具癡疾老衰者9.4%、病氣ではないが身體の虛弱なるもの6.7%であり、精神異常者は比較的少く、約0.5%である。その生活手段を見るに、乞食は全體の16.78%であつて、その他は雑役人夫輕子立坊及び大工左官等の技術労働者を含む自由労働者が54%、行商人、屑拾ひ大道藝人は比較的少く、現在生活方法のなき者を合して約16%である。

而してその労働日数は一ヶ月平均17.67日であつて、25日以上労働するものは僅に8.7%15—19日が最も多く、22%20—24日が18%である。

その収入は生活手段によりて相違があるけれども、最低1ヶ月1.50圓の乞食から最高100圓の大工までであるが、普通雑役人夫の平均月収2.11圓が先づ常態であつて、10—20圓38.7%20—30圓18%、30—40圓11%5圓未満の81%といふ風になつてゐる。

浮浪の原因について見るに下の如き關係となつてゐる。

1. 生理的缺陷(白痴を含む)	12.43%
2. 精神上的缺陷及び不良行爲	5.71
3. 職業上の關係(經濟的社會的)	64.09
4. 家庭的關係	4.36
5. 自然的關係(天災、火災)	5.37

即ち、職業上の關係に因るものが最も多く、その内では失業又は就職の機會を得ないものが28.5%、仕事が尠く、随つて収入十分ならざるもの31.88%といふ數字を示してゐる。

在市年月について見るに、東京出生者は16%であつて、その他は地方より出京したものであつて、その在市年月は次の通りである。

1年以下	24.51%
1年以上10年以下	26.82
10年以上	24.84
不明	7.38

但しこの中には、昨今着京して停車場等にゐる無宿者を含まない。

以上の諸數字から見るにきは、浮浪者は臨時的のものではなく、相當長期に亘つて浮浪せるものであつて、その由つて來る所は一言にしてこれを掩へば貧困で

ある。而してその中に乞食は比較的少く何等かの職業につけるものが多いことは壯年者の多いことと共に注意すべき事象である。

中央融和事業協會 融和事業年鑑 大正十五年 (同會 大正15年7月)

融和事業の存在に必要は、蓋し本邦に特殊なる社會罪惡であり、民族的恥辱である。本書はこの同胞疎隔の社會惡の絶滅に對する公私各種の施設運動、事業の概觀を政策及び團體に分ちて収録し、最後に水平社運動に關する記録が載せられてある。資料の豊富に蒐められてある點に於いて斯の方面の文献として唯一のものといふべく、殊に末尾に附せられた、この問題に對する古今の參考文書目は研究者を裨益する所が大であらう。

古谷善亮 都市生活の一研究 (社會學研究 第1卷第4號 大正15年8月)

著者は近代に於ける都市の急速なる發達を説きそれより結果する消極的現象を觀察し、救済の本質を「社會意識の擴張の必然の結果として、社會から分化した特殊の境遇にある者に對して成全する (Integrate) 爲の活動である」と定義し特にそれを貧窮者の救済に限定して一般社會事業を區別してその事業の實際について考察して、事業組織の分化を成全を説き、殊に方面委員制度の意義を闡明することに力めてゐる。

原 泰一 事前保護制度の提唱 (社會事業 第9卷第10號)

今日本邦の反社會的行爲及び刑餘者への一般人の態度等から見て著者は先づ下のことを是非實行せられなければならぬものとしてあけてゐる。

1. 事前保護制度の實施
2. 犯罪者及在監者の爲め精神鑑定所の設置心理學、精神醫學實驗社會醫學等の各方面より鑑定すること
3. 刑務所の改良

- (1) 殊に所内公民教育制度を確定する事
- (2) 犯罪者(犯罪に非ず)の性質によりて收容所を區別する事

4. 不定期刑の實行

殊に或理由により、反社會性の強いもの又は現在社會に出でれば到底獨行叶ひ難く且つ之を指導保護するものなき類のものを長く收容し、特別に訓練教育を加へ適當の時期迄保護指導すること

5. 刑餘者保護事業の研究に其勵行

殊に或理由の下に反社會性強く、又は其能力現在の社會に於ては、到底獨行叶ひ難きものに對しては常に朝夕相接して指導訓練をなして保護教育する機關を設置すること。

著者はこれよりして事前保護事業の長所をあげ、その缺點として世人の憂慮する所は單なる杞憂に過ぎないことを説明し、事前保護事業の必要にして、犯罪防止に最も効果あることを述べてゐる。

中田篤郎 醫學及醫業の發達と社會的矛盾 (社會事業研究 第14卷第11號)

醫學の進歩を治療醫學界の實情を通覽するに遺憾の點が多い。特に根治的療治に至つてはその進歩が極めて遅たるものであつて、根治せずして生存期間を長からしむるは一方遺傳病的體質の持主であること云ふ關係から醫學醫業の進歩は却つて之等の劣等體質を多からしむる矛盾を來す。かくしてそれ等の人の産兒制限が考慮に入つて來るが、それは消極的でまことに止むを得ざる時の最後の手段のみ。醫學の理想は疾病の全治に非らずして疾病に罹らざることにある。

この積極的方法による豫防を主眼としそれに徹底すれば一般民衆の健康は増進し産業の能率は増進し人口の増加も敢て憂るに足らず寧ろ慶賀すべきである。

社會事業も今日は慈善の意に拘泥するなく斯業の本領に突進し前記醫學醫業の發達に伴ふ弊害の如きにつきても、特別の顧慮を拂ふ必要がある個人を救はんこと

て社會を毒するが如き事のない様に運用されねばならぬ。醫療機關がたゞ支拂能力のみによりて段階を附せられることは甚しき社會的矛盾であつて、これはよろしく疾病の輕重によりて、若くは治療の難易によりて階級を附せらるべきであるを論じてゐる。

三好豊太郎 救療事業の考察 (濟生 第3年第1號)

疾病は貧困の主因であることを各國の統計から觀察し、更らに貧民の疾病について統計的に營養器、眼病及び呼吸器系の疾患が最も多いことを証明して、その原因の單に生理的なる以外に社會的なる所以を説き、次にこれが救療の徹底的方法を以て、兒童の保健的保護を力説し、更に救療の實際に於いては、救療費の補助及び無料治療について救療患者の制限、患者家庭の手當、補助を説き、最後に貧民病の趨勢を知り、これが對策の樹立をなす所の根本資料として、各貧民療院に於ける疾病分類を統一して報告することの必要を我が國のこれらの不一致なる例をあけて懲惡してゐる。

高野六郎 社會衛生と救療事業 (濟生 第3年第9號)

疾病の治療が主として營利業者たる開業醫にのみ委ねられてゐる日本の現状では、既に中産階級以下に對する救療事業が必要であることを力説し、更らに救療事業は慈善事業に非らずして、社會を救ふ所の社會事業である所以を説き、その社會病として最も對策を急務とするものとして、結核病の豫防及治療、性病の豫防及治療、チフテリアの豫防及び治療、癩病の措置、トラホームの豫防及治療を擧げ、最後に救療事業の精神は、病者と醫師との精神的結合にあること、並に動もすればその弊を見た所謂無料粗惡治療の域を脱することの必要を説いて、社會的疾患の社會的治療といふ終局的目的を達せしめることを希望してゐる。

田代善徳 救療事業に就て (濟生 第3年第8號)

救療事業には診断を重視すべきことを説き、施薬を従せれば、救療事業費に於ける費用の増高を制し得て、その結果優秀なる醫師を選任することを得る。そのためには藥劑師亦手を携へて社會事業への貢獻を吝まぬ様にせねばならぬ。而し

て救療事業を徹底するためには、貧民名簿作製の必要を説き、泉橋病院新來患者の住所的公布を吟味して、眞にその必要なる所に病院を分散せしむべきことを説いてゐる。

小林省三 社會的看護事業に就て (醫界時報 第1642號)

著者は社會事業をは正常ならざる状態にある社會的弱者の保護向上及び之等の状態の防止を目的とする處の活動であるを定義してその本質を明にし本邦社會事業の沿革をたづね、次に社會衛生と個人衛生との別を考察して、社會的看護事業を以つて社會事業の救療的(身體的)施設に伴ふ看護事業であつて、社會衛生的活動は智識ある看護婦に待たねばならぬとして本邦目下の急務として、(1) 巡訪看護婦、(2) 學校看護婦及び、(3) 工場看護婦の養成を説いてゐる。

大阪社會事業聯盟 公娼廢止に関する善後策

廢止の方法として

1. 娼妓の新規稼業を許可せざること
2. 貸座敷業の營業權の譲渡、贈與、賣買、相續、其他一切の承繼を許可せず
3. 貸座敷營業の擴張並に移轉を許可せざること
4. 遊廓の新設及び移轉を許可せざること
5. 向ふ5ヶ年後に於て公娼制度を廢止すること

廢止善後策としては

1. 性及性病に對する知識の普及を計ること
2. 性病豫防に關する法規及び設備を完備すること
3. 賣淫せしむる目的を以つて婦女を誘惑又は脅迫し若くは賣淫の行爲を幫助したる者に對する取締を嚴重にすること
4. 公娼廢止の結果現はるべき私娼の取締に關しては次の方法を講ずべきこと

(イ)集團的私娼窟の撲滅を期すること(ロ)常習的賣淫婦の取締を嚴重にし強制檢査を行ふこと(ハ)接客營業者の健康診断を勵行すること(ニ)賣淫其他風俗壞亂の惧ある行爲を誘因挑發するが如き地方的慣習行事廣告其他此種の行爲を嚴に取締こと
以上は本聯盟研究部第五部に於て特に委員を設けて調査決定せる事項がある本書には此他數氏の研究發表が載せられて居る。

森川抱次 公娼問題と群馬縣 (廓清 第16卷第11,12號)

明治二十六年公娼を廢止して以來34年間無公娼地たる榮譽を有する群馬縣に於ける諸事情を、統計上で他府縣と比較したものであつて、1. 醜業婦數、2. 花柳病との關係、3. 風俗犯罪數、4. 温泉地賤業婦數等について比較して、群馬縣は

1. 醜業婦の總數に於いて全國公娼存在地よりも少數である。
2. 状態の似たる隣接各府縣に比較しても亦醜業婦の數が少い。
3. 花柳病者の數が全國の公娼存在地よりも少數である。
4. 群馬縣内に居住せる青年は、公娼の存在せる縣外に居住せる青年よりも花柳病患者の數が遙に少數である。従つて群馬縣は花柳病に對する全國中での安全地帯である。
5. 風俗上公娼存在地よりも良好なることは、風紀上の犯罪件數が少く、又、風紀の亂れ易き温泉地を多數所有せるに拘らず、他の公娼存在地の温泉に比して藝妓酌婦の數少く、温泉地の多くは醜業婦皆無である。

かくの如き事實から見ると、公娼を風紀維持、花柳病豫防上の機關に藉口して、その存置を公認するが如きは誤謬の甚しきものである。

牧野虎次 我國の遊廓制度を論じて廢娼善後策に及ぶ (社會事業研究 第14卷第11號)

本邦遊廓の現制から丁抹に於ける改正賣笑取締法及び花柳病豫防法を紹介し、本邦の殊に廢娼後のこれに倣はんことを希望し、最後に著者の公娼廢止の方法及び善後策として下の各項を擧げてゐる。

廢止の方法

1. 娼妓の新規稼業を許可せざること、但し再稼業者に對しては向ふ三ヶ年間登録の猶豫を與ふること
2. 貸座敷業の營業權の讓渡、贈與、賣買、擔當其他一切の承繼を許可せざること
3. 貸座敷營業の擴張並に移轉を許可せざること
 - (イ) 設備の擴張並に移轉を許可せざること
 - (ロ) 抱へ娼妓の増加を許可せざること
4. 遊廓地の新設及び移轉を許可せざること
5. 向ふ五ヶ年後に於いて公娼制度を廢止すること

廢止善後策

1. 性及び性病に對する知識の普及を計ること
2. 性病豫防に關する法規及び設備を完備すること
3. 賣淫せしむる目的を以て婦女を誘惑又は脅迫し若くは賣淫の行爲を幫助したる者に對する取締を嚴重にすること

4. 公娼廢止の結果現はるべき私娼の取締に關しては次の方法を講ずべきこと
 - イ、集團的私娼窟の撲滅を期すること
 - ロ、常習的淫賣婦の取締を嚴重にし強制檢査を行ふこと
 - ハ、接客營業者の健康診斷を勵行すること
 - ニ、賣淫其他風俗壞亂の悞ある行爲を誘因、挑發するが如き地方的慣習、行事、廣告其他此に類する一般の行爲を嚴重に取締ること。

松浦有志太郎 廢娼後の衛生取締 (廓清 第16卷第10號)

公娼制度の存置は花柳病撲滅に對して何等利益がないのみならず、却つて有害であることを力説して、又衛生上から公娼廢止を強調し、その善後策として、下の諸項を嚴守することを奨めてゐる。

1. 一般に性病の恐るべきことを知らせること。
2. 倫理的知識の普及を圖ること。
3. 時と處を得ざる人のために、精神的の導きをすること。
4. 刊行物を嚴重に取締つて、苟も猥褻に亘るものは公開せしめざること。
5. 配偶者以外の性交を排斥すること。
6. 虚飾を戒め、夫婦共稼を奨励すること、虚飾は延いて非配偶的性慾遂行の原因を造るからである。
7. 家庭生活を重じて既婚者に對して尊敬を拂はしめること。
8. 賣笑は國法を以つて禁じ、數回に亘つて尙悔改の實なきものは感化院に送り改心するまで止めること。これは、放蕩を恣にせる男子も入れること。
9. 男子の論理的標準を女子と同程度まで向上すること。

以上のためには先づ教育的施設の完備と宣傳の必要のあることを説いてゐる。

安部磯雄 公然の醜業を嚴禁せよ (廓清 第16卷第5號)

公娼制度は醜業を公然に認めるために、風俗、道德上これを廢止すべきであること云ふ著者の立場から、その全廢に至るまでの應急策として公然の醜業を嚴禁せ

しめることを強調したものであつて、その方法を下の諸項をあけてゐる。

1. 特殊建築の不許可更にこれを人目に立たざる裏に引込めること
 2. 醜業婦の服装の改善
 3. 藝妓亂用の悪風除去
 4. 爲政家が醜業婦を近づけぬこと
- かくして醜業婦の存在を隠蔽すべし。

上村行彰 公娼制度の及ぼす社會衛生上の考察 (社會事業研究 第14巻 第9號)

現在の公娼制度を社會衛生上の立場から見て、その長所として、集娼制なる故に疾病の傳播の少きこと及び治療機關が完備せることを挙げ、その弊害として、健康診断の効果を世俗が過信すること及び娼妓個人的には身體的健康が無視せられること等をあげ、それより結果する諸害を數へ、その対策として、検査の嚴密を期すること、娼家の構造を改良して一室に消毒室を設置すること、娼妓たるべきものの年齢を引き上げること、豫防方法を強制的に教育すること、現在の治療所を一層擴張することを主張し、最後に私娼その他一般接客婦の衛生的監視を嚴重にするこの希望を説きて、公娼の自然消滅の時代を遙に望んでゐる。

第五節 營 養

1 營養學一般

澤村眞著 食物化學講話 第一卷 (隆文館 大正15年10月)

各方面へ著者が寄稿せしものを集めたものであつて、その中食物に就ての生理及化學、食物改善に就ての注意、肉食と菜食との擇び方、最も有効な野菜の食へ方、寧ろ廢物の出ぬ様に苦心せよ、健康長生と營養との關係、腦髓の改造と食物等は必讀の文字である。

島蘭順次郎 本邦人食物の營養價に就て (日新醫學 第15年第5.6號)

主食物たる白米には營養に部分的缺乏が多く又脚氣患者の發生も多い。半搗米は白米に比較するにビタミンBの缺乏も少く、又副食物で補充することも比較的容易であり、又消化吸收も良好であるから、胚芽凡80%を保存する所の半搗米が主食として好適である。

會社寄宿舎の副食物は其量が少く、ビタミンB、及び發育時の動物には蛋白量も缺乏してゐる。之に對しては半搗米でビタミンBの補充が出来、蛋白は種々の動物性蛋白、豆腐等で補はねばならぬ。

額田豊著 營養經濟新安價生活法 (甲子社書房 大正15年4月)

生活費の50%以上は食費に費されてゐて、然も其食物は徒に其美、其量を競つて無駄をしてゐる。著者は安價にして營養價値の多いものを、如何にすれば、攝取することが出来るか詳細に説明してゐる。

中村勝屋 横田治郎 日本食品による胃液分泌 (醫事公論 第740號)

日本消化機病學會雜誌第25巻に發表せられたる「胃液分泌に關する知見補遺日本食品乃至食物の胃液分泌に對する直接影響」の抄録である。

各種食物によつて促される胃液分泌作用は大體次の3型に區別し得らる。

第1型 (酵素、酸及び液量の分泌亢進するもの) 動物性食品 (牛、鶏、魚肉) 茶類、飴湯

第2型 (酸及び液量の分泌亢進するもの) 米飯に動物性食品を添加せるもの納豆、豆腐、味噌特に八丁味噌、日本酒、蕃椒、蕎麥

第3型 (酵素の分泌亢進するもの) 茶飯、麥飯、蒟蒻、雲丹、こんそめ、山葵、味淋、茶 (濃厚)

K. Hirokawa. On The Nutritive Value of the Daily Food of Prisoners in Chosen (京城醫學專門學校紀要 第9巻第3.4號)

京城監獄囚徒の食物の營養價及苦力食物の營養價を調査したるにその平均値は體重59.7斤 攝取蛋白量體重1斤に付2.76瓦、熱量體重1斤に付67.2カロリーとなつたと。此結果によれば體重60斤とすると攝取蛋白量は165.6瓦、熱量は4032カロリーとなるわけである。

K. Takahashi. On the untritive Value of Fats and Lipoids.

(Scientific papers of the Inst. of physic. & Chem Research, No. 74)

種々なる脂酸の營養價はそれに相當する中性脂肪のそれよりは低い。個々の脂酸は異つた營養價を有し、即一般に云ふと分子量の小なるもの程營養價が高い。ステアリン酸、パルミチン酸よりオレイン酸の方がよい。十分ビタミンAが存する時は合成された脂肪は營養價に差はないが脂酸は低い。

脂質と糖質とは動物体内に於て互に代用され得る。

岡田清三郎 櫻井英一 龜田俊雄 基礎新陳代謝に関する研究

第一、日本人の基礎新陳代謝に就て (東京醫學會雜誌 第40卷第7號)

22—28歳の男子42人及び20—22歳の女子11人に就て基礎新陳代謝量を測定した。熱發生量は男子體表1平方米1時間 38.7カロリー、女子は36.75カロリーであつて、健康日本人の基礎新陳代謝量は歐米人のそれと全く同一であつて人種的差異はない。

中村松男 蛋白缺乏食に因る貧血の實驗的研究 (日新醫學 第15年第67號)

蛋白のみ缺乏せる食餌で飼養された家兎は白鼠同様、著明の貧血を來し、飼養後40—60日にして赤血球數、血色素量共に半減し色素係數は1.0以下となる。白血球數は多くの場合漸減するも試食末期に増加する。血小板數は試食末期に減少する。血液水分は増量し、血清蛋白量及血清粘稠度は共に下降するが、血清粘稠度は大差がない。赤血球の低張食塩水及サポニンに對する抵抗は最小、最大抵抗共に減弱し、前者に對する最小抵抗、後者に對する最大抵抗の減弱が著明である。血漿リポイド量殊にコレステリンは著明に減少する。血球リポイドの變化は血漿の如く著明ではないが三成分及殊にコレステリンが減少してゐる。又血液殘餘窒

素も一般に減少する。

以上の各變化は蛋白を適當に補充するに漸次恢復する。その時赤血球、血色素量の恢復が最も遅れ、體重は中間、血清蛋白、赤血球の抵抗、白血球數及血小板數が比較的早い。

U. Suzuki. Chemical Studies of Vétamin-B in Japan. (Scientific Papers of the Inst. of Physic. & chem. Research, No. 63)

第六回極東熱帯病學會に於ての演説である。

衣笠 豊 服部安藏 酵母を應用するビタミンBの定量 (藥學雜誌 第536號)

酵母を應用するビタミンB定量法の批判であつて、酵母の發育途中で比較することは甚だ不正確であるから、醗酵増殖停止に至る所謂絶對量で比較するのが正當である。又最適なる最小量で比較せねばならない。

酵母はフライシユマン酵母が最も適合し麥酒酵母は之に次ぎ、他の菌種は對照試験に於ても盛んに醗酵増殖するから適當でない。又菌種は新鮮なものでなければならぬ。且水素イオン濃度は中性よりもpH5.4—5.8の酸性の方が適當である。

鈴木梅太郎 橋本鍋太郎 白鼠の繁殖に及ぼすコレステリンの影響に就て (理化學研究所彙報 第5輯第4號)

最近普通のビタミン以外特に必要なるビタミンの存在を唱ふるものがあつて諸學者の注意を喚起して居る。此問題の起れるは生乳若くは粉末乳を以て白鼠を飼育すれば生長佳良であるが繁殖率は極めて少なきことは屢々諸家によりて觀察せられて居る。其原因に就て諸家の意見あるもエバンス、ビンヨツプ及ユーア等は特に生殖に必要なビタミンX或はEの存在を主張して居る。然るにダニエル及ハットン等は牛乳中に微量の Fe I Si Mn Al F. 等の塩類を添加すれば仔鼠

の繁殖及發育に支障なきことを實驗して該問題の1半に解決を與へて居る。然れどもエバンス、シユア等の實驗成績は單に無機成分の不足のみに依りて説明するに出來ず更に他に主要なる物質あるを想像して居る。最近ナットソンが人工飼料にコレステクンを添加して出産の高まることを實驗したことは注目すべきことである。

著者等は煉乳にマツカウム塩及オリザニンを添加したるもの之に0.1—0.5%コレステリンを加へたるものを以て白鼠を飼育して後者は前者よりも約3倍の出産率を示すことを實驗しナットソンの實驗が誤りなきことを證して居る。尙著者等は煉乳カーチーション、ラクトゲン等に澱粉を無機成分を補へば産仔可能なること及人工飼料にてもバターを加へたるものは産仔不可能でないことを實驗して居る、ミルク、バター中には少量のコレステリンを含有するにより他の養分不足なき場合には繁殖可能なるものと思はる。只コレステリンを添加すれば更らに出産率を増加する。近頃人類に於ても妊娠にコレステリンの關係あること及び胎腫等の發育がコレステリンに關係あることを唱ふるもの多く、生理的にも病理的にも組織の新生或は細胞の増殖にコレステリンは密接の關係あることは疑ふことが出來ない様である。ロイボールドは又家兎に於て雌雄兩性の區別は人工的に血液及卵細胞中のコレステリンとフホスファチッドとの比率を左右することによりて決定し得べしとの説を立て、居る。

之等の事實を綜合して考ふる時は食物中の諸成分殊に無機成分の配合が動物の繁殖發育に關係あることは勿論であるが一方又リポイド殊にコレステリンが之に密接の關係を有することは否定出來ない。而して本問題は脂肪及リポイドを含まない人工飼料を以て白鼠を飼育して之にコレステリン或は他のリポイドを添加して其出産率に及ぼす影響を試験すれば全く解決せられるであらうと述べて居る。

2 食 品

丸本彰造編 食品學圖譜 (糧友會 大正15年10月)

穀類、諸類及各種澱粉並獸肉及細菌類其他人體寄生蟲の外形及組織の顯微鏡的擴大圖等を食品學研究參考資料として集めたものである。

近藤萬太郎 米穀の貯藏特に米の物理學的性質の變化に就て

(日本社會衛生年鑑 大正15年版参照)

河井重藏 米穀の貯藏及精白に就て (糧食研究 第37號)

米は玄米にしてよりは粃米にして貯藏した方が蟲害に對して安全且數年貯藏するも重量の減少することなく又變質散壞する事もない。又貯藏法も玄米より簡易である。而して之を精白するに粃米を先づ脱稈して玄米となしたる後精米するはその飛散量大で損する所が多い。之を直接精米すれば搗減りも少い。以上の如く粃米で貯藏する方が現在の如く玄米で賣買貯藏するより國家經濟上利する所が大である。

吉木彌三 三堀三郎 米の新精白方法(長命米式精米法)に就て

(日本公衆保健協會雜誌 第2卷第11號)

混砂搗精白米と無砂式なる長命米式精白米を比較するに、見掛けの榊目搗減は長命米式の方大なれども、塲上は1升の重量は後者の方重く、胚芽保存量も大で且米粒の磨滅せられることも少い。従つて實際の營養價は長命米式の方が大であつて、重量賣買上もこの式の方が公正に行ひ得る利益がある。

水野 勉 粃精白に関する研究 (大日本農會報 第52號)

玄米貯藏より粃貯藏の方が簡易で能く長期の保存に耐へ且病蟲害に犯されるこ

まがない。この扱より精白するに玄米精白より約2倍の時間を要し、乾燥度が高まる程精白時間が長い。即18—26分で完全に脱稃し其後20—30分で完全に精白される。扱精白米は玄米精白米に比して完全米碎米が稍少く胴割米が多く、米粒の長さ幅は短小であるが厚さは却つて厚い。又粒面粗糙で糠の附着が多い爲に精白歩合が稍々多い。扱精白は勞力節約、農具の省略されるこま大、精白機及び虫害から免がれ、食糧問題解決上、國益増進上利益する處が多である。

徳久與市 朝鮮産玄米の石拔器考案 (朝鮮總督府中央試験所報告 第2回)

朝鮮米は夾雜物多く殊に石の混入が多い。此石抜きは大部分内地及朝鮮に於ける大規模の精米業者に一任せられ、且其設備複雑、多額の費用を要する。又精米兼小賣を業とする鮮人の石拔法は徒に手数を要するのみならず技術もむづかしい。かゝる故に著者は朝鮮農家に適應なる玄米石拔器を研究考察し完成したので、其構造使用法並に成績を發表した。

日清製粉株式會社調査課 小麥及小麥粉 (大正15年1月)

小麥の沿革、種類より説き始め、世界の主要麥産國の麥培養状態、産額、品質需給關係次で本邦に於ける状態に移り、尙小麥の移動、取引を詳述し、終りに小麥の物理的並に化學的性狀から、製粉の沿革、工程に及んでゐる。

突永一枝 西野利雄 滿洲産の小麥及小麥粉の品質に就て

(藥學雜誌 第527號)

滿洲産小麥は含窒素物、粗纖維、及灰分の含量に富んでゐるが可溶性無窒素物は少い。而して製粉原料として良好ではあるが瘦小で製粉歩合が低い。又鉄質の含量に富んでゐる麵類及鉄の製造用として輸入粉に優るやうである。

上杉綱雄 權錫圭 朝鮮産小麥の品質調査 (朝鮮總督府中央試験所報告

第1回)

朝鮮産小麥の含窒素量は頗る豊富である、殊に西及北鮮地方に産するものは南部の物より含量多く製粉用として好適である。朝鮮の氣候は成熟期に乾燥が稍過度の傾向がある故に早熟種か耐旱力の強い品種を選定栽培する必要がある。

今井三郎 白菜(山東菜)の蛋白に就きて (十全會雜誌 第31卷第8號)

一般組成は固形分5.25%、蛋白2.07%、葡萄糖2.00%、脂肪0.09%、纖維素0.64%、灰分0.44%である。全窒素の約70%は遊離アミノ窒素で、10%は膠狀蛋白に屬する。蛋白の窒素分布状態はアムモニア窒素1.04%、メラニン窒素0.41%、アルギニン窒素2.23%、チスチン窒素0.26%、ヒスチジン窒素0.75%、グジン窒素1.77%、磷ウオルフラム酸沈澱液中のアミノ窒素9.77%、非アミノ窒素0.53%である。又蛋白はアルギニン6.94%、チスチン2.23%、ヒスチジン2.77%、リジン9.24%を含有し、白色無晶形で酪及アルカリに溶け易くモーリン氏反應以外のすべての蛋白現色反應を呈するが、磷を含有しない。

Tenmin Kaku, The chemical Analysis of some special Chosen Foods

(京城醫學專門學校紀要 第9卷第3,4號)

日本衛生年鑑 大正15年版参照

鐵道省運輸局 活鮮魚、鮮肉に關する調査 (重要貨物情況第四篇 大正15

年9月)

内地漁業

年次	漁業者	漁船		漁獲高
		動力を有するもの	動力を有せざるもの	
大正9年	?	5,785	377,780	270,294,228
10年	539,381	6,217	375,983	258,226,053
11年	506,002	7,162	358,809	235,840,186
12年	505,235	9,068	355,674	251,078,684
13年	500,886	10,891	350,348	254,941,489

水産養殖業

年次	養殖業者	養殖場數	養殖場面積	收穫高
大正9年	?	102,488	169,943,066	13,283,372
10年	42,228	105,530	199,209,513	19,671,585
11年	41,418	103,170	196,741,939	14,220,859
12年	44,318	105,230	199,624,975	15,557,068
13年	49,910	103,699	192,853,211	17,652,112

大正13年中主要なる漁獲状況

魚類別	數量	價額	魚類別	數量	價額
(イ) 魚類			牡蠣	2,033	607
鱈	123,854 ^{千貫}	16,850 ^{千円}	蛤	1,357	461
真鱈	99,915	20,890	蛸	2,496	560
背黒鱈	22,441	8,349	北寄貝	1,307	466
うるめ鱈	7,134	2,565	(ハ) 水産動物		
鱈	4,197	7,952	烏賊	1,448	2,062
惣太鱈	1,901	1,862	槍柔魚	1,533	1,583
鯖	16,390	10,524	柔魚	24,747	13,473
鮪	4,108	9,095	蛸	4,045	4,318
鱈	5,357	11,284	蝦	4,634	7,221
鱈	15,319	3,601	タラバ蟹	2,616	1,883
鱈	7,884	1,274	なまこ	1,985	1,343
鱈	3,058	1,982	龍蝦	421	1,447
鱈	5,275	19,457	(ニ) 水産養殖		
鱈	8,039	5,162	鯉	311	812
鱈	1,407	3,624	鰻	624	3,139
黒鯛	861	2,484	鱈	239	504
鱈	905	1,087	牡蠣	3,630	926
鱈	5,470	1,365	蛸	4,864	632
飛魚	2,164	1,440	(ホ) 遠洋漁業(内地沖合)		
秋刀魚	2,063	1,205	鱈	8,314	2,014
鱈	1,977	3,711	鱈	12,111	18,979
鱈	2,333	3,701	鯖	1,756	1,310
鱈	2,801	2,643	鮪	4,407	11,163
鱈	628	3,214	鯛	8,470	11,069
鱈	460	1,495	鱈	5,616	1,231
鱈	834	3,780	鱈	2,012	2,584
(ロ) 貝類			秋刀魚	6,971	2,733
鮑	1,398	3,130			

鮮肉消費量

年次	鮮肉計		牛 肉	
	總消費量	人口百人當	消費量	人口百人當
大正 9年	142,866,509	254.4	92,329,216	165.0
10年	172,158,006	303.2	106,735,148	188.0
11年	176,791,542	306.6	117,166,895	203.2
12年	173,413,088	296.5	121,213,446	207.3
13年	187,583,972	315.8	117,497,300	197.3

山川 洵 澁谷雄一郎 水産哺乳動物の化學的研究 二、鯨(長鬚)

肉蛋白の加水分解 第一報 (水産講習所試験報告 第22卷第2冊)

鯨の肉蛋白は其アミノ酸の含量は牛肉のそれより劣つてゐるが然し營養上必要なものは相當多量に含まれてゐて、決して牛肉に比して劣つてゐるとは云へない。

警視廳 牛乳營業者並乳牛及乳量累年比較 (警視廳統計書 大正14年)

年次	搾取並販賣業	請賣業	乳牛頭數	搾取乳量	平均一日の搾取乳量	人口百人に對し一日の牛乳消費高
大正10年	310	804	7,596	78,879.671 ^石	213.942 ^石	5.99 ^合
11年	314	756	7,733	72,110.470	197.593	5.25
12年	312	684	6,467	67,240.919	184.221	5.17
13年	322	865	7,352	75,807.175	207.691	4.94
14年	326	942	7,031	76,748.640	210.270	4.79

大阪市役所産業部 大阪と食料品 大阪市食料品展覽會概要 (大阪

市商工時報號外 大正15年6月)

大阪市食料品展覽會の概要を述べたるものであるが、出品されたる食料品に對して適切な批評が加へられ、且一般食料品に關する智識として、種類並産地の差異による同一食料品の利用方法並に目的を詳細に述べて、消費者たる素人に好指針を與へてゐる。

近藤治三郎 支那料理用の家鴨卵(松花旦)の成分に就て 附、朝鮮

産家鴨卵の成分 (朝鮮醫學會雜誌 第60號)

	葡萄糖	残留窒素	脂肪	類脂肪	水分	固形分	全蛋白質	乳糖	食鹽	カルシウム
松花旦	—	0.1331	13.63	0.46	68.12	31.85	12.44	0.0299	1.51	0.1405
新鮮家鴨卵 (朝鮮産)	0.29	0.0355	14.80	0.37	70.59	29.46	12.98	0.0117	0.77	0.1265

伊藤尙賢著 薬になる食物と薬用植物 (實業の日本社 大正15年6月)

漢方療法の研究に従事しつつある著者がその蘊蓄をかたむけて物せるもので、薬になる食物及薬用植物に就てその用途を略述し且用量を掲げてゐる。

3 食糧問題

農林大臣官房統計課 大正13年第1次農林省統計表 (大正15年3月)

1 農 業

耕地段別 大正13年末現在の耕地段別は6,065,164町歩で、全面積の16%に當る。その中田3,082,715町歩(58%)畑2,982,449町歩(49.2%)であつて、自作3,279,424町歩(54.1%)小作2,785,740町歩(45.9%)である。之を前年に比較する時は(沖繩縣を除く)耕地面積にては37,911町(0.6%)畑は46,388町(1.6%)減少し、田は8,477町(0.3%)増加、自作は7,773町(0.06%)小作は30,137(1.1%)を何れも減少してゐる。最近数年間の趨勢をみるに、田は漸増の趨勢を繼續してゐるが、畑は大正10年を最高として漸減の傾向を示し、又自作も大體減少の傾向を示し、小作に於ては大正11年迄は増加の傾向を辿つてゐるが以後減少してゐる。

農家戸數 13年末現在の戸數は5,532,429戸で總戸數の50%に當り、前年に比して7,578戸(0.1%)増加してゐる。その中専業3,857,486戸(70%)兼業1,674,943戸(30%)で前年に比較して専業は3,533戸(0.1%)兼業は3,845戸(0.2%)増加してゐる。自作は1,725,828戸(31%)小作は1,531,175戸(28%)自作兼小作は2,275,426戸(41%)であつて、一戸經營の耕作面積は平均自作1町1反4歩、小作は1町4歩になる。最近十年間の趨勢をみるに自作農は漸次減少、小作農は大正9年迄は幾分増加の傾向であつたが其後には減少の傾向がある。

米 大正14年の作付段別3,153,837町收穫高59,702,542石で、前年に比すると作付段別では11,323町(0.4%)増加し、收穫高では2,532,129石(4.4%)増加してゐる。蓋し本年の稻作は苗

代時期から7月中旬に互り、氣温概して低く稻の發育思はしからず稍悲觀せられたが7月下旬から天候恢復し日照多く氣温も亦相當高かつた爲生育順調に進み結局可良の收穫を示し、前五ヶ年平均收穫高に比較するも1,363,070石(2.3%)の増加である。一反歩當收穫高は189升で地方別では大阪の248升が最高で沖繩の1石強が最低である。

大麥 大正14年の作付段別は456,684町、收穫高は8,826,712石で前年に比較すると作付段別では2,415町(0.5%)減少せるにも不拘收穫高では750,936石(9.3%)増加してゐる。最近10年間の趨勢は作付段別收穫高共に逐年減の傾向であるが、收穫高は最近5ヶ年中大正10年に次ぐ豊作である。之を細別するに田は115,966町(25%)の作付では2,059,500石(23%)の收穫があり、畑は340,718町(75%)で6,767,212石(77%)の收穫があつた。一段歩當收穫高は193升で、地方別では宮城の26斗が最高沖繩の5斗が最低である。

裸麥 大正14年の作付段別549,792町、收穫高7,778,636石であつて、前年より5,693町(1.1%)2,039,654石(35.5%)の増加である。最近10年間の趨勢は何れも漸減の傾向を示してゐるに、本年は前5ヶ年平均に比較して963,104石増加し大正9年に次ぐ豊作である。細別するに田322,482町(59%)4,851,831石(62%)、畑は227,309町(41%)2,926,805石(38%)で大麥に比して作付段別收穫高共に田作に多い。一段歩當收穫高は142升で宮城の24斗が最高沖繩の6升が最低である。

小麥 大正14年の作付段別468,920町收穫高6,125,613石で、前年より作付段別は121町減少してゐるにも不拘、857,455石(16.3%)の増收である。最近10年間の趨勢は作付段別收穫高共に大正6年を最高として遞減の状態であるが本年の收穫高は前5ヶ年に見ない豊作である。細別するに田は181,744町(39%)畑287,175町(61%)であつて、一段歩當收穫高は13斗で兵庫の175升が最高沖繩の43升が最低である。

食用農産物 大正13年の作付段別は1,285,600町、價額295,526,335圓で前年より41372町歩作付が減少してゐるに價額は30,591,452圓増加してゐる。種類別にみると段別では大豆40萬餘町歩、甘藷28萬餘町歩、小豆13萬餘町歩、蕎麥、粟の各11萬餘町歩であつて他に10萬町歩に達するものがない。價額では甘藷の113,260,978圓、大豆63,150,516圓、馬鈴薯32,756,649圓、小豆23,490,309圓、粟18,987,563圓、蕎麥12,386,872圓、蒟蒻芋12,380,606圓で他千萬圓を超ゆるものがない。

果實 大正13年の總價額は84,210,962圓で前年より5,942,938圓(7.6%)増加してゐる。蜜柑18,623,143圓(22%)、生柿16,298,708圓(19%)、日本梨12,812,721圓(15%)、梅6,525,459圓(7%)、其他苹果、葡萄、桃各五百萬圓以上である。

蔬菜及花卉 大正13年の總作付段別512,116町、價額289,306,610圓で、前年より作付段別2,303町減じてゐるに價額は6,958,649圓増加してゐる。作付段別では蘿蔔10萬餘町歩が最多、青芋5萬餘町歩之に亞ぎ他に5萬餘町歩に達するものがない。價額では生蘿蔔60,487,943圓、青芋36,530,114圓、千萬圓を超ゆるものに茄子、漬菜、牛蒡、西瓜、南瓜、胡瓜で最少は莓の372,116圓である。

牛 大正13年の飼養戸数は1,152,397戸で前より1,319戸増加してゐる。生産數 212,369頭、斃死數18,499頭で年末現在數 1,456,243頭で前年に比較すれば生産數で3,401頭、斃死數で824頭、年末現在數で13,086頭減少してゐる。現在數の中牝1,040,408頭、牡415,835頭、成牛1,276,017頭、犢180,226頭であつて、最近10年の趨勢は年々増加の傾向なるに大正13年のみは減少してゐる。

馬 大正13年末飼養戸数は1,170,361戸で前年より17,882戸減少してゐる。生産數は110,644頭、斃死數は31,655頭で年末現在數1,568,685頭で、前年に比較すると生産數3,991頭、斃死數236頭、現在數22,906頭減少してゐる。年末現在數中牝895,754頭、牡672,931頭、和種249,421頭、雜種1,245,379頭、洋種23,734頭である。又成馬は1,255,495頭、駒は313,190頭である。最近10年間の趨勢は和種は逐年減少、洋種は増加の傾向である。

豚 大正13年末現在飼養戸数は387,158戸で前年より37,196戸増加してゐる。生産數471,388頭、斃死數107,936頭、現在數は743,283頭で前年より生産數は39,977頭、斃死數は14,584頭、現在數は75,463頭増加してゐる。現在數中成豚425,997頭、仔豚317,286頭で、最近10年間の趨勢は毎年増加の傾向である。

屠殺 大正13年末の屠殺傷數は557で屠殺頭數は1,020,198頭その中成牛318,530、犢25,920、馬77,445、豚588,367、緬羊244、山羊9,092頭である。肉の總數量は25,298,179貫で價格は88,722,179圓である。最近10年間の趨勢は屠殺傷數、頭數共に漸増の傾向である。

鶏 大正13年6月現在飼養戸數3,499,846戸、鶏數は37,089,646羽、價額39,729,375圓で、同日迄の1ヶ年の産卵數1,615,849,206箇、71,150,280圓である。前年より飼養戸數63,056戸、總數1,351,461羽、産卵數64,333,148箇増加してゐる。

2 水産業

水産業者 大正13年末の水産業者は1,411,504人で人口の2.4%に當る。その中男1,137,726人(81%)、女273,778人(19%)、業主614,144人(44%)、被用者797,360人(56%)であつて前年より總數は5,337人、被用者は5,885人を減少し、業主は548人を増加してゐる。職業別に觀ると漁撈1,115,480人(79%)、養殖71,640人(5%)、製造224,384人(16%)で、その内本業は712,924人(51%)、副業は698,580人(49%)に當る。

漁船 大正13年に於ける數は

	總數	動力のないもの	動力を有するもの
年末現在數	361,239	350,348(97%)	10,891(3%)
年内新造船數	21,443	19,320(90%)	2,123(10%)
年内廢用船數	22,467	21,812(97%)	655(3%)

難破漁船 大正13年中の總數1,009隻、内動力を有せざるもの875隻、動力を有するもの134隻で前年より總數に於て1,537隻(60%)減少してゐる。種類別にみると動力を有せざる小型

漁船多く就中5噸未満のもの最多で全數の80%に當る。月別にみると10月の212隻、9月の157隻、8月の97隻、11月の86隻等は多い方で6月の24隻が最小である。

漁獲物 大正13年中の總價額は254,941,489圓で前年より3,852,805圓(1.5%)増加してゐる

	前年に比し
魚類	191,863,579圓(75%) 増 9,426,886圓(5.2%)
貝類	10,681,088圓(4%) 増 1,272,662圓(14%)
其他の水産物	36,228,364圓(14%) 減 7,790,967圓(18%)
藻類	16,168,358圓(7%) 増 944,224圓(6.2%)

水産製造物 大正13年中の總價額は183,637,636圓で前年より392,983圓(0.2%)減少してゐる。

	前年に比し
食料	150,427,247圓(82%) 減 3,344,773圓(2%)
肥料	28,065,312圓(15%) 増 1,228,159圓(5%)
魚油	3,583,733圓(2%) 増 1,574,761圓(78%)
澆海糞	1,561,344圓(1%) 増 148,870圓(11%)

水産養殖 大正13年來現在の水産養殖場數は103,699で面積は192,853,211坪、收穫高は17,652,112圓で、前年より場數は1,531、面積は6,771,764坪減少し、收穫高は2,095,044圓増加してゐる。

遠洋漁業 大正13年の内地沖合遠洋漁業に従事せる漁船數6,829隻、乗組員100,123人、漁獲高65,106,440圓で、前年より漁船數は123隻、乗組員は1,799人、漁獲高は245,397圓減少してゐる。露領沿濱洲、堪察加洲、薩哈連洲に於ける遠洋漁業は出漁汽船224隻、帆船99隻、漁獲高643,929石、鋸詰製造高906,637兩で前年に比し出漁汽船115隻を増し、帆船29隻を減じ、漁獲高258,509石及鋸詰製造高244,704兩を増加してゐる。汽船捕鯨業は漁獲高1,523頭、價額2,148,481圓で、中内地捕鯨1,330頭、價額1,725,340圓、殖民地捕鯨193頭、價額423,141圓であつて、前年より内地殖民地を合して101頭、價額102,405圓を増加してゐる。

農林大臣官房統計課 大正14年第2次農林省統計表 (大正15年12月)

1 農業

耕地段別 大正14年末現在の耕地面積は1,067,015.0町で、内田3,102,011.9町(51%)、畑2,965,003.1町(49%)で前年より總數に於て1,850.1町(0.03%)、田は19,226.7町(0.6%)を増加し、畑は17,446.6町(0.6%)減少してゐる。田は年々増加の傾向あるも畑は漸減の傾向である。自作地は3,286,417町(54%)、小作地は2,780,598町(46%)で前年より自作地は6,992.9町(0.2%)を増加し、小作地は5,142.5町(0.3%)減少してゐる。自作地は大正10年迄漸増、大正12年迄漸減し13年

より又増加の趨勢で、小作地は大正11年以後減少の傾向である。

農家戸數 14年末現在は5,548,599戸で總戸數の49%に當り、前年より16,170戸(0.3%)増加してゐるが、最近の趨勢は減少である。その中専業3,880,284戸(70%)兼業1,668,315戸(30%)で前年より専業は22,798戸(0.6%)増加し、兼業は6,628戸(0.4%)減少して、最近の趨勢は専業者増加兼業者減少の傾向である。自作農は1,725,034戸(31%)小作農1,525,656戸(28%)自小兼作は2,267,909戸(41%)で、自作は漸減し小作及自小兼作は漸増の傾向である。

米 大正14年の作付段別3,153,837町、收穫高59,703,784石で、前年より作付段別11,323町(0.4%)收穫高2,533,371石(4.4%)増加してゐる。蓋し本年は苗代時期より七月中旬に互り氣温概して低く稻の發育は思はしくなかつたが七月下旬より天候恢復し日照多く氣温も亦相當高かつた爲生育順調に進み、既往五ヶ年平均收穫高よりも1,364,312石(2.3%)の増收である。段當收穫高は189升で大阪の248升が最高、沖繩の1石強が最低である。

大麥 大正15年の作付段別447,544町、收穫高8,568,850石で、前年より作付段別9,245町(2.0%)收穫高260,189石(2.9%)減少し、逐年遞減の傾向である。細別すると田116,533町(26%)畑331,011町(74%)で收穫高は田2,047,816石(24%)、畑6,521,034石(76%)である。段當收穫高は191升5合で埼玉の26斗を最高、沖繩の5斗弱を最低とする。

裸麥 大正15年の作付段別454,292町、收穫高7,436,708石で、前年より5,500町(1%)341,993石(4.4%)の減少である。最近10年間の趨勢は共に漸減の傾向である。その中田326,902町(60%)畑217,390町(40%)收穫高は田4,711,085石(63%)畑2,725,623石(57%)である。段當收穫高は137升で宮城の200.2升が最高、沖繩の5斗弱が最低である。

小麥 大正15年の作付段別467,456町内譯田185,958町(40%)畑281,498町(60%)で、收穫高は5,895,268石、内譯田2,565,890石(43.5%)畑3,329,378石(56.5%)で大麥と同様畑作が多い。而して前年よりは1,359町(0.3%)226,173石(3.7%)減少してゐる。段當收穫高は126升で兵庫の163升が最高、沖繩の44升が最低である。

燕麥 大正15年の作付段別、田は303町(0.3%)畑109,459町(99.7%)で收穫高は田4,751石(0.2%)畑1,979,302石(99.8%)であつて、この收穫高の98%は北海道の占むる所で鹿児島、青森、岩手等は之に亞ぐが産額は少い。

食用農産物 大正14年の總作付段別1,265,122町、總價額299,620,511圓で、前年より20,479町減少してゐるが4,094,176圓増加してゐる。種類別にみると段別では、大豆39萬餘町歩、甘藷28萬餘町歩、小豆13萬町歩、蕎麥11萬餘町歩、粟10萬餘町歩であつて、價額では甘藷112,851,097圓、大豆66,853,082圓、馬鈴薯34,720,159圓、小豆23,666,899圓、粟19,022,810圓、蕎麥12,827,961圓、蒟蒻芋10,269,076圓で他に1000萬圓以上のものはない。

果實 大正14年に於ける總價額は83,100,897圓で、前年より1,110,065圓(1.3%)減少してゐる。蜜柑19,637,548圓(24%)、生柿13,073,387圓(16%)日本梨12,942,385圓(16%)、苹果7,482,510圓(9%)で其他梅、桃、葡萄は各500萬圓以上で、他に500萬圓以上のものはない。

蔬菜及花卉 大正14年の總作付段別511,251町、總價額287,522,812圓で、前年より865町、

1,843,798圓減少してゐる。種類別にみると作付段別では蘿蔔の10萬餘町歩、菜豆6萬餘町歩、青芋5萬餘町歩で他に5萬餘町歩に達するものはない。價額では蘿蔔59,217,816圓、青芋37,157,869圓で茄子、漬菜、西瓜、牛蒡、南瓜、葱、菜豆等は何れも1000萬圓を超へ、最小は蕃椒の353,620圓である。

牛 大正14年末飼養戸數は1,163,349戸で前年より10,952戸を増加してゐる。生産數209,928頭、斃死數18,994頭で年末現在數は1,459,653頭で、前年より生産數は2,441頭減少し、斃死數は495頭、現在數は3,410頭を各増加してゐる。牝は1,047,357頭(72%)、牡は412,296頭(28%)成牛は1,281,061頭(88%)犢178,592頭(12%)であつて最近の趨勢は増加の傾向である。

馬 大正14年末飼養戸數1,162,400戸で前年より7,961戸減少してゐる。生産數は110,704頭、斃死數は29,520頭、年末現在數は1,552,151頭で、前年より生産數は60頭を増加し、斃死數2,135頭、現在數16,173頭を減少してゐる。牝は890,572頭(57%)、牡は661,940頭(43%)であつて、和種は221,684頭(14%)、雜種1,303,638頭(84%)、洋種27,190頭(2%)に當る。又成馬は1,236,357頭(80%)、駒は316,155頭(20%)である。

豚 大正14年末飼養戸數は371,124戸で前年より16,034戸減少してゐる。生産數は417,810頭、斃死數81,267頭、現在數は672,583頭で、前年より生産數は53,578頭(11%)斃死數は26,669頭(25%)、現在數は70,700頭(10%)減少してゐる。成豚は396,960頭(59%)仔豚275,623頭(41%)であつて、最近の趨勢は増加するに、本年のみは減少してゐる。

山羊 大正14年末飼養戸數68,374戸で前年より4,347戸増加してゐる。生産數は54,635頭、斃死數は5,657頭、年末現在數は168,265頭で、前年より生産數は2,070頭(4%)増加し、斃死數は924頭(16%)を減少し、現在數は10,413頭(7%)増加してゐる。成山羊は118,207頭(70%)仔山羊は50,058頭(30%)で、最近10年間の趨勢は毎年漸増の傾向を持続してゐるが、昨年は減少し本年は前述の如く増加してゐる。

屠殺 大正14年末現在の屠殺場數は576で屠殺總頭數は1,173,343頭であつて、その中成牛295,911頭、犢は22,399頭、馬77,011頭、豚766,187頭、綿羊296頭、山羊11,536頭であつて、肉の總數量は27,577,855貫、價額は94,847,292圓である。最近10年の趨勢は屠殺場數、頭數共に漸増の傾向であつて、種類別にみると犢は減少の傾向があり、成牛、馬は昨年より減少し豚、綿羊、山羊何れも増加の傾向があつて、殊に豚の増加は著しい。

鶏 大正14年六月末現在飼養戸數は3,502,770戸、總數は37,169,611羽、價額38,881,482圓で、右期日迄一年間の産卵數1,619,715,673箇、價額70,038,411圓で、前年より戸數2,924戸(0.08%)總數79,965羽(0.22%)、産卵數3,866,467箇(0.24%)増加してゐる。

鶯 大正14年六月末現在飼養戸數47,717戸、總數491,145羽、産卵數10,393,227箇であつて、前年より飼養戸數633戸(1%)、總數4,192羽(1%)、産卵數755,014箇(7%)何れも減少してゐる。

七面鳥 大正14年六月末現在の飼養戸數4,873戸、總數29,380羽、産卵數483,841箇であつて前年より飼養戸數34戸(1%)、總數2,608羽(1%)増加し、産卵數は7,134箇(1%)減少し

てゐる。

2 水 産 業

水産業者 大正14年末現在の漁撈養殖、製造に従事する水産業者は1,424,700人で総人口の2.4%に當り男1,148,391人(80%)女276,309人(20%)であつて、その中業主614,591人(43%)、被用者810,119人(57%)であつて、前年より總数は13,196人(1%)、業主447人(0.1%)被用者12,749人(2%)を増加してゐる。業別にみると漁撈1,116,565人(78%)養殖72,517人(5%)製造235,618人(17%)で、本業722,936人(51%)、副業701,764人(49%)である。

漁船 大正14年に於ける漁船は

	總 數	動力を有せないもの	動力を有するもの
年末現在數	356,920隻	344,107隻(96%)	12,813隻(4%)
年内新造船數	21,125隻	18,640隻(88%)	2,485隻(12%)
年内廢用船數	22,352隻	21,697隻(97%)	655隻(3%)

難破漁船 難破漁船數 1,006隻で、内動力を有せないもの835隻(83%)、有するもの171隻(17%)で、前年より3隻を減少してゐる。

漁獲物 内地沿岸漁獲物總價額は258,448,760圓で前年より3,507,271圓(1%)を増加してゐる

		前年に比し
魚 類	190,178,192圓(74%)	減 1,685,387圓(1%)
貝 類	12,655,993圓(5%)	増 1,974,905圓(18%)
其他の水産動物	39,637,263圓(15%)	増 3,408,829圓(9%)
藻 類	15,977,282圓(6%)	減 191,070圓(1%)

水産製造物 大正14年中の水産製造物の總價額 202,036,166圓で前年より 18,398,530圓(10%)を増加してゐる。

		前年に比し
食 料	163,670,486圓(81%)	増 13,243,239圓(9%)
肥 料	33,529,628圓(17%)	増 5,464,316圓(19%)
魚 油	3,991,714圓(2%)	増 407,981圓(11%)
澆 海 糞	844,338圓(0)	減 717,006圓(46%)

水産養殖 大正14年末現在の水産養殖場數109,158、面積191,470,725坪、收穫高は18,183,704圓で、前年よりは場數5,459(5%)、收穫高531,592圓(3%)増加し、面積1,382,486坪(1%)減少してゐる。

遠洋漁業 大正14年内地沖合遠洋漁業に従事せる漁船數 7,251隻、乗組員 100,552人、漁獲高72,284,358圓で、前年より漁船數 386隻(6%)、乗組員 329人(0.3%)、漁獲高 7,177,918圓(11%)増加してゐる。

露領沿海州、堪察加州、薩哈連州に於ける遠洋漁業出漁汽船は217隻、帆船 90隻、總漁獲高 252,591石、錐詰製造高 630,761函であつて、前年より出漁汽船7隻、出漁帆船9隻、總漁獲高 381,338石(61%)、錐詰製造高 275,876函(30%)を何れも減少してゐる。

汽船捕鯨業の漁獲高は總頭數 1,588頭、總價額、1,933,844圓で、中、内地捕鯨 1,348頭 1,353,290圓、殖民地捕鯨 240頭 580,554圓である。前年に比較すると内地殖民地を合して頭數は65頭を増加し、價額は214,637圓(10%)を減少してゐる。

農林省農務局 第二次米穀統計(世界之部) (食糧調査資料第十號 大正14

年8月)

米の生産、貿易、消費及價額に付て世界各國の1901年以降の累年統計並に主要米産國である英領印度、シヤム、佛領印度、ジャバア、フィリピン、支那及米國の最近五ヶ年間の細目統計を集めたものである。その中最近五箇年間平均の生産高及び其割合を抄録する。

國 名	白 米 (石)	百分率
亞 細 亞		
アンダマン及ニコバル諸島	6,719	—
英 領 印 度	207,033,104	31.26
セ イ ロ ン	760,031	0.11
支 那	300,000,000	45.30
マレー聯邦	283,573	0.04
佛領印度支那	19,744,932	2.98
佛領印度殖民地	95,947	0.01
内地	54,556,875	8.24
日 本	13,184,542	1.99
朝鮮	4,465,705	0.68
臺灣	6,519	—
關東州	6,519	—
フィリピン	6,101,033	0.92
シヤム	13,868,546	2.09
ケラントン	31,197	—
亞細亞合計	620,138,723	93.65
北及中央亞米利加		
グアテマラ	32,881	—

メキシコ	90,310	0.01
ポルトリコ	10,180	—
サルヴァドル	27,370	—
米 國	3,426,395	0.52
合 計	3,587,136	0.54
南亞米利加		
ブラジル	2,065,755	0.31
英領ギアナ	257,041	0.04
トリニダフト及トバゴ	27,370	—
蘭領ギアナ	32,564	—
パラグアイ	12,006	—
ペル ー	196,319	0.03
合 計	2,591,055	0.39
ヨーロッパ		
セルビア	11,200	—
ブルガリア	10,571	—
伊 太 利	2,095,038	0.32
ポルトガル	89,049	0.01
ス ペ イ ン	1,067,872	0.16
合 計	3,282,730	0.50
亞佛利加		
佛領西部 {佛領ギニア	2,345,000	0.35
アフリカ {セネガル	173,626	0.03
エジプト	1,179,403	0.18
ケニ ア	2,184	—
佛領コンゴ	667	—
マダカスカル	3,633,093	0.55
ニアサランド	3,156	—
自耳義領コンゴ	9,146	—
シエラ、レオーネ	566,582	0.09
上セネガル及ニガル	312,750	0.05
南ローデシア	161	—
合 計	8,225,768	1.24

太 洋 洲		
濠 洲	16	—
英領北ボルネオ	70,420	0.01
蘭領東印度ジャヴァ及マヅラ	24,214,463	3.66
フイジー島	62,522	0.01
ハ ワ イ	26,420	—
合 計	24,373,841	3.68
總 計	662,199,253	100.0

商工大臣官房統計課 明治33年乃至大正14年卸賣物價統計表 (大正

15年12月)

明治33年全1箇年平均價格を基準とする一般物價指數は明治34年及35年に於て僅少の低落を示し36年以後は日露戦争及び其後の經濟界好景氣の影響を受けて漸騰の傾向を示してゐる大正2年1月以後は不景氣に伴ひ、物價も亦漸次低落の歩調を辿り、大正4年7月に於て最低、以後は歐洲大戰の影響による經濟界空前の好景氣に伴ひ、物價は次第に急騰し、特に大正7.8兩年に於ては7年11月休戰條約成立の影響を受け、僅に8年3.4兩月多少の反落を示したのみで毎月奔騰を續け大正9年3月には遂に427の最高指數を示すに至つた。然るに大正9年春の經濟界の反動は又物價に甚大な影響を及ぼし、9年4月以後10年3月迄は毎月激落に次ぐに激落を以てし、以後は多少の高低あるも最近迄著しい下落の趨勢を示さないで、大正14年12月に於ても尙284の指數を示してゐる。

次に我國重要商品中の最重要品の1である米に付てみるに、其價格は一般物價の影響を受けて變動する事は勿論であるが、需給が極めて弾力性に乏しい爲、其産額の多少は特に價格に變動を及ぼす事が大である。故に米價指數は一般物價指數の變動に伴はないのみならず、概して著しく亂高下を示す。明治35年より36年に亘つては35年の不作の爲に一般物價の水準以上に騰貴してゐるに、37、38年には37年の豊作の影響を受けて一般物價騰貴の趨勢に不拘、却つて下落し、更に39年より41年迄は38、39兩年の不作と日露戦争後の好景氣との爲に大體高値を示し、42、43兩年は41、42年の豊作の爲に著しく下値を示し、44年より大正2年に亘つては、43年の不作の影響と一般物價騰貴の趨勢とに伴ひ昂騰したが、大正3年より5年に亘つては打續く豊作と經濟界の不景氣との爲に米價も亦著しく下落し、特に大正4年10月の如きは指數僅に99を示すに至つた。而して大正6年6月から9年1月に亘つては、6年7年に於ける不作の影響と特に空前の好景氣に依る一般物價の急騰に伴つて、米價も亦著しく奔騰して、大正9年1月には指數實に478を示したが、9年4月から10年に亘つては經濟界の反動と9年に於ける豊作との爲に激落するに至つた。其後最近迄は米作の豊凶と一般物價の高低とに伴ひ、一進一退の状態にありと雖も、概して一般物價に比較して米價は稍高價にありと

云ひ得る。

朝鮮總督府殖産局 朝鮮の農業 (同局 大正15年7月)

朝鮮に於ける農業は朝鮮産業の樞軸であつて産業總生産額の約8割は農業產品の生産額である。始政當初の農業振興の大眼目は生産物の改良増殖であつた。其施政方針宜しく進歩の實績は顯著なものであつて、且世界大戰の影響は農産物價格の騰貴を誘致し、農産物改良増殖の成績は一層顯著となつた。

耕地の總面積は水田(内地の田に該當)約157萬町歩、田(内地の畑に該當)約284萬町歩、火畑約16萬町歩、合計457町歩に達してゐる。農家の戸数は約270萬戸で、農家の大部は地主と小作農とに兩斷せられてゐる。

作物中の最重要な物は米であつて、麥、粟、大豆は之に亞ぎ、其年産額は米約1500萬石、麥類1000萬石、大豆460餘萬石、小豆其他の豆類130萬石、粟550餘萬石、諸雜穀400萬石で、果實蔬菜等も相當産額がある。特用作物には棉1300萬斤、麻類550萬貫が主である。即ち内地に比較して畑地の分布が大である故、豆、雜穀、棉等の畑作物が比較的多量に生産される。

畜産業は素地があり、愛畜の念に富み牧畜事業に經驗がある。現在牛150萬頭、馬6萬頭、豚120萬頭、鶏600萬羽で、殊に朝鮮牛の名が高い。

農作物の年移出額は大約米500萬石、大豆150萬餘石、小麥10萬石、繰棉1200餘萬斤、果實90萬圓、人蔘250萬圓、煙草130萬圓、繭10萬石、生絲270萬圓、生牛5萬頭、牛皮500萬斤等である。輸入を仰ぐものは粟150萬石、米80餘萬石、小麥粉600萬斤、柑橘130餘萬圓、茶27萬圓、砂糖400萬圓、清酒140萬圓、麥酒170萬圓、煙草200萬圓等で、其貿易の相手は大部分内地である。

概略は大體上述の如きものであるが、之に關する精細なる表が附録として掲げられてある。

鐵道省運輸局 麥類及小麥粉に關する經濟調査 (經濟叢書第五篇 大正15年5月)

麥類及小麥粉に關して、性狀品質より生産消費價格等需給關係を述べ、終りに鐵道並に船舶による運輸の狀況を述べてゐる。最近五年の日本全國(朝鮮、臺灣を含む)の麥類消費量を掲げてをく。

年別	産額	輸入額	輸移出額	輸入超過額	消費額		指數
					總額	一人當	
大正 9年	32,377,151 ^石	1,149,930 ^石	63,543 ^石	1,086,387 ^石	33,463,538 ^石	0.434 ^石	106
10年	31,968,353	4,747,859	328,514	4,419,345	36,387,698	0.466	115

11年	30,889,016	2,800,310	89,140	2,711,170	33,600,186	0.423	107
12年	26,722,535	5,780,913	226,204	5,554,709	32,277,244	0.404	102
13年	28,781,436	3,355,522	106,015	3,249,507	32,030,943	0.323	101

猪谷善一 食料品國營の可否 (企業と社會 第8號)

Frank H. Collier. A state trading adventure の紹介であつて、食料品國營事業は生産者と消費者との利益を一致せしむることは困難である。又分量に於て消費者を満足せしめ得ても品質に於て満足を與へ得ないのである。

安藤廣太郎 關稅改正と我が國小麥生産の前途 (帝國農會報 第16卷第4號)

小麥關稅の引上は國內生産増加に何等の効果が無いといふ人もあるが、小麥生産の減少せる原因は價格が安くて不引合なる爲である。故に關稅を適度に引上げれば價格も釣合がよくなつて生産高も従つて増加するのである。

菊地 貢 世界大戰に於ける獨逸の戰時食糧問題 帝國將來の食糧問題 (醫事公論 第718—719號)

開戦と共に封鎖經濟に入つた獨逸戰時食糧に就て考ふべき事は、第一現在の食糧は如何程あるか、第二戰爭は何時迄續くかといふ二問題であつた。第一問題に對して主要食物は平時狀態ならば大體翌年收穫期迄十分であつた。が第二問題に就ては英國が此戰爭を益々峻烈に經濟戰に導かんさしたので、豫め此戰爭は次の收穫年以上繼續するものとして、獨逸主要食物は次の收穫期迄國民營養の保證のみならず、次の收穫年の食糧生産の保證せねばならなかつた。此二問題は戰時經濟第一年の初頭に於て決定せねばならない根本問題であるばかりでなく、封鎖持久戰では戰爭の繼續する限り毎年繰返さねばならぬ根本問題であつた。

獨逸は以上の根本政策に基き第一年は節約分配價格調節等に努力し、平時なら

ば不足して輸入する所を、反つて幾分の餘裕を示し、戦時經濟第二年度用食糧も平時と大差なく生産したのである。第二年度には幾分緊張感を欠き分配計畫も緩和し一方戦時工業従業員の購買力増加、食糧の飼料轉用等により食品價格騰貴して、國民の多數は實際食糧の缺乏の爲でなく價格騰貴の爲に食を得られない結果に陥つた。加之同年の食糧生産は肥料及勞働能力の缺乏及氣候等の爲に蹉躓を來し獨逸の將來に陰影をほのめかして來たのである。

如此にして戦時經濟第二年度の末期より第三年度の初期にかけて、獨國民の營養は臨界的危急に陥つて、獨逸が渾身の知囊をしほり、徴發分配に關する戦時營養機關の統一、生産勞働能力の總動員を斷行したのは此時であつたのである。

食糧供給の保證につき取りたる節約政策は酒精飲料の制限、麵麩穀類の飼料禁止並に馬鈴薯の飼料制限。穀類製粉率の増加等である。又肉類節約の爲に豚肉屠殺貯藏奨励、中間計算、検査規格緩和等を行ひ且生後一年以内に屠殺して飼料の不經濟を避けたのであつた。動物飼料節約に就て云ふに、飼料と食糧とは獨逸に於ては互に代償性を有して危機存亡の節は飼料は常に食糧の安全辨となり得たのであるが、戦前は勿論大戰中も飼料は殆んき食糧の二倍弱を維持して大戰の末期には人畜共に饑餓に陥つて總崩壊を來したのである。

其他最高價格を決定したり、運輸、輸入並に徴發政策を實行したのであつた。

食糧生産の保證に就ては耕作の奨励、生産の強制、價格政策、肥料供給、勞働力の供給を行つた。而して實際供給量を生産量と比較するに、食糧の生産消費共に減少してゐるが、實際供給量は生産量よりも著るしく少いのである。この開きを出来るだけ小さくすることは食糧問題に於て最も必要を考ふる。

要するに獨逸は危急存亡に際し、食糧の安全辨として利用し得る飼料が食糧の約二倍あつたのであるが、肉食は絶対に必要なりとの習慣にさらはれて、此天啓の安全辨を十分に利用しなかつたのであるが、それにも不拘、足掛け五ケ年の封鎖戦に耐へ得たものである。

さて日本の將來を案じるに獨逸の如き食糧の安全辨がない。又優勢なる海軍國でないので戦時に食糧を輸入購入することが出来ないから穀類は平時戦時を問はず絶對的自供自足を維持する様努力せねばならぬ。動物性食糧として獸肉は穀食を犠牲にして初めて得られること故に國內奨励をせない方がよく、平時は自由貿易に委し戦時は放棄する覺悟が必要である。魚肉も漁場が戦時には荒されることを期待せねばならない。こにかく將來の戦争は經濟戦であり、且持久戦であつてその勝敗は主に工業戦食糧戦によつて決定されることを期待せねばならぬから、豫め之に對する準備が必要である。

第六節 衣服及住居の衛生

1 衣食住一般及氣候風土

藤原九十郎著 衣食住の衛生 (カニヤ書店 大正15年9月)

大阪衛生試験所長の著者が衣食住の衛生に就て、その職業上の經驗、研究から説く所詳細であつて、一般の好参考である。

松葉直三郎 本邦に於ける標準生活の研究 (第一回報告) (日本醫事新報 第1594—96, 98—1600, 1603—4, 7, 9, 10, 12, 14—16, 18—22, 24號)

種々なる統計、調査及研究成績を基礎として標準生活の基礎的研究を試みた。著者の云ふ標準生活は、從來云ふ所の標準生活——即ち生活狀態の最低の記述或は標準平均の統計的觀察——の意でなくて、社會に在りて生活するに缺く可からざる生活要約乃至標準としての要約を求めて、一定の標準値を見出すものである。

其結果に依れば、平均世帯人員は平均5.0人で家族の構成は夫婦及夫婦兒より成り、年齢別に觀ると14歳以下36.6%、15—59歳55.0%、60歳以上8.34%で世帯の男女別は2.16に對する2.14人である。標準出産率は確な結論には達しないが初妊娠は結婚後第3ヶ月目のもの最多で、二兒分娩に至る平均間隔は1年10月乃至2年1ヶ月の多數である。本邦人の平均壽命は男子31.0年女子31.9年で標準壽命は約60年と認められ、その中生産年齢は20—57又は58歳であつ

て、獨立の生活を営み得る時期は男20—24歳、女子18—19歳で、生活可能期は男25—58歳、女子20—58歳と見做して大差がなからう。扶養率は國勢調査によると本業者100に對し從屬者は106.2人で、著者の研究によると扶養子女数は4,025.4人、延扶養期間62.5年、自己扶養8.7年となる。

食に於ては中等度の運動をなす中等度の體格を有するもの、標準カロリーを1日2000—2500と見做し得られその費用は1日48錢である。

住に就ては居室の最低氣積は1人に付10立方米で家族5人を容るゝに容る住宅の標準大きさは36坪、敷地の大きさは標準は建坪1坪に付4坪とした(二階建を基礎とする)、その標準住宅の經營費は利子を含みて鐵筋混凝土造りの時は年額平均1673.8圓、木造造りは836圓となる。然し利子を含まない時は鐵筋混凝土造の方が小額となる。而して敷地に要する年費用は大都市では225—450圓、中都市117—234圓、小都市49—99圓、農村では16—33圓と見積つた。

其他衣服費文化費に關する研究もあり且被服費の標準表をも掲げてゐる。

かくの如く第一回報告に於て著者は、生活の基礎的要約の研究を發表せるが、生活費に關する研究を獨立に第二回報告として發表しやうと云つてゐる。

岡村正雄外同人一同 富士山に於ける高山病 (醫海時報 第1669號)

高山病に罹患するものは、女子は男子に比較して2.5倍多く、未経験者は罹患し易く、筋肉労働者は罹患し難い。登山前の睡眠不足、登山時の過勞は罹患性を高め、高山氣象は全體として本病の發病要約であつて、雨天には罹患率が大であるが、日光直射はさほご重要でない。又體格營養の如何は全く關係がない。

濱田靖孝 氣候要素の變化が蛋白代謝量に及ぼす影響に就て 其一、

氣温の高低並に高温高濕の環境が蛋白代謝量に及ぼす影響 (國民衛生 第3卷第10號)

蛋白代謝量は15—30°Cに於て最小であつて、それよりも氣温が低くとも、或は又高くとも其機能は亢進する。而して氣濕は低濕時よりも高濕時に代謝量高い。體重は窒素の沈著又は缺損に應じて進退し、食慾は高温時に減退し殊に高温高温時には悪い。

其二 略體温に等しき高温の環境並に氣流が蛋白代謝量に及ぼす影響 (國民衛生 第4卷第1號)

其三、略體温に等しき高温の環境に於て高濕並に氣流が蛋白代謝量に及ぼす影響 (國民衛生 第4卷第2號)

體温に近い高温時(36—39°C)に於ける蛋白代謝量は氣濕の高低並に風の有無に關せず常温時よりはる大である。而してかゝる高温時に於て有風時は無風時に比して代謝量が低い。又有風無風の影響の關係は高温高濕時にも適用される。

大川三治郎 生活機能に及ぼす氣流の直接影響に就て 第五及第六

(國民衛生 第3卷第6號)

高温非高濕の環境中に於て生汚機能を圓滑ならしめるには、動物體内の水分所藏量の如何に氣流の影響に相俟つことが大である。かゝる環境中で致死期を延長せしむるには氣流の存在を必要とするか又は體內水分の豊富を必要とするかは饑餓時と普通時に於て異なる。普通時には體內水分に豊富な存在よりも氣流の存在が重要なるに反し饑餓時には所藏水分の豊富なところが重大である。

湧井廉平 温鬱積による中樞神経系の變化に就て (神經學雜誌 第27卷

第2號)

45°Cの高温に2—7時間動物を曝露せしむる時は全身痙攣を起して死亡する。かゝる際には高度の鬱血があり、腹部内臓は貧血してゐる。而して神經細胞の變化は、ニツスル像に於て染色體融解、濃染、細胞及突起の腫脹所謂ゴルジ網著色が認められる。然し核の變化の輕微な事は注意すべく、トラヴァントの増加は認められない。ピールシヨウスキ鍍銀標本では細胞内に嗜銀性顆粒が増加してゐるが細胞内原纖維、及軸索には異常がない。其他有鞘纖維及膠質組織には著變がない。血管は高度の鬱血及び時には小出血が見られる。

2 衣服の衛生

3 住居の衛生

東京市政調査會資料課 大建築物煖房資料 (大正15年8月)

日本の各都市大建築物の煖房装置の設備の有様、費用並に經常費を調査したものである。

柳町政之助著 我家の暖房 (大倉書店 大正13年12月)

種々な暖房装置に就て説明してゐるが現在の我國の住宅暖房は過渡時代であつて諸外國の装置を其儘使用してゐて、我國情に順應適切なるものがない。又かゝる順應適切なるものが考究採用されねばならないと著者は云つてゐるが、其の説く所は主に温水暖房装置であつて、我々中流のものは一寸手が出せない。著者の14.5坪二室の和風バンカローの暖房及び給湯設備費が650圓、冬季の經常費平均1ヶ月23圓内外である。

拔木健次 室内空氣中の濕氣及び炭酸の除去法に關する實驗

(海軍々醫會雜誌 第15卷第4號)

塩化カルシウム、アドソールを以て濕氣除去の種々の濃度の苛性カリを以て炭酸除去の實驗結果を掲げ、終りに低温に依つて炭酸及び水蒸氣を同時に除去する一新装置に就て述べてゐる。

田川八郎 平松満貞 滿洲に於ける住宅の衛生學的研究 (一)

(滿洲醫學雜誌 第4卷第4號)

撫順市街及郊外空氣の炭酸瓦斯量は平均0.452%で、露天掘其他工作現場及支那市街の如き雑沓の地は濃度が大であつて、季節的には三月最高七月最低十一、十二月は濃度が大である。各種社宅内の空氣では總限量1%を超ゆるものがあつた。小學校公會堂、炭鑛事務所は總限量を超え、上級社宅、温泉社宅、華工社宅等は比較的良好で、中級及舊式社宅は最不良であつた。

三浦運一 防暑防寒的效果より見たる本邦各種構造家屋の比較研究

(國民衛生 第3卷第9號 第4卷第2號)

防暑防寒上最良なのは土蔵であつて、中空煉瓦建、煉瓦建、中空鐵筋混凝土建等の室壁鋪装されたものが之に亞ぐ。本骨板張建、眞壁建は防暑に不適當で、鐵筋混凝土建で壁薄のものもやはり同様である。

本多英二 庇及 Hope 式窓による防暑と室内照度の關係 (國民衛生 第3卷第8號)

經濟的關係を除けばホープ式窓は、庇の固定式なるに反し、窓帷の種類並に其長短及窓面の傾斜角度を隨意に變更し得るが故に日射の防遮と共に、天候乃至季節の如何によつて室内照度を任意に調節し得る便益がある。室の中央以奥に於ける照度の減損率は庇を1.0とすれば、ホープ式窓に綠色ブラインドを使用したる時は0.5である。

中村壽盛 散光の室内分布に就て (國民衛生 第3卷第6號)

室内の散光分布状態は方位別、窓の大小及び形狀等から觀察するも大概相等しく、一般的量關係は主として天候の良否によつて、司配せられるものと思はれる。

本多英二 本邦の家屋就中市街建築と其自然採光方法に就て

(國民衛生 第3卷第6號、第7號)

市街建築物の採光量はその對向物の高さ及び街路の幅員の大小に従つて一定の比率で増減する。故に各階の照度を均等にしようとする時は、開角の増減に依る照度の過不足を窓面積就中窓高の増減で調節せねばならない。

大井好成 室内外の温差に基く自然換氣量の測定 (國民衛生 第3卷第9號 第4卷第1號)

室内に生ずる氣流壓が室の換氣の主原動力であつて、室内外の温差による自然換氣力は主として對流に基く室内氣流によるものと認められる。而して本邦室壁材料の通氣性の比率は壁を1.0として、戸0.6、襖5.3、障子43.8、硝子0.0である。尙換氣量は温差等しき時は室の間隙面積に正比例し、側壁の同一なる時は室内外の温差に正比例して増加する。

大谷佐重郎 和洋折衷型室の自然換氣並に排氣口の影響に就て

(國民衛生 第3卷第9號)

京都帝大學生寄宿舎の舎宅に就ての實驗であつて、その自然換氣度は少く、室内外温差が5-2 °Cで風勢が和軟風と稱せらるる場合には、其供試室が排氣口を有せないで只室壁の間隙から換氣せらるる度は毎時0.5回内外であつて、天井に排氣口を有する時は1回内外である。故に換氣度0.5の時は成人1人の滞在2時間で室内の炭酸瓦斯含有量は衛生學的の忍限量(1%)に達し、換氣回数1の時は成人1人の持久滞在は差支へないが、然し他に室内汚染を惹起するものあるときは不可である。

大井好成 障子紙の細菌通過性及其衛生學的意義に就て

(國民衛生 第4卷第4號)

細菌の障子紙を通過する率は可なり大なるものであつて、約40%は通過する。又微細な氣流(0.5cm/sec)でもよく通過する。然し煤けた時は其通過率は著しく減少する。

大井好成 普通居室の隔壁材料と瓦斯中毒との關係について

(國民衛生 第3卷第5號)

致死の時間的順位は、間隙のない時は障子、戸、壁、襖、間隙を有する時は何れを隔壁とするも試獸は中毒死しない。而して障子は間隙の有無に不拘、斃死しないのみならず血液中に酸化炭素を証明することも出来なかつた。故に中毒は隔壁材料の通氣性に依る差異よりも、間隙面積の大小に左右せらるるここが大である。

4 住宅問題

大阪市社會部調査課 大阪市住宅年報 (弘文堂書房 大正15年6月)

本年度の住宅問題の核心は人口の都市集中に依る借家人増加の量的方面でもなければ、又質的方面でもない。中産階級以下に於ける家賃難に其中心がある。換言するに人口對住宅の問題から一轉して漸く經濟問題としての住宅問題に代らんとする近年的傾向が益々顯著となり借家爭議即ち家賃爭議の感が深い。世間の不景氣、失業等の爲多少空家は増加したが、家賃は依然として昂騰し、失業問題、物價問題と相絡んで中産階級以下の日常生活を極度に脅威され家賃又は地代の昂騰が彼等を驅つて消極的より積極的態度に守備的より攻撃的行動に移らしめる程痛切に借家人の經濟的生活を脅してゐる。今直接家賃地代に關係あるものゝ件数をあけるに次の如くである。

爭議の種類	借家	借地	合計
家賃又は地代の値上	21	16	37
家賃又は地代の値下	98	5	103
延滞家賃又は地料	37	4	41
敷金返還	2	—	2
家賃免除	1	—	1
家賃又は地代協定	5	—	5
延滞金支拂猶豫	8	—	8
家賃返還	1	—	1
爭議總計	537	51	588

即ち直接家賃又は地代に關係を有する爭議は全爭議の34%強を占めてゐて、之に更に間接關係のある爭議を加へる時は實に全爭議の99%迄が家賃地代を中心とする經濟的紛争である。

次に之に参加した人數を調べるに

申立人	{	貸主	{借家 171}	計	204	{	合計	964
			{借地 33}					
相手方	{	貸主	{借家 738}	計	760	{	合計	1862
			{借地 22}					
	{	貸主	{借家 372}	計	394	{	合計	898
			{借地 22}					
	{	借主	{借家 456}	計	504	{	合計	1264
			{借地 48}					

此紛争の結果は次表に示すやうであつて、大體借家人又は借地人側の勝利であつたこと云ひ得るが、然しさう華々しい收穫のなかつた事は依然として貸主側に牢まして抜くことの出来ない強味があり、借主側に脱するの出来ない傳統的の弱味がある爲ではなからうか。

結果	貸主		借主		合計
	借家	借地	借家	借地	
貫徹	89	13	68	4	174
撤回	4	3	122	5	134
互譲	48	10	89	6	153
取下	23	5	73	5	106
却下	—	—	2	—	2
不成立	1	—	3	—	4
總計	165	31	357	20	572

増田抱村 住宅問題 (社會事業 第10巻第1號)

ゾンバルト教授の意見を紹介せるもので、都市の住宅難は土地所有者がその地よりより多くの利益を回収してゐるこゝ、又土地が最後の効用に充當せらる迄に使用權が轉々するこゝ、建築資本支出者が利益を回収するこゝ、家屋借入者が譲渡の際に利益を収むるこゝ等で家屋の價格が高くなるのである。それに対して現在の住宅及新に建築すべき住宅の構造設備等に對し法制的監督の下に改造するこゝ、住宅數を増加せしむる爲に土地の整理をなし私有庭園又は未建築の私有土地

に課税するこゝ、地價の騰貴を防止するこゝ等である。

河合榮治郎 英國に於ける住宅政策 (都市問題 第3巻第1—3號)

英國に於ける住宅政策は、既存不良住宅改善、勞働者住宅の建築奨励、及び都市政策であつて、それに就て戦前、戦時中及び戦後の有様が述べられてゐる。

第七節 兒童及青年の社會衛生

1 同 上 一 般

皆吉 質 都鄙兒童の體型研究 (大阪醫學會雜誌 第25巻第9冊)

大阪市部と郡部に住する兒童の體型を比較せるものであつて、次の如き結論に達して居る。

- (1) 市部兒童は郡部兒童に比し身長及び體重は優り、胸圍は劣る。
- (2) 身長體重胸圍の絶對發育量は7年より11年迄に於ては郡部兒童よりも市部兒童に大に其れ以後14年迄に於ては之に反す。
- (3) 身長體重胸圍の最大の發育期は男童に於て市部13年、郡部14年である、女兒に於ては身長は市部12年、郡部14年、體重と胸圍は郡市共に14年である。
- (4) ビーネ氏體格指數により判定すれば郡部兒童は市部兒童よりも強壯である。
- (5) 郡部兒童は軀幹の發育良好にして市部兒童は四肢の發育良好である。
- (6) 郡部兒童と市部兒童との體型に差異を生ずる主要原因は都會に於ける生活或は田園に於ける生活にはあらず、都會的生活法と田園的生活法との差異にありと信ぜられる。而して其生活法の差異中、衣食運動等の差異を最も重要なりと認められる。

東京市社會局 東京市に於ける乳兒の榮養と發育に關する調査研究

(大正14年7月)

東京市技師齋藤潔氏の調査である。東京市社會局は大正12年10月21日より小兒牛乳供給所を市内に22箇所(其後多少移動増減あり)を開設し毎日數百の乳兒に牛乳を配給したのであるが、これ等乳兒に就て榮養と身體的發育との關係に就き調査したる成績の報告である。調査の結果として、人工榮養は母乳榮養に劣るものたることを數量的に確かめ人工榮養又は混乳榮養を行はざるべからざる場合は適當なる施設を設けて榮養法を指導する必要があることを述べて居る。

長尾美知 小兒看護學 (南江堂書店 大正14年8月1日)

世に一般看護學の著書は枚舉に遑がない状態であるが、小兒に就いて特に記載せられた看護書は極めて少ない。著者は此の缺陷を補はんとして本書を著したので全部八章に亘りて各項目を擧げて懇切に書かれてゐる。

長尾美知 實驗兒科學 前編 (金原商店 大正15年3月10日)

第一章には小兒に於ける解剖並に生理的特異性に就て十項目に分けて論じ、第二章には體重、身長、頭圍、胸圍及齒牙の發育、第三章小兒の榮養、第四章小兒の檢診等一般的の記述をなし、各論に於ては第一編初生兒疾患、第二編全身疾患、第三編消化器疾患、第四編泌尿生殖器疾患に就いて記載せられてゐる。學徒の爲めにも實地醫家の爲めにも小兒科學の良書である。

瀨川昌著 增補改訂 實驗上の育兒 (新編堂 大正14年9月20日)

現代の女性には今尙ほ育兒上の知識が缺乏してゐること、良育兒書の少ないこと、古來の弊習を打破すること及び産婆の撰擇を過らぬこと等此の四ヶ條は育兒上の關係尤も深きことを擧げ、次で母體を離れてから十五六歳に至る迄の小兒時代を初生兒時代、哺乳兒時代、幼稚兒時代、小學校時代の四期に分ち、各期に於ける身體各部の生理的變化、並びに病氣に就いて説明をなし、小兒育兒法を理論と實際の兩方面から論斷して著者多年の經驗上の批判を加へ、徹頭徹尾平易懇切に講述せられてある。尙ほ巻尾に病兒及虛弱兒の養育法を合綴して其の完璧を期してゐる。世の母たるべきもの又は母たるものの必讀の良書である。

加藤照鷹述 改訂增補 育兒法 (婦人之友社 大正14年4月20日)

本書は直接育兒に携る若い母親の爲めに編纂せられたものである。初生兒の産婆の手を離れてから母たるものは其の子供のためにどれだけの注意と育兒の知識を持たねばならぬかと懇切に、極めて平易に説明してある。先づ初生兒の取扱から筆を起し、母乳の與へ方、牛乳の與へ方、種痘、乳齒、幼兒の食物、果物の與へ方、小兒の體品、便通、尿、胎毒、子供と結核等に就て解釋を加へ、尙ほ子供に起り易い主なる病氣の原因、症状、手當に就いて分り易く書かれてある。本書は羽仁もと子女史の懇望により加藤博士の述べられたものである。

桑野久任 兒童の生理學 (東洋圖書株式會社發行 大正15年10月)

生理學を平易に説くことは難事ではないかも知れないが、これを興味深く殊に兒童に飽かせないで讀ませることはたしかに一の手腕を必要とするであらう。然るに本書に於てはこの點に成功したものと云つて差支へない。生理學的知識の一般化に貢献する所尠ならずと思ふ。

愛知縣兒童研究所 愛知縣兒童研究所紀要 第1輯 (同所 大正15年11月)

同所に於いて主として丸山良二氏が調査研究した所を輯録したものであつて、一般智能檢査法を初めとして、偏差値による智能評價の方法が提唱せられ、その他學力の測定を試み、動作檢査を試み等、テストの科學的研究に多大の注意と努力が拂はれてある。その方法、資料等の詳細については、議論の餘地もあるけれども、正にテストの根本的研究に一步を進めたものと云ふべく、將來の斯の方面の學徒に多くの示唆を與へるものである。

丸井清泰 小兒期精神の衛生と精神分析學 (克誠堂 大正14年7月)

Frend の精神分析學上より見たる兒童の心理を説き、精神分析學の學説及び實際を簡単に紹介してある。

2 兒童の疾病

飯塚忠治 乳兒遺傳微毒の統計的觀察 (小兒科雜誌 第316號)

京大小兒科に於ける過去十ヶ年間入院患者4371人に對し遺傳微毒兒は192人、即ち4.39%で此の192名中乳兒は149人即ち微毒兒の64.6%を占め遲發性遺傳微毒は192;43即ち22.4%に過ぎない。乳兒微毒兒は生後1-2ヶ月に尤も多い。遺傳微毒兒の死亡率は25.5%で乳兒微毒兒のそれは34.7%、生後前半年の死亡率は88.3%である。此等の遺傳微毒兒の父母の花柳病を肯定せるもの57.8%、多兒早世を見たもの45.8%、同胞夭折30.7%である。微毒症候發現に關しては生後一ヶ月以内のもの76.8%で就中生後10日以内に現はれるものが大部分を占む。脾の腫大は85.2%、其の中肝肥大を併有するもの28.8%、消化器障乃至榮養障 62.4%、皮疹を有するもの50.3%、其他鼻炎、脱毛、手掌足趾乾癬は約50%ある。此等微毒兒のワ氏反應は94.9%陽性率を示してゐる。血液には赤血球減少、有核赤血球、白血球増加、血素減少、相對的淋巴球増加、骨細胞、プラズマ細胞等の異常血球の出現を見る。

山本康裕 乳兒脚氣とビタミン問題 (テラピー 第3年第7號)

著者は乳兒脚氣とビタミンB缺乏症との關係を解決する目的に向つて議論されて居る主なる問題は(1)脚氣母乳のビタミンB含有量、(2)ビタミンB製劑の乳兒脚氣に對する治療的効果、(3)比較的ビタミンBに乏しき食餌により榮養する場合に乳兒脚氣又はそれに類似の疾病が起るか如何か、(4)ビタミンBに乏しき食餌を與へて乳兒脚氣の症狀が輕快し或は治癒するやにありきなし、此等の諸點に就て從來諸氏(肥爪、生地、磯部、永田、瀬川)の發表した意見を述べ要するに乳兒脚氣の原因に就てはビタミン缺乏説にもせよ、又は非缺乏説にもせよ其等の説の根據に尙ほ多少の疑問が存するのであつて、解釋のしようで何れも説明の出来る點があり、最後の決定を見る迄には尙ほ多くの波瀾を経る必要があるであらうと述べて居る。

荒井實 カルメット氏の初生兒結核豫防法 (日本醫事新報 第167號)

バストウルが弱められた病毒を以て動物及び人體を免疫する方法を發見して以

來、種々なる傳染病の豫防法としてワクチンが用ひられるやうになつたが結核に對しても亦結核菌の種々の製劑を作つて免疫乃至豫防の方法が講ぜられるやうになつた。カルメットは1905年來此問題に對して一定の方針で實驗をなし、初め幼牛の結核豫防を主としてゐたが1921年以來之を人間の初生兒に應用して相等の好結果を示した。カルメットが使用したワクチンは「ワクチン」BCG (Bacille Calmette guerin) と稱し膽汁馬鈴薯上に培養した結核菌を葡萄糖ミグリセリンを含む水溶液に浮遊せしめたものである。カルメットは此のワクチンを生後3日目、5日目7日目といふやうに三回に分けて毎回生菌1センチグラムを含有する浮遊液を授乳の前に飲ませた。生後二週前には腸管は細菌を非常に吸収し易いが、其後になるに著しく吸収されにくくなる。此試験は成績がよいため諸方からBCGを送つて呉れよの希望もあつたが、カルメットは單に結核の母から生れた初生兒に限つて實驗した。1922年には217名の初生兒にこの豫防を行つたが其中1925年迄に死亡したものが15名ある。然し結核で斃れたる者は1名もなかつた。又1924年7月から1926年1月迄に518名の初生兒に接種したるにそのうち107名死亡したが死亡者の中11名は結核であつた。此の數字を一般的初生兒の死亡率と比較するならば結核病者と共に生活する初生兒がBCGの服用によりて如何に結核罹病の危險から救はれてゐるか云ふことが明かである。BCGの服用によつて得られる免疫もその成立迄には相當の日數がかかるから生後如何に早く服用させたとしても免疫成立迄の間に近親のものから多量の結核菌の感染を受ければ、やはり罹病の憂がある。故に初生兒はなるべく感染の機會を少なくするやうにしなければならない。BCGに依つて得られる免疫は實驗の結果3年以上續くと思つて差支ない、且つ小兒の結核で斃れるのは滿2年内に最も多いから本法の價値は充分に認識せられるのである。又BCGは其の服用によつて何等の副作用がないから小兒の第一年月及び第三年目の終りに之を繰り返した方が宜しい。然しての豫防法を實際に

應用するに當つてはBCGを服用した初生児はなるべく、結核菌の感染を受けぬやうに、家族から離すこか、何なり適當な方法を講ずるのが理の當然である。

池田喜一郎 本邦初生児及び乳児の生理的血壓に就て (乳兒學雜誌 第1卷第4號)

著者は健康なる初生児及び哺乳兒總數598名に就いて其の生理的血壓價を検索した。其の結果、生後數日間の血壓の變化は略々生理的體重減少曲線と一致するが此は初生児糞疽によつて現はれる膽汁酸塩中毒に由來するこなし、又生後數日間を除外するこ血壓は身長及體重増加に正比例するこも、同年齡のものは男子の方が女子より高く又覺醒時血壓は睡眠時血壓よりも6.8耗高く、哺乳時は平均8.9耗高いこ。尚ほ生後第一週から十二ヶ月に至る生理的血壓價を表示してある。

笠原道夫 所謂腦膜炎 (實驗醫報 第12年第142號)

所謂腦膜炎は日本に特有なる天然榮養兒を侵す腦膜炎様疾患で多くは生齒期に來る。此が死亡率は約50%で治癒するにも數ヶ月を要し、よく精神障礙、失明等を後貽するこがある。著者は尚ほ臨床的説明をなし、症例を擧げて其の診斷、腦脊髓液所見、鑑別、療法等に就いて述べてゐる。

戸川篤次 小兒の結核に就いて (日本之醫界 第16卷第89號)

著者は小兒の結核に就いて、其の統計、結核菌の成立、結核の素因、結核感染に對する生物學的反應及び結核感染の運命、ツベルクリン反應及其診斷上應用、小兒結核豫役等に關して簡明なる説明を加へてゐる。

小林樵夫 大連に於ける小兒濕疹の統計的觀察 (皮膚科紀要 第8卷第3號)

大正8-13年に至る期間大連醫院皮膚科受診患者中年齡15歳迄の濕疹患者の統計である。著者は蛇足的説明を避け専ら表示に依つて發表してゐる。最後に重要と認めた事項を曲線に

て示してゐる、これによると、大正8年から同13年に至る間小兒と(男女とも)濕疹の患者數を漸増したのを認める。又年齢別に見ると一年未滿のもの尤も多く二年、三年と進むに従つて急減し、十年から十五年迄は畧々平行の状態である。月別に觀察すると一月から三、四月の頃には濕疹多く、七、八月に尤も減少してゐる。

野竿賛治 小兒結核發生機轉に關する實驗的觀察 (國民衛生 第3卷第5號)

從來諸家の動物實驗によつて結核の胚種遺傳説は否定せられ、胎盤性遺傳に至つても原則として肯定せられない状態である。著者はモルモットに就いて此等の關係が事實なるこを証明せんとして、先づ雄獸又は雌雄兩獸の皮下或は腹腔内に培養結核菌を接種し、同棲飼養した親獸から生れた子獸には結核性病變を有するものゝ無いこを剖檢によつて確め、結核は遺傳病にあらざるこを説明し、尚ほ所謂結核性體質 (Habitus Phthisicus) と遺傳せず、生後結核に罹患せる親獸又は環境から結核の傳染を受けて潜伏性結核に陥れる結果であるこを明かにし、これから推理して人類の結核に及び、小兒結核發生の機轉に就いて、結核の遺傳を否定し、舊來信ぜられた結核患者の子孫は結核に感受性强き先天性體質を遺傳するが如き事實は無く、所謂肺癆性體質なるものは現今の結核に對する見地からするこ、寧ろ潜伏結核を有する小兒の發育状態を見做すべきもの多く、小兒結核の發生は主として母子間等家族内の傳染に由るこを力説してゐる。

白麟 濟 實驗的佝僂病の研究前編 (朝鮮醫學會雜誌 第62號)

佝僂病の研究が1650年英醫 Glisson によつて報告せられて以來多數學者が此の問題に向つて研究の歩を進め、現今一般に認められてゐる有力なる學説は次の五である。即ち日光説、「ビタミン」説、内分泌説、石灰代謝説及び「ビタミン」及塩類説がそれである。「ビタミン」及塩類説は以上四の説の缺點を補ひたるもので1921年 McCollum, Smonds, Shiply, Parson, Park の五氏は「ビタミン」A 缺乏以外塩類殊に「カルシウム」及び磷の相對關係の重要なこを認めたものである。彼等は白鼠につき溶脂性「ビタミン」缺乏以外に「カルシウム」及び磷の何れ

かを缺乏した食物によつて飼養して骨骼に佝僂病酷似の變化を起すを報告した。著者は Mc Collum 氏等の成績は小兒佝僂病との比較に尤も必要である組織學的檢索血液化學的研究等が粗漏なるを遺憾をなし此等の不足を補はんとして此が追試を試んでゐる。即ち試験動物として白鼠を用ひ、飼料は Mc Collum 等の發表した所謂磷酸缺乏性佝僂病食を與へて飼育した。而して此が臨床的觀察、骨骼の病理解剖、骨骼の化學的研究を行ひ、其の結論として、實驗的白鼠佝僂病は臨床的徵候、骨骼のX線の所見、病理解剖的及組織學的所見、骨成分の化學的所見等小兒佝僂病に酷似する外に血清カルシウム及磷含有量の變動就中血清磷含有量の著明の減少等は小兒佝僂病の場合と全然一致する。而して佝僂病性變化を招來する原因は血清磷含有量減少のため増殖新生する生理的骨發育機に石灰沈着が伴はぬ爲めであるらしい。

3 異常兒童

東京市教育局學校衛生課 東京市小學校補助學級兒童の健康状態に就て (同課 大正15年8月)

東京市内の補助學級兒童男129名、女219名、(年齢7—15歳)に就いての調査の結果である。その補助學級に編入せられた理由を見ると

學業成績不良のため	85.60%	性格異常のため	1.28%
成績不良と性格異常のため	3.86	心身發育不良のため	3.86
身體虛弱なるため	0.77	成績劣等にして遲滯の傾向あるため	3.59
缺席多くして成績不良のため	1.02		

次に遺傳關係を見ると、直接遺傳あるもの33.78%この中父方の遺傳、母方のそれに比して、約三倍半に達してゐる。又、隔世遺傳のあるもの24.20%、兩者の合計57.97%、之に對し副系統の遺傳は10.95%であつて、その大部分は兄弟姉妹との關係である。合計して、69.17%に於いて遺傳關係を認める。

次に環境について、養育者が實父母なるもの69.17%、養父母5.47%、繼母2.73%、孤兒0.45%、私生兒0.91%父兄の職業は、筋肉労働者45.3%、丁級商工業者30.28%、智能的職業に従事せるもの7.93%、無職4.08%、又、生活状態は、貧困のものが最も多く、43.83%、中等39.96%、なほ注意を要するは教養怠慢のものが總數の38.35%あることである。

身體的缺陷のあるものは非常に多く、眼科の疾患及び耳鼻咽喉科的疾患が殊に多く、醫學的看護を要するものが大である。

三宅鐵一 特殊兒童の精神病學的考察 (濟生 第3年第56號)

寺澤嚴男 低能兒の判定 (教育心理研究 第1卷第7號)

低能兒の判定はその個人の一定時期に於ける知識界觀念界の檢索のみに依つては決定しかねる場合多く更に進んで其精神内部の潛勢力をも探究せねばならぬ。而して成長と進歩との本來の過程及び眞實の可能性を知らんとするには其成長と進歩との實現を阻礙しつゝある凡ての物を芟除し更に與ふべきは與へ時期の待つべきは待ちその成果を嚴密に測定せねばならぬ。而して之れが爲めには一面には心理學的檢索を必要とすると共に身體的疾患、傷害の程度、本質、原因等をも精察せなければならぬことを説いてゐる。

河合壽三郎 劣等兒低能兒の心理と其の教育の實際 (南海書院 大正15年9月)

劣等兒及び低能兒の教育の沿革よりその鑑別法、原因、心理及び教育について簡単に記述せられてある。殊にその教育の實際は著者多年の經驗から出たものであつて參考すべき多くのものがある。

武田慎治郎 特異兒童の研究 (社會事業研究 第14卷第二號)

不良兒の生ずる原因動機は還境素質兩方面に存するさて、著者多年の調査資料によりて、素質は精神的方面と身體的方面に分け、精神的方面から見るに500人の内精神低格者が160人、精神薄弱者が172人、兩者を兼ねて居るものが77人 通常

が91人最近この方面の數字が段々殖へて行く様であるのは研究を要すべき問題である。肉體的方面では500人中耳鼻咽喉病が277人腺病が191人眼病138人其の他が137人榮養不良79人胃擴張29人全く無病が僅かに25人である。素質を作つた素因……兒童の血族親中に大酒家、精神神經病胎生時の不良感動等が比較的多くなして居る。

環境は素質を五分位の價値に見るが之れを分けて8とする。その關係の不良なもの家庭關係の530娛樂關係の261奉行關係の172、風儀關係 220 養育關係198養育關係154、生活關係99教育關係 73であつた。改良すべき主要點は先づ素質その内體質を改良せねばならぬ。

醫學的又營養的方面も重要であるが、生活の改善即ち合理的生活が最適切である、環境については先づ家庭の改善を急務とする。愛の教育が根本を爲すものである。

更に一層力ある養護をなす爲めには感化院を矯正院を分ちその他色々の分類法によつて分類し部類々々で適當な保護機關を多く作り、その職員の機能を十分發揮させねばならぬ。感化院は私立の一番小さいのが一番理想的である。

更に考へを進めるに不良兒を作らぬに云ふ事が一番必要であつて、人種改良問題はさうしても實行せねばならぬ。又社會環境の改善に云ふ事もつゞ徹底的に行ふ必要のあることを説いてゐる。

三田谷 啓 精神薄弱兒童の保護に就いて (社會事業研究 第14卷第12號)

精神薄弱兒の數は學校兒童100人中6人の割合であるこの事、然らば全國800萬の學童中48萬人は精神薄弱兒である筈なのにその中僅かに 16319人のみが特殊教育を受けて居るのみ、而してその特殊教育機關は特殊學級、特殊學校、教育治療院

等で徹々たるこまこまに國家の重大事である、特殊教育令と民間の特殊機關の施設は必要であり又義務であるを論じてゐる。

阪井良助 異常兒に對する醫學的考察 (社會事業研究 第14卷第3號)

修徳館に收容せられてゐる不良兒童170人について、精神身體兩方面の検査を試みた結果である。

一般智能については、平均1283.5生活年齢に對する精神年齢の遅退 2.1歳而して精神薄弱兒73人(43.9%)性格異常兒61人(35.9%)正常兒36人(21.3%)即全體の約八割は異常兒である。精神薄弱兒の中では7割が魯鈍で、3割が痴愚であつて、白痴は一人もない。

身體的検査の結果は、過去17年間に入館せる987名の値を見ると 13-18歳迄は、身長、體重、胸圍、(14歳以上)いづれに於いても尋常兒とは劣つてゐる。

又、頭顱の形、その他に於いて多くの變質徴候を見る、その他言語障礙、生殖器異常及その他耳鼻咽喉科的疾患が殊に多い。先天聾瘂兒は約5%の割合である。

遺傳關係を見ると、親の精神薄弱12%で、母親は父親の二倍、親の性格異常30%、大酒家50%、その内父の大酒25%母は父親の1/7、祖父の大酒20%であつて、父方の祖父の大酒が母方のその二倍になつてゐる。又、兩親に精神病者を有するもの6%、其他傍系にあるもの15%である。

これらの諸點から見て、著者は、これら異常者發生の對策として、優生學的運動の必要を説いてゐる。

本多英二、今川誠一 精神薄弱兒童の身體的考察 (國民衛生 第3卷第8號)

神戸市に於いて精神薄弱兒として特別學級に於ける男女兒童 210名について、身體的發育狀況、榮養及び、所謂變質徴候について精細に檢し、これを本邦及び神戸市の健體兒のそれと比較して下の結果を得てゐる。

1. 精神薄弱兒童の身長、體重、胸圍及び頭圍の平均數は健體兒童の平均數に比して著しく小である。就中身長及び頭圍に於いて其差が甚しい。然れども三島氏の最小表に比すれば稍大であつた。
2. 精神薄弱兒童の頭圍平均數は三島氏の最小表に近く、就中被檢女兒の約半數はこれよりも小であつた。
3. 精神薄弱兒童の身體的發育及び榮養状態は健體兒に比し一般に劣悪であつた。
4. 被檢精神薄弱兒童 210名中所謂變質徴候を呈せるものは男兒86名、女兒67各であつて、

總人員に對して約73%に達した。而して其殆と總てに於いて2種以上の徵候を併有せるを認められた。

4 兒童保護

内務省衛生局 乳幼児保護に関する報告 (同局 大正15年)

國澤健雄氏の調査になるものであつて、概要を摘記すれば、本邦に於ける乳兒死亡率は總死亡の2割5分、生産千に付平均174、而して各國が死亡率が減少して居るのに我國のみ増加して居る。

地方的都鄙的關係、乳兒死亡率の最高地方3つあり即ち大阪中心、千葉 埼玉 東京中心、及奥羽の地方である。

大阪府に於ける乳兒死亡の地方的關係は概して都市及び接續町村、北部山地の農村に多い。前者は都市の影響、後者は氣候的關係によるものと思ふ。

都市では市の周圍部即ち工場地區に多く市の中央部に求心的に遞減して居る。

本邦生産率の高い地方は又死亡率も高いが都市は生産率低く死亡率高い。

月齡に依る乳兒死亡—1ヶ月以内の死亡44%、農村は49.5%、都市30%、又男兒の死亡率は女兒より一割多い。乳兒死因—先天性弱質19.8%、下痢腸炎14.7%、都市に於ては下痢腸炎21.3%、先天弱質15.9%、農村では先天弱質29.2%、呼吸器22.2%、季節との關係を見るに都鄙共に氣温の最も低い冬季死亡が最も多く酷暑789月は之に次ぎ所謂二階堂氏の二山二谷を顯す。

榮養との關係—都市にては人乳少く人工榮養24.5%に達し死亡率も從て多い。而して榮養障害死亡乳兒の過半数は人工榮養兒であることは注目すべきである。

山崎 巖 兒童問題の基調 (社會事業研究 第14卷第9號)

社會政策の實行に際して防貧救貧制度の確立の重要なことを説き更に兒童保護事業は、先づ以て貧兒救濟を基調させねばならぬことを力説して居る。

守屋榮夫 大正14年度の兒童保護事業 (社會事業 第9卷第11號—第10卷第3號)

我國社會事業一年間の推移を顧みその鳥瞰的觀察を試みたもので重なる内容は、皇室と社會事業、社會事業の獎勵助成、社會事業に関する主要なる會議、兒童保護、感化事業、救貧事業、醫療救護、特別救護、社會教化事業、經濟的保護、方面委員制度、社會事業の行政機關、社會事業従事職員制の發布、恩賜材團慶福會等で次の二つの事項に注意すべしと説いて居る。

即ち1. 社會事業が單一の殻を脱して其の多岐なる各部門に亘り具體的事情を調査し其の結果に基いて夫々適切有効なる具體的方策が確立せられねばならぬこと、2. 形式に於て複雑多岐なる社會事業の各部門が實質的には全く一の有機的統一體として動くことに依つて能く共同の目的を達成し得べきものである以上各社會事業の間相互の間に密接なる連絡提携の方途が講ぜられねばならぬことを説いて居る。

保健衛生調査會 小兒保健所指針 (公衆衛生 第44卷第7號)

社會局 自宅扶助制度に就いて (社會事業 第10卷第8,9號)

高田慎吾 兒童養育費問題に就て (社會事業研究 第14卷第1號)

兒童の養育は家庭の任務であるが、兒童教養の社會的意義を思ふまき、兒童養育費も亦社會的負擔たらんさする傾向がある。著者はこれを兒童保護の根基をなすものとして、一般の兒童養育費の特別支給即ち家族手當の必要を説き、その諸外國に於ける實施の概要及びこれに對する二三の意見を紹介し、その實施及び方法の研究の本邦に於いて特に必要な所以を力説して居る。

倉橋惣三 幼兒保護の年齢的考察 (社會事業 第9卷 第12號)

幼兒保護は系統としては乳兒保護と學童保護との間を占むる問題である

幼兒保護の限界は滿六歳とするが適宜である。

又滿9ヶ月迄は純哺乳期であるから母から離してはならぬ又

大體に於て生後滿二年位迄はその以後とは大いに異なる保護の方法を要し之れを社會的機關に依る乳兒保護の中心となすを適當とする。

幼兒保護の限界は英國では生後9ヶ月より滿3歳迄を晝間保育所(day nursery)の時機とし滿2歳より滿5歳迄を保育學校(Nursery school)の時機とし生後9ヶ月より滿5歳迄を社會的幼兒保護の期間と定めて居るが大體に於て同意してよいと思ふ、幼兒保護の期間に

満6歳とするとしても其の前期後期の区分も相當に顯著なるものである、我國の幼稚園は満3歳より學齡迄となつて居るが、近來純教育的のものは満4歳よりとなつて居る即ち幼兒前期と後期を満4歳に依つて分けて居るのが一般である。然してその區別は前期は心理的區別で後期は生理的區別と云ふ事が出来る。我國の幼兒保護は後期に對する注意を缺くものが多い以上主として年齢に準據して考察したのであるが形式に囚はれるべきでは決してない。唯年齢を借りて考究し置くを便とする爲めである、雜然と放置しては發達しない。

大久保直程 小兒保護の方針に就て (社會事業研究 第14卷第3號)

兒童の社會的保護事業の眼目を一般小兒の死亡率低減、次第民族の強健とに置けば、結婚の保護、妊婦及び産婦の保護、乳兒保護、幼兒保護、學童保護及び卒業後の兒童保護等いづれもその一方面として擧げることが出来る、然しその中に就いて殊に最も緊要なるものは乳兒の保護と妊産婦の保護であるとして、著者は歐米に於ける小兒社會的保護事業の概況を記述し、我が國の小兒の保健状態の不良なことをその死亡率の高きこと、一般に發育の不良なことから推論し、その原因を、(1) 榮養法の不合理、(2) 母親の健康状態、(3) 家庭の不良(4) 社會の文化程度の低きことに歸し、次に小兒死亡の豫防法として、一般的方法としてはこれらの原因を除去すること、即ち(1)衛生教育の普及、(2)女子の健康増進、(3) 家庭の向上、學校の増設、(4) 社會衛生的施設の増進であつて、その特殊的方法としては、乳兒保護機關の設置、妊産婦相談所、産院の増設、母親保險法、母親金庫等の制度を設け、更に中央にこれらの事業を總括すべき機關を設け、これを統一せしむべきことを説いてゐる。

西谷宗雄 京都府下洛北の里子制度に就て (兒童研究 第30卷 第8號)

京都府下愛宕郡の里子制度について調査した一部の報告であつて、里子 221 名につきその一般發育状態は、體重、身長、胸圍、頭圍及び座高を測定した結果は、哺乳時期に於ける一般發育状態は本邦平均に比して劣つてゐる。

里子依託の理由として擧げられてゐる所を見ると、母乳不足の爲めのもの最も多く、(253名中70名) 次は母の死亡(同47名)及び母の病弱(同44名)その他兒童の保健の爲めといへる、健康上の理由が最も多く、次に里親の年齢は175名中25歳から45歳迄が最も多く、就中 40 歳最多は25歳前後である。職業は、79.0%は農業、而してその體格は中等にして、榮養佳良のものが多く、病的缺陷のあるものはない。

里子榮養の方法は、自然榮養(人乳)が最も多く(76.8%)里子の榮養状態も 85.8% は中又は佳、不良なるものは12.5%だけであつた。

しかし乍ら里子を預れる者について調べると、死産、流産が甚しく多く、且つ、自身の乳兒死亡率も高い。これやがて里子を預る原因ともなるのであるが、これは甚だ重要視すべき點である。

愛知縣 愛知學園兒童鑑別所彙報 第1回 大正14年度 (同縣 大正15年9月)

大正14年度業務の概要であつて丸山良二氏の報告である。これによりて不良兒を以て入園せるものに就いて見るに、入園時の年齢と在園中の成績との間には關係がないが、幼年時に於いて入園したものには逃走を企てるこゝが少く、又、出園後の成績も良好である。又その兒童の家庭の職業は零細農及び傭業者が最も多く、その父母保護者の資産状態から見れば無資産47.9%、百圓以下のもの 27.7%であつて、大多數は所謂無産者といふべきである。従つてその社會的地位は85%までは下層階級に屬するものである。又、それらの不良行爲を見るに、窃盜最も多くして 83.8%、その他は詐欺、放火、暴行、弄火、横領、強盜、賣淫等各少數づゝある。在園者の教育状況を見るに、その在學平均年数は3年6月餘である。

次に不良兒の智能検査の成績を見るに、一般に智能は低いものが多いけれども同一方法で検査した印刷職工及び紡績女工と比較して、略々同等である。即ち所謂此の智能検査によりて検出せられる所の能力に於いては、不良兒童が特に劣等であることは見られない。それ故に能力は不良化に對する重要な要素ではない。しかし乍ら、一般に感化院兒童の二割乃至三割は正常智及びそれ以上で、七割乃至八割は正常智以下であるといへる。

5 學校衛生

日本帝國文部省 學齡兒童學齡兒童就學學齡兒童不就學學齡兒童中盲者聾啞者 (文部省第50報 大正11年4月一正大正12年3月下卷)

學 齡 兒 童								
既に就學の始期に達したる者			未だ就學の始期に達せざる者			合 計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
4,736,209	4,486,882	9,223,091	701,210	681,968	1,383,178	5,437,419	5,178,850	10,616,269

學齡兒童就學

尋常小學校の教科を修むる者			尋常小學校の教科を卒へたる者			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
3,489,440	3,356,318	6,845,758	1,218,923	1,104,210	2,323,133	4,708,363	4,460,528	9,168,891

學齡兒童不就學

就學猶豫			就學免除			合計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
18,164	26,346	44,510	9,682	10,008	19,690	27,846	36,354	64,200

學齡兒童百人中就學累年比較

(既に就學の始期に達したる者)

男 及 女			
大正十一年度	大正十年度	大正九年度	大正八年度
99,30	99,17	99,03	98,92

學齡兒童中盲者聾啞者

(×印は盲にして且聾啞なる者である)

者			學齡兒童1萬に付き盲者			盲者の内學校に於て修業する者			聾啞者			學齡兒童1萬に付き聾啞者			聾啞者の内學校に於て修業する者		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1,509	1,413	2,964	175	100	276	3,377	2,881	6,258	5.89	5.84	11.73	584	396	980			
×25	×17			×1													

文部大臣官房學校衛生課 學校診療に關する調査 (學校衛生 第6卷第4號)

學校衛生の實務機關の1たる學校看護婦は歐米に於て夙に普及發達し我國に於ても近時普及發達せる施設となりつゝある、然るに此事業と相並んで學校衛生上の豫備施設として最近重要視せらるゝに至りしは學校診療所である。

正13年7月文部省學校衛生課長より各地方長官宛に發したる照會に基きて調査した所によると本邦に於て學校診療を行ふ學校數は全國を通じて42府縣である、内容に於て之れを見

るに不十分なるもの多く學校診療所の名を冠すべきものは指を屈する程しかない、之れを府縣別に見るに設置總數は1410件にして兵庫縣の118件、三重(110)大阪(94)福岡(77)岡山(75)静岡(68)秋田(59)廣島(58)岐阜(54)神奈川(53)奈良(46)長野(38)長崎(35)熊本(35)山口(39)東京(38)千葉(36)京都(32)福井(32)山梨(29)宮城(20)富山(19)群馬(14)大分(14)香川(13)他は10件以下である。斯の如く順序に經費の出所別診療者別診療の設備診療科目及び病名及取扱件數を詳細に表示してある。

文部大臣官房學校衛生課 學校看護婦に關する調査 (學校衛生 第6卷第12號)

我國に於ける學校看護婦事業は最近顯著なる發達をなし學校醫を補け學校教育者協力して學校衛生の實務者として相當の成績を挙げつゝある、既に歐米に於ては學校看護婦は學校衛生の重要機關と認められ獨英米の諸國に於ては夙に之れが普及し米國の如きは現に1,2400餘名の學校看護婦を有してゐる。

我國に於ては大正14年度に於ける學校看護婦設置件數は合計325件看護の總數は504名である以下項を分け各府縣に於ける學校看護設置件數及府縣別經費の出所別並に學校看護婦資格別に記載し最後に本邦に於ける學校看護婦設一覽を掲げ以つてこれが概況を總括してある。

その内全國に於ける學校看護婦設置狀況のみを簡単に述べれば大阪77件の77名、長崎13件の36名、東京13件の32名、兵庫33件の33名、佐賀25件の32名、福岡12件の30名、廣島11件の25名、岡山7件の17名、熊本7件の16名、山口13件の15名、香川12件の14名、朝鮮6件の14名、岐阜8件の13名、新潟5件の10名、秋田6件の8名、愛媛8件の8名、千葉7件の8名、神奈川6件の7名等である。

保坂孝雄 日本の女學生の月經に就いて (日本醫事選報 第1575號)

著者は東京女子齒科醫專の健全なる女生徒100名につき調査したのものにして平均月經初潮は約14歳9ヶ月であるさ述べ初潮の來る時季は春夏に多く秋冬には少く1月から12月を通じて概して初潮を見るのは晝間が多く次いで朝夜の順序になつて居る。而して月經持續日數は5日間、繼續が27%4日間、3日間がそれに次いで多數にして1週間以上續く月經をもつ婦人は3名である。

月經時少しも症狀を呈せぬものが13名、身心の爽快を覺ゆるものが3名、乳房の腫脹が1名にして残り全部は色々の症狀を呈して居たさ述べて居る。

飯田三郎 小兒の胸廓測定成績 (兒童研究 第30卷第7號)

胸部は胸部内諸臓器を保護する城廓の如きものにして従つて肺臓、心臟等の如く生活に重要な役目を演ずる臓器の發育の程度如何は直に胸廓の大き形状等に少からぬ影響を及ぼすものであつて、各個人の體質が如何に微妙に胸部に表現されるかを考へる時に身體検査に胸廓測定を閉却してならない所以である。

著者此の見地からして自1歳至7歳健康兒童261名に就き胸廓一般検査の他尙特殊の方法を以つて胸廓の横断面及縦断面を紙上に模寫し種々の事柄を測定した結果次の如き測定成績を得た。

- (1) 胸廓横断面積が年齢と共に増加するのは勿論であるが始めの3ケ年間に特に著しい
- (2) 胸廓指數及穹窿指數と年齢との關係は數字上明確には現れなかつた。
- (3) 縦断面の各四邊及對角線は年齢と共に増加する、(4) 胸胸下口の傾斜を現はす α は年齢と共に狭くなる、(5) 胸骨の傾斜を現はす β は1年より4年迄は年齢に應じ増大するが5年以後では停止の状態を示す、(6) 季肋弓角は年齢と共に狭くなる、(7) 最後に異常胸廓數例を掲げ各項に就き本統計と比較し何れも著しき相違を見出した。

文部省學校衛生課 學校給食に関する調査 (日本醫事選報 第1624號)

營養不良兒又は家庭にて適當なる食物を攝取することの出來ぬ就學兒童に對し學校に於て定食又は間食を供給して兒童の營養の改善を圖り間接に學事を奨励せんとする事業を學校給食と稱して英、米、獨に於て盛んに實施され著しき効果を擧げて居る。我國に於ても最初學校給食をなせるは明治44年岡山縣小田郡小田村に於て行はれしより現在に於ては全國57件の學校給食施設を有して岐阜の13件を最多として東京9件栃木7件大阪神奈川岡山3件之れにつぎ他の諸府縣は何れも3件以下にして各地に於ける施設の數未だ少數である。

岡田道一 入學試験準備の兒童身體に及ぼす影響 (學校衛生 第14卷第11號)

入學試験準備の兒童身體に及ぼす影響としての原因は (1) 入學に對する恐怖よ

り神經衰弱に陥る、(2) 過度の勉強の結果の疲勞、(3) 運動の不足、(4) 消化器障礙(5)、睡眠の不足、(9) 胸部の壓迫により胸廓の發育を害するこゝ、(7) 運動及遊戯の不足により筋内の發達を害するこゝ、(8) 同上の原因により日光及新鮮なる空氣の供給不足、(9) 非衛生的生活により諸種の疾患にかゝり易からしむ等である。著者は中等學校入學志願者にして受験準備せるものと高等小學入學の爲若しくは全然入學せざる爲何等試験準備せざるものと各々につき身長、體重、胸圍、視力血壓を調査した結果次の如き結論を得た。

1. 中等學校入學志望者の體重増加率は男女とも無試験準備者(高等小學入學希望者又は何れへも受験せざるもの)のそれに劣る。
 2. 身長増加率は概して無試験準備者は試験準備者に勝る。
 3. 胸圍増加率は悉く無試験準備者は試験準備者に同じか又勝る。
 4. 視力に於ては無試験準備者は男女兒とも變化なきに試験準備者は近視者増加の傾向を有して居る。
 5. 血壓に於てもその増加の率試験準備兒は無試験準備兒に劣ることを知る。
- 要するに現在の小學校に於ける中等學校への入學試験準備は衛生上兒童の發育を害し兒童身體を虛弱ならしむるものである。

橋本敬三 成績不良兒童の身體検査 (學校衛生 第6卷第11號)

大正15年4月函館市立小學校16校に就いて成績不良兒童總人員1368名を選び身體検査を試みたる所次の如き結果を得た。

検査人員	頸部頸下 淋巴腺 腫脹	難聴	扁桃腺 肥大	角膜濁濁	視力障害	斜視	畸形
計 1,368	961	279	696	75	408	6	4
% —	70%	20%	51%	50%	30%	—	—

東京市教育局學校衛生課 本市小學校職員兒童死亡に關する調

(同課 大正15年7月)

(1) 職員の死亡は大正14年4月1日から同15年3月末日迄に死亡したる職員数は男21名女14名にして職員數男3563名女1834名にして夫々對比して見れば男の死亡率5.9%女7.6%である之れを區別して見れば半込の23.8%最多として四谷18.9%淺草11.7%下谷11.3%である、死亡原因は肺結核性のものゝ多いのは注目する、年齢別に見れば66-70歳の73.2%56歳-60歳21.7%51歳-55歳15.6%41-45歳8.2%を最多として孰れもそれ以下である。

(2) 兒童の死亡は大正15年度にその死亡數は男308名女428名にして各々の兒童に對する比を求むれば男3.0%女は4.3%に當つて居る、之れを區別すれば四谷の5.0%日本橋の4.4%麻布小石川4.2%である、尙學年別にすれば高等科第1學年の1.9%を除いては4.0-3.0%の所である、終りに病名別にすれば腦膜炎骨膜炎肋膜炎癩癰肺炎肺結核等多しと述べて居る。

英口謹一 口蓋扁桃腺肥大と學科成績の比較 (日本學校衛生 第14卷

第4號)

大正14年4月長岡市表町尋常高等小學校兒童の體格檢査に於て調査したるものである、その結果在籍兒童男584女781人に對し口蓋扁桃腺肥大兒童數は男91人女97人にして、各々の百分比は男15.58%女12.42%であつた。

之れを學科分類に表示すれば次の如くである。

口蓋扁桃腺肥大兒童と健康兒童との學科分類百分比

	記 憶	思 考	算 術	手 技
甲 { 健	22.59	21.86	23.81	22.85
甲 { 扁	15.77	18.16	24.41	22.14
乙 { 健	38.31	54.16	35.55	63.57
乙 { 扁	49.81	63.95	43.98	69.70
丙 { 健	27.83	20.21	29.08	12.21
丙 { 扁	22.81	16.33	25.73	7.69
丁 { 健	11.27	3.77	11.56	1.37
丁 { 扁	7.61	1.57	5.81	0.47

大體に於て上の如き結果を得て著者は次の如く云つて居る、即ち口蓋扁桃腺肥大は兒童の學業成績に多少の悪影響あるも著しきものではない、1部に於てはむしろ優良な成績を有し居る、即ち尋常科に於て平均點9點以上なるものは次に示すが如くである。

學 年	患 兒 數	9點以上のもの
尋 2	23	1
3	29	4
4	31	7
5	31	7
6	26	4

故に口蓋扁桃腺肥大は學科成績に對し殆んき悪影響を及ぼさざるものご考へらる

紀本參次郎 虛弱兒童の保護と結核豫防 (醫政 第1卷第8號)

本邦兒童衛生上のみならず一般保健問題として見のがしてならぬ大問題は虛弱兒童と結核の關係である、佛蘭西寄贈病院に於て入院兒童の胸部の一般理學的檢査を行ひたるのみならずビルケ氏反應を施行した所肺門淋巴腫脹並に潜在性結核と認むべき病變の者が673名中547名(81.3%)の多數に上つた、斯の如く多數の潜在性結核を有する無資産階級兒童はやがては開放結核となり周圍に蔓延するに至るは至當にして由々しき大問題であるご述べ、早期治療と防貧の關係につき識者の御研究を切望すと説き、最後に日本赤十字社各地支部に於て開かれる夏期保育所の如き設備並に林間學校海濱學校の設備を法律を以つて之れが規定を設け國庫の支出によりて之れが設立するに至れば虛弱兒童の保護並に結核豫防が満足に達せられるご推賞して居る。

藤原九十郎 暑中休暇の期間問題 (日本學校衛生 第14卷第1號)

我々の日常生活は常に環境の支配を蒙つて居る。即ち春夏秋冬の變化は勿論時々刻々の温

湿度の轉變に應じて受くる所の健康及び一般作業能率上の影響は極めて著大なものである、然らば好適環境即ち快感氣候とはどの程度のものを云ふかと云へば「レオナルド、ヒル」は無風の狀態に於て輕衣安靜座業に従事せる場合には氣温華氏56度比濕65%の配合最も良好なりと云ふ。「ルブネル」氏は無風時濕球濕温度華氏60度を常態に於ける好適標準として居る。吾等に於ては之より少し高く60度乃至70度を以て快適として居る。斯の如き見地からして著者は大阪市の7月及び9月の時間的濕球温度の關係を調査した結果7月に於ては正午より不適當、氣候になるは8日より初まり午前8時より不適となるは11日よりである、又9月に於ては10日迄は8時より15日より少しく緩和して正午よりとなる。右の事實を以つてすれば暑中休暇は7月11日より、初め9月10日頃となしまた授業を11時又は正午迄にするは7月5.6日より始むべきである。大學専門學校が7月10日より暑中休暇を初めるに反し最も幼弱にして炎暑に犯されやすく實際に著大の影響を蒙りつゝある小學校兒童に對し炎熱の7月中課業を課するが如きは其の矛盾撞着實に極まれりと云ふべきである、識者の猛省を促すと喝破して居る。

文部大臣官房學校衛生課 女教員産前産後に於ける休養に関する調査 (學校衛生 第6卷第1號)

大正11年9月文部省令第18號を以つて女教員産前産後に於ける休養に関する件を發布せられ更に同年11月30日に實施上の注意並に月經時に於ける保護に關して發布した結果全國女教員を調査して次の表を得て居る。

學校	女教員	分娩數	%	産前休養時間			産後休養時間		
				1週間以内	2週間以内	2週間以上	6週間以内	6週間	6週間以上
女子師範學校	281	26	6.82	6	9	8	11	8	7
高等女學校	4,973	282	5.67	101	74	53	181	50	37
實業學校	2,017	145	7.19	57	30	22	92	29	20
小學校	63,272	6,035	9.54	2,590	1,099	891	12,967	1,306	706
計	70,643	6,488		2,754	1,212	975	13,203	1,593	770

6 體 育

吉田章信 體操科の理論 (右文館發行 大正15年11月)

著者の力著運動生理學並に運動衛生學等の内容を一層平明簡潔に記述されたものである。内容は平明簡潔ではあるが、體操體育に關する主要事項は忘逸することなく理解し易く説明してある。學校の體育方面の教職にある人は是非これだけのことは知つておかなければならない程度の内容である。

文部省學校衛生課 最近六ヶ年に於ける夏季體育的施設の狀況調査 (學校衛生 第6卷第5號)

大正7年度乃至12年度の日本全國に於ける夏季體育施設の狀況を調査分類せる成績である。内容は第1表施設府縣別表、第2表施設種類別表、第3表施設種類府縣別表、第4表施設數主催學校別表、第5表施設數道府縣別主催學校別表、第6表年度別及種類別參加者比較表、第7表施設年度別種類別經費調査表等である。このうち施設の種類別に逐年的に如何なる變遷を呈しつつあるかを示す爲に茲に第2表を抄記しておく。

第二表 夏季體育的施設數種類別表

種 類	大正7年度	大正8年度	大正9年度	大正10年度	大正11年度	大正12年度	計
林 間 聚 落	47	74	113	161	286	402	1083
臨 海 聚 落	89	124	92	159	296	538	1298
温泉 高原 湖畔聚落等	42	13	16	199	299	444	983
水 泳	325	501	566	840	1128	386	4746
登 山	30	95	177	229	366	365	1262
旅 行 遠 足	25	58	93	131	152	149	603
武 道	27	64	136	190	257	284	958
體操 遊戯 競技等	19	29	159	279	454	610	1550
野 球 庭 球	—	—	—	96	143	244	483
早起會、兒童召集	123	322	535	978	1231	1499	4688
其 の 他	44	99	245	8	6	57	459
計	971	1379	2132	3240	4618	5978	18,118

第八節 公衆衛生

1 公衆衛生一般

内務省衛生局 醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆等の分布

(衛生局年報 大正13年)

府縣名	醫師		齒科醫師		藥劑師		産婆	
	總數	人口1萬に對する醫師數	總數	人口1萬に對する齒科醫師數	總數	藥劑師1人に對する醫師數	總數	人口1萬に對する産婆數
東京	5967 (153)	14.97	668 (46)	4.95	3014 (74)	1.98	5125	12.86
京都	1599 (22)	11.51	869 (5)	2.10	518 (18)	3.09	1100	7.92
大阪	2543 (65)	8.49	1178 (8)	2.38	1589 (54)	1.50	3242	10.82
神奈川	919 (14)	7.03	1423 (5)	1.83	319 (8)	2.88	783	5.99
庫	1532 (34)	6.14	1628 (6)	1.82	796 (19)	1.92	2404	9.64
長崎	973 (6)	8.20	1219 (2)	1.11	210 (4)	4.63	1097	9.25
新潟	1159 (26)	6.34	1576 (4)	1.12	171 (4)	6.78	1488	8.14
埼玉	707 (5)	5.14	1944 (3)	1.24	138	5.12	471	3.43
群馬	545 (5)	4.89	2046 (1)	1.25	127 (4)	4.29	484	4.34
千葉	980 (9)	7.13	1402 (3)	1.90	176 (3)	5.57	946	6.88
茨城	832 (13)	5.85	1708 (3)	1.17	134 (3)	6.21	677	4.76
栃木	630 (2)	5.68	1761 (3)	1.24	119	5.29	416	3.75
奈良	342 (7)	5.94	1684 (3)	1.56	75 (2)	4.56	391	6.79
三重	804 (13)	7.37	1356 (1)	1.82	227 (5)	3.54	1120	10.27

第四章 社會衛生に關する文獻の抄録

愛知	1706 (23)	7.69	1300	507 (9)	2.29	640 (27)	2.67	1881	8.48
静岡	1087 (23)	6.56	1524	308 (12)	1.86	273 (12)	3.98	853	5.15
山梨	340 (7)	5.56	1798	84 (7)	1.37	87 (2)	3.91	149	2.44
滋賀	395 (6)	6.00	1667	67 (1)	1.02	109 (2)	3.62	486	7.38
岐阜	651 (11)	5.85	1709	163 (7)	1.47	159 (4)	4.09	539	4.84
長野	893 (9)	5.43	1840	274 (7)	1.67	191 (2)	4.68	599	3.64
宮城	908 (7)	9.15	1093	121 (7)	1.22	87	10.44	794	8.00
福島	701 (9)	4.88	2051	135 (2)	0.94	102 (1)	6.87	1031	7.17
岩手	406	4.60	2173	77 (1)	0.87	51	7.96	489	5.54
青森	356 (2)	4.50	2222	74	0.94	38	9.37	646	8.17
山形	514 (7)	5.65	1770	99	0.99	65 (1)	8.68	794	7.95
秋田	493 (3)	5.29	1890	84	0.90	65	7.58	555	5.96
福井	389 (6)	6.44	1554	47 (4)	0.78	89 (1)	4.37	226	3.74
石川	662 (11)	8.69	1150	97 (3)	1.27	141 (1)	4.70	515	6.76
富山	491 (8)	6.61	1513	70	0.94	223	2.20	343	4.62
鳥取	322 (5)	6.93	1442	71 (1)	1.53	58 (1)	5.55	220	4.74
島根	585 (7)	8.29	1206	78	1.11	66	8.86	534	7.57
岡山	1080 (14)	8.67	1454	290 (4)	2.33	191 (4)	5.65	501	4.02
廣島	1279 (10)	8.07	1239	286 (5)	1.81	247 (4)	5.18	1100	6.94
山口	877 (6)	8.23	1215	175 (1)	1.64	142 (2)	6.18	486	4.56
和歌山	584 (5)	7.50	1333	137 (1)	1.76	167 (5)	3.50	640	8.22
徳島	456 (4)	6.70	1492	71 (1)	1.04	119	3.83	241	3.54
香川	397 (8)	5.90	1695	94	1.40	81 (2)	4.90	467	6.94
愛媛	679 (9)	6.30	1588	145 (1)	1.35	101 (7)	6.72	427	3.96
高知	525	7.64	1308	83	1.21	86	6.10	334	4.86
福岡	1939 (9)	7.94	1259	360 (7)	1.47	244 (2)	7.95	2081	8.52
大分	779 (2)	8.91	1123	135 (1)	1.54	109 (9)	7.15	502	5.74
佐賀	557 (5)	8.23	1214	88 (1)	1.30	121 (4)	4.60	754	11.15
熊本	1080	8.56	1168	116	0.92	120	9.00	1035	8.20

宮崎	386 (5)	5.51	1814	51	0.73	43	8.98	390	5.57
鹿児島	1060 (7)	7.08	1412	110	0.74	73 (1)	14.52	628	4.20
沖縄	165	2.73	3668	18	0.30	10	16.50	83	1.37
北海道	1378 (18)	4.87	2054	300 (4)	1.06	356 (17)	3.87	1640	5.79
總計	43702 (622)	7.39	1353	9983 (148)	1.69	12267 (315)	3.56	41707	7.05

氏原佐藏 米國に於ける醫師の分布問題 (東京醫事新誌 第2474號)

レイモンド・パール氏の意見を紹介批判したものである。パール氏は富の程度と醫師の數とは大體相関性を有してゐて、特別の地理的事情のない限り、富の高き程度が其の地方の醫師の増加の直接原因をなす事は殆んど疑ふ餘地がなく、地方農村は其富の眞價の低下と共に醫師の數が減少したと論じてゐる。が此觀察も誤りてはないがパール氏の統計的觀察は醫師の居住地に重きを置いた意見であつて、實際上の醫師の業域の關係を無視してゐる。この事は現今本邦に於ける論者の醫師分布状態の不平等觀と一致するものであつて、分布問題を論ずるには、居住地統計のみならず、開業領域の力の及ぶ範圍を單位として觀察せねばならないのである。

又パール氏の統計によれば必ずしも醫師數の多い地方と死亡率の低い地方とは一致するものではない。之に就てパール氏は、醫師は疾病の苦痛軽減といふことに偏し、死亡率の減退といふ事には顧慮しない爲と、又醫師數の多寡よりも其質の良否の差異が死亡率に直接關係するのであらうと云つてゐる。が著者はそれよりも地方の富の程度が關係し農村地方よりも工業地域の方、醫師數が多く、而して工業地域では勞働災害交通災害等が多いから、其影響で賑盛なる地方に死亡率が多いのではなからうか。

加藤正直 化學的純粹石鹼及普通石鹼の殺菌力に就て (衛生學傳染病雜誌 第21卷第5號)

化學的純粹石鹼と普通石鹼との殺菌力を比較するに左程差異のあるものでない。但し化粧用並に洗濯石鹼は殺菌力は全然ない。細菌の石鹼に對する抵抗力は菌株によつて異なるがコレラ菌、連鎖状球菌は抵抗力弱く、葡萄状菌は最も強大であつて他は何れも大同小異である。而して温度高き程殺菌作用は顯著である。石鹼の殺菌作用は其に含有される藥物に依因するものであらうが又含有せられるアルカリに依つても影響せられ、ナトリウム鹽のよりもカリウム鹽のエステルの方殺菌力が多少強い。

刈米達夫 邦産有毒植物に就て (日本公衆保健協會雜誌 第2卷第7號)

邦産有毒植物の、其毒素に就て述べられてゐる。其中毒患者及死亡は下表の如き數字を示してゐる。

植物名	大正11年		大正12年		大正13年	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
毒菌類	222	33	176	12	79	11
どくろつぎ	32	4	19	1	36	15
てうせんあさがほ	7	1	28	1	12	—
とりかぶと	4	1	10	1	2	2
しきみ	5	2	2	1	—	—
やまごぼろ	—	—	—	—	2	—
其他の植物	56	16	73	10	216	16
合計	326	57	308	26	347	44

吉田房雄 都留國武 驅蠅劑に關する實驗的調査 (國民衛生 第3卷 第10號)

現今驅蠅劑として理想的のものはない。殺蛆、殺蛹力の強大なるものは、他方人體に害毒を及ぼし又は不快の感と與へたり、或は價格不廉、引火等の危險を伴ふのである。蠅蛹は蠅蛆よりも一般に各種驅蠅劑に對して抵抗力が強い。

石油乳劑の有効濃度は10%内外(原液の)で、其有効成分は揮發性物質に基くのであるから開栓後は注意を要す。

酒井谷平著 温泉と疾病 (金原商店 大正15年5月)

温泉の性質、作用、分類の方法、及び本邦温泉の分類を掲げ、特に温泉と疾病との關係に就て、其適應症、効果、及び入浴の仕方を説いて、一般湯治者の心得ふ可き諸注意がくわしく説かれてある。

小池親鑑 別府諸温泉の消化酵素に及ぼす影響 (熊本醫學會雜誌 第2卷 第5號 醫海時報 第1679,1681號)

消化酵素に及ぼす影響は殆んど全部の諸源泉が、蛋白消化を高度に、脂肪消化を輕便に又は少しく促進し、澱粉消化は何れも著明に抑制する。

原田四郎著 水の鹽素消毒法 (嵩山房 大正15年9月)

宮島忠雄著 上下水道其他の殺菌劑としての漂白粉並に鹽素

(丸善株式會社 大正15年8月)

兩篇共に消毒劑としての漂白粉並に鹽素の性狀、殺菌作用、使用法並に使用量を説いてゐる。前者は醫學者であつて、上水道の消毒法を述べ、本邦に於ける實施成績をも掲げてゐる。後者は工學者であつて、工學的に説く所多く外國に於ける實例を擧げるこゝ多し、又上水道のみならず、下水道、水泳場並に公衆浴場、道路等の消毒法をもかかけてゐる。併讀すれば好參考なる。

吉本彌三 長崎謙次 促進汚泥法に依る下水の處分に就て (日本公衆保健協會雜誌 第2卷第8號)

名古屋市に施設した促進汚泥法の裝置設備大要と其成績を述べたるものである。その處理法の他法と比較して優れる點は、流出水の清淨なるこゝ、所要面積の僅少なこゝ、處理場附近で臭氣の發散少きこゝ、汚泥は肥料として大なる價値を有するこゝ等で、劣れる點は、動力に消高價を要するこゝ、消毒劑又は或種の工業廢水は促進汚泥を破壊する傾向がある故に汚泥を増加し且通風時間を延長すべき事、汚泥量の多量なる事等である。

藤原九十郎外三名 水槽便所汚水の衛生學的調査並に其淨化率に關する考察 (日本公衆保健協會雜誌 第2卷第2號)

大阪市内の水槽便所に付て著者が検査したるに、著者等の試験項目に合格するものは85例中僅に15例にして、然も其15例中にも警視廳令の規定に合格するものは僅か5例なるには一驚に値すべし、而して之が爲に市内河川の汚染せらるこ

は甚だしく衛生上危険極りなく、もつと嚴重に取締る必要がある。

高野六郎 勝 俣稔 内藤和行 大宮糞尿處分實驗所研究成績(第一回報告) (日本公衆保健協會雜誌 第2卷第1號)

著者等の新式糞池にて腸チフス菌及十二指腸蟲及蛔蟲の檢出を行ふたに、最後の汲出糞池内では腸チフス菌を證明するこゝが出来なかつたが寄生蟲は春夏の候では此糞池では63—121日も生存してゐた。

2 都市及村落の衛生

東京市政調査會 都市の結核問題 (市政調査資料第11號 同會發行)

本編は宮島幹之助氏の執筆にかゝるもので、先づ歐米各國都市の結核豫防の状況を概説し、次いで我邦に於ける同病豫防施設を述べ、次に我邦大都市に於ける結核蔓延の實況について、あらゆる統計資料を以て詳説し、これが對策について意見を述べてゐる。

内務省衛生局 上水道下水道及汚物掃除 (衛生局年報 大正13年)

上水道の数は大正14年4月現在に於ては竣功のもの128、工事中認可済のもの65申請中のもの2個所である、上水道敷設の認可又は許可を與へたるものを給水の開始及未開始に分てば前者には142個所後者は81個所にして大正13年4月より同14年に至る間に新に上水敷設の認可を與へたるものは28個所である、下水道に於ては從來築造の認可を與へたる内完成せるものは12個所未完成のもの14個所大正13年4月より同14年3月に至る間に新に築造の認可を與へたるものは岡崎市の1個所である、汚物掃除に於ては大正9年10月1日調人口10萬以上を有する大都市の掃除戸數平均1戸より搬出したる塵芥汚泥及屎尿は次の通りである。

都市名	塵芥	汚泥	屎尿
東京市	188.74	118.29	1.75
京都市	154.91	23.83	0.64
大阪市	224.46	37.14	—
横濱市	212.13	29.18	—
神戸市	236.50	102.08	9.60
長崎市	215.77	21.15	0.34
名古屋市	162.37	10.89	5.29
仙台市	408.58	—	—
金澤市	151.75	50.66	—
広島市	136.41	34.57	—
呉市	131.76	8.84	—
八幡市	163.28	15.36	—
鹿兒島市	296.17	85.54	—
小樽市	445.25	115.42	0.36
函館市	43.98	72.08	0.36
札幌市	662.52	23.19	0.13

後藤曠二 煤煙防止問題 (都市問題 第2巻第1號)

我國都市の燃料は薪木から無煙の木炭に遷り漸次石炭瓦斯となり、最近では無煙無臭の電気も僅少であるが使用される様になつて來たので都市の上空は従前ほゞ煤煙を以て満されて居ると思へないやうであるが事實はそうでない。

食物の研究其他住宅公園飲料地下水汚物に至るまで衛生上考慮されないものはない今日に於て大海に大氣程自然に放任してあるものはない。

イギリスハリフワクス保健局監督官長クリンチ氏は「空の衛生」を題して煤煙中の燃料の損失を家庭用燃焼器に就て述べ空氣を淨化するの要用なることを高調して居る。又英國の防煙同盟會議に於て或者は法の改正若くは其施行を主張し或る者は使用燃料の制限の必要を論じて居るやうである。我國に於ては幸ひ無煙燃料なる木炭を廣く使用して居る結果一般家庭の煤煙問題は主として石炭を使用する外

國に比して外見上甚だ有利なるが如きも、木炭は有害性瓦斯を發生するが故に換氣に充分の注意を拂はなければ煤煙による害以上に恐るべき結果を醸すものである。最早防煙問題は忽にすべきものでなきが故によろしく識者の研究を切望すこ述べて居る。

藤原九十郎 荻野秀壽 岡本芳太郎 都市の煤塵と其の防止問題

(國民衛生 第3巻第7號)

著者は煤煙の保健的惡化を記述して現在に於て防煤問題は必然考慮しなければならぬ緊要事項であるを力説してその研究を詳細に述べて居る、之れを簡単に述べれば實驗方法としては地上1米の高處に於て行ひ試験空氣量は1回1立方米を採り之を吸引するのに毎日約2時間を要した、試験装置は濾紙を銅製短圓筒の外排氣ポンプ(電力を用ふ)及瓦斯計量製造を備へるその結果は次の表である。

空氣1立方米中煤煙及塵埃量(平均)

(庭數にて示す)

九條 1.54	天王寺 0.71	堀川 1.23
船場 0.83	築港 0.71	鷺洲 1.10
西野田 1.00	春日出 1.06	阿波堀 0.63
三軒家 0.99	中之島 1.43	難波新地 1.00

上に表示するが如く大阪全市12ヶ所1ヶ年平均は四平方尺上 60.207庭1平方哩上414646噸にして就中舊大阪市9ヶ所に於ける平均1ヶ年降下量4平方尺上68,224瓦1平方哩上469,859噸にして編入新市3ヶ所平均1ヶ年降下量は4平方尺上36,156瓦1平方哩上249,006噸である。然らば舊市全面積上には1ヶ年降下煤煙量は10524.84噸尙その中25%は炭素分なるが故に舊市全面積降下煤煙量は2631.12噸である。之れを外國都市と比較する時殊に世界第1の煤煙都市として有名な倫敦市と比較するならば最近1922年8月より1923年6月に至る11ヶ月の調査によれば降下煤塵量は1

平方哩に就き 180噸内可燃物63.2噸、灰分 116.8噸、であつて大阪のそれより少量である。之れは何故であるか。

今井登志喜 大都市と郊外町 (都市問題 第3巻第6號)

本來西洋の都市は昔一般にその周圍に外廓を廻らして居たのでその外廓の周圍を Suburb 等と呼んで廓内の都市とは行政上のみならず地理上にも明確な區別があつた事は日本都市とは頗る趣を異にして居る。近代になつて都市が發展して次第に外廓外に延長する様になつて所謂郊外町が出現して來た。従つて今日では郊外町は本來の都市と只行政的に區劃される所謂接續町村の意味となつた。都市が著しく發達する時は常にこの郊外町が出現する事は歴史的に證明される原因である。その例として古代ローマ並に英佛國を引用してある、19世紀に入つて急速な都市發達時代が現れて來た。その結果郊外町即接續町村の編入は到る所あらはれて居る。面白いことには西歐の大都市は概して西に向つて著しく郊外町が出来る傾向である。之れを日本の東京に取るならば主とし西方豊多摩郡の方向に膨脹が著しい。最後に著者は都市問題を論ずる際殊に都市の大小を着眼する場合に郊外町が閉却される爲にその都市の實際の大きさが無視される例が屢々ある。又大都市と中都市小都市の發達を比較する場合普通は人口増加を百分率にして現して増加率を比較して色々議論たてるのであるがこの際郊外町に適當な注意を拂はない時は結論は頗る無意義のものとなる事等を例を引いて述べて居る。

村松喬雄 ビルディング生活者の健康状態に就て其の第1回報告

(保険醫學雜誌 第25巻第2號)

著者の此處に言ふビルディング生活者とは48時間中ビルディング内に居住する者では無く他に住居を持つて居て其處からビルディングにある會社なり銀行なりに通勤して其處で少くも7時間以上執務する者を云ふのである。

診査人員は男女合せて293名にして男子にて乙種以上の體格を有する者96%乙種以下のもの4%女子に於ては乙種以上の體格を有する者90%乙種以下のもの10%である。尙勤務する場所に依ての體格種別(男子のみに就て)は次の表の通りである。

場所	超%	甲%	乙%	丙%	低%
主として屋内に勤務するもの	—	22.0	72.0	46.	1.4
主として屋外に勤務するもの	2.3	28.0	69.7	—	—

勤務する場所に依つての榮養良否		健康者と非健康者との比	
場所	良% 不良%	性別	健康者% 非健康者%
主として屋内に勤務する者	70.7 29.3	男子	73.5 26.5

主として屋外に勤務する者 66.0 34.0 女子 61.4 38.6

體型と疾病の種類別

體型	甲種又は乙種 整調肥滿				乙種又は低劣 整調肥滿		丙種整調 等位整調		合計
	良	不良	良	不良	良	不良	良	不良	
呼吸器病を有する疑ある者	64.0%	—	27.0%	9.0%	100.0%				
呼吸器病	36.0	—	64.0	—	100.0				
血行器病	64.0	9.0	18.0	9.0	100.0				
消化器病	35.0	10.0	55.0	—	100.0				
泌尿器病	50.0	—	50.0	—	100.0				
生殖器病	—	—	—	—	—				
神経系疾患	100.0	—	—	—	100.0				
新陳代謝病	50.0	—	50.0	—	100.0				
脚氣症脚氣様症狀ある者	50.0	—	50.0	—	100.0				
寄生蟲病	—	50.0	—	50.0	100.0				
黴菌性疾患	70.0	—	30.0	—	100.0				
呼吸器病を有する疑ある者	50.0	10.0	30.0	10.0	100.0				
呼吸器病	60.0	—	20.0	20.0	100.0				
血行器病	—	—	—	—	—				
消化器病	—	—	—	—	—				
泌尿器病	100.0	—	—	—	100.0				
生殖器病	100.0	—	—	—	100.0				
神経系疾患	—	—	100.0	—	100.0				
新陳代謝病	100.0	—	—	—	100.0				
脚氣症脚氣様症狀ある者	100.0	—	—	—	100.0				
寄生蟲病	—	—	—	—	—				
黴菌性疾患	—	—	—	—	—				

眼瞼の健否及び其の病の種類	男子	女子
健康者	46.0%	61.0%
非健康者	54%	39.0%
急性結膜炎	37.0	25.0
慢性結膜炎	15.0	2.0
トラーホーム	2.0	12.0
合計	100.0	100.0

以上を綜合して見ると大體に於て體格は良好であるが榮養は不良なものが多く疾病を有するものが比較的多いのである。殊に呼吸器病の疑のあるもの迄加へれば表に示す如く多數にして又眼瞼の急性炎症に罹つて居るものゝ多い事等を綜合すると室内の空氣の交換が不良か射入光線の不充分か温度の不足か或は自宅の生活状態に關係あるか今後の研究に待つと述べて居る。

聚落研究號 (地球 第5卷第4號)

地理學上から又は文化史の上からの村落聚落、住宅等に關する専門家の研究報告を集録したものである。

小川琢治氏、人文地理學上より觀たる日本の村落なる論文は近代に於ける都市の膨脹、村落の都會化、住宅様式の變化なきを考へ合せて、住宅又は農村都市なきの研究に關しては是非一讀すべき論文である。

尙本號には伊豆諸島の聚落(辻村太郎)男鹿半島に於ける二つの港町の特徴(小田内道敏)武蔵野に於ける水と聚落との關係(蘆田伊人)京都市内に残存せる古代の聚落(藤田元春)等の論文をのせてゐる。

3 社會及國家の衛生状態

内務省衛生局 各國衛生技術官交換視察會議報告 (同局發行 大正15年3月)

國際聯盟主催の本交換會議は大正14年10月18日から11月21日まで行はれたのであるが、この報告の全部を収録せるものである。

内務省衛生局 國際聯盟衛生技術官交換視察會議參考資料 (同局發行 大正14年10月)

本編は大正14年10月18日から開かれた前記の會議に於ける參考資料としてわが國の衛生状態に關する全般的記録である。わが衛生施設、社會的疾風に對する施設、特殊なる社會衛生方面の事項の全般を知るためにはよい參考資料である。

大達茂雄 防疫行政 (日本醫事新報 第166—第185號)

國民の衛生状態を改善して國民の健康状態を増進すると云ふことは申す迄もなく衛生行政の目的とする所にして之が爲國家は種々なる施設をして此の目的に達することに努めて居る。即各種の疾病を醸す所の社會的原因を除き例へば飲料水飲食物の取締りをする或は國民の衛生思想の普及を圖り或は體育を奨励すると云ふやうな色々方法を講じて居る。然し乍ら元來疾病の豫防治療と云ふことは個人の自衛に任せられべきものである。然し疾病も或種のものに至りては傳染する性質を有つて居るのであるから單に個人の自衛に放任するときは之れが爲に患者以外に病源を傳播して多數の患者を出だし國民の健康を害することになる。國家は此種の傳染性疾患に對して單に個人の自衛に任ずることなく進んで其豫防鎮壓に努めなければならぬ。國家が傳染性疾患の豫防鎮壓に關して執る一切の方法手段を構じて防疫行政とするものであると述べ (1)傳染病の種類 (2)患者死者其他病源汚染事項の發見の方法並通報 (3)清潔方法消毒方法の施行並鼠族昆蟲等の驅除 (4)人及物に對する制限 (5)傳染病隔離病舎隔離所及消毒所 (6)檢疫 (7)病原保有者 (8)執行機關 (9)費用の負擔 (10)強制執行 (11)傳染病豫防法適用の範圍等に關して章を追ふて詳細に述べてある。

黒田教慧 國際聯盟保健部東局の設置と其事業 (日本醫事新報 第187號)

慘澹たりしかの世界大戰は人類の福祉増進の爲1919年に國際聯盟が成立したのであるが右聯盟は成立當初から聯盟規約に基いて衛生事業にも深き注意を拂ふこととなつた。即ち1921年に假保健委員會を設け1923年に之を常設の保健機關として全世界に亘る健康の増進各種傳染病、地方病寄生蟲病、慢性病等の豫防撲滅の爲種々重要なる衛生事業に就いて活動して來た、1922年當時の聯盟保健機關本邦代表者宮島博士の提議に基いて聯盟は「ドクトルノルマンホワイト」氏を東洋に派遣して傳染病狀況ことに海港檢疫に關する状況を調査せしめたが聯盟は同氏の報告書を審議した結果國際的防疫の見地から東洋に傳染病情報局を設けることが必要であると云ふので各關係國の賛成を求めて新嘉坡に國際聯盟東洋支局を設けることとなつたのである、同局の爲すべき事柄は「スエズ」以東濠洲及「アジア」の重要な港に於けるペストコレラ及び痘瘡の發生数を各關係國から毎週1回1定期日に電信及び文書を以つて新嘉坡東局へ通報することとなり同局は各國からの通報を纏めて毎週金曜日に佛領印度支那西貢無線電信局から各關係國へ放送して海外傳染病輸入防遏の上に各國が著しき利便を得ているのである。

第九節 體格、體質、遺傳及性の衛生

1 同 上 一 般

大串菊太郎 余の所謂「壽命値」 (保險醫學雜誌 第25卷第1號)

生命保險の契約より死亡までの經過年月が同一であつても、契約時の年齢が相異なる時は之等を同一體力の保持者と考ふることを得ず、必ずその年齢をも考慮するを要すこと

$$V = \frac{t/R, dt}{(T-t)/(1-R)dt}$$

なる壽命値 (Vital Value) の式を案出し、米國の Glover 氏の生殘表よりその數値を算出し、その意義及び應用を説いてゐる。

小崎逸郎 標準に達せざる體格者の入隊後に於ける運命に就て

(軍醫團雜誌 第159號)

陸軍では壯丁検査の際標準體格に達せざる者と雖、検査醫官の意見によつて、「將來發育の見込」なる備考を附して入隊せしめてゐる。著者はこれらの「發育の見込ある」ものゝ入隊後の健康状態を觀察した結果、標準體格以下の者に附せられたる發育見込の的中率は極めて少數であり、且つ結核、肺炎、胸膜炎等の發生率及減耗率は標準以上者に比して數倍し、明らかに兵業に對して抵抗力の弱きことを證し得たこと論じ、特に胸圍不足者にして非勞働性職業に従事しありしものに一層以上の事實は明かである。故にこれらのものに對して検査時に甲種の判定を下すことは顧慮を要すこと云ふにある。

2 生體測定學及び發育

徳永覺二 胎兒體重身長頭圍概算法より見たる人體の發育速度に就て

(日本婦人科學會雜誌 第21卷第2-3號)

著者は曩に胎兒體重頭圍の概算法を案出したが、更にこの方法を生後の發育にも適用し、以て人體發育の速度を考究せんことを企てたものである。著者は胎生中十回の發育を経るものと假定し、一回の發育を完了するに要する時間を諸家の發育表より算出し、この時間の長短を以て發育速度を見んじてゐる。尚ほ之等の測度についてその概算式を案出し、發育因數なるものを人種別に定め、以て所要の性、年齢、種族に應じて直ちにその標準的數字を算出し得ること。

Yukinobu Yoshida On the development of body length, weight and circumference of head of the Japanese (The Japan medical World, Vol. VI, No. 10.)

1888年の楠氏の研究より、1925年の關氏の研究に至る迄12人の著者の研究結果を總括考究したもので、身長、體重、頭圍について日本人の發育状態を歐洲人のそれと比較しつゝ論究してゐる。

林 能昭 自十二歳至十八歳身體發育型(發育の個人差)に就て

著者は先に6歳より13歳迄の兒童の發育型を個別的測定法によつて研究したが本篇はその續篇に當るもので、やはり身長、體重について直線式發育型、回歸性發育型を分ち、更に多數の小分類を試みてゐる。

松岡冬樹、石井信太郎 日本人の體格榮養状態研究及宮川式榮養標價表 (傳染病研究所研究業績報告 大正15年度第40號)

農村地、海邊地、都會地、工場地別に満5歳より20歳以上の男女12027名について體重、身長、坐高、胸圍を計測し、之等の年齢別、地域別、發育狀態を比較研究し、體重と身長、體重と坐高との關係等についても考究し、ビルケー氏榮養指數は理論的に正確なれど本邦人には直ちに適用しがたく、鶴見氏の改良法は従つて本來のビルケー氏式よりも適合率大なれど、當時往々不適當の場合を見るまで、身長對坐高率の歐洲人對本邦人の比率を求め、之を常數としてビルケー氏榮養指數に乘じ、男女年齢別に早見表を作成した。著者等は更にこの方式を用ひて寄生蟲保有者の榮養、體格狀態を検し、軽度の寄生蟲寄生によつては榮養、體格共に不良に傾けるも、その度は多數の蟲卵排泄者に比して輕少である結果を示した。

吉田章信 日本壯丁の體格に関する統計的研究 (社會醫學雜誌 第478號)

東京市及隣接町村の全壯丁(疾病變常者等を除く)6662人についての統計的研究である。著者の結論による壯丁の身長はマルチン教授の人類各種族の平均價のuntermittelgrossの下限にありて、160.1cmを示す、身長151—170cmの壯丁4046人の身長2cm體重別の分布曲線を作り、その形狀が概ね均齊對稱的であるを云ふところから、その身長に屬する壯丁の體重を小から大に26階級に排列し、平均値の上下に標準偏差の1—數倍毎に區劃し、 $M \pm \sigma$ の範圍の體重を以て日本壯丁の身長別體重の「ノルム」にする。そして著者はこの「ノルム」を以て徵兵上及び體育上に利用せんを主張してゐる。著者は次いでローレル氏身體充實指數、その資料によつて論じ、又壯丁の胸廓について論じてゐる。

大山稻三郎 生産年齢に於ける日本人の標準體格に就て(第四變化の範圍)

著者が曩に發表したる材料について男女年齢別に身長、胸圍、腹圍、體重の平

均偏差を算出したもので、 $M \pm \sigma$ の埒内のものを普通體格と著者は呼んでゐる。尚ほ上掲の測度の各平均値が日本人について青年以後如何なる経過をみるかを考究してゐる。

佐野 繁 健康なる本邦人屍内臓重量の統計的觀察 (北越醫學會雜誌 第41年第4,5,6號)

本邦に於てまだ行はれたことのない外傷によつて死亡した所謂健康屍の内臓重量の統計的觀察であつて、胎生7ヶ月より58歳に至る20例の男子、9ヶ月より56歳の女子7例、合計27例について腦、心臟、肝臓、腎臓、脾臓、膵臓、甲狀腺、副腎、腿下垂體等の内臓定量を計測し、その發育關係を推究してゐる。

Comparative investigation, carried out during the past ten years by the Bureau of Education of the Government-General of Chosen, of the Length and Body-weight of Japanese and Chosenese Boys in the Common Schools and Middle Schools, whose ages range from seven to nineteen years.

Age		7yrs	8yrs	9yrs	10yrs	11yrs	12yrs	13yrs
Length (cm)	※ Standard	107	111	116	120	125	129	134
	Japaneses in Japan	108	112	117	118	125	128	134
	Japaneses in Chosen	106	112	116	120	125	129	134
	Chosenese in Chosen	108	113	115	122	125	131	133
Body Weight (kg)	Standard	17.5	19.3	21.2	22.9	24.9	27.1	29.9
	Japanese in Japan	17.4	19.5	21.1	23.1	26.0	27.5	30.0
	Japanese in Chosen	17.4	19.3	21.1	23.1	25.0	27.4	30.9
	Chosenese in Chosen	18.7	19.5	21.4	22.8	24.9	27.2	28.8

		Age	14yrs	15yrs	16yrs	17yrs	18yrs	19yrs
Length (cm)	※ Standard		139	146	153	157	159	160
	Japanese in Japan		140	146	152	158	158	160
	Japanese in Chosen		140	146	154	158	160	161
	Chosenese in Chosen		137	140	151	153	157	161
Body Weight (kg)	Standard		33.6	38.6	44.6	48.4	50.6	52.5
	Japanese in Japan		33.8	38.6	41.6	46.1	51.4	52.5
	Japanese in Chosen		34.4	39.8	44.6	48.0	51.4	56.8
	Chosenese in Chosen		31.6	34.1	39.3	40.5	43.5	46.8

※ "Standard" represents the standard stature and Body-weight respectively, which is accepted for the Japanese youngsters by the Educational of the Japanese Government.

3 遺傳及び優生學

池田林儀 通俗應用優生學講話 (富山房 大正15年1月25日)

本書は優生學的結婚思想の普及と優生學の何ものであり優生運動の如何なるものであるかを紹介する爲に通俗的に述べたのであると著者は云つて居る。200頁ばかりの小冊子であるが、著者の所謂民族道德の底線たり吾々の求むる規範そのものの底線たる民族意識と優生學的意味に就ての反省を喚起し知らしむる爲に役立つ手頃の通俗書であると思ふ。書中假名遣ひを字音のままにしたるは却つて眼ざはりではありはしないか。

岸 孝義 雙胎兒の指紋に同一なるものありとの説に對して (社會醫學雜誌 第478號)

雙胎兒の指紋の20組の内同形、同數、同價なるものが2組あつた云ふ倉上由一氏の報告に對する批判研究である。著者は同一の資料を更に擴大し考察をこけその相異點を擧げ、個々の指紋には指紋に非ざれば見るここの出来ない何等か獨特の特徴即ち個性を有し、萬人不同である云ふ指紋法の根據は決して動かない

と主張してゐる。

古畑種基外二氏 親子の血清學的鑑別附余等の新遺傳假說 (社會醫學雜誌 第471號)

著者等は從來の同種血球凝集反應により人類血液を4型に分類せるに對し、3種の遺傳物質を推想し、3種の Homozygote と3種の Heterozygote 合計6型を分類し得るも、後者の中ABは明かに鑑別出来るが、他の2型AOとBOとはAA又はBB中に混同せられてをて直接鑑別するここの出来ないのであると論じ、3種の遺傳物質OABがメンデルの優劣の法則と分離の法則とに従つて單純遺傳するものなるここのを101家族459名について研究してゐる。

4 體質病理

5 人類學

西田己四郎 人類學概論 (大阪毎日新聞社 大正15年2月初版)

著者の云つてゐる様に、我國に漸く發達せんとする體質人類學や、土俗學の方面の、人類學からいへば單にその一部門である部分的研究を以て、直ちにそれが人類學であるといふ様な誤つた觀念を持たしめない様にすること、従つて全體として健全な進歩をこけつゝある歐米人類學界最近の造詣を紹介せんために努力せられたこと、從來やゝもすれば「史前」と「歴史」が全く無關係、獨立的なものとして取扱はれたに對し、この境界線が漸次取除かれんこと、同時に「史前」といふ語が、その重要さを失ひつゝある現状を記さんとするここの等を目的とし、著書の造詣を披瀝せられたものである。

松岡靜雄 太平洋民族誌 (岡書院 大正14年10月)

著者は本書に於て先づ太平洋及びその諸島の地理歴史を説き、次に各島別にその地理と住民について述べ、進んで本書の主眼である住民及び言語、神話及び原始宗教觀念、祭祀及び俗信、社會制度、風俗習慣について細叙し、最後に詳密な歐米の参考書を列記して研究者の便に資してゐる等、著者の眞摯な態度を窺知するここが出来ゝる。

鳥居龍藏 極東民族、第一卷 (文化生活研究會 大正15年1月)

著者の物せんとする極東民族5巻の第1冊で、總論に於て支那及び日本(徳川時代)に於ける民族研究史を略説し、尙ほ古西比利亞族チユクチ、コリヤーク、アレウト及びユカギールの諸族について、諸家の研究に私見を加へ、章を分つて細叙してゐる。巻中多數の挿畫を添へてゐる。

小金井良精 人類學研究 (大岡山書店 大正15年2月)

著者が37年間の解剖學教室在職中發表した邦文業績を集録したもので、先に公表したるものに補訂を加へたるものもあり、日本石器時代の住民論を初め人類學上の好著多く、この種出版の稀な我國斯界のために便益する所多大であるを信する。

宮内悅藏 我が領土内に住する種族と其の地理的分布 (人類學雜誌

第41卷第7號)

著者は種族といふ語を、血屬關係による人類の分類即ち Tribe, Tribu, Stamm の意味に用ひ、民族といふ語をば、この關係を無視したる場合の People, Peuple, Volk として用ひてゐる。著者は本篇に於ては、只わが領土内に住する20餘種の種族の名稱を挙げ、その地理的分布を叙してゐるのみで、その他の諸問題については、之を他日に委してゐる。

西村眞次 人種規準と其一單位としての身長の價値 (自然科學 第2冊)

著者は本論文に於て人種規準についての學説を紹介し、その規準の一つとして身長についての人種學的價値を批判考察してゐる。そして著者は著者の測定や松村氏の測定値をかゝけて、その可變性ある事實を述べ、かゝる不恒常性なる身長を以て人種的相異を決定し判定するの規準とするここはこれを避けねばならぬと論じてゐる。

小金井良精 日本石器時代民族の話 (實驗醫報 第12年第142號)

本問題については、著者が既に古く獨逸文及び邦文にて發表したここは周知のこゝである(別項参照)が、本篇に於ては、著者は日本石器時代の遺跡、遺物中主として貝塚について語つてゐるのである。著者は日本貝塚の發見者モオルス氏の説に反し、日本民族に食人の習俗あつたこの説に不同意を示し、又貝塚と墓場とは全然別物で、唯偶然貝層が墓場を覆ふたのであるといつてゐる。貝塚中より發見された人骨は、今日では既に一千體に近く、著者自ら約130體を有しをり、これについて計測したる結果導き出されたる氏の石器時代民族をアイヌ族とす根據を簡單に列記してゐる。即ち兩者の頭蓋稍々長めにして低きこゝ、額低くして傾斜せるこゝ、額面坦面稍々平坦なるこゝ、眉上弓及び眉間の強く隆起せるこゝ、鼻前頭縫合強く引込みたるこゝ、頭蓋縫合鋸齒の簡單なるこゝ、又、顔面稍々低きこゝ、鼻背高きこゝ、眼窩低くして廣きこゝ、齒槽突起の傾斜少きこゝ、又、肢骨に於ては、上膊骨内側前面が平坦にして、橈骨神經溝が深く、三角筋凸起強く、これがために中央部がその指數の示す如く扁平なるこゝ (Platyfrachionie)、尺骨體は扁平なるばかりでなく、中央の最大徑及び最小徑の方面に於て極めて特種なるこゝ、即ち最多くの場合に於て最大徑が背側縁と骨間櫛との間に、最小徑が掌側縁と背側面との間にあるこゝ (Platycubitonie)、大腿骨の粗造線が龍骨形に隆